

(イ) 黨全體に對しては——全聯邦大會、全聯邦共產黨中央委員會、全聯邦代表會議。

(ロ) 州、地方、聯邦構成共和國に對しては——州、地方會議、聯邦構成共和國共產黨大會、州委員會、地方委員會、聯邦構成共和國共產黨中央委員會。

(ハ) 管區に對しては——管區會議、管區委員會。

(ニ) 市、地區に對しては——市、地區會議、市委員會、地區委員會。

(ホ) 企業、コルホーズ、MTC、陸、海軍部隊、諸官衙に對しては——總集會、基本的黨組織會議、基本的黨組織ビュロー。

二十七、全聯邦共產黨中央委員會内には黨決議實行の實際的活動のために左の如き局及び部を設置す。

(イ) 人事局

(ロ) 宣傳煽動局
(ハ) 組織・指導員部

(ニ) 農業部
(ホ) 學校部

管區委員會、州委員會、地方委員會及び聯邦構成共和國共產黨中央委員會には左の如き部を設置す。

(イ) 人事部

(ロ) 宣傳煽動部

(ハ) 組織・指導員部

(ニ) 農業部

(ホ) 軍事部

黨委員會及び地區委員會には左の如き部を設置す。

(イ) 人事部

(ロ) 宣傳煽動部

(ハ) 組織・指導員部

(ニ) 軍事部

軍事部の義務は兵役義務者の算定、召集の遂行、戰時動員、防空等々の事

業に於いて、軍事機關を援助するものとす。

州委員會、地方委員會、聯邦構成共和國共產黨中央委員會に於ける宣傳煽動部及び人事部の指導は特別書記の任務とすべきものとす。

二十八、各黨組織は自らの最後の決定により、自己の新聞を得る權利を有す。但し、當該上層組織の認可を必要とす。

上級黨機關

二十九、全聯邦共產黨の最高機關は全聯邦共產黨大會なり。定期的大會は三年に一回以上召集するものとす。

臨時大會は全聯邦共產黨中央委員會により、その發意又は最後の黨大會に代表されたる黨員總數の三分の一以上の要求により召集する。黨大會の召集及び日程は、遅くも大會の一ヶ月半前に布告す。臨時大會は二ヶ月の期間内に

召集するものとす。

大會は最後の定期的大會に代表されたる黨員總數の半數以上が代表される場合に成立したるものと看做す。

大會代表選出率は全聯邦共產黨中央委員會これを決定す。

三十、全聯邦共產黨中央委員會が第二十九條に示されたる期間内に臨時大會を召集せざる場合には、臨時大會召集を要求せる組織は、臨時大會召集について全聯邦共產黨中央委員會の諸權利を享有する組織委員會を形成する權利を有す。

三十一、大會

(イ) 全聯邦共產黨中央委員會、中央監査委員會及びその他中央諸組織の年次報告を聴取し且つ確認す。

(ロ) 黨の綱領及び規約を再審し且つ變更す。

(ハ) 日常政策の基本的諸問題に關する黨の戰術方針を決定す。

する黨の戰術方針を決定す。

(ニ) 全聯邦共產黨中央委員會及び中央委員を選挙す。

三十二、全聯邦共產黨中央委員會及び中央監査委員會は大會に規定せられたる員數を選挙する。全聯邦共產黨中央委員脱退の場合には、大會により選出されたる候補者中より補充するものとす。

三十三、全聯邦共產黨中央委員會は通常總會を四ヶ月に一回以上開催す。全聯邦共產黨中央委員候補者は中央委員會總會に出席し、評議權を有す。

三十四、全聯邦共產黨中央委員會は政治的活動のために政治局、組織活動の全般的指導のために組織局、組織的執行の性質の日常活動のために書記局、黨及び全聯邦共產黨中央委員會の決議の實行を點檢するために黨統制委員會を組織す。

三十五、黨統制委員會 (イ) 黨組織及びソヴェート・經濟機關による黨及び全聯邦共產黨中央委員會の決議實行を統制す。

通商資料室

三十七、全聯邦共產黨中央委員會は、大會閉會中年に一回以上緊急なる黨政策問題を討議する爲、地方黨組織の代表者よりなる全聯邦黨會議を召集す。

全聯邦會議代表者は州委員會、地方委員會、聯邦構成共和國共產黨中央委員會總會に於て選舉さるゝものとす。

全聯邦會議の代表者選舉手續及び選出率は全聯邦共產黨中央委員會これを決定す。全聯邦共產黨中央委員は、地方黨組織より全權を附與されざる場合は、評議權を持つて全聯邦會議の活動に参加す。

三十八、全聯邦會議は全聯邦共產黨中央委員會委員の一部を更迭する權利即ち中央委員として自己の義務を遂行せざる全聯邦共產黨中央委員會の個々の委員を罷免し、他の者と更迭する權利を有す。但し更迭の數は黨大會により選出されたる全聯邦共產黨中央委員

會成員の五分の一以下とす。全聯邦會議は全聯邦共產黨中央委員を黨大會により選出されたる候補者中より補充し、その後任として同數の新候補者を選出す。

三十九、全聯邦會議の決議は全聯邦共產黨中央委員會これを確認す。但し全聯邦共產黨中央委員會の確認を要せざる全聯邦共產黨中央委員の更迭及び新中央委員候補者の選出に關する決議を除く。

全聯邦共產黨中央委員會により確認されたる全聯邦會議の決議は全黨組織に對し義務的決定なり。

四十、ポリシエヴイキ的指導及び政治的活動の強化のため、中央委員會は國民經濟及び國家全體に對し特に重要な意義を占むる、立後れの社會主義建設部署に政治部を創設し、且つ中央委員會の黨オルグを派遣する權利を有す。

同様政治部の主要任務遂行の程度に應じ、同政治部を生産的、地域的特質に即して組織されたる通常黨機關に轉化する權利を有す。

政治部は全聯邦共產黨中央委員會により確認さるゝ特別指令に基き活動するものとす。

四十一、中央委員會は自己の事業に關し黨組織に對し定期的報告をなす。

四十二、中央監査委員會は

(イ) 黨中央諸機關内に於ける事務の迅速、正確及び全聯邦共產黨中央委員會書記局機關の運營調査を檢査し、

(ロ) 全聯邦共產黨中央委員會の計及び諸企業を監査するものとす。

州、地方及び共和國黨組織

四十三、州、地方、共和國黨組織の最高機關は、州、地方黨會議又は聯邦構成共和國共產黨大會にして、それら閉會中に於ける最高機關は州委員

會、地方委員會、聯邦構成共和國共產黨中央委員會なり。これら機關はその活動に於いて全聯邦共產黨及其指導諸機關の決定により指導さるゝものとす。

四十四、通常州、地方會議又は聯邦構成共和國共產黨大會は州、地方委員會、聯邦構成共和國中央委員會により一年半に一回召集され、臨時會議又は大會は州委員會、地方委員會、聯邦構成共和國中央委員會の決議又は州、地方、共和國の黨組織に屬する諸組織の黨員總數の三分の一以上の要求により召集さるゝものとす。

州、地方會議、聯邦構成共和國共產黨大會の代表選出率は州委員會、地方委員會、聯邦構成共和國共產黨中央委員會により決定さる。

州、地方會議、聯邦構成共和國共產黨大會は州、地方委員會、聯邦構成共和國の範圍内に各種の黨機關

和國共產黨中央委員會、監査委員會及びその他州、地方、共和國組織の年次報告を聴取し且つ確認し、州、地方又は共和國に於ける黨、ソヴェート・經濟、勞動組合の活動の問題を審議し、州委員會、地方委員會、聯邦構成共和國共產黨中央委員會、監査委員會及び全聯邦黨大會代表者を選挙す。

四十五、州、地方委員會、聯邦構成共和國共產黨中央委員會は日常活動のためそれぞれの執行機關を選挙す。これらの執行機關は十一名以下より成り

四、五名の書記——第一書記、第二書記、人事係書記及び宣傳係書記——を設置し、全聯邦共產黨中央委員會により確認さるゝものとす。書記は五年以上の黨歴を有すべきこと。

四十六、州委員會、地方委員會、聯邦構成共和國共產黨中央委員會は州、地方、共和國の範圍内に各種の黨機關

を組織し、その活動を指導し、自己の統制下に活動する州、地方、共和國の黨機關紙の編輯部を任命し、黨外諸組織に於ける黨グループを指導し、州、地方、共和國にとつて一般的意義を有する自己の企業を組織し且つ指導し、州、地方、共和國の黨計を管掌す。

四十七、州委員會、地方委員會、聯邦構成共和國共產黨中央委員會の通常總會は少くとも三ヶ月に一回召集さるゝものとす。

四十八、自治共和國内の黨組織並に地方及び聯邦構成共和國の構成に入る民族、州及びその他の州の黨諸組織は地方委員會、聯邦構成共和國共產黨中央委員會の指導下に活動し、その内部的生活に於ては州、地方及び共和國組織に關する黨規約第五章に述べられたる諸規定により指導さるゝものとす。

管區黨組織

四十九、管區を有する州、地方及び共和国に於いては、管区内に管區黨組織を設置す。

管區黨組織の最高機關は管區委員會によつて少くとも一年半に一回召集する、管區黨會議なり。臨時會議は管區委員會の決議又は管區黨組織に入る諸組織の黨員總數三分の一の要求により召集するものとする。

管區代表會議は管區委員會、監査委員會及びその他の管區黨組織の年次報告を聴取し、且つ確認し、管區黨委員會、監査委員會、州、地方會議又は聯邦構成共和國共產黨大會代表者を選擧す。

五十、管區委員會は九名以下及び管區委員會書記四名——第一書記、第二書記、人事係書記及び宣傳係書記——より成るビュローを選出す。書記に三年の黨歴を有するものなること。管

區委員會書記は州委員會、地方委員會聯邦構成共和國共產黨中央委員會により確認するものとする。

五十一、管區委員會は管区内に各種の黨機關を組織し、その活動を指導し自己の指導及び統制下に活動する管區黨機關紙の編輯部を任命し、黨外諸組織内の黨グループを指導し、管區的意義を有する自己の企業を組織し管區の範囲内に於て黨の勢力及び資財を配分し、管區黨會計を管掌す。

市及び地區（農府地區及び都市區）黨組織

五十二、市、地區委員會は市、地區黨會議を少くとも一年に一回召集し、臨時會議は市、地區委員會の決議又は市、地區組織に入る諸組織の黨員總數三分の一の要求によつて召集するものとする。

市、地區黨會議は市、地區委員會、

監査委員會及びその他の地區諸組織の年次報告を聴取確認し、市、地區委員會、監査委員會を選擧し、地方、州會議又は聯邦構成共和國共產黨大會代表者を選擧す。

五十三、市、地區委員會は七—九名及び市委員會、地區委員會書記各三名より成るビュローを選擧す。市、地區委員會書記は三年以上の黨歴を有するものたること。市及び地區委員會の書記は州委員會、地方委員會、聯邦構成共和國共產黨中央委員會により確認するものとする。

五十四、市、地區委員會は企業、ソフホーズ、MTC、コルホーズ及び諸機關内に基本的黨組織を組織、確認し黨員及び同候補者の登録を行ひ、市、地區の範囲内に於て各種の黨機關を組織し、その活動を指導し、自己の指導及び統制の下にある市、地區黨機關紙の

編輯部を任命し、黨外諸組織内の黨グループを指導し、全市的、地區的意義を有する自己の企業を組織し、市及び地區の範囲内に於て黨の勢力及び資財を配分し、市、地區黨會計を管掌す。

市、地區委員會は州委員會、地區委員會、聯邦構成共和國共產黨中央委員會に對し、全聯邦共產黨中央委員會により規定されたる期間及び形式をもつて、自己の活動に關する報告を提出す。

五十五、市、地區委員會總會は少くとも一ヶ月半に一回召集するべきものとする。

五十六、大都市に於ては、全聯邦共產黨中央委員會の許可を得て市委員會に從屬する區組織を設置す。

基本的黨組織

五十七、黨の基礎は基本的黨組織なり。

基本的黨組織は工場、ソフホーズ、

MTC及びその他の經濟的企業、コルホーズ、赤陸軍及海軍部隊、村、諸官衙、學校等々に於て、黨員三名以上存在する場合に設置するものとする。

三名以下の黨員を有する企業、コルホーズ、黨機關等々に於ては、黨の地區委員會、市委員會又は政治部により派遣する、黨オルグを指導者とする候補者グループ又は黨コムソモール・グループを設置す。

基本的黨組織は地區、市委員會又は當該政治部により確認するものとする。

五十八、百名以上の黨員及び候補者を有する企業、諸機關、コルホーズ等々に於ては、當該企業及び官衙等全體を包含する全基本的黨組織の内部に個別的に、地區委員會、市委員會又は當該政治部の確認を経て、職場、職區、

部等毎に黨組織を組織し得るものとする。

職場組織、職區組織等々の内部、並に黨員及び候補者百名以下の基本的黨組織内部に於いては、企業作業班、作業團別の黨グループを組織し得るものとする。

五十九、五百名以上の黨員及び候補者を算する大企業及び官衙に於ては、個別的に、全聯邦共產黨中央委員會の許可を経て、黨工場委員會を設置し、これら企業の職場黨組織に基本的黨組織の權利を附與し得るものとする。

六十、基本的黨組織は労働者、農民及びインテリゲンツィヤ大衆を黨の指導機關と連結せしむ。其任務左の如し

(イ) 工場新聞の指導をなすこと共に、黨のスローガン及び決議の實行のため大衆中に於いて煽動的及び組織的活動をなすこと。
(ロ) 黨に新黨員を吸収し政治的教

育をなすこと。

(ハ) 地區委員會、市委員會又は政治部の一切の實際的活動に協力すること。

(ニ) 生産計畫の遂行、労働規律の強化及び社會主義的競争及び突撃隊運動の發展のため企業、ソフホーズ、コルホーズ等々の大衆を動員すること。

(ホ) 企業、ソフホーズ、コルホーズに於ける事業紊亂及び不經濟的管理に對する闘争並に労働者、勤務員及びコルホーズ員の文化的・生活的諸條件の改善に關し不斷の配慮をなすこと。

(ヘ) 國の經濟的及び政治的生活に積極的に参加すること。

六十一、ソフホーズ、コルホーズ及びMTCを含む生産的企業の基本的黨組織の役割及び企業の活動状態に對するその責任を高めるため、これらの組織に企業管理部の活動を統制する權利

を附與す。

人民委員部内黨組織はソヴェート官衙の特殊的活動條件のため、官衙統制機能を有し得ず、但し、官衙の活動に於けりて缺陷に關し警告を發し、人民委員部及びその個々の勤務員の活動に於ける缺陷を指摘し、自己の資料及び意見を全聯邦共產黨中央委員及び人民委員部指導者に通達する義務を有す。

人民委員部の基本在黨組織の書記は全聯邦共產黨により確認さるゝものとする。

人民委員部の中央機關の勤務員たる凡ての黨員及び候補者は一人人民委員部全體の黨組織に入るものとす。

六十二、基本的黨組織は日常的活動の遂行のため十一名以下より成るビュローを選擧す。その任期は一ヶ年とする。

以上の黨員を有する黨組織内に設置する。十五名以下の黨組織にあつて、ビュローは設置せず、基本的黨組織の書記(一名)を選擧す。

集團的指導の精神をもつて黨員を急速に教育し、且つ養成するため十五名以上百名以下の黨員を有する職場黨組織は、三名乃至五名より成る職場黨組織ビュローを選擧する權利を百名以上の黨員を有する職場黨組織は三名乃至七名より成るビュローを選擧する權利を賦與さるゝものとす。

百名以下の黨員を結合する基本的黨組織に於いては、黨活動は原則として生産活動より解放されざる勤務員により行はるゝものとす。

一千名以下の黨員を有する基本的黨組織に於いては二―三名の有給黨職員が執務し、三千名及びそれ以上の黨

員を有する組織に於いては四―五名の生産上の職務より解放されたる同志が執務するものとす。

基本的黨組織及び職場黨組織の書記たるものは一ヶ年以上の黨歴を有すべしこと。

黨とコムソモール

六十三、全聯邦レーニン共產青年同盟は全聯邦共產黨の指導下に活動し、コムソモールの指導的機關たる全聯邦レーニン共產青年同盟中央委員會は全聯邦共產黨中央委員會に從屬すべきものとす。全聯邦レーニン共產青年同盟の地方的諸組織の活動は當該共和國、地方、州、市及び地區黨組織により指導され且つ統制さるゝものとす。

六十四、黨員又は黨員候補者たる全聯邦レーニン共產青年同盟員は、コムソモール組織に於いて指導的地位に就かざる場合は、入黨の際コムソモール

より脱退するものとす。

六十五、全聯邦レーニン共產青年同盟は一切の國家的及び經濟的建設に於いて黨の積極的補佐機關たるべく、コムソモール組織は一切の社會主義建設に於いて、殊に基本的組織無きところにおいて、實際上黨方針の積極的遂行に於いて、實際に黨方針の積極的遂行者たるべきものとす。

六十六、コムソモール組織は企業、コルホーズ、ソフホーズの活動に於ける缺陷の矯正及び活動改善上、それらに必要な援助を示す任務と關聯せるその活動の一切の問題を、當該組織の前に提起且つ討議し、社會主義的競争及び突撃隊運動の組織、大衆的カンパニヤの遂行等々に於いて廣汎なるイニシヤチヴをこる權利を有す。

赤陸海軍及び運輸に於ける黨組織

六十七、勞農赤軍に於ける黨活動の

指導は全聯邦共產黨中央委員會軍事部の權限に於いて活動する勞農赤軍政治宣傳部により行はるゝものとす。同様勞農海軍並びに運輸に於いては全聯邦共產黨中央委員會海軍部及び運輸部の權限に於いて活動する海軍政治宣傳部及び運輸政治宣傳部により行はるゝものとす。

勞農赤軍政治宣傳部、海軍政治宣傳部及び運輸政治宣傳部は、その任命する政務黨、軍コミツサル、黨オルグ及び當該陸軍海軍及び鐵道黨會議に於いて選舉さるゝ黨委員會を経てその指導を行ふものとす。

赤色陸海軍及び運輸に於ける黨組織は全聯邦共產黨中央委員會により確認さるゝ特別指令に基き活動するものとす。

六十八、軍管區、艦隊政治宣傳部長官及び鐵道政治宣傳課長たるものは黨

歴五年を有すべきこと。師團及び旅團政治宣傳課長官たるものは三年の黨の歴を有すべきこと。

六十九、政務諸機關は現地黨委員會に政務機關指導者及び軍コミツサルを不斷に参加せしめ、檢委員會にて政務機關長官、軍コミツサルをして軍隊に於ける政治活動に關する報告及び運輸政治宣傳部長官の報告を系統的になさしめ、地方的黨委員會との密接なる聯絡を維持する義務あるものとす。

黨外組織に於ける黨グループ

七十、ソヴェト並びに労働組合、協同組合その他の大衆的組織の凡ての大會議、協議會及びそれらの被選舉機關に於いて、三名以上の黨員を有するところには、黨グループを組織す。その任務は非黨員間に於ける黨影響の全面的強化及び黨政策の遂行、黨及び國家

的規律の強化、官僚主義者に對する闘争、黨及びソヴェトの指令遂行の檢査にあり。グループは活動のため書記を選擧す。

七十一、黨グループは、當該黨組織（全聯邦共產黨中央委員會、聯邦構成共和國共產黨中央委員會、地方委員會、州委員會、管區委員會、市委員會、地區委員會）に從屬するものとす。

グループは一切の問題に關し、指導黨機關の決定により嚴重且つ斷乎として指導されるべきものなり。

黨規律違反に對する處罰

七十二、黨統一の維持、二重人格主義、分派闘争及び分裂の一切の企圖に對する假借なき闘争、黨及び國家規律の遂行——これ全黨員及び全黨組織の最も重要な義務なり。

七十三、黨及びソヴェト中央部の決定は急速且つ正確に遂行すべし。上

層組織の決議の不遂行及び黨の輿論に

より非違と認められるその他の過失は左の如く罰せらるべし。組織に對しては——譴責及び全般的再登録（組織の解散）個々の黨員に對しては——各種の譴責（叱責等々）、公の譴責、黨及びソヴェトの責任ある職務よりの一時的解任、黨籍除名、行政及び司法機關への過失通達付黨籍除名。

七十四、全聯邦共產黨中央委員會員にして黨及び國家規律に違反し、變節又は二重人格的行動及び分派的行動をなしたる場合は、全聯邦共產黨中央委員會はこれに中央委員會よりの除名、最後の手段として黨籍除名の手段を適用する權利を有す。

全聯邦共產黨中央委員會員及び同候補者に對しかゝる極端なる處置を適用する際には、全聯邦共產黨中央委員會總會を召集し、同候補者も全部出席せ

しむべし。最も責任ある黨指導者等の

かゝる總會がその三分の二の投票をもつて全聯邦共產黨中央委員會よりの除名を必要と認むる場合は、かゝる處置は直ちに實行されるべきものとす。

黨の資金

七十五、黨及びその諸組織の資金は黨費、黨の企業収入及びその他の収入より成る。

七十六、黨員及び候補者の毎月の黨費は次の如し。

- 賃銀高、二〇留以下
- 二〇留乃至二五留
- 一五留乃至二〇留
- 一〇留乃至一五留
- 二〇留乃至二五留
- 一五留乃至二〇留
- 一〇留乃至一五留
- 五〇留以上

定賃銀を有せざる黨員及び候補者の黨費の額は全聯邦共產黨中央委員會に

よつて決定されるものとす。

七十七、入黨費は候補者に採用される際に賃銀の二%を徴収されるべきものとす。

共產黨の現勢

黨員數及黨の社會的構成

一九四一年第十八回全聯邦共產黨會議に於けるスタリンの小報告によれば現在黨員數は、二、五一五、四八一名、黨員候補者一、三二二、四〇四名、合計三、八三六、八八五名で、一九三九年第十八回黨大會以來全黨員及候補者數は一、三九五、二一九名増加してゐると發表された。即ちソ聯邦人口一億七千餘萬人に對し二・二%弱に當つてゐる。

次に黨の社會的構成を見るに一九三九年第十八回黨大會代表者の職業別構成を見ると

黨機關勤務員 六五九(四一%)

コムモール勤務員 二二七

軍事機關勤務員 二八三(一八%)

農業勤務員 六三(四%)

運輸勤務員 一一〇(七%)

となつてゐるが、之を第十七回大會當時と比較してみると、第十七回大會においては黨機關勤務員四〇%、軍事機關勤務員七・三%、農業勤務員一〇%運輸勤務員六%の割合を示して居り、前大會においては僅か九〇名にすぎなかつた軍事機關勤務員の數が第十八回大會において一躍二八三名、七・三%から一八%に増加してゐる。大會代表は黨員一千名につき一名の割合で選出されてゐるのであつて多數の代表を送り得るには多數の黨員を擁してゐなければならぬ。大會代表に軍事機關勤務員（赤陸軍、赤海軍、内務人民委員部）が斯くも多數を占めてゐることは

黨の最近の動向を示すものとして甚だ面白い現象である。

更に全聯邦共産黨の今後の動向をトする上に重要な事實は全人口に對する黨員の比率が都會に多く農村に甚だ少い事である。それに關する正確な資料は發表されてゐないが、農村の黨員は略々五十萬人を出でないであらうと推測されてゐる。即ち農村人口一億四百五十萬人に對して、農村の黨員は人口二百三十人に一人の割合となり、都會の黨員は恐らく約二百萬人、人口二十一人につき一人の割合となる。

今一つは第十八回大會代表の中になり多數の高等教育終了者がゐた點である。これを第十六回、第十七回大會當時と比較してみると次の如き顯著な開きを示してゐる。

第十六回 高等教育 終了者 中等教育 終了者
四・四% 一五・七%

第十七回 一〇・〇% 三二・〇%
第十八回 二六・五% 二二・五%

即ち第十八回大會代表の中には中等教育以上終了者が約半を占め、且その中では高等教育終了者の比率が却つて大きい。これは明かにインテリゲンツィヤ層が一つの獨立の政治勢力たらんとしてゐる動向を示すものである。

政治局の消長

ソ聯邦政治の實權を握るものは共産黨であるが、その共産黨の實質的支配者は黨の政治局(ボリト・ビュロー)である。それ故にボリト・ビュローのメンバー構成は黨内諸勢力拮抗をそのまゝ反映するものとして注目すべきであるが、その類觸れは主として、第十八回大會において選出されたものでスターリン、モロトフ、ヴォロシロフ、エル・カガノウイチ、カリーニン、アンドレーフ、ミコヤン、ジュダ

イノフ、フルシチエフの九名によつて構成されてゐる。

尙候補者は本一九四一年二月二十日黨中央委員會總會を開き、十八回黨會議の決議を採擇し、國家計畫委員會委員長ウオズネセンスキー、黨中央委員會書記マレンコフ、モスクワ市委員會書記シチエルバコフを新たに加へ、從來のそのメンバーにベリヤ、シウエルニクと共に五名となつたが、何れもスターリン派の鏘々たる者のみである。

レーニン在生當時の政治局員は、レーニン、トロツキー、カメネフ、ジノヴィエフ、ルイコフ、スターリン、ブハーリン、トムスキーの八名であつた。而もこの中今日尙ほ政治局に留つてゐるものはスターリン唯一人である。レーニンは病死したがトロツキーは祖國を追はれて、四〇年夏メキシコ

で暗殺された。そして他の五名は何れもスターリンの手によつて「人民の敵」として銃殺された。これを見てもこの間における内訌が如何に甚しかつたかを知る事が出来るであらう。

第十四回大會當時、スターリン派は未だ決して支配的でなかつた。それは當時の政治局の構成にも現はれてゐる。第十四回大會直後、一九二六年一月一日の中央委員會總會で左の中央委員が政治局員として選出された。

ブハーリン、ヴォロシロフ、ジノヴィエフ、カリーニン、モロトフ、ルイコフ、スターリン、トムスキー、トロツキー(以上九名) 候補、ルズダーク、ジェルジンスキー、ベトロフスキー、ウグラノフ、カメネフ(以上五名、合計十四名)

このうち、スターリン派と目されるものはヴォロシロフ、モトロフ、ジ

エルジンスキーとスターリンの四名にすぎない。残りはブハーリン派、ジノヴィエフ派及びトロツキー派である。尤もトロツキー派は既に没落過程を辿つてゐた。同年一月にはトロツキーは陸軍人民委員の職を解かれ、スターリンとの對立は益々激しくなつて行つた。兩者の對立は第十五回大會(一九二七年十二月)を前にして極度に尖鋭化した。

第十五回大會においてトロツキー派は敗北し、集團的に除名され、トロツキー自身は中央アジアに流刑を宣告された。同大會直後に決定された政治局の構成は當時の政治情勢を反映して、第十四回當時とは著しく變つた。

政治局員はブハーリン、ヴォロシロフ、カリーニン、クイブイシエフ、モロトフ、ルイコフ、ルズダーク、スターリン(以上八名)、候補はベトロ

フスキー、ウグラノフ、アンドレーフ、キーロフ、ミヤコン、カガノウイチ、チユーバリ、コシオール(以上八名、合計十六名)

政治局員八名のうちスターリン派と目されるものはヴォロシロフ、クイブイシエフ、モロトフとスターリンとの四名であり、残りはブハーリン派又は中間的分子である。既にトロツキー派は勿論のこと、彼等とブロックを結んだジノヴィエフ派も政治局内における勢力を失墜してしまつた。彼等の失脚と對照して注目されることは政治局員候補八名のうち壓倒的多數がスターリン派であることである。即ちアンドレーフ、キーロフ、ミヤコン、カガノウイチ、チユーバリ、エス・コシオールの六名はスターリン直系の分子である。殊にカガノウイチの政治局入りはスターリン派の後の飛躍的勢力伸張に

とつて重要な意義を持つものであつた。政治局においてはブハーリン派の勢力は未だ可成り強かつたけれども、既にスターリン派は優位を占めた。否自己の最大の強敵トロツキーを葬つた時、既にスターリンの支配は全く確立されたと言つてよい。ジノヴィエフにせよ、ブハーリンにせよ、スターリンにとつてはさほどの強敵ではなかつた。

第十五回大會以後約二年半を経て開かれた第十六回大會（一九三〇年六月二十六日—七月十三日）の直後の第一回中央委員總會では、ヴオロシロフ、カガノウイチ、カリニン、キエフ、モロトフ、ルイコフ、ルズタイク、スターリンの十名が政治局員に選ばれ、ミヤコン、チユーバリ、ベトロフスキー、アンドレーフ、スイルツ

オフの五名が候補者に選出された。第十五回大會と第十六回大會との間には國の工業化の問題、農業集團化の問題を繞つてスターリン派とブハーリン派との間に激しい對立が起り、遂にブハーリン派はクラーク階級の代辯者の烙印を押されて退却を餘儀なくされ、ブハーリン、ウグラーノフは政治局から追放された（前者は一九二九年十一月、後者は同年四月）。ブハーリン派の後退はそれと同時にスターリン派の地位の一層の強化となつて現はれた。即ちこれまで政治局員候補者に過ぎなかつたところのカガノウイチ、キエフ、コシオール三名が政治局員となり、スターリン派の勢力は壓倒的となつた。ブハーリン派と目されるものは僅かにルイコフとスイルツオフの二名にすぎない。しかも彼等は今や従來のブハーリン主義を少くとも表面的には放

棄し公然とスターリン主義に忠誠を誓はざるを得なくなつた。第十七回大會（一九三四年一月二十六日—二月十日）において選ばれた政治局員は左の如くである。スターリン、モロトフ、カガノウイチ、ヴオロシロフ、カリニン、オルジョニキトゼ、クイブイシエフ、キエフ、アンドレーフ、コシオール（以上十名）、候補補員ミヤコン、チユーバリ、ベトロフスキー、ポストウイシエフ、ルズタイク（以上五名）。こゝで注目されることはブハーリン派のルイコフが政治局員から離れ、ルズタイクが政治局員から候補者に左遷されたことである。ブハーリン派は殆んど全く一掃されてしまつた。ブハーリン派の後退はスターリン派の躍進を伴つた。オルジョニキトゼが一躍政治局員となり（彼は一九三〇年十二月

總會で政治局員に選ばれた）またこれまで政治局員候補であつたアンドレーフが政治局員に昇進した。更に當時純粋スターリン派と目されてゐたポストウイシエフが政治局員候補に選ばれたのもスターリン派強化の現はれであつた（尤も一九三八年、彼はウクライナにおける民族獨立派との關係の廉により逮捕された）。

かくて第十七回大會においては政治局は完全にスターリン派を以て充たされるに至つた。しかしスターリン派が完全な勝利を得、政治局が全くスターリン的分子によつて占められたとは言へ、中央委員會や黨統制委員會内にはトロツキーやブハーリンの勢力が可成り強く残つてゐた。これが最近の肅清工作の遠因をなしてゐた。

黨第十八回會議

第三篇 政治 第四章 共産黨、共産青年同盟

本一九四一年二月十五日よりモスクワに於て全聯邦黨第十八回會議が開催された。

右會議に於ける主要報告は先づ第一に十五日開會當日の黨中央委員會書記マレンコフの演説であり「黨活動の重點を農業部門より工業、運輸部門へ移行せしむ」必要の強調をなし、次いで十八日人民委員の副議長兼國家計畫委員會委員長ウオズネセンスキーの「ソ聯經濟の擴充計畫案」が説明された。この他二十二日の閉會迄新附地方共和國の代表者の報告及全聯邦労働組合協議會書記長シュウエルニクの「國防經濟強化の爲一層の社會主義黨争の強化」の必要が述べられ、マレンコフ及ウオズネセンスキーの報告は満場一致可決された。

尙十八日黨中央委員會ジュダノフの注目すべき演説がなされ黨中央委員並

に中央委員候補に對する黨除名及警告を別項の如く發表したが、何れも黨中央委員及候補として職務不良を難詰し放任的現狀維持者に對する警告である。

黨中央委員にして治績不良の廉で除名されしものは、アンツエロウイツチ（エヌ・エム）（前聯邦林業人民委員）リトヴィノフ（エム・エム）（前聯邦外務人民委員）リハチエフ（イ・ア）（前聯邦中機械製作人民委員）ヌメルクロフ（エフ・ア）（前聯邦黑色冶金人民委員）シチャデンコフ（エ・ア）（前聯邦國防人民委員代理）又中央委員候補に轉落したもにて、黨中央委員候補より同じく治績不良の廉で除名されし者は、アントーノフ（デ・イ）（チエリヤビンスタ州委員會書記長）ビュルコフ（エヌ・イ）（極東第二赤旗軍々事會議委員、師團政務官）ウエンベルグ（デ・

ベ) (聯邦職業組合書記) ゼムチユジナ
(ベ・エフ) (前聯邦漁業人民委員モロ
トフ夫人) デユラーブレフ (ベ・ベ)
(内務人民委員部モスクワ州長官) イ
グナートフ (エヌ・ゲ) (クイブイシエ
フ州委員會議書記長) ミスカアンドロフ
(ア・ベ) (聯邦燃料工業人民委員代理)
ロアレフ (エム・ベ) (白ロシア軍管區
第一級軍司令官 (二等大將) ネベーヂ
ン (エヌ・イ) (ラスターヂン (ゲ・エ
ス) サモフアローフ (ア・イ) (前聯邦
有色冶金人民委員 (フエクレンコ (エ
ヌ・ウエ) ワロールコフ (ア・ア) (ハ
リコフ州委員會議書記長) シヤギマルダ
ノフ (エフ・カ) (バシキル自治共和國
人民委員會議々長) ヤルツエフ (ウエ
・ベ) 聯邦有色冶金人民委員第二代理)
黨中央監査委員にして職務成績不良の
廉で除名されし者は、アンドレエンコ
(ア・ア) ウオルコフ (ア・ア) (デユ

ワシ州委員會議書記長) デニセンコ (ベ
・エヌ) クワーツフ (エム・エ) (ウオ
ロシロフグラード州黨書記長) キセル
ーフ (ア・ベ) (前白ロシア共和國人民
委員會議長) シュルキン (ゲ・ベ) (タ
ンボフ州委員會議第二書記) スクルイン
ニコフ (エス・エ) (前聯邦調達人民委
員) チュービン (ヤ・ア) (トルクメン
共和國黨中央委員會議書記長)
警告を發せられたるものは、カガノ
ウイツチ (エム・エム) (聯邦外務人民
委員代理前機械製作工業人民委員)
◎現状の成績の儘放任的ならば中央委
員及現職を罷免せしむると警告
デニソフ (エム・エフ) (聯邦化學工
業人民委員) セルゲーエフ (イ・ベ)
(兵器製造人民委員) ドウケリスキ
イ (エス・エス) (海運人民委員)
◎以上三名は今までの如く成績不良な
れば各自の職務を免職すと警告

シアシコフ (ゼ・ア) (聯邦河川水運
人民委員) イシヤコフ (イ・ア) (聯
邦漁業人民委員) ボガツイレフ (ベ
・エ) (聯邦電氣人民委員)
◎以上職務に對し放任現狀を維持すれ
ば人民委員を免職すと警告

地方黨機關の改選

地方黨機關の改選は、州、地方黨機
關は、共和國黨中央委員會以下州、地
方、管區、市、區の黨組織及基本組合
に至る迄二月十五日以降三月廿日頃ま
でに大體行はれ、又ウクライナ共産黨
は同十五日夫々大會を開催し過去二年
間の業績を檢討したが、これ等の機會
に於て黨の政治、經濟、社會的活動狀
態が報告せられその刷新につき活潑な
討論が行はれた。これに關聯して看取
せられたことは黨員中の所謂「人民の
敵」の摘發及黨機關に對する不信任の

表明が兩三年前に比し著しく減少した
ことであつて、これは内政安定の一面
を示すものと考へられる。

黨員の採用は着々行はれコムソモー
ルからも第十八回黨大會以來一九四〇
年迄の期間に於て黨に採用せられたも
のは七六一、六〇〇人であると云ひ、各
共和國に於ても黨委員會總會開催の際
大黨者の増加したことが發表せられて
ゐる。これを一九三九年四月より一九
四〇年六月の間に見れば黨員六
〇萬人強、候補一三萬人弱を増加し現
在黨員は二、二四五、三三三人、候補
一、四九三、一五七人、合計三、七三
八、四九〇人となつた。
又新附の領域に於ても早速黨組合が
結成せられカレロ・フィン共和國に於
ては同共産黨第一回大會が四月二十四
日から二十六日迄開催せられた。

メーデー

昨一九四〇年度のメーデーは新たな
る國際情勢を反映し四月二十六日黨中
央委員會は四十二のメーデースローガ
ンを決定した。その中注目さるゝ點左
の如し
一、現下の歐洲戰爭に對しては特に
言及する所なく單に『帝國主義戰爭反
對、資本主義反對の闘争の組合者たる
コミンテルン萬歳』なる抽象的なる標
語を掲ぐるに過ぎざること。
二、一昨年の『ファシズム反對、戰
争反對の人民戦線を擴大強化せよ』な
る標語を抹殺したこと。
三、日本に言及せる標語なきこと。
四、新標語としてはソ芬戰爭に参加
せる赤軍將兵への挨拶、西ウクライナ、
西白露諸民族への挨拶、カレロ・フィ
ン共和國萬歳等を掲げたこと。

共産青年同盟

コムソモールの歴史

五、四十二のスローガンの中三十七
は國內關係のものであつて第三次五ヶ
年計畫遂行、國防強化を訴へたるもの
が多い。
コムソモールの(全聯邦レーニン共産
青年同盟)が共産黨の指導下に始めて
結成されたのは一九一八年十月廿九日
である。青年組織の問題は早くから取
り上げられてゐたが、コムソモール組
織の直接の動機となつたものは一九一
七年八月の第六回共産黨大會であつ
て、同大會は青年同盟に關する次の如
き決議を採用してゐる。
「現在勞働階級の闘争が社會主義のた
めの直接的闘争の段階に移つてゐる時
大會は勞働青年の階級的社會主義的組

織の結成に努力することを現瞬間の急迫せる任務の一と考へ、この活動に出来る限りの注意を拂ふべきことを黨組織に命ずる。」

この決議に基いて各地の青年間において猛烈な宣傳煽動活動が行はれ、至る處に青年同盟が結成されたが、殊にモスクワ、ペトログラード、スウエルド、ドロフスク、オデッサ等の青年労働者は革命の武装勢力の有力な豫備となり、武装××にも参加した。

十月革命後、この青年組織及び運動が一層擴大したことは云ふ迄もない。一九一八年春には多くの地方で青年同盟の縣大會、縣代表會議が開かれ、同年十月廿九日モスクワにおいて二萬二千百名の同盟員を代表する百七十六名の代表が參集して第一回全露青年同盟大會が持たれるに至つたのである。

内亂時代を通じてコムソモールは顯

著な活動を示した。當時コムソモールの全員の約半數は戦線出動の經驗を持つたと云はれてゐる。併し内亂時代以後その發展は必ずしも順調ではなかつた。共産黨の内訌はそのまま、コムソモールの内部に波及した。

すでにコムソモールが結成された當初、一部の指導者が黨とコムソモールの對立せしめんとした事がある。之が同盟第二回大會で問題となつてゐる。一九二三年のトロツキストと幹部派の對立が起るや、直ちにそれはコムソモールの波及して一時は黨、コムソモールの對立に迄發展する可能性を持つた程、トロツキストの影響が強かつたが

幹部派の彈壓によつて鎮壓された。更に一九二五年のジノヴィエフ、カリーメネフ等が幹部派と對立するに至つたときにも、夫れはコムソモールに深刻な影響を與へ、レニングラードのコムソ

モールの縣委員會指導者グループは彼等に同情を寄せ、第十四回黨大會の決議に不服従の決議をなすに至つた。

黨内反對派が地下活動に移り、キエフ事件を契機として肅清工作が黨内を吹荒した時期にはコムソモールも又御多分に洩れず、一九三七年八月のコムソモール中央委員會第四回總會はサルタノフルキヤノフ、フアインベルグ等の如き同盟の最高指導者を「人民の敵」として放逐し、一九三八年十一月の第七回總會にはコムソモール中央委員會の書記長コーサレフが「人民の敵の保護者」として放逐された。

次に社會主義建設におけるコムソモールの役割を述べよう。内亂終熄はコムソモールは黨を援けて經濟復興に活動し、第一次五ヶ年計畫時代に入つてからはその活動は一層顯著になつた。

一九二九年一月二十日、レーニンの

五周年忌に彼の論文「如何に競争を組織すべきか？」が發表された。その直後、コムソモールは生産費の低下、生産物の質の向上の爲のソ聯邦全體の競争を起すことを提議した。この提議はレニングラード、モスクワ、ウラル、ドンバス、その他の都市で歓迎を受け社會主義競争といふ大衆運動に生長した。

コムソモールは農業集團化の際にも盛んに活躍した。コムソモール員は集團的に農村に派遣された。コムソモールの力によつて五千以上の新しいコルホーズが作られた。一九三〇年春には全農村コムソモール員の約半數は既にコルホーズ内にあつた。五十萬人以上のコムソモール員がコルホーズ農場で働いた。

更にまた大企業建設に於けるコムソモールの役割も看過出来ない。ポプリ

コフスク化學コンビナートの建設に於いては青年が六五%、ポール・ベアリング工場建設に於いては七〇%、ルガンストロイに於いては五五%が青年であつた。コムソモール中央委員會によつて二十萬人以上のコムソモール員が各種の企業建設に派遣された。ウラル・クズバス・ストロイには六萬六千人のコムソモール員、スターリングラード・トラクター工場建設には七千人、ドン

バスには三萬六千人、木材調達には二萬人、採金業には一千人、ダリプロムストロイには一千八百人のコムソモール員が動員された。またドニエプロ水力發電所建設者の七〇%はコムソモール員及び青年であつた(ドニエプロベトロフスクのコムソモール組織はその功によりレーニン章を授與された)。

極東の大都市コムソモリスクがコムソモール員の手によつて建設されたこ

とは周知の如くである。一九三一年一月二日、聯邦中央執行委員會はその功に對しコムソモールに勞働赤旗章を授與した。

コムソモールはモスクワ地下鐵道建設の指導者であつた。一萬人以上のモスクワ・コムソモール員が同建設に送られ、その功によりモスクワ・コムソモールはレーニン章を授與された。またドンバスのコムソモール組織は採炭の機械化及び新方法的の發明によりレーニン章を授けられた。

更にスタハノフ運動とコムソモールの關係も深い。スタハノフ運動に於ける功勞者として一萬一千のコムソモール員及び青年労働者がレーニン章を授けられ、三十五人が勞働赤旗章を授けられた。

鐵道に於けるスタハノフ運動の提唱者はコムソモール員クリヴオノスであ

つた。繊維工業ではコムソモール員エ
ヴドキヤ及びマリヤ・ウイノグラード
ワ、農業ではコムソモール員マリヤ・
デムチエンコ、マリヤ・グナチエンコ、
バシヤ・アングリナ、バシヤ・コヴァル
ダイ等がスタハノフ運動の提唱者であ
つた。

コムソモール技術幹部の養成に於ける
コムソモールの役割も大きい。コムソ
モールは農業機關と協力して農業技術
幹部の養成を行つてゐる。百五十萬人
以上の青年がコンバイン、トラクター、
自動車の運轉手となつた(彼等のうち
十五萬人がコムソモール員)。コルホー
ズの指導部に於いてコムソモール員及
び青年は三〇%を占めてゐる。

コムソモール最近の現勢

コムソモールは創立以來一九四一年
十月二十九日を以て滿二十三年に當る

わけである。

黨第十八回大會以來コムソモールも
その員數を増加し、前記中央委員會第
十回總會に於ける委員會書記ミハイロ
フの報告によれば、一〇、二二三千人
を算したが、九月一日ブラウダ紙所載
同委員會書記グロモフの寄稿には最
近十ヶ月間に於けるコムソモール員の
増加は二、〇〇〇千人であるといひ、
異なる機會に於て發表せられた數字には
差異があるが大體一千萬人以上といふ
發表が多い。

然るに最近コルホーズに於けるコム
ソモールの組合が著しく發展しつゝあ
ると云はれてゐるが、現在農村に於け
るコムソモール員は總計三百萬人で全
員數の三割にしか當らず依然として低
位を示してゐる。

因に年次別基本組合數は昨一九四〇
年度は發表なきも三九年度迄は左の如

一九二〇年四月	五、六五〇
一九二二年十月	一六、四九六
一九二四年一月一日	二三、九二一
一九二五年一月一日	三九、七九七
一九二七年一月一日	六五、八〇六
一九二九年一月一日	七一、七五二
一九三一年一月一日	八六、五一八
一九三三年一月一日	一五五、一八四
一九三五年一月一日	二〇一、二七六
一九三七年一月一日	二〇七、〇〇九
一九三九年三月	二一八、〇五五

コムソモールの最近の 動靜

(イ) 共青中央委員會第十 十一回總會

一九三九年十二月中旬より一九四〇
年初頭にかけて全聯邦コムソモール中
央委員會第十回總會が開催せられ、一
九三六年四月コムソモール第十回大會

の時と同じやうに「學内校に於けるコ
ムソモールの活動」の問題が提起せら
れ、殊に中等學校内に於けるコムソモ
ール組織の活動の改善につき議定する
所があつた。次いで六月七日同中央委
員會第十一回總會開催せられ、コムソ
モール積極分子の活動の改善、有給職
員(四萬五千餘人中約一萬六千人)の
整理、コルホーズの貯水池建設に關す
るコルホーズ・コムソモール組織の活
動を審議した。

尙ほ九月一日より一ヶ月の間にコム
ソモール指導機關の改選が行はれ、又
區、州、共和國に亘り代表者會議が開
催せられた。

コムソモールの活動は前記の如く學
校方面に限られることなく鐵道、運河
工場の建設等經濟的建設の爲また層金
屬の蒐集等時局的勞作にも動員せられ
てゐる。

共青中央委員會第十回總會の決議左
の如し。

- 一、共青活動に於ける最大の缺陷と
して學校に於ける共青活動の過少評價
を清算すること。
- 二、共和國、地方、州、管區、市、
地區共青委員會に對し學校の共青組織
の指導の根本的改善を提議すること、
共青地方指導者は規則的の學校を訪れ
教師、生徒の要求に對し注意深き態度
を採り彼等に援助を與へること。
- 三、共青組織は教師に對する誤れる
態度の事實を清算し青年教師の進歩的
分子を共青に引入れること。
- 四、學校間に成績及規律向上の爲の
社會主義競争を擴大すること。
- 五、州、市、地區共青委員會は學校
の經濟問題の決定に積極的に參加する
こと。
- 六、全聯邦共青中委、各共和國共青

中委、州委員會は國民教育機關を助け
教師の政治的水準及實務的資格を高む
ること。

- 七、生徒の學業、技能の向上の爲に
各地に作品展覽會、學藝會を組織する
こと。
- 八、學校の菜園、花壇の新設を極力
支持すること。
- 九、地區、市、州共青委員會は「ピ
オネル」組織の活動に於ける最大の缺
陥を清算し「ピオネル」指導者の從來
の選舉方法を變更すること。
- 十、州、管區、地方共青委員會、共
和國及全聯邦共青中央委員會の從來の
學校青年部と「ピオネル」部を合併し
單一の學校青年及「ピオネル」部を設
くること。
- 尙一九四〇年一月九日にはモスクワ
及レニングラードの共青積極分子の會
合が開かれ第十回總會の決議を檢討し

た。

一、共青指導機關有給役員數を半減し、企業及官廳よりの共青役員に對する手當を支給することを禁止す。

二、區及市共青委員會の諸部を廢止し左の委員會を區及市委員會内に設置す。

イ、宣傳、煽動事業委員會

ロ、學童及ピオネル内活動委員會

ハ、軍事體育委員會

ニ、文化、大衆事業委員會

右各委員會は七名乃至十名の積極共青分子を以て構成す。區及市委員會に當該委員會有給書記一名の外一名乃至二名の無給書記代理を置く。(但し同代理は自己の勞働時間外に執務するものとす)區及市委員會「ビュロー」委員は其勞働時間外に於て順次區及市委員會の當直事務を執ること。

三、區及市委員會は國家的及經濟的

建設への参加に關する共青組織の具體策實行の爲臨時委員會を設置することを得。

四、區、市、州、地方共青委員會及構成共和國共青中央委員會は(イ)講演、報告、談話會の開催、(ロ)「ビュロー」、總會及積極分子會議に於ける審議事項の準備(ハ)決議遂行狀態の検査、(ニ)初級組織援助等一切の活動分野に共青積極分子を廣汎に吸引すべき義務を負ふ。

五、區、市、州地方共青委員會及構成共和國共青中央委員會は系統的に共青積極分子集會を召集すべき義務を負ふ。

六、共青同盟員が諸種の會議、協議會への出席及共青命令遂行の爲生産的勞働より脱離することを禁止す、右に關し區及市委員會に於ける一切の事務は原則として夜間之を執行するものとす。

す。

七、青年の從事する企業、官廳、クルホーズ並に俱樂部、運動競技場、青年共同住宅を訪問し以て平同盟員と常に接觸することを共青指導員の義務とす。

(ロ) 赤軍内共產青年同盟

の新規約

一九三九年四月廿八日全聯邦共產黨中央執行委員會及びソ聯邦共青中央委員會は黨第十八回大會の決定に基いて赤軍内共青組織の新規約を採擇した。同時に、黨中央委員會の確認し赤軍政治部長メフリスの署名した軍事會議、軍管區政治部長、軍政治部長、師團、旅團、軍事大學、軍事學校、コムツサール、及び政治課長、赤軍、共產黨及び共青組織全部に宛てた赤軍政治部の書翰を送附して、共青組織のためにこの新規約の研究に百方助力し、新規約

を軍内の共青の活動の基本たらしむることを要請した。

この新規約は赤軍政治部が作成し、黨中央委員會及び共青中央委員會の確認を得たものであつて全文十四章四十九節(別項参照)から成るものであるが、その特徴とする所は次の諸點にある。

- 一、軍内共青同盟の基本組織は部隊コムツサールによつて組織せられることとなり、その獨立性を殆ど失つてゐる。
- 二、步騎砲各中隊には原級組織より小なる下部組織が設置せられる。
- 三、軍共青に對する政治部の權限強化
- 四、原級組織ビュロー書記となる條件の緩和。
- 五、同盟員の權限の伸長。

この規定によれば、部隊原級コムツサール組織は、日常活動實行のために

秘密投票により、任期一ヶ年のコムツサール・ビュローを選出する事になつた。同盟員百名迄の組織にあつては五十七名のビュロー員を、百名以上の組織にあつては九十一名を選出する。十五名以下の組織にあつてはビュローを作らず書記(單數)を選出する。

從來の規定と異つて、ビュロー書記として在同盟二ヶ年にして、黨員に非ざる部隊内同盟員からも選出することを得るやうになつた。

ビュロー書記は部隊軍事委員及び政治部長官の提案により、部隊(聯隊以上)コムツサールの承認を要する。ビュロー書記の選出並に確認は部隊(聯隊以上)命令によつて布告される。

同盟員十五名以上の中隊組織にあつては、秘密投票により、三十五名の幹部會を選出する。十五名以下の組織に

あつては、組織者を選出す。幹部會書記並に組織は部隊コムツサールの承認を要す。

一般政治、並に全同盟問題、戰闘並に政治訓練問題の審議、政治機關のコムツサール活動の經驗普及のため、毎年地方、師團及び旅團コムツサール會議を召集す。一般政治及び全同盟問題の他に會議は戰闘及政治訓練の問題に關する司令官及びコムツサールの報告を聴取し審議する。

この規定は、黨並に政府の重要決定及び戰闘並に政治訓練問題審議のため、政治機關によつて召集されるコムツサールの師團及び國境守備隊活動分子會議を規定してゐる。

この規定は勞農赤軍内一般制度に從つて、コムツサール組織が戰闘及び政治訓練時間より解放されたその集會、會議、積極分子會議の召集を定めてゐる

る。

この規定の特別條項はコムソモールの權利を定めてゐる。各同盟員はコムソモール集會において、コムソモールの職員に對する批判、自己の活動及び行動に關する決定の提出せらるゝ場合には、之に参加を要求し、勞農赤軍政治部及びコムソモール中央委員會に至る迄の一切の黨・コムソモール機關に對しあらゆる質疑と申告をなす權利を有する事になつた。

この規定では、同盟員の運命に關する問題の決定に對しては、最大の慎重と同志的配慮、非難理由の慎重なる審議を保證せねばならぬ事を定めてゐる。小過(集會缺席、同盟費不拂等々)に對しては、同盟としての教育及び働きかけの手段をとり、コムソモール懲罰の最高手段たる除名の手段を適用せざる事になつてゐる。

師團の黨委員會による除名確認の決定のある迄は、同盟員章は當該同盟員が之を所持し、すべてのコムソモール集會に出席する權利を有する。同盟員の個人的な問題審議に際しては當該同盟員の出席を義務としてゐる。被除名同盟員の上訴は、その上訴提出の日より十五日以内に當該黨委員會によつて審議される事を要する。

全聯邦黨第十八回大會の決定に適應しこの規定は黨員若しくは、候補補に採用された同盟員にして、被選舉同盟ポストにおいて活動せざるものは、コムソモールより脱退することを規定してゐる。

赤軍内コムソモール組織は同盟地方組織の全生活及び活動に積極的に参加し、之と共に一般政治及び全同盟カムバニヤ及び文化大衆工作を行ひ、同様に同盟地方委員會及びオソアビアヒム

組織の青年軍事教練を援助すべしと規定してゐる。

(二) ビオネールの十五年

記念

ソ聯幼少年共產主義團體であるピオネールは一九三九年五月二十三日その創立十五周年を記念したが、同日プラウダ紙はソ聯共產少年團の發展を宣傳すると共に「過去十五年間にピオネール團は大衆的少年組織となり團員も一千三百萬人以上を算するに至り、彼等に對し、ボリシエウイキ黨、社會主義祖國への愛と忠誠を鼓舞するのに極めて大なる貢獻をなした」と報じてゐる。

第五章 コミンテルン

コミンテルンの成立及び發展

一九一四年から一八年に亘つた第一次世界大戰は、その結果として世界資本主義全體の巨大な震撼、各國に於る階級闘争の尖鋭化を齎した。ヨーロッパにおいて、アジアに於ても一連の革命及び革命的行動が勃發した。一九一七年十一月にはロシアにおいてボリシエウイキが政權を掌握した。一九一八年一月にはフィンランドにおける勞働者革命、同年十一月にはオーストラリヤ及びドイツに於ける半封建的君主制の顛覆、XXにおける萬歳暴動、一九一九年四月には、バイエルンにツ

ヴェイト政權の樹立等々——かうした戦争による荒廢と社會的危機の沸騰を背景として、一九一九年三月四日、三十ヶ國の代表五十二名の参加を得て、コミンテルン(共產主義インターナショナル)は露都モスクワにおいて成立したのである。

コミンテルンはマルクスの直接的指導の下にあつた第一インターナショナル(一八六四年—一八七二年)、ドイツ社會民主黨を中心勢力とした第二インターナショナル(一八八九年創立)の革命的傳統を正しく繼承するものであるといふ建前から、第三インターナショナルとも呼ばれてゐる。レーニン

る。

「第一インターは資本に對する革命的攻撃の準備を目的として國際勞働者組織の礎石を築いた。…第二インターは擴張的なプロレタリア運動の國際的組織であつた。…第三インターの特色はマルクスの遺言を遂行し、實踐に移し、社會主義と勞働運動の永遠の理想を實現することにある」と。

同じ意味の言葉はコミンテルン創立大會の宣言、第六回大會で採用されたコミンテルン綱領等にも繰返されてゐる。然らば何故第三インターは第二インターから分立するに至つたかと言ふと、これはすでに第一次大戰勃發の遙か以前、第二インター内部の左右兩派の抗争にその端を發してゐる。そして一九一四年大戰勃發とともに、ドイツ社會民主黨を始めとして第二インター

所屬の大多數の黨が「祖國防衛」の立場に移り、「城内平和」を唱へ戦争支持を決議するに至つたので、レーニンを指導者とする左翼派は、第二インターは死滅したとなし、第三インター創設の必要を叫び、キエンタール會議、チムメルワルド會議を通じて、各國における同志の糾合に努めて來た。しかし當時は尙機熟せず、漸くロシヤに於ける十一月革命の勝利後に至つてコミンテルンとして結實したのである。

(一) 第一回大會より第六回大會まで

第一回大會 一九一九年三月モスクワに召集された第一回大會は七十二年前の『共產黨宣言』を想起しつゝ、共產主義者の任務が「労働者階級の革命的經驗を綜合し、日和見主義と社會愛國主義との腐敗的混合を清掃し、世界プロレタリアートの眞に革命的な、す

べての黨の力を集結し、それによつて全世界における共產主義革命の勝利を容易ならしめ且つ促進することにあることを宣言し、社會主義はブルジョア民主主義、議會主義によつてはななく、プロレタリアートの獨裁によつてのみ實現されるといふことを原則として規定した。

第二回大會 一九二〇年七月八月に開催され、それには四十一ヶ國六十六の共產主義組織の代表者二百十八名が出席した。

當時コミンテルンに加入の意志表示をした黨の内にはドイツ獨立社會黨、フランス及びイタリーの社會黨の如く、議會主義、日和見主義者によつて指導されてゐる黨でありながら、當時の一般情勢と黨内労働者の下からの壓力に押されて、コミンテルンに参加したものが少くなかつたので、日和見主

義者の混入を防止するために、第二回大會においては所謂二十一箇條の加入條件が議決され、彼等に對する門戸閉鎖を宣告した。更にコミンテルンの規約、コミンテルンの根本任務に關するテーゼ、共產黨と議會主義に對するテーゼ、民族及び植民地問題に關するテーゼ、農業問題に關するテーゼ等を採用し、また到る處において合法組織と並んで非合法組織を作ることの必要、軍隊内宣傳の必要等が強調され、コミンテルンは政策においても組織においても著しく整備されるに至つた。

第三回大會 革命的昂揚期は終つた。一九二〇年一月トルコの民族革命は成功したが、同年十一月イタリーにおける労働者の工場占領、一九二一年三月ドイツにおけるプロレタリアの暴動はいづれも鎮壓された。一九二一年春の世界恐慌と共に資本は攻勢に轉

じ、労働者階級は自己の地位の防衛のために闘争しなければならなかつた。ソ聯邦においては内亂と干渉戦争とが漸く平定されたが、農民の不満に對する妥協のために新經濟政策が實施された。

かゝる情勢のうちに一九二一年六月七月に開かれたコミンテルン第三回大會(五十二ヶ國、百六の共產主義組織の代表六百五名出席)は、「大衆へ」といこそローガンを採用し、労働者階級の多數を獲得すべき戰術を決議した。「労働者階級の多數に對する壓倒的影響の獲得、彼等の決定的な部分を闘争に引入れることが、現在共產インターナショナルの最も重要な任務である」(戰術に關するテーゼ)。直接的武装蜂起の時代は去つて、大衆の間における辛抱強い宣傳煽動とその組織の時代が始まつた。

第四回大會

一九二二年十月フアシストはローマに進軍し、フアシスト・イタリーの時代が始まつた。その直後即ち一九二二年十一月十二月コミンテルン第四回大會が開かれた(五十八ヶ國、六十六の共產主義組織の代表者四百八名出席)が、大會は第三回大會の「大衆へ」のローガンを更に一層具體化して、資本の攻撃と反動的傾向に對する闘争のために、プロレタリアートの統一戰線の結成を決議した。

「統一戰線の戰術は、廣汎な労働者大衆の最も必要な生活上の利益のための彼等の日常闘争の中へ、共產主義的前衛が入つて行くことを意味する。この闘争において共產主義者は、社會民主々義者およびアムステルダム派の裏切者的指導者と商議する準備さへもしてゐる。……」

「統一戰線の戰術において最も重要な

ことは労働者大衆の煽動のおよび組織的結成である。統一戰線の重要な成果は「下から」労働者大衆自身の底から成長する。然し、その場合共產主義者は、或る事情の下においてはまた敵對的労働者黨の頭部と商議することをも辭しない。けれどもこの商議の進行について大衆は絶えず且つ完全に知らされておかなければならぬ。共產黨の煽動の獨自性は頭部との商議においても決して制限されてはならぬ」(戰術に關するテーゼ)。

この戰術は既に第四回大會に先立つて、一九二二年三月四月のコミンテルン執行委員會第一、二回擴大總會において決定され、同年四月にはベルリンにおいて三つのインターナショナルの會議が開かれたのであつたが、それは何等の成果を見ず、協同戰線のカンパニヤに終つた。この戰術は日和見主義

者の暴露、大衆の獲得といふ點に重點が置かれてゐたが故に、右翼、中間派の指導者に共産主義攻撃の口實を答へた。一般情勢の變化もあるが、この點においては後の類似の戦術——人民戦線の戦術は一層巧妙であるといふことができる。

第四回大會はレーニンが指導した最後の大會であつた。

第五回大會 一九二三年には資本主義の危機が成熟したが、ドイツ共産黨はプロレタリアートの闘争を指導することができず、同年十月のドイツ労働者の騷擾は鎮壓され、これと同時にブルガリアにおける労働者および農民の暴動もまた鎮壓された。

一九二四年春にはドーズ案の採用によつてドイツ賠償問題の危機は緩和され、資本主義の相対的安定の時代が始まつた。改良主義者は資本主義の新しい

い繁榮を認め、「社會主義への平和的推移」を準備する「組織化された資本主義」に關する理論を展開した。かゝる情勢はソ聯内部の政情にも鋭く反映して、レーニン死後の政權争奪を繞つて、トロツキスト及び右翼派と中央スターリン派との深酷な闘争が開始されたのである。

一九二四年六月七月に開かれたコミンテルン第五回大會(四十九ヶ國、百六十四の共産主義組織の代表者五百十名出席)は、資本主義の相対的安定が階級対立の尖鋭化を排除するものでないこと、大衆の民主主義的・平和主義的幻影に對する闘争が必要であることを説き、當面の任務として黨の大衆化とボリシエウイキ化が必要であることを決議した。大會は「工場細胞を基礎とする黨の再組織に關する決議」を採用した。

第六回大會 第五回大會に續く時代

は植民地および半植民地における解放運動の勃興によつて特徴づけられる。一九二五年五・三〇事件と共に支那の民族革命運動は新しい段階に入り、一九二六年七月蔣介石は北伐を開始した。印度には不斷に深刻な動亂があり、一九二六年十一月にはインドネシア(ジャバ)に共産黨暴動が勃發し、一九二五年四月にはモロッコにリフ・カブール族の暴動があり、同年八月にはシリアに暴動が起つた。しかし資本主義國においても決して平穩でなく、一九三六年五月にはイギリスの總同盟罷業が世界を震撼し、一九二七年七月にはウイーンに暴動が勃發した。資本主義の相対的安定は終り、新しい世界恐慌が始まつた。

かうした形勢に直面して、トロツキストとスターリン派との闘争は世界的

規模に發展して行つた。中央スターリン派はトロツキスト、及び右翼派に對する闘争を通じて黨のボリシエウイキ化に努め、第七回(一九二六年)、第八回(一九二七年)執行委員会において、反對派は中央から掃倒され、スターリンの指導が確立されたのである。

一九二八年七月八月に開かれたコミンテルン第六回大會(五十七ヶ國、六十五の共産主義組織の代表五百三十二名出席)は、スターリンの直接的指導の下に、相対的安定の急速な終了と革命の波の新しい昂揚を指示する決議を採用した。資本主義の一般的危機は「第三期」に入つてゐることが確認された。

「一九二二年が頂點であつた第一期、資本主義制度の最も尖鋭な危機、プロレタリアートの直接の革命的行動の時期は、一方では一切の干渉と國內にお

ける反革命に對するソヴェート聯邦の勝利を以て、プロレタリア獨裁の確立と共産主義インターナショナルの組織とを以て、他方では西ヨーロッパ・プロレタリアートの一聯の敗北とブルジョアジーの一般的攻勢の開始とを以て終つた。一九二三年におけるドイツ・プロレタリアートの敗北はこの時期の終末を成してゐる。

「この敗北は第二期即ち資本主義體制の徐々に形成された部分的安定、資本主義經濟の『復興』、資本の攻勢の發展と擴大および重大な敗北によつて弱まつたプロレタリア軍の廣汎な防禦闘争の時期の出發點を成してゐる。他方ではこの時期は、同時にまたソヴェート聯邦における急速な復興の時期、社會主義建設の著しい成功並びにプロレタリアートの廣汎な大衆に對する共産黨の政治的影響の増大の時期である。」

「最後に第三期、この時期には資本主義經濟および殆ど同時にまたソヴェート聯邦の經濟が戦前の水準を凌駕する(ソヴェートにおける所謂『改造期』)の開始、新しい技術の基礎の上における社會主義的經濟形態の成長)。資本主義世界にとつてはこれは技術の急速な發展、カルテル、トラストおよび國家資本主義的傾向の高められた發展の時期である。同時にそれは、資本主義の一般的危機の一切のこれまでの經過(狹隘化された市場、ソヴェート聯邦の發展、植民地運動、帝國主義の内の矛盾の増大)によつて豫定された諸形態のうちに進捗しつゝあるところの、世界經濟の矛盾の最も強烈な發展の時期である。生産力の生長と市場の狹隘化との間の矛盾が特に尖鋭化したこの第三期は、帝國主義國家間の戦争、ソヴェート聯邦に對する戦争、帝國主義

に對する民族解放戦争、帝國主義の干渉、巨人的な階級闘争の新しい段階に不可避免的に導くのである。」(「國際狀勢と共產主義インターナショナルの任務」)。

第六回大會は「帝國主義戦争に對する闘争と共產主義者の任務」に關するテーゼ、「植民地および半植民地における革命運動に關するテーゼ」、コミンテルンの新規約、コミンテルンの綱領を採用し、またトロツキー、マスコフ、フィッシュヤーその他の被除名者の控訴を却下した。

(ロ) 第七回大會と人民戦

線戦術

(1) 人民戦線戦術

一九二九年秋アメリカ合衆國における金融恐慌の勃發と共に新しい經濟恐慌が始まり、忽ち全世界に波及した。一九三二年には資本主義國全體に三千

萬人の失業者があり、數千の企業が休止してゐた。他方ソ聯邦に於る第一次五ヶ年計畫の成功は、其誇大な宣傳によつて、全世界の視聽を集めた。かゝる狀勢の中に、一九三三年にはドイツにナチス権力が成立し、ドイツ共產黨次いで社會民主黨は禁壓されたが、他の國々の労働者はファシズムの擡頭に對して左右相提携して武力抗争を試み始めた。かくて一九三四年二月にはオーストリーのウイーンその他の地方では共產主義者が社會民主主義者と共にファシストの攻撃を撃退するために武器を執つた。フランスでは四百萬人の労働者が總同盟罷業によつてこれに對抗し、一九三四年七月にはフランス共產黨と社會黨との間にファシズム反對、戦争及び緊急命令反對の共同行動に關する協定が締結された。同年十月スペインのアスツリアの礦夫はファシ

ないのみか反つてその深刻になり行く矛盾の様相を露呈して居り、その政治的表現が最近のファシズム國家形態である。而して彼等はその内部的矛盾の最後のはけ口として戦争をし、或ひは資本主義國相互間の、或ひはソ聯に對する進攻の形をさる——希望してゐると規定した。

そして、資本主義を二種類に分別し、その一を民主主義的諸國家(英、佛、米)とし、その二をファシズム的諸國家(ドイツ、イタリア、日本)となし、前者は比較的進歩的であり、平和的であり、且つ經濟的基礎において強固であるに反し、後者は著しく反動的であつて、また挑戰的であり、しかも經濟的狀態は良好ならず、その上、ソ聯邦に對するイデオロギー的對立は前者に比して幾倍となく深刻である、従つてこの不可避免的な闘争を遂行する

ためには、前者、即ち民主主義諸國家群を自己の陣營に引き入れるにしくはないと結論し、人民戦線戦術が新しい問題となつて出現した。

人民戦線戦術といふのは、プロレタリアートの國內的國際的統一戦線を中核として、國內においては社會民主黨とは勿論、苟しくもファシズムと戦争に反對する限り都市小ブルジョアに、農民を代表する諸組織をもその周圍に結合して單一戦線を形成し、國際的にはファシズム諸國(日獨伊)に對する民主主義諸國(英佛米)とソ聯との共同戦線を形成することを目的とするものであつた。大會におけるデIMITROPOLの報告によれば、人民戦線の基本綱領は次の如く要約される。

第一に、勤勞大衆を反ファシズム闘争に動員するための、最も重要な任務は、プロレタリアートの共同戦線の基礎の上へ、廣汎な反ファシズム人民戦線を創立することである。またこの闘争を成功づけるためには、プロレタリアートと勤勞者農民、ことに都市における小ブルジョアジー、各産業部門における人民層との緊密なる闘争同盟を必要とする——しかもこの反ファシズム人民戦線こそは、決定的にプロレタリアートの要求を擁護するものであり政治的進出を可能ならしめるものである。

第二は、大衆的ファシズムの組織自體内における共同戦線である。
第三は、社會民主主義政權下における共同戦線問題であり。
第四は、労働組合の合同問題。
第五は、青年殊に共產青年同盟の強化、大衆化。
第六は、工場、家庭、農村における勤勞婦人の獲得。

第七は、共同戦線政府の樹立。

第八は、ファシズムに對するイデオロギーの闘争。

(2) フランス及びスペイン

この新戦術の採用は、ドイツにおけるナチの制覇、日本の滿洲進出及び之に續く一聯の國々におけるファシズム傾向の勃興に恐怖したコミンテルンの自己防衛のための窮餘策であつたが、その故にまた、同じくファシズムのの擡頭に脅えてゐた英、佛、米、西等の國々及び支那、印度等の植民地、半植民地においては、人民戦線運動は顯著なる成功を収めたのであつた。

フランスでは早くも一九三五年夏、急進社會黨から共產黨に至るまでの人民戦線の成立を見、同年九月にはアムステルダム系のフランス労働總同盟(九十萬)と第三インター系の統一労働總同盟(四十萬)との合同が行はれ、

一九三六年四月五月の總選舉には右翼派二二六名に對して人民戦線派は三八

六名(内共產黨七二名)の議席を獲得し、六月にはブルムの第一次人民戦線内閣が成立した。而もこの内閣成立と同時に労働總同盟は大罷業を開始し、その壓力によつて一週四十時間労働、賃銀三〇%の値上、有給休暇制、團體協約、組合の承認等を獲得し、労働總同盟の組合員數は數ヶ月間に、四百萬人に、共產黨員は約七倍に増加した。更にブルム内閣はさきに一九三六年一月に成立せる武装團體禁止法によつて右翼團體を解散するに至つた。

スペインにおいては一九三六年一月の總選舉に當つて、左翼共和黨、労働同盟、社會黨、共產黨、サンチカリスト等の統一戦線が成立し、共同綱領を決定して選舉戦に臨み、二月十六日の總選舉では大勝を博して遂に人民戦線

内閣が成立した。

併し乍ら、この人民戦線運動の一時的成功は必然の勢ひとしてプロレタリアートの黨としての共產黨の獨自性の薄弱化を招くに至り、至る所においてブルジョア民主主義政黨との區別に苦しむやうな事態を招くに至つた。これが人民戦線運動の崩壊の内部的原因の一となつたことは疑ひの餘地がない。

(ハ) 第二次世界大戦とコ

ミンテルンの戦術轉

換

(1) 獨ソ提携の成立まで

一九三六年二月、スペインに人民戦線政府の成立を見たが、早くも同年七月にはフランコ將軍の蹶起となり、スペインは左右抗争の修羅場と化した。そして一九三九年三月二十八日のマドリッドの陥落に至る迄約二年半に亘るこのスペイン内亂は、人民戦線政府を

援助するソ聯及び英米佛の民主主義諸國と、フランコ將軍を支持する獨伊との間の激烈な抗争の舞臺となつて世界戦争への序曲を奏したのである。

一九三八年三月のミュンヘン會議を境として歐洲情勢は急激な變化を見た。スペイン、フランスにおける人民戦線の敗滅、ナチ・ドイツによるオーストリア、チェッコの解體がそれである。この變化に獨伊日を樞軸とする防共協定諸國の壓倒的勝利、英米佛を中心とする民主主義プロックの敗北を

「一九二九年—一九三三年以後における資本主義經濟の不況はもはや單純なる不況ではなくなり、『特殊な性質』を持つものに變化してゐる。即ち帝國主義的矛盾の尖鋭化はすでに殆ど交戦状態を呈してゐる——を承認し、この戦争の積極的挑發者はファシズム諸國であるとなし、依然として人民戦線の理論を固守しつゝ、敗北主義者に對する闘争、民主主義諸國家の締盟團結による闘争強化の必要を力説してゐる。

更にスペイン問題に關しては——スペイン人民戦線に對する全世界の反動勢力の謀策を撃退することは可能であつたか——と自問し、然り、可能であつた。若しあの場合即ち人民戦線の戦闘が開始されたばかりの時に國際プロレタリアートの勢力が統一されてゐたならば、或ひは第二インターナショナル

の指導者等がコミンテルンこの提議を入れて資本の攻勢に對するファシズム及び帝國主義戦争に對する共同闘争を行つてゐたならば。」といふ自慰的批判を下してゐる。

最後に、戦争に對するコミンテルンの態度に關しては、『ソ聯邦共產黨小史』に述べられてゐる、戦争を正義戦(非侵略的、解放的、且またその國民を外部的侵略の目標と從屬的關係より擁護する、或ひは資本主義の拘束からの解放、最後に帝國主義によつて壓迫されてゐる國家及び植民地の解放の戦争)と非正義戦(侵略的意圖を以て他民族他國家を占領し、それを從屬せしめる戦争の二種類に區別する理論を支持してゐる。

(2) 獨ソ提携とヨーロッパ戦争勃發 然るに第十八回大會後僅か半歳にして國際情勢は顛倒的變化を蒙つた。

それは、一九三九年八月廿三日の獨ソ不可侵條約の成立、九月一日の獨波開戦、それに引續く英佛對獨の戰宣言告、赤軍の對波進駐、獨ソ間におけるポーランドの分割である。——これによつて昨日までのコミンテルンの反ファシズム・人民統一戦線の理論は根本から一舉に覆へされたのであつた。コミンテルンの方向轉換は必至のものとなつた。果してこの全世界の疑惑に答へるかのやうに、コミンテルン書記長デイトロフは「コムニスチーチェスキー・インテルナチオナル」(十月號)及び「ボルシエヴィク」(第二〇號)に「戦争と資本主義諸國の勞働者階級」と題する論文を發表してコミンテルンの新戦術を明示した。この論文で彼は國際情勢の變化を次の如く評價してゐる。

一、エチオピア、スペイン、支那攻

撃に端を發した第二次大戰は、つひに資本主義列強相互間にまで波及し、ヨーロッパの心臓部及び全世界の戦争に發展してゐる。而して今次の大戰はその本質からして明白に帝國主義戦争であり、不公正な戦争である。英佛對獨間の今次の戦争は植民地、資源地、海上優越權、他國々民の征服を目的として遂行されてゐる。

二、第二次大戰の發展過程には二つの段階を區別し得る。その第一段階では獨伊日が侵略國として常に攻撃の側に立つてゐるが、現在においては英佛二國が攻撃の側に移り、自國民をドイツとの戦争に驅り立て、他國をも對獨戦に投込まうとしてゐる。嘗て非侵略國の範圍において論ぜられてゐた英佛兩國が、今や積極的な戦争遂行者の役割を演じてゐる。

三、英佛の支配階級は自國民衆のフ

アシズム反對の氣運を利用して、今次の對獨戦争を「ファシズムに對するデモクラシーの戦争」であるとか、「ヒツトラーリズムに對する戦争」、民衆の自由のための戦ひである等と宣傳してゐるがこれは完全な偽瞞である。

而して「勞働階級にとり唯一の正しい態度は帝國主義戦争に對する決定的闘争であり、特に自國內における戦争の責任者との決定的闘争であり、この戦争を停止せしめることである」と結論してゐる。この場合ドイツの支配階級に對する攻撃を全然行つてゐないことが著しく注目された。

次にこの情勢の變化に對する共產黨戦術の變化に關しては次の如く述べてゐる。

一、最近數年間に亘り行はれた單一プロレタリア人民戦線戦術は一時數ヶ國において資本家及び反動政治の攻勢

を阻止する可能性を得、結果においてこの運動がヨーロッパ戦争の開始を一時延期せしめたのである。

二、單一人民戦線運動は現在も支那やその他の民族解放闘争を行ひつゝある植民地、隸屬諸國においては完全に適用せられ得る。併しこの戦術は、それが戦争開始前に行はれたような形態では、その他の國では最早行はれ得ない。

三、この戦術轉換を餘儀なくさせた原因は國際情勢の變化、コミンテルンの新任務の展開、嘗ての人民戦線派の頭目連が現在では戦争を指導しつゝある階級に位置してゐるといふような事態の到來によるものである。

四、人民戦線運動綱領においては、共產黨と社會民主黨、小ブルジョアの民主主義、急進主義の諸黨との提携が許されたが、これら諸黨派の主腦連は

現在は明白に帝國主義戦争支持の陣營に移り、反ファシヨのスローガンを民衆僞瞞の目的に用ひてゐる。従つて彼等との共同戦線は以ての外である。

以上の如く、「支那やその他の民族解放闘争を行ひつゝある植民地及び隸屬諸國」を例外として、人民戦線戦線拋棄の方針を明かにし、それに代るものとして、「勞働階級の團結、或ひは勞働階級を中核としてその周圍に一般大衆を團結せしむることの必要性」を強調し、かゝる勞働者大衆の運動の展開を根據として社會民主黨その他の主腦部の裏切行爲に對する下からの闘争を説いてゐる。

(3) 各國共產黨の混亂

かうした急激なコミンテルンの戦術轉換が各國の共產黨陣營の内部に幾多の混亂と悲喜劇を惹起したのは當然のことであつた。

英國が宣戰布告を行つた前日、九月二日に英國共產黨はマニフェストを出して「戦争は全勞働階級と英國の全てのデモクラシーの友によつて支持されるべき正義の戦争である」と述べ、同じく九月十四日書記長ハリイ・ボリットはそのパンフレット「戦争勝利の道」において「英國は何等のかかれたる目的をも、それ自身の帝國主義的目的をも又ファシスト勢力との秘密の諒解をも有しない」と英國のために辨明し、戦争をデモグラシー對ファシズムの戦争と規定した。然るに九月十七日赤軍がポーランドに進駐するや全く混乱に陥り、十月七日修正マニフェストを出し「ソ聯との鞏固な平和戦線の拋棄によつて英佛波政府は現在の戦争についてドイツ・ファシズムと同様の責任を有してゐる。現在の戦争は正義防衛戦ではない」と訂正し完全な無定見を暴露

してハリー・ポリットは職を辭した。同様のことは米國にも又フランスにも見られ、殊にフランスでは轉回者續出したと言はれてゐる。

併しその後間もなく各國支部とともに、はつきりと從來の戰術を清算し非常に活潑な反戰活動開始をしてゐる。其最終目的が帝國主義戰爭の國內解放闘争への轉化にあることは明白であるが、現在のところでは未だ初期反戰運動の段階に止まつて居り、ある場合には單に戰争反對氣分を煽り、又ある場合には大衆の日常生活の單なる擁護をスローガンとして掲げてゐる程度である。がこれは勿論彼等の主體的勢力の微弱さによるものであるにすぎない。戰爭勃發とともに、各國における共產黨に對する取締りは俄かに嚴重となつたが、各共產黨はその嚴重な彈壓に抗して大膽な活動を展開してゐる。こ

の嚴重な警戒によつて、各共產黨の勢力伸長はまた阻まれてゐるようであるが、併しこれを以て將來の危険を見極めることは誤りであらう。

コミンテルンの組織

コミンテルンは民主主義的中央集權主義と絶對的國際的規律を原則として組織されてゐる。コミンテルンに加盟する各國共產黨は一國一黨を原則として『コミンテルン支部』と名稱する規定になつてゐる。コミンテルンの最高機關は二年毎に召集される世界大會で大會は執行委員會と國際統制委員會とを選出する。執行委員會はその常設執行機關として幹部會を選出する。執行委員會及びその幹部の決定は各國支部中央委員會に對し絶對的なものとされてゐる。幹部會は政治、書記局と各部（中央ヨーロッパ部、英米部、スカン

デナヴィヤ部、バルカン部、ポーランド・沿バルチック部、ラテン部、ラテン・アメリカ部、東洋部）を指導する『レンデルセクレタリアート』を指名する。尙コミンテルンの大會については前述の如くであるが、擴大執行委員會（規約によれば六ヶ月に一回以上開かれることになつてゐる）は左の如く召集されてゐる。

- 第一回—一九二二年二月二十四日—三月二十九日
- 第二回—一九二二年六月七日—十一日
- 第三回—一九二三年六月十二日—二十三日
- 第四回—一九二四年七月十日—十四日
- 第五回—一九二五年三月三十一日—四月六日
- 第六回—一九二六年二月十七日—二十三日

月十五日

第七回—一九二六年十一月二十二日—十二月六日

第八回—一九二七年五月十八日—三十日

第九回—一九二八年二月九日—二十日

第十回—一九二九年七月六日—擴大幹部會—一九三〇年二月十八日—二十八日

第十一回—一九三一年三月二十六日—四月十一日

第十二回—一九三二年八月二十七日—九月十五日（五十二ヶ國代表六百五名参加内有決議權者二百九十一名）

第十三回—一九三三年十一月二十八日—十二月十二日

コミンテルンの首脳部

コミンテルンの歴史もすでに二十二年を経、その間ソ聯邦とともに、多大の外部情勢の變化に遭遇し、またそれ自體も幾多の變化と改變をみて今日に至つた。したがつてその主脳部の變遷も著しいものがある。

まづ創立當時（一九一九年—一九二〇年）の主脳者の名をあげてみると、レーニン、トロツキー、ジノヴィエフ（第一回大會執行委員長）、カメネフ、ブハーリン、ラコウスキー、コロントイ（以上ロシア）、ラデック（ポーランド）、クララ・ツェトキン、マスロフ（以上ドイツ）、ヴァルガ、ベラ・クン（以上オーストロ・ハンガリー）、スヴリン（フランス）、ロイ（インド）、片山（日本）等であつたが一九二四年、その指導者レーニンの死後、主脳部の間には、いはゆる左翼トロツキー派と中央派の對立を繞り、激烈なる闘争を行ひ、その結

果左翼トロツキー、ジノヴィエフ、カメネフ一派の敗退となり、つゞいて右翼を形成したブハーリン、トムスキー、ルイコフ等の退却となり、ついにいはゆる中央派、スターリン—モロトフ一派の全盛時代を出現した。

一九三五年八月に開催された第七回世界大會當時發表された、現在の主脳部陣營を一瞥すると、次期大會までに至る執行權をもつ執行委員會員、四六名、候補者は五名で、これ等の中から選出された常任幹部會員は左記の一九名である。

- 執行委員會幹部會員（最高機關）
- 1、デイトロフ（ブルガリヤ）2、スターリン（ソ聯）3、ピーク（ドイツ）4、フォスター（北米）5、エルコリ（イタリー）6、岡野（日本）7、王明（支那）8、モスクウイン（ソ聯）9、ママイルスキー（ソ聯）10、マルチ

(フランス)11、レンスキー(ポーランド)12、コブレニヒ(墺)13、カツシヤン(フランス)14、コラロフ(ブルガリヤ)15、クーシネン(フィンランド)16、ボリツト(英)17、トレス(フランス)18、ゴットワルト(チエコ・スロバキヤ)19、フローリン(ドイツ) 同候補者20名。

書記局委員、七名1、デイミトロフ(ブルガリヤ)2、エルコリ(伊)3、マヌイルスキー(ソ聯)4、ピーク(ドイツ)5、クーシネン(フィンランド)6、マルチ(フランス)7、ゴットワルト(チエコ・スロバキヤ)、同候補者三名。

更にわが日本と関係の深い東洋部に ついてみると、

◎東洋部 部長クーシネン。

△近東課 (イラン、イラク、トルコ) 課長、瞿秋白。

△中東課 (印度)課長、シユーピン。
△極東課 (日本、支那、朝鮮、比島) 課長、ミフ。
と言ふ配陣で、この下に支那問題で有名なサファロフ、日本問題で知られたジューコフ、ウオルフ、等の新進闘士が屬してゐる。

コミンテルンの現勢

コミンテルンの現有勢力は一體どの程度のものであるかと言ふと、之に關して公表された數字としては、一九三九年三月ソ聯共産黨第十八回大會におけるマヌイルスキーの報告を一應根據あるものとして取上げねばならぬ。

マヌイルスキーによればコミンテルンに加盟してゐる共産主義諸組織の數は全世界——五十七ヶ國に亘つて六十五に及んでゐる。そして各國支部黨員數は約百二十萬、別に七十四萬六千人

の國際共産青年同盟(キ・イ・ム)員となつてゐる。
これを各國別にみると次の如くである。
(一) フランス 最盛時には約二十七萬の黨員を獲得し、その中央機關紙ユマニテ紙の發行部數は一日約三十五萬、一九三六年の總選舉においては百五十萬近くの投票を得、七十餘名の代議士を下院に有してゐる。
(二) イギリス 黨員約一萬八千。
(三) ベルギー 一萬八千。
(四) スペイン 約三十萬。
(五) チエコ・スロヴァキヤ 非合法、約六萬。
(六) スウェーデン 一萬九千。
(七) オランダ 一萬。
(八) 北米合衆國 約九萬。

(九) カナダ 一萬八千。
(十) メキシコ 三萬。
(十一) キューバ 二萬三千。
(十二) 支那 約十四萬八千。この他に第八路軍約十萬、新四軍約八萬を數へることが出来る。

以上、マヌイルスキーによつて發表されたこの數字は、その後二箇年の各國における情勢の根本的な變化によつて、大變化を蒙つてゐるものと見ねばならぬ。次にソ聯を除いてソ聯共産黨に就ては別項参照——主要諸國における共産黨の現勢を見ることが出来る。

(イ) 英吉利及びその植民地自治領

英吉利 英國共産黨は一九二〇年八月、イギリス社會黨を中心とする數個の左翼労働者グループの結合によつて生れ、コミンテルン第二回大會におけるレーニンの勸告に基いて、イギリス

労働黨にその一構成部分として加入し、大衆を獲得しようといふ方針を繼續して來たが、労働黨首腦部の反對によつて未だに實現を見てゐない有様で、黨の勢力はなほ微弱である。議會への進出も一、二名の代議士を出したり出さなかつたりの程度である、併し労働組合に於る少數派運動、失業反對闘争等に於ては完全な指導權を持つてゐると言はれてゐる。最近迄書記長はハリイ、ボリツトであつたが、前述のような理由からボリツト辭職の後「レバー・マンズリー」誌編輯長バーム・ダットがその任務を代行してゐる。

イギリスはドイツの正面の敵である。それ故に獨ソ提携、その後の人民戦線戦術の清算に際しては英國共産黨は最も大きな混亂を経験した。ハリイ・ボリツトの辭職問題もその混亂の一つの現れであるが、會員五萬を有する

最も強力な共産黨の外廓團體である左翼書籍クラブの會長で、英國左翼評論界の大立物たるジョン・ストラツチエイの如きも、諾威戦争の直後、共産黨と袂別してしまつた。その理由は反戦運動が結果において「親獨主義」になるといふに他ならない。

これによつても分るやうに、現在英國共産黨の發展に大なる障害となつてゐるものは、共産黨の唱道する反戦運動が結果として親獨主義になるといふ疑惑である。

それともう一つ、共産黨の活動の合法性が英獨戦開始以後、甚だしく壓縮されて來てゐる。例へば黨中央機關紙「デイリー・ワーカー」紙は昨年五月十三日に本國以外への輸出を禁ぜられ、十二月廿一日遂に發禁となつた。かうした否定的な條件はあるが、他方には又、國內に相當強力な戦争反對

の機運が存在して居り、戦争が長びくにつれてこの機運は益々増大する傾きがある。これが共産黨の現在の、又將來の活動に廣汎なる發展の可能性を與へてゐる。

既に昨年三月十五日には組合員十七萬五千を有する店員労働組合が反戦決議を行ひ、同月の協合組合大會においては百三十二萬三千人が反戦投票を行つた（戦争支持者は三百二十三萬五千人）。更に五月三日には全スコットランド礦山労働者大會において八萬人が即時停戦決議を行つてゐる。

もつともこの反戦機運は、現在のところ未だ共産黨の豫定する軌道には乗つてゐない。が、共産黨はこの機運を捉へて、これを一定の政治的目的に結合しようとして全力を拂つてゐる。

その方法としては先づ勤勞大衆の日常利益のための闘争、例へば勤勞者に

有力な空爆避難所を提供すること、空爆の結果住居を失つた全ての者に家屋を保證すること、政府の行つてゐる労働者の生活水準切下策反對、ストライキの自由清算反對、等々のための闘争に重點を置き、これを一九四一年一月と豫定されてゐる。國民會議召集にまで高めようとしてゐる。

この國民會議は労働黨左翼派の提唱せるところであるが、英國共産黨は極力これを支持し、一九四〇年五月九日の黨のアピールは、この國民會議の綱領を次の如く述べてゐる。即ち「銀行及び大工業の國有化、國民大衆の生活條件の改善、帝國主義との絶縁、インド及び帝國被壓迫人民の支配を拒絶すること、すべてこれらの諸方策は平和への途を造り、平和は全國民が自らその運命を決定する權利の上に立つべきものである。」

同じアピールは又労働黨を攻撃して次の如く言つてゐる。「數百萬の大衆が希望をつなぎ、國を社會主義に導くものと期待してゐた労働黨は破産した。政府に入つた労働黨閣僚は反動的支配の支柱である。彼等はすべての問題、凡ての政策で保守黨と一心同體となつてゐる。労働黨閣僚は労働者組織を獨特の『労働戦線』に引込まうとしてゐる。『労働戦線』においては國家、企業家及び労働者運動の代表者が罷業權、労働者階級の獨立的活動の權利の清算を統一的機關として行ふのである。」

最後に、英國共産黨の大衆動員力はこの程度のものかを見よう。一昨年十月クラックマンタンで行はれた代議士補缺選挙では共産黨系候補は千六十票を得て労働黨の十五分の一。昨年二月のシルバータウンの補缺選挙ではハリイ・ポリットが立候補し

たが九百六十六票で労働黨の十四分の一にしか達しなかつた。また黨關係出版物の賣上高を見るに、——これは英國共産黨自身の發表した數字であるが、デイリー・ワーカー——紙の賣上高は昨年前半期を通じて一萬三千二百六十八磅に上り、「レーバー・マンスリー」誌の毎月發行部數は七千部から一萬六千部に増大してゐる。

印度 コミンテルンは早くから印度における革命運動に着眼して來たが印度共産黨が成立したのは漸くコミンテルン第六大會後である。同大會は「植民地及び半植民地における革命運動に關するテーゼ」の中で印度の情勢を詳細に分析し、單一の非合法的な中央集權的な黨の組織を、印度共産主義者の第一の任務として課してゐる。この要求に應じて結成されたものである。印度共産黨の現在の戦術は、國民會議派

の左翼と提携して、國民會議派の不服従運動を飽くまで支持し、今回の戦争を絶好のチャンスとして英帝國の覇權から脱却することを求めてゐる。昨年一月二十六日の第十回獨立デーはその點を明かに示してゐる。「戦争の勃發と共に我々の國民運動の新しい段階が始まつた。最早英國は時勢を左右するものでもなく、我々の運命を左右するものでもない。戦争は凡ての事態を變へた。我々は今日程強力なことは未だ嘗てなかつた。我々の敵がこんなに弱いことは未だ嘗てなかつた。……全印度國民會議がこの十年間に克も得た力を以て、今日我々は帝國主義者が抵抗し得ないであらう攻撃を開始せねばならない。」

カナダ カナダ共産黨は昨年三月の總選挙には「カナダは戦争から手を引

け」のスローガンの下に反戦宣傳に努めたが當選者は一人もなかつた。その機關紙「クラルテ」の記者ハリイ・バインダーが反戦パンフレットを配付した廉によつて處罰された事件に關聯して、カナダ國防法によつて、五月十五日解散判決を下された。

以上の如く、元々英國植民地、自治領においては共産黨は未だ十分な生長を遂げてゐないが、戦争の勃發はこれらに潑刺たる生氣を與へようとしてゐるが他方これらに對する壓迫も著しく強化されてゐる。

(ロ) フランス

フランス共産黨は一九二〇年三月、フランス社會黨多數派を母胎として結成され、最初からかなり大衆的な黨であつたが、同時にその組織及び政策においては議會主義の強い傳統を持つてゐた。コミンテルンはこの傳統の克服

に努め一九二四年黨の改組、右翼派の除名を断行せしめて黨をポリシエウイキ化する事に成功した。その後、一九三三年ドイツにおけるナチ政權樹立とともに、ドイツ共産主義者が多數フランスに亡命し、ドイツにあつたコミンテルン對歐宣傳機關はこゝに移され、コミンテルンのヨーロッパにおける策源地となつた。コミンテルン第七回大會の決定による人民戦線技術がフランスにおいて如何なる成功を克ち得たかは別項に述べた如くである。

フランス共産黨は戦争勃發前迄は黨員二十七萬、一九三六年の總選舉では百五十萬票を獲得して議席七十四を占めてゐた。機關紙「リュマニテ」の購讀者三十五萬、その他の共産系地方紙の發行部數は四十七萬を越えるといふ大勢力であつた。

併し乍らこの大勢力は、人民戦線戰

術の反ファシズム闘争のスローガンが、フランス國民の傳統的なドイツに對する憎惡感と結びついてゐたこと、フランスとソ聯との數年來の對獨協調の關係及び國內におけるブルジョア諸政黨の頹廢、廣汎な政治的活動の自由等の諸條件によつて、多く支持せられるものであつた。それ故に一九三九年夏における獨ソ提携、それに續くコミンテルンの人民戦線戰術放棄はフランス共産黨にとつては少からぬ打撃を與へた。そして同黨が兎にも角にも戰爭及び帝國主義反對の線に沿ふて態勢を整えんとした時、フランスは對獨戰爭に捲込まれたのであつた。

かくして形勢は一變した。一九三九年九月二十六日、黨は解散命令を受け、共産黨代議士及び黨主腦部は續々檢舉された。フランスの支配階級はドイツと戰ふことよりも國內共産主義者

が、而もその警戒の網を潜つて黨の機關紙「リュマニテ」のタイプライター騰寫はかなり廣汎に配布されてゐると言はれ、國內各地に起つてゐる食糧策動にも共産黨の指導の手が伸びてゐると言はれてゐる。

北、獨佛休戰は俄然この苦境に落ちてゐたフランス共産黨に一條の活路を開いたかの觀がある。敗北の結果として現政府に對する國民的不滿、戰爭による荒廢、大衆の生活窺乏、特に極端な程度に達してゐる食糧及び日常物資の不足等々は共産黨の活動を再び活潑ならしめてゐる。獨佛休戰後、ドイツ軍は占領地に於て共産黨に猛烈な彈壓を加へ、ユダヤ人として檢舉してゐるものの中には多數の共産黨のシンバサイザーが混つてゐる。又ベタン政府も

昨年七月二十五日、共産黨幹部の一人であつたマルセル・チポーを逮捕したのを始め、猛烈な彈壓を續けてはゐる

この六月二十日の聲明は次の如く述べてゐる。「フランスを破局から救ふためには、

と戰ふことを欲してゐると言はれた程この檢舉は猛烈を極め、被檢舉者は四千人に達した。フランス共産黨の最大の地盤であつたフランス労働總同盟は戰爭支持を決議して反戰派を除名した。

かくして黨内には大混亂が起り、愛國主義の立場へ移るもの、第四インターへ轉ずるもの、及びブルードン、プランキー等の傳統的なフランス的な革命原理へ歸れと叫ぶもの等が續出した。併し乍ら、これらの轉向者の數は想像されてゐるほど多くはないとも見られてゐる。長年に亘つて培はれた共産黨の潛勢力は意外に強く十分の餘力を残してゐるもの如くで、一切の合法性を棄れた後も、執拗な地下活動を續けつゝ着々黨の再建を計つてゐる。逮捕の手を逃れて地下に潜入してゐるものの中には書記長モーリス・ト

直に極めて大膽なる政治、經濟、軍事及び組織に關する手段を採用することが必要である。即ち一切の富、資源及び國の資力を國民防衛のために動員し得る手段である。第一に必要なのは國民大衆彈壓の政策、共産黨壓迫の政策を停止し、民主々義的權利と自由を回復することである。」

「ブルジョアジは我が國を危地に陥れた。ドイツ資本主義がフランスの奴隸化計畫を實行してゐる今日、フランス・ブルジョアジは自己の特權、資本、階級支配を投出すことに専心してゐる。彼等は我が國の獨立と、國民の死活的利益を犠牲にせんとしてゐる。彼等は征服者と妥協し、ドイツの銃劍の蔭にかくれて、憤激せる國民が準備しつゝある復讐から逃れんとしてゐる。ブルジョアジとその『社會主義者』は國民の眞の禍因である。彼等の

政治は國民に對する組織的反逆の一つである。

フランス共産黨員は常に資本主義的搾取、ブルジョアジーの政治的彈壓、植民地人民に對する搾取と彈壓に反對して闘争した來た。我々は常にフランス・ブルジョアジーの他民族殊にドイツ人民に對する強盜的帝國主義政策に反對して闘争して來た。我々はより大なる權利と正義と力を以て、我國民の、他國帝國主義者による奴隸化と闘ふであらう。」

又トレーズの論文は

「今やすでに共産主義者は國民の頭上に落ちかゝつた未曾有の壓迫に對し、反抗を組織してゐる。彼等は捕虜及び復員者の歸還、失業者、避難民、寡婦、孤兒、老人及び一切の戦争犠牲者に對する即時援助のために闘つてゐる。彼等は農民の救助、破壊された都

市村落の復興のために闘つてゐる。彼等は一切の戦争責任者、敗戦及び降服責任者の懲罰のために闘つてゐる。」と述べ、「社會主義」労働者及び急進黨農民との共同闘争、「勤勞人民の眞の統一の基礎に立つての新しい社會主義の自由な獨立のフランス」建設を主張してゐる。

以上の如く、フランス共産黨は敗戦によつて昂奮した國民の心理を利用しつゝ、國內のブルジョアジー及びドイツ帝國主義に對する闘争を煽り、從來の反戰主義を捨て、祖國防衛の立場に立ち、いはゆる「眞の人民戦線」の結成に努めてゐる。現在は未だ大した勢力にはなつてゐないが、今後情勢の推移とともに急激に發展強化する可能性があることは注目されるべきである。

(ハ) 獨伊の支配下にある諸國

これはベルリン、ルール炭田、ウイン、ハンブルグ等相當廣範圍に亘つてゐる。その概文の内容はやはり戦争の犠牲と階級性を説いてゐるが、大衆の日常生活利益の擁護に關するスローガンが多くまた初期的特徴を脱してゐない。

と言はれてゐる。このナチスの鐵の如き支配とドイツの輝かしい勝利とが續く限りドイツ共産黨の發展は覺束ないであらう。

昨年七月末にも「ドイツ共産黨はドイツ労働者とフランス及びナチスの征服したる諸國の労働者との連帯を強調するものである。ドイツ労働者はフランス、ベルギー、その他のヨーロッパ諸國民の征服からは何等の利益も受けることは出来ない」といふマニフェストを出してゐる。

併しナチスの支配下においては共産黨の活動の餘地は甚だ狭い。獨ソ協定成立の結果として釋放されるのではな

イタリア 事情はイタリア共産黨についても同様である。昨年七月一日のマニフェストには我々の任務はフランス労働者に對する抑壓の道具となつて奉仕することではなく、フランス自身の反動的リーダーたよつて裏切られ、ドイツ、イタリア帝國主義によつて抑壓されてゐるフランス國民と相親和することである」と言つてゐるが、現在の所問題とされないようである。

ノールウエー ノールウエー共産黨はドイツ軍のオスロー占領當時は「祖國の政治的自由及び獨立」の防衛をスローガンとして活動を續けてゐたが、昨年八月十六日、ドイツ軍のために書記長エゲデ・ニッセン、執行委員エミ

ドイツ ドイツ共産黨は一九一八年十一月カール・リープクネヒト、ローザ・ルクセンブルグを指導者とするスバルタクス・ブンドを母胎として誕生し、コミンテルン創立以來一九三三年迄、ソ聯共産黨に次ぐ世界第二の強力な黨として、その最盛時には黨員三十萬二千を數へ、一九三二年十一月の總選挙には、その投票獲得數は五百九十萬票、議席百に達してゐた。然るに一九三二年から三三年にかけてのナチ黨との滿烈な權力争奪戦に敗れて以後は、ナチスの激烈な彈壓の下に一時は全く根絶されたかの如くであつた。併し乍らその殘存勢力はやはりアルバイツ・フロント等の内部にあつたと見え、獨ソ接近後かなり露骨な動きを見せてゐる。

その黨員數は不明であるが、今次戦争勃發直後にピラが配布されたが、その他多數幹部を根こそぎ檢舉された潰滅した。

ルーマニア 昨年六月から九月に亘るベッサラヴィヤ及びブコヴィナのソ聯への割讓問題が起るや、ルーマニア共産黨は暴動を起してソ聯赤軍の干渉を誘導した。ベッサラヴィヤ西南國境附近のギャラチでは七月末市内四ヶ所に蜂起し警官隊と衝突して千人以上の死傷者を出した。トランシルバニア問題についても眞の解決はソ聯の指導下のみ存すると宣傳し活動した。併し九月五日ドイツの影響下にあるアントネスクの獨裁政府が成立するや、共産黨に對しては徹底的な大彈壓が加へられ、その後逼迫状態にある。

スペイン スペイン共産黨はフランス政權下に全く地下に追込まれ、書記

長ディアズはモスコウ亡命中であるが、内亂に續くヨーロッパ戦争の影響をうけて、共産黨の活動に廣い温床を與へるやうな國內事情が発生してゐる。共産黨の殘存勢力は絶えず蠢動を續けてゐる模様である。

(二) 獨ソの中間に介在する諸國

スエーデン 獨ソの中間に介在して中立を守つてゐる諸國の共産黨は、非常に活潑な動きを見せてゐる。親獨勢力に對抗して、親ソ活動を行つてゐる。スエーデン共産黨もその一つである。

昨年九月十五日に行はれた議會選舉においては、スエーデン共産黨は一〇一、九〇五票を獲得し、その内ストツクホルムでは一七、八一一票を得てゐる。その結果共産黨は下院三名、上院一名の代議員を有することとなつた。

これに對して政府は選舉後四日を經て、共産黨機關紙の配布禁止令を無期延期し、數日後には最高裁判所は同新聞の編輯者に對して下された判決確認を以て答へた。

併しスエーデン共産黨の勢力は大しものではなく、その活動の重點は「勞働戦線」の強化、「非常政策」に反對する闘争、賃銀問題等に置かれ、全體として初歩的な段階に止まつてゐる。

フィンランド 芬蘭においてはソ芬戰の餘燼未だ消えず、共産黨は「ソヴェート友の會」の外形の下に活動してゐる。その會員は約二萬人と言はれてゐるがその中にはソ聯からの公式の派遣員——ヘルシンキに二百名、地方に五十名——も加はつてゐると言はれてゐる。

ブルガリヤ ブルガリヤ共産黨はソ

聯のバルカン工作に援助されて戦争勃發後急速に強大となつた。昨年一月の國會選舉には始めて立候補を許されて十名の當選者を出した。赤軍のベッサラヴィヤ進駐に際しては煙草職工二萬人のストライキを行ひ「ドブルジャ問題を解決せよ」と要求した。八月ドブルジャ問題はフイロフ政府によつて、その解決の指導權が獨伊の手に渡されるや共産黨はフイロフ政府を「フアシスト獨裁政府」として攻撃した。現在は同黨は英帝國主義は勿論獨伊をも排撃し、有力な親ソ勢力として活動してゐる。

ユーゴスラビヤ こゝでは親獨伊勢力と親ソ勢力の對立は激化してゐる。昨年八月ソ聯映畫上映中に共産黨員とクロアチヤ農民黨員が衝突し遂にソ聯映畫は上映禁止となつた。九月十日にはザグレブ北郊で食料品對獨輸出

反對デモを行つてゐる。

(ホ) 南北アメリカ

北米合衆國 アメリカ共産黨は一九二一年七月成立、人民戦線運動の盛時には、ジョン・ルイスを指導者とする産業別組織會議を足場として、ルーズヴェルトのニュー・ディール政策を支持し、ウォール街をフアシオ勢力の根源として攻撃し、相當の大衆的規模にまで發展したが、同時にブルジョア・デモクラシーの黨と大した相違のないほどの「行過ぎ」を示してゐた。その結果獨ソ提携の發表當時は見苦しい混亂を示したが、その後漸く軌道に乗り、現在では戦争の慘禍と犠牲を説いてウォール街及びルーズヴェルト政府を、國民を戦争に投げ入れようとしてゐると攻撃してゐる。

併し現在米國は戦争景氣によつて失業問題は緩和され、更に戦争の興へた

チャンスは合衆國をイギリスの世界支配の相續人にしようとしてゐる。この爲にルーズヴェルトの大國防案は俄然人氣を集め、アメリカ勞働總同盟は言ふ迄もなく、ルーズヴェルトの頑強なる反對者であつたジョン・ルイスに至る迄「我々は共産主義者ではない我々は米國の星條旗を奉戴するのみである」と言つて大國防案に賛成した。勿論國民の間には中々根強い參戰反對の機運がある。併し今次大統領選舉が示したやうに、それは現支配階級に對する怨嗟となつて燃え上らない。

のみならず、ダイズ委員會を先頭とする共産黨彈壓は漸く強化しようとしてゐる。かうした状態の中に大統領選舉戦が行はれ、共産黨は書記長アール・ブラウダーを候補者に推してカムバニヤを展開した。ブラウダーは紐育における

集會で次の如く演説してその立場を明示してゐる。「ルーズヴェルトとウイスキーが根本において同じ、政策を主張し、そしてドル貴族の支持を得てゐる事實を考慮すれば、アメリカの選舉民は自己の反對意志を共産黨の大統領候補に投票することによつてのみ表示し得る。アメリカ國民の大多數は、かのブルジョア諸政黨が一致して採用した動員及び戦争の方針に反對である。」

選舉戦を通じて共産黨に對する壓迫はかなり烈しかった。ブラウダーは選舉演説を禁止され、又行動の自由を束縛された。アリゾナの州検事は、州内を巡察し、共産黨選舉名簿に署名した者を壓迫し、その署名の取消を強要した。多くの州に於て署名蒐集者は檢舉され、地方及び州官憲は、これに暴力すら加

へた、西部ヴァイルギンの農夫オスカー・ウイレルは、共産黨州知事候補者であるが、共産黨選挙名簿署名を集めたと云ふ理由で、長期の懲役に處せられた。同様署名を集めた廉で一五〇名の者が責任を問はれた。共産黨の選挙参加を禁止する裁判決定が公布された。

イリノイスでは署名を集めた五〇名の者が検挙された。その内七名の者は『國家變革』の廉をもつて告訴された。ペンシルヴァニア州に於ては五〇名の共産黨煽動員が刑法に問はれた。ピッツバーグ市に於ては共産黨名簿に署名したすべての者が、審問に附せられ、審問中拷問をもつて脅かされた。フィヤデルヒヤでは、共産黨選挙名簿に署名したすべての者が警察官に審問され、共産黨選挙に署名した小學校教師は、解雇すると脅された。

ミシガンに於ては國務長官が、共産

黨選挙名簿に署名した官吏全部を解雇すると威嚇した。共産黨の選挙参加禁止のカンパニヤが行はれたが、ミシガン州最高裁判所は、かゝる決定の提出を拒絶した。

ニュー・バンブシャーに於ては三名の署名蒐集者が非合法的に検挙され、彼等は指紋を採られた。ダイズ委員会は、西部ヴァイルギン、ベルシルヴァニヤ、ケンタツキーその他の州に於て共産黨選挙名簿に署名したすべての者に強迫状を送つた。

オハイオ州最高裁判所は、共産黨の選挙参加を妨害する州政府の諸方策を訴へる権利を共産黨から褫奪した。オハイオ州知事は、『もし選挙委員会が、共産黨に選挙参加の権利を與ふる署名数が充分にあると承認するならば、共産黨を選挙から除外する裁判を起すであらう』と聲明した。

選挙カンパニヤに於ける共産黨迫害は、他の諸州にもあつた。選挙施行直前ニューヨーク州に於ける共産黨狩は猛烈を極めた。

併しこの壓迫を冒して、共産黨は十二州で選挙参加の許可を得た。十六州では選挙から除外され、他の十州では候補者を立てなかつた。また、共産黨は候補者名簿に對する署名蒐集に於ては相當の成功を収めた。例へばニューヨーク州に於ては四萬三千以上の署名を集め、選挙法の規定を四倍越へた。

オハイオ州に於ては三萬四千五百の署名を集め、アメリカ合衆國の全州に於ては共産黨の候補者名簿には、ブラウダーの聲名によれば、二十五萬乃至三十萬の選挙民が署名した。大統領選挙後における注目すべき出来事は、アメリカ共産黨がコミンテルンから形式的に脱退したことである。

がこれは本年一月より効力を發するボリス法の統制を免れ、黨の合法性を保持せんとする必要より採つた手段であつて、何等本質的意義を有するものではない。

メキシコ 共産黨はアメリカ帝國主義の侵略に反對して闘つてゐる。併し現在政權を握つてゐる人民戦線政府は合衆國資本の反感を買ふことによつて起つた經濟恐慌のために崩壊に瀕してゐる。

昨年七月十三日の大統領選挙においてはメキシコ革命黨——現大統領カルデナスも同黨に屬してゐる——のアビラ・カマチョがメキシコ労働總聯合及びメキシコ共産黨の支持を得て大勝し、合衆國資本の支持を受けてゐたアルマザン將軍は敗れた。アルマザンは敗北後紐育に赴き、軍部内の同志と氣脈を通じて、現政權の打倒を劃策して

ある。これに對して政府はアルマザン派將校の逮捕をもつて答へてはゐるが、經濟恐慌は革命黨の對合衆國態度をにぶらせ、共産黨の強硬論との對立は次第に激化し、共産黨は昨年十月メキシコ國民に對する檄を發して、公然カルデナス政府を攻撃し、「アリマサン及びその援助者に屬する一切の財産の沒收、叛亂を支持せる地主の土地の農民への分配、叛亂鎮壓のための労働者農民の武装」を要求した。

これに對してアリマザン派はメキシコ市の共産黨事務所を襲撃し、三名のものに重傷を負はせ、その一人共産黨員オルテガは死亡したので、共産黨は彼の葬儀を抗議のデモンストレーションとして行つた。

チリー チリーの人民戦線も動搖してゐる。一昨年十二月第四インター系の労働者革命黨 國際労働統制會を除

名し、更に人民戦線黨内の反對派ゴドイを除名したが、その結果として四月七日のサンチャゴ地方の上院補缺選挙には市部得票の激減をみた。更に八月、チリー共産黨は強制労働調停法、パンの價格騰貴に反對して六大臣の辭職を要求したが内外兩相の辭職しか受諾されず、要求の大半を拒絶されたので、共産黨と人戦派右翼とは次第に對立するに至つてゐる。

ブラジル 昨年四月十四日共産黨幹部五十名が逮捕された。その中には書記長ラウロ・レヂナルド・ダ・ロチャも、最も活動的と言はれてゐたホノリオ・デ・フレイタス・ギマラスも加はつてゐる。この選挙理由は、さきに検査されたナチスの革命陰謀に共同したといふのであるが、この口實は米大陸一般に、共産黨選挙に際して用ひられてゐる。

キユーバ キユーバ共産黨もアメリカ帝國主義反對を根本スローガンとし、昨年七月の選挙では書記長ブラス・ロカを議會に送り、四市長の椅子を獲得した。が一方、親合衆國派諸團體は共産黨の解散を要求してゐる。

(ハ) 支 那

第一次國共合作 第一次歐洲大戰中、及びそれに續く數年間に支那の民族工業は異常な發展を遂げた。それにつれて、一方には民族獨立運動(一九一九年の五・四事件)が、他方においては労働運動が力強く擡頭しはじめた。(一九二三年二月の京漢鐵道従業員ストライキ)。

かうした状態の中から中國共産黨は生れたのである。一九二〇年、當時のコミンテルン極東部長ウオイチンスキーが支那に来て、北京で李大釗と會見し、上海では陳獨秀、邵力士、周佛海、

張太雷などをフランス租界に召集して創立發起人會を開き、共産黨組織のことを議した。そして一九二一年七月上海フランス租界で中國共産黨成立大會をかねて第一回全國大會が開かれたのである。

一九二二年八月黨中央委員の抗州會議以後中國々民黨との連繫の方針がとられるやうになつたが、この共産黨の政策は一九二四年一月の國民黨第一回全國代表大會において成功を見るに至り、國民黨はその綱領に修正を加へて、共産黨員の國民黨加入を許可することとなつた。かくて國共第一次合作の基礎が据えられた。

共産黨員の國民黨加入によつて、大衆獲得運動は急速に進められて行つた。労働者の組織は著しく進展し、農民運動も目覺しいものがあつた。共産黨員は一九二五年の五・三〇事件當時

は約九百名にすぎなかつたが、同年末には二萬人となり、一九二七年五月には六萬人となつた。それに中國共産主義青年團四萬を加へれば十萬に達することになつた。

これより前一九二三年十二月、ロシヤから派遣されてポロヂンが來り廣東政府の最高顧問となり、次でガロン將軍以下十數名のソ聯將校が軍事顧問として廣東に聘せられた。

かうした國民黨及び廣東政府部内における左翼勢力の伸長は、反面に右翼派の結合を促がさずにはゐない。孫文の死(一九二五年三月)の直後、張繼、戴天仇等は右翼派の結束に努め、一九二六年三月の中山艦事件は蔣介石をして共産黨彈壓の意を固めさせることとなつた。

一九二六年六月六日、廣東政府は正式に北伐を決定し蔣介石を革命軍總司令に任命した。北伐軍は七月末廣州を發して十月十日には武漢三鎮を陥れ、十一月八日には更に南昌に進んだ。廣東政府は十一月武漢遷都を決議し、國民黨左翼及び共産黨員は續々と武漢に集つて來た。

上海においては北伐開始直前から共産黨及び總工會指導のもとにストライキが續けられ、一九二七年二月北伐軍の杭州占領と同時にゼネ・ストが行はれ三十六萬人が参加した。三月二十一日には市民大會によつて上海臨時革命委員會が成立したが、二十四日これは上海臨時市政府と改稱された。この有様をみて蔣介石は上海労働者に對するクーデターを決意し、白崇禧を上海戒嚴司令官として、四月十二日總工會を襲ひ、汪壽華他數十名を逮捕、上海臨時市政府を解散したのである。そして四月十八日南京に國民政府を樹立し、

汪兆銘を主班とする武漢政府とはつきりと對峙するに至つた。然るに武漢政府内部に於いても、農民運動の進展に伴つて國民黨と共産黨との決裂が始まつた。五月先づ武昌に兵變が起り、六月一日政治委員會がひにポロヂン、ガロン等のロシヤ人顧問を放逐し、共産黨系工會を解散するに至つた。七月十旬共産派は武漢政府から示威退出を行つた。九月武漢と南京の兩政府は合同し第一次國共合作は終つたのである。

ソヴェート運動及び紅軍 武漢を退出した共産黨は一九二七年七月末賀龍、葉挺、朱徳の三軍を以て南昌に暴動を起したがまもなく鎮壓され、八月七日九江に八・七緊急會議を開き、ソヴェート運動展開、紅軍組織の方針を決定した。それに基いて先づ十一月十七日廣東省海豐、陸豐地方に

海陸豐ソヴェート政府が樹立され、十月十一日に廣州暴動が勃發しソヴェート政府が組織されたが、早くも十三日には李福林軍のために撃破され、暴徒の銃殺されたもの五千餘人に及ぶと言はれてゐる。

しかしこれが契機となつて、次第に各地にソヴェート區域の建設をみるに至つた。次いで一九二八年四月には朱徳・毛澤東による最初の紅軍が組織された。農民の間における活動を土臺としてその後の共産黨の發展は目覺ましい勢ひであつた。一九三〇年初頭には江西全省ソヴェート政府、閩西ソヴェート政府、湘鄂革命委員會、東江革命委員會をはじめとしソヴェート區域は、十一省約百八十縣に及んでゐた。同時に紅軍は十四軍が組織され兵數七萬五千、銃五萬挺を有するに至つた。紅軍の内容は貧農の自衛隊を訓練した

ものや舊軍隊を改組したものであつた。

かくて一九三〇年五月五日から二十日迄、全國ソヴェト區域代表大會が上海で開かれ、代表者四十五名出席、土地暫行法、ソヴェト組織法、勞働保護法が決定された。一九三一年十一月七日江規省瑞金で第一回全國大會が開かれ、代表者二百九十名出席、憲法、土地法、勞働法が決定され、中華ソヴェト共和國臨時政府が成立をみるに至つた。大會は六十三名の臨時政府中央執行委員を選出し、主席には毛澤東、副主席には項英、張國燾が選出された。

その後ソヴェト區域は更に擴大され、一九三三年三月の調査によれば、實に三百七十四縣に亘り、紅軍は二十萬と稱せられるに至つた。一九三〇年十一月から國民政府はこれが討伐に着手したがその都度慘敗を繰返し、一九三四年迄に討伐は五回に及んだが成功を見ず、つひに一九三四年四月ドイツのフオン・ゼイクト將軍以下數十人のドイツ軍人を顧問とし新戰術——經濟封鎖とトーチカ構築——をこるに至つて漸く効を奏し、共産軍は一九三四年十一月八日ソヴェト中央臨時政府の首都であつた瑞金を放棄するの止むなきに陥つた。

かくて共産軍は西北移動を決意し、朱徳・毛澤東の主力軍約二萬（後徐向前軍が合流して兵數三萬となる）は各地を迂廻しつゝ、一九三五年七月甘肅より陝北に到り、延安に根據地を定めるに至つたので各地の共産軍も次第に陝西、甘肅、四川、西康、貴州の間に集つて來た。その數約八萬と言はれ、その他に約二萬の兵が江西、福建、浙江、安徽、河南、湖北の各省に散在すると

手したがその都度慘敗を繰返し、一九三四年迄に討伐は五回に及んだが成功を見ず、つひに一九三四年四月ドイツのフオン・ゼイクト將軍以下數十人のドイツ軍人を顧問とし新戰術——經濟封鎖とトーチカ構築——をこるに至つて漸く効を奏し、共産軍は一九三四年十一月八日ソヴェト中央臨時政府の首都であつた瑞金を放棄するの止むなきに陥つた。

第二次國共合作

一九三一年滿洲事變が、翌一九三二年には上海事變が勃發した。支那は歴史的な危機に直面して民族運動の波の大きな昂揚が始まつた。瑞金放棄の後、苦境に落ちてゐた中國共産黨はこの契機を利用して新しい戰術を樹立し再び活潑な動きを見せはじめたのである。

かくて共産軍は西北移動を決意し、朱徳・毛澤東の主力軍約二萬（後徐向前軍が合流して兵數三萬となる）は各地を迂廻しつゝ、一九三五年七月甘肅より陝北に到り、延安に根據地を定めるに至つたので各地の共産軍も次第に陝西、甘肅、四川、西康、貴州の間に集つて來た。その數約八萬と言はれ、その他に約二萬の兵が江西、福建、浙江、安徽、河南、湖北の各省に散在すると

一九三五年夏開かれたコミンテルン第七回大會は中國共産黨の新方針——抗日統一戰線樹立の方針を承認しこれに支持を表明した。中國共産黨中央委員會及び中華ソヴェト政府人民委員は、第七回開催中の八月一日に『抗日救國のために全體同胞に告ぐる書』を發表した。これがいはゆる八・一宣言である。

において、また現在において政見並に利害を異にしてゐるにせよ、各軍隊が過去及び現在において敵對行動をとつてゐるにせよ、均しく全てのものは『兄弟牆に闚げども外の侮りを防ぐ』といふ眞の自覺が必要である。先づ一切の内戦を停止し、對立を超越して凡ゆる國力（人力・物力・財力武力等）を集中して抗日救國の神聖なる事業のために戦はねばならぬ」と述べ、更に單一的全國的國防政府の樹立と抗日義勇軍の組織を提唱し、十二項の行政方針を指示してゐるものである。

この八・一宣言は大きな影響を各方面に及ぼし、實に日支相剋の口火をなしたものである。

その後一九三六年十二月の西安事件、翌年二月の國民黨三中全會を経て、國共再合作は漸く軌道に乗つて來た。然るにその年七月、蘆溝橋事件に

端を發して日支事變が勃發し、全支は忽ち戰火の中に投ぜられるに至つた。八月十五日中共中央は「抗日救國十大綱領」を發表した。その内容は一、全國軍隊の總動員、二、全國民の總動員、三、政治機構の改革、四、抗日外交、五、人民の生活改善、六、國防教育の實施、七、抗日的財政經濟政策の實施、八、民族統一戰線の結成、九、日本帝國主義打倒、十、漢奸肅清であつて、これが黨の公式政策となつてゐる。八月二十二日には紅軍改編が正式に行はれ、國民革命軍第十八集團軍第八路軍となり、朱徳は總指揮に、彭徳懷が副指揮に任ぜられ、舊紅軍の約八萬がこれに加はる事となつた。九月廿二日には中共中央は「精誠團結、一致抗日宣言」を發表し、一、中山先生の三民主義は現下の中國において必要不可欠にして本黨は之が徹底的實現のため

めに奮闘すべし、二、中國々民黨を覆滅せんとする一切の暴動政策及び赤化運動を取消し、暴力による地主土地の沒收政策を停止すべし、三、現在のソヴェト政府を取消し民權政治を實行し全國政權の統一を期す、四、紅軍の名義番號を取消し國民革命軍に改編し、國民政府軍事委員會の指揮を受け出動命令を待ち、抗敵前線の職責を擔任すべし、との政策の修正を聲明した。實に共産黨としては思切つた轉換と言はざるを得ない。これは國共合作成立の公式宣言と見るべきものである。更にその年十二月には江西の殘留紅軍が改編されて國民革命新編第四軍を組織し、軍長には葉挺、副軍長には項英が任命された。兵力は當時約一萬と言はれた。

日支事變は中國共産黨の勢力を著しく擴大し、最近におけるその勢力は第

八路軍兵數約二十四―七萬、新四軍約八萬、西北地區の保安隊自衛團四五―五〇萬と推算せられてゐる。この形勢は抗日統一戦線内における反共派―C・C團、藍衣社、三民主義青年團等―の疑惑を強める結果となり、國共摩擦の問題は武漢失陥の前後から表面に現はれはじめ、各所に武力衝突が起り、それは現在に至るまでに約二万件に上るとも言はれてゐる。更に最近に
おいては一九四〇年十一月下旬に發せられた江北地區の新四軍及び第八路軍挺身隊に對する移駐命令に關して相當大きな武力衝突を惹起してゐる。
この國共摩擦の問題と共に、注目すべきものに憲政實施問題がある。重慶政府は四〇年十一月に國民大會を招集することを公約した。これに對して中
國共產黨は活潑な論争を展開し、昨四〇年四月中共中央は毛澤東の「我民主義論」を新テーゼとして採用することを決定し、六月その機關紙「中國文化」と「改造」に公表した。この問題は和平問題とともに國共關係に今後も複雑な波紋を描くこととなるべく注目すべきである。

第四篇 外

交

緒言

ソヴェート聯邦の外交は他國と全然性質を異にする特異性を持つ。即ち『赤色外交』といふ別名のうちに端的に表明されてゐる如く、ソヴェート國家獨特の目的から生じてゐるのである。

世界革命運動の參謀本部を以つて任じてゐるソヴェート聯邦は、終局の理想としては資本主義の轉覆、世界プロレタリアート革命の實現を目指し乍ら、他方當面資本主義勢力と社會主義勢力との關係により、かゝる理想を實現する前提條件として資本主義諸國と一時平和關係を樹立し、自國を強大な社會主義國に完成しようと努力してゐる。

平和政策と世界赤化政策といふソヴ

エート外交の二面性、若くは世界赤化政策の一段階、一手段として現在平和政策を遂行してゐるといふ點に、ソヴェート外交の特異性が存在してゐる。そしてかゝる両面をもつソヴェート外交は表面上獨立した二個の機關によつて遂行されてゐるのである。主として、終局の理想たる世界赤化政策の實行を擔當してゐる機關はソヴェート聯邦内にある世界革命の參謀本部コミンテルンであり、主として一國社會主義建設の理論に基づき一時、表面上平和政策を擔當してゐる機關はソヴェート聯邦外務人民委員部である。

約言すればソヴェート赤色外交は一方に於いてソヴェート外務當局をして

資本主義國と一時的平和關係を樹立させ、レーニンの『所謂息抜き期間』たるこの平和期間を出来るだけ延長し、その期間中資本主義諸國の對立を巧みに利用して列強の勢力均衡を計り、一般に戰爭、特に反ソヴェート戰爭の勃發を阻止して、自己の社會主義建設、國防力強化を完成し、資本主義との決戦を準備し、他方コミンテルンを通じて間接的に資本主義諸國に革命運動を激成し、又植民地運動を聲援支持することによつて資本主義諸國を崩壊に導き、世界赤化の理想を完成するにありとされてゐる。

第一章 建設期のソ聯外交

戦時共産外交

第一次歐洲大戰の四年目、即ち一九一七年の十月赤色革命を達成し茲にソヴェート政權の樹立を見るや、同政權は先づ自己の生存のため必死となつて平和のための鬭争、資本主義の武力干渉に抗する鬭争を行はねばならなかつた。

これがためソ聯政府は政權獲得直後の同年十一月全世界の政府に向つて、無併合無賠償の即時媾和、秘密外交の廢止、民族解放、舊債破棄等の革命的宣言を發した。

次いで當時の外務人民委員トロツキは、同十一月二十一日交戦國に對

し、民族自決を原則とする停戦と媾和の提議なした。この提議は聯合國によつて拒否されたが、獨逸は若し共同媾和が不可能とすれば、せめてソヴェート政府との單獨媾和だけでも是非必要だつたので、同月二十七日即時休戦に入ることに同意した。

かくて十二月二十二日ブレスト・リトヴスクに於いてソヴェート政府と獨逸との間に媾和談判が開始され、幾多曲折を経た後、ソヴェート政府は四圍の形勢に鑑み『無併合、無賠償平和』の原則を拋棄し、獨逸の要求する屈辱的な併合的媾和條約に應ずることを餘儀なくされた。

この間にあつて聯合國はソヴェート

政權を自己の不俱戴天の仇と見、一九一八年の上半期中に大使を本國に引揚げ、ソ政權を政治上經濟上封鎖するに至つたが、更に聯合國は政權打倒の目的を以て獨逸屈服後の一九一八年四月五日陸戰隊を浦潮に上陸させた。一方之に伴ひソ聯國內に反革命的叛亂が相次いで勃發、ためにソ政權は一時累卵の危機に當面した。

然るにソ政權は必死の抵抗を以て此の危機を切り抜け、聯合國の武力干渉も効を奏さなかつた。そしてソ聯と列國間に初めて新しい相互利用關係の新段階が準備されて行つた。

先づ一九一九年十一月二十五日ヨーロッパに於いてリトヴィンフとイギリス代表者たる労働黨のグレヂとの間に捕虜交換の交渉が始まつた。この交渉は局部的な目的をもつたものであるが、英ソ兩國間の國交斷絶武力干

渉と封鎖との後に行はれた最初の外交的會商として、大きな政治的意義をもつに至つた。他の小國スエーデン、オーストリー・ハンガリー、スイス、オランダ、フランス等も、イギリスのこの行動に倣ひ、捕虜交換交渉の協約が結ばれた。

一九二〇年の初頭ソヴェート政府は邊境諸國との平和條約を締結した。先づ二月二日にはユリエフでエストニヤと平和條約を締結し、七月十二日にはリトワニヤ、八月十一日にはラトヴィヤ、十月十四日にはフィンランドと夫々平和條約を締結した。

一九二〇年一月十六日聯合國最高會議はソヴェート・ロシアの經濟封鎖を解除し、ロシア協同組合と通商關係を回復することを決議するに至つた。

ソヴェート政權と列強

ソ聯政府は聯合國の武力干渉を排除後最初の革命強硬政策を緩和して新經濟政策を採り、經濟力の復興に努力するに至つた。ソ聯の此の政策が着々成功を見るに至るや、列強はソ政權の嚴然たる存在を事實上承認せざるを得なくなつた。

斯くて資本主義諸國はソ政權と通商條約を締結し、事實上ソ政權を承認するに至つたが、この事実上の承認のトツプを切つたのは從來最も強硬な態度を以て反ソ戰線を指導して來た英國であつた。

一九二〇年五月から開始された英ソ間の通商交渉は遂に一九二一年三月十日調印成立を見た。

かくて五月六日にはドイツとソヴェート政府との間に「通商關係回復に關する臨時協約」を締結、九月二日にはノルウエーとの間に、十二月八日には

オーストリー、十二月二十六日には、伊太利、一九二二年六月五日にはチェコスロヴァキヤ、一九二三年四月二十三日にはデンマークとの間に夫々通商條約が結ばれた。

かかる個々の國との通商條約の締結と並んで、主として英國のヘゲモニーの下で、資本主義世界全體とソヴェート政府との關係の調整のために一聯の國際會議が開催された。先づ一九二二年一月六日の聯合國最高會議の決議（所謂カンヌの決議）に基づいて、ソヴェート問題を重要議題とするゼノア會議が四月十日に開かれたが、ロシア帝制時代の舊債務の承認、外國人財産返濟問題を繞つて資本主義諸國とソヴェート政府との間に意見の一致を見ず、同會議は五月十九日に閉ぢ、次で、六月十五日にヘーグ會議が開かれ、同

に達せず、六月十八日決裂するに至つた。

しかし、ソヴェート政府のより一層強化と共に、事実上の承認時代に次で正式承認時代が来た。即ちゼノア會議中、一九二二年四月十六日獨逸とソヴェート政府との間に締結されたラツバロ條約が、正式承認の最初のものであつた。

次にソヴェート政府を正式承認したのは英國であつた。英國では一九二三年の總選挙に於いて労働黨がソヴェート政府の即時承認を重要スローガンとして初めて政権についた。かくてマクドナルド政府は、一九二四年二月二日ソヴェート政権との間に正式外交關係を樹立するに至つた。

英國の正式承認は世界に衝動を與へ他の諸國の正式承認を促進し、二月七日伊太利、二月十三日ノルウェー、二

月二十五日オーストリー、三月八日ギリシヤ、三月十五日スエーデン、五月三十一日支那、六月十八日デンマーク、七月六日アルバニヤ、八月一日メキシコ、八月六日ヘヂヤス、九月十二日ハンガリー、十月二十八日フランス、一九二五年一月二十日日本と夫々ソ聯を正式承認するに至つた。

英國のソ政権に對する攻勢は既に英ソ通商條約締結以後、正式承認以前に一九二二年十月ロイド・ジョージ政府の瓦解、保守黨の政権獲得と共に開始されてゐた。かかる英ソ關係の悪化を端的に示すものは有名な「カーゾンの最後の通牒」であつた。ゼノア、ヘーグ、ローザンヌ等の諸會議に於て示された英ソ間の根深い對立、更にベルシヤ及びアフガニスタンに於ける排英民族運動の擡頭等により、當時の保守黨政府外相カーゾンは一九二三年五月八日

ソヴェート政府に最後通牒を發し、ベルシヤ及びアフガニスタンよりソヴェート全權代表を召還することを要求し、英ソ間に戰爭の危機が生じた。ソヴェート政府は根本的な問題に對しては、斷乎たる態度を示したが、若干の副次的要求に讓歩したので危機は一時去つた。

然るに一九二四年十一月四日マクドナルド政府に代つたポールドウィン保守黨政府は再びソヴェート政府に對する進撃を開始し、自國內に於いてのみでなく、全世界に於いて反ソ戦線の強化のために全力をつくし、遂に英ソ國交斷絶に至つた。

總選挙に對つて「ジノヴィエフ書翰事件」なるものを流布して反ソ政策の實施をスローガンとして政権を握つた保守黨政府は、先づ一九二四年八月八日に締結された英ソ基本條約の廢止を

以つて反ソ行動の口火を切つた。

更にソヴェート聯邦の支那革命運動に對する援助、イギリス炭坑夫罷業等に對する援助等は保守黨政府のソヴェート政府に對する憎惡の火に油をそそぎ、保守黨政府の反ソ攻撃に拍車をかけた。一九二五年三月二十六日にはイギリスの指導の下にラトヴィヤ、エストニア、ポーランドの代表が會商し、反ソヴェート戦線を張らんと協議したのを始めとして、十月五日に開催されたロカルノ會議も、ソヴェート聯邦に對する鬭争が主要目的であつた。

一九二七年五月十二日イギリス内相の命により、ロンドンにあるソヴェート通商代表部とイギリスとの貿易會社アルコスが二百名の警官隊によつて襲撃を受け、三日に亘り家宅捜査が續行された。そして諸新聞はアルコスの地下室に秘密室が發見されたとか、武器

の沒收、間諜の文書等について書き立て、反ソ輿論をあほり立てた。そして、反ソ輿論を利用して、イギリス政府はソ聯邦との通商・外交關係斷絶に關する決議を下院で承認させることに成功し、かくて二十七日ソヴェート代理大使ローゼンゴリツに斷交通牒が手交され、こゝに英ソ國交は斷絶するに至つた。

ソ聯外交の轉換

ソ聯は一九二八年新經濟政策から社會主義建設へと政策の轉換を圖り、之と共に第一、第二の産業五年計畫を樹立した。これはソ聯が資本主義國との對立激化からして反ソ戦争の危険が切迫してゐるものと考へ、右産業計畫の遂行により國防力を強化し、自國を世界革命の強力なる城塞たれしめんがためであつた。

當時資本主義諸國では世界經濟恐慌が益々猛威を振ひ、更に之に伴つて革命運動が昂揚された。この間ソ聯は一九三〇年から同三一年にかけて自國の五年計畫遂行に必要な機械類を輸入するため農産物を輸出(所謂ハンガリー・ダンピング)したが、之に對し生産過剰に悩む資本主義諸國は必死の鬭争を行ひアメリカ、イギリス、フランスを中心とした諸國は殆んどソ聯よりの商品輸入を制限又は禁止した。

一方ソヴェート聯邦内に於いては當時反ソ的國際的性質を帯びた幾多の陰謀事件が摘發された。例へば一九三〇年十二月檢擧公判を見た産業黨事件、一九三一年三月公判の行はれたメンシエヴィキ事件があり、そしてソヴェート政府は前者の背後にはフランスの政治家、軍部があり、後者の背後には獨逸其他の社會民主主義者が加擔してゐる

となした。更に一九三一年の滿洲事變後、日ソ戦争を勃發させる目的で廣田駐ソ大使暗殺陰謀事件が、又一九三二年にはソ獨關係を悪化させる目的で、駐蘇獨逸大使館參事官狙撃事件が起つた。

ソ聯は斯る内外情勢の困難に伴ひ、特に反ソ戦争の發生を防止せんがため當時平和政策なるものを強調した。

一九三三年—三四年の極めて艱難な時期を経過したソ聯邦の國內情勢は、或る程度まで安定性を示すに至つた。しかし、ナチス政權の出現により大きな脅威を受けるに至り、從來反ソ戦線の指導國であつたフランス並びにそれと共にフランスの從屬國たるポーランド、バルチック沿岸諸國とソヴェート聯邦とは接近するに至り、滿洲事變を通じての日本の大陸進出の脅威の結果米ソ接近、英ソ接近が起つた。

先づソヴェート外交の轉換を物語る重要な事件を列挙しよう。

すでに一九三二年以來ソヴェート聯邦は一聯の國々と不侵略條約を締結した。一九三二年十一月二十九日（一九三一年八月假調印）フランス、一月二十一日（一九三二年一月二十五日）ポーランド、二月五日（ラトヴィヤ、五月四日）エストニア、一九三三年九月二日（イタリー）不可侵條約を締結した。この外、これよりもつと以前にアフガニスタンと一九二六年八月ドイツと一九二六年四月、トルコと一九二五年十二月ベルシヤと一九二七年十月、リトワニヤと一九二六年九月、夫々不侵略條約を結んでゐる。そして一九三四年に於いて、これら不侵略條約のうち、エストニア、ラトヴィヤ、フィンランド、ポーランド、リトワニヤなどのものは、一九四五年末までその效力を延長され

た。

更に一九三三年六月ロンドンに開かれた世界經濟會議を機會にソヴェート聯邦はアフガニスタン、エストニア、ラトヴィヤ、ベルシヤ、ポーランド、ルーマニア、トルコの八ヶ國との間に『侵略國定義協定』を結ぶことが出来た。この外チエッコスロヴァキヤ、ユーゴスラヴィヤ、フィンランド、リトワニヤとの間にも同種の協定があり、これは多邊的不侵略條約とも言ふべきものである。

次で重要な事件は、米ソ國交回復である。一九三三年十月十日ルーヴエルト大統領はルーヴエルト政府に對し正式國交樹立の爲の交渉開始を要請し、そのためアメリカに派遣されたリトヴィノフ外務人民委員との間に、交渉が行はれ、遂に十一月十六日米國の正式承認が公表されるに至つた。

最後まで頑強に正式承認を拒否して來たアメリカが、かゝる態度を變更したのは、世界經濟恐慌の下で廣大なソヴェート市場を必要として來たこと、列國との對立、特に滿洲に於ける日本の地位の強化に基因するものである。

次でソヴェート聯邦の國際聯盟への加盟はソヴェート外交のみでなく、世界外交史上の最重要事件であつた。一九三四年九月十八日の國際聯盟總會に於いて賛成三十八ヶ國、反對、ボルトガル、スイス、オランダの三ヶ國、棄權七ヶ國、表決不参加五ヶ國でソヴェート聯邦は正式に聯盟に加盟し、理事國の一つとなるに至つた。これまで國際聯盟を自して國際的反革命本部として絶對排撃の態度を採つて來たソヴェート聯邦が、聯盟に加盟するに至つたのは一大轉換である。

ソ聯の國際聯盟加入の動機は、滿洲

國の成立及びヒットラー政權の出現に具體化する東西に於ける對ソ包圍の脅威を防衛せんがためであつた。

米ソ國交回復の主要目的は、日本から受ける脅威を米ソの共同戦線によつて防ぐにあつた。又一九二九年東支鐵道問題を繞るソ支紛争により斷絶してゐたソ支國交を一九三二年十二月ジュネーブでリトヴィノフと顏惠慶との交渉により復交したのも、更にソ蒙相互援助條約の締結も同様の含みを有つたのであつた。

他方ヨーロッパに於いてはナチスの政權獲得後、かつてはその國際的反ソ戦線の重要な構成要素をなしてゐた英佛との接近が始まつた。即ち一九三五年三月下旬には英國々、暹尙書イーデンがモスクワを訪問し、更に一九三六年七月末には英ソ間に海軍、通商協定の假調印が行はれ、翌三七年七月には海

軍協定が正式に調印された。佛國との間には一九三五年五月相互援助條約が締結され、翌三六年に關稅協定、小包郵便協定等が締結され、ソ聯は歐洲外交界に於ける有力な一要因となるに至つた。續いて一九三六年二月の總選舉に於いて、スペインの左翼共和黨、共產黨、社會黨等の共同戦線人民戦線が勝利し、同年四月—五月のフランスの總選舉戦に於いて人民戦線が勝利した結果、ソ聯邦の歐洲に於ける地位は更に強化されるに至つた。

近年に於ける趨勢

反日親支政策

一九三六年十一月日獨防共協定の成立するやソ聯は之を目して反ソ協定となし露骨な反日態度を採るに至つた。先づ同年十一月には假調印を了した日ソ漁業條約の締結を反故にした。次

いで翌三七年五月十一日ソ聯政府は日本政府に通牒を發し「現在日本にあるソ聯領事館六に對し、ソ聯にある日本の領事館は八を數へる。一九二六年覺書交換の際確認された領事館同數の原則に従ひ、日本領事館二を閉鎖する様一懇請し、その際ノヴォシビルスク及びオデッサ地方には領事館員以外日本人在留せず、又何等の利害關係を持つとも思はれないから兩地の日本領事館の閉鎖は差支へなからうと述べた。是に對する日本側の拒絶に對し先に波蘭との折衝に成功せるソ聯邦は九月十五日以後、兩地の日本領事館を認めざる旨日本側に通達することを新聞紙に發表し、九月十五日以來、ソ聯は日本領事館より發する暗號電報の受理を受けざる等、領事館事務の遂行を阻害するに至つたので、日本政府は一時兩地より領事館員の引揚を行はしめた。

ソ聯は斯く反日態度を露骨化する反面支那との間には友好關係の増進に努め、同年八月二十一日駐支ソ聯大使ボコモロフと中國外交部長王寵慶とにより南京に於て、ソ支不可侵條約を締結するに至つたが、その全文は左の如くである。

ソヴェート社會主義共和國聯邦政府と中華民國國民政府とは、平和の維持に貢献し又兩國の交友關係を強固且永續的基礎に固め、且亦一九二八年八月二十七日調印の巴里不戰條約に基き兩國の義務をより適確に確認せんが爲に本條約を締結せんと決定し、ソ聯政府は特命全權大使ゴモロフを、國民政府主席は外交部長王寵慶を夫々正式代表に任命し、左の各本條を約定せしめたる。

第一條 締約國は國際紛争解決の爲に戰爭に訴ふることは排撃し、且つ相

互の國際關係に於て國策遂行の手段として戰爭を否認することを嚴肅に確認し、此誓約を遵守する爲に、締約國は單獨に又は他國との共同動作により、他の締約國に對し一切の侵略をなさざることを誓ふ。

第二條 締約國の一方が一國又は數國の第三國より侵略を受けたる場合に於ては、他の締約國は當該第三國に對し紛争の全期間に亘り、直接關係の援助を與へざることを約し、且侵略國により被侵略不締約國の爲に不利なる結果を齎らすべく利用せらるることあるべき一切の行動をせらざ、又一切の協定をなさざることを約す。

第三條 本條約の諸規定は本條約成立以前に締約國双方が調印したる二國又は數國內の條約又は協定に基き誓約は、双方の權利義務に影響なきや

う解釋すべきものとす。

第四條 本條約は二通を英語にて作成し、上記全權の調印の日より効力を發生し、且五ヶ年間有効なるものとす、締約國の一國が本條約を廢棄せんとする時は、期間満了前六ヶ月以前に於いて相手方に通告すべし、若し滿期前に双方とも右通告をなさざる場合は、本條約は最初の五ヶ年期間満了後更に二ヶ年自動的に延長せらるるものとす、右二ヶ年の期間満了六ヶ月前に當り、締約國双方が本條約廢棄の意志を表明せざる場合は更に二ヶ年繼續せらるべく其の後も之に準ず、而して右條約に關するブラウダ紙の論調次の如くである。

「即ち本條約は國際平和に貢獻する所大に論て、ソ聯從來の外交政策の確認である。之は又從來のソ支關係

におけるソ聯側の政策にして、既に一九三二年兩國内外交關係が設定されるや否や、ソ聯政府の提議したる所なるも、當時支那側の採る所とならざりしが、今やソ支不可侵條約の締結を見、之により世界の平和不可分原則は強化された。ソ聯邦政府の採る集團的安全保障原則は今や太平洋に實現さるることとなつた。」

獨逸の進出とソ聯外交の孤立化

ソ聯は聯盟加入以來、所謂民主主義諸國との連繫によつてファッシヨ國の進出に備へんとした。しかしファッシヨ國特に獨逸勢力の増大は、ソ聯の所謂聯盟外交を以てしては如何ともなし得なかつた。

一九三八年三月十五日セトラ一獨逸統は獨逸合邦を宣言した。迎へて四月十七日、リトヴィノフ・ソ聯外務人民

委員は獨逸合邦、チエコスロバキアの危機等により醸成された國際危局に對處し、侵略行為阻止の手段を講ずるとの名目の下に國際會議招集を英米佛等諸國に對して提唱した。

而してソ聯の提唱に對し、佛國は之が集團安全保障を根幹とする自國の傳統的外交政策の線に沿ふものであると好感を示したが、英國はソ聯の招請を受諾すれば必然的に世界は二分されるところに氣乗りせず、米國も又右提唱は二、三國家が自國の權益擴張のため何時にても武力を行使せんとする時、侵略阻止のため集團的行動を論議しても無駄であるとの見解を執り、斯くてソ聯の企圖した國際會議は流産に終つた。

獨逸合邦に續き同年夏ズデーテン問題の發生を見、此の問題は所謂ミューンヘン會議の開催によつて同年九月三十

日一應の解決を見るに至つた。而してズデーテン問題の解決に際してソ聯英佛獨伊から敬遠され、何等發言の機會を與へられなかつた。一方ソ聯にしてもチエコとは互援條約を有し乍ら事態の發展を傍觀するのみで何等爲す所がなかつた。

この間に於けるソ聯紙の論調を要約すると「ミュンヘン會談は英佛外交の大失敗であつて、獨逸への屈服の結果英佛は國際不信を招き佛は孤立するに至つたが、ミュンヘン協定によつて歐洲の平和は確保し得られなかつたのみならず、戰爭の危機は暫らく延期されたにすぎず、其の勃發は必ずや近きに在り、その責任は専ら無力なる英佛に在り、之に對する方策は集團安全保障體制より外に無い」旨を繰返してゐる。

ソ聯外交の再進出

ミュンヘン會議に於ける英佛獨伊の妥協成立に伴ひ、ソ聯としてはフアツシヨの攻撃は今後必然ソ聯に向つて加へられるものとなした。従つてソ聯は自國を繞る國際情勢の惡化に對應すべく、その對策には對外的に硬化し、裏面的破壊工作により脅威を外國に與へるといふ一面を現はすに至つた即ちソ聯に於ては國際革命を仄かす言論が多くなり、勞働者の國際的提携を強調してプロレタリア運動の淨化を唱へる等のが認められるやうになつた。

十七日ソ波兩國政府は從來兩國間に存在する不侵略條約再確認の聲明を發表した。次いで一九三九年に入るやソ聯は一月二日にソ佛通商協定の効力一ヶ年延長を圖り、同十九日には波蘭と通商協定締結の交渉を開始、續いて二月には英國との間に通商關係更新の氣運を見るに至つたが、この間十三日にはラトヴィヤ、十四日にはリトワニヤ、十九日には波蘭との間に、夫々通商協定が成立した。更に又同月十五日にはソ聯海軍使節團の渡米が發表される等ソ聯の對外活動は一段と活潑化した。

下ソヴェート海軍が建造中の超主力艦三隻の組立部分品入手のため、交渉を再開するにあると傳へられた。

ソ洪國交斷絶

ミュンヘン會談後ソ聯のバルカン政策はその底流に於て愈々尖鋭化されたが、一方バルカン諸國に對する樞軸國家の活動も活潑化し、洪牙利は三九年一月十三日自國の立場を闡明して防共協定參加を聲明、茲にソ・洪關係は急轉變化するに至つた。

即ち二月二日リトヴィノフ外相はモスクワ駐劄洪牙利公使ユンゲルト・アルノーテイ博士を招致し、ブタベストにあるソ聯公使館を閉鎖引揚げに決した旨通達すると同時に、モスクワの洪牙利公使館をも閉鎖すべきを期待する旨通告し、茲にソ・洪兩國の外交關係は事實上斷絶状態となつた。而して右ソ聯の通告理由につき、タス通信は次

の如く發表した。

洪牙利はミュンヘン協定以後某々國の強制の下にあり、洪牙利政府の政策は同政府が斯る壓迫を容易に受け容れ、其の獨立性を相當の程度迄喪失してゐることを示してゐる。特に洪牙利政府が最近所謂防共協定に參加を決意したのは、洪牙利自身の利害を以ては正當づけ得られたい、洪牙利國の利害關係は、日本を第一位とする本協定の參加國によつて本協定の假面の下に遂行せられる侵略的意圖とは、決して一致しないものである。従つて洪牙利政府のこの決定は外部より押しつけられたものである。斯る位置にあつては洪牙利政府は、ソヴェート政府との外交關係を兩國の首都に於て特別の使節を通じて存続せしめる正當な、理由を最早有せぬものである。従て兩國の外交

關係は今後第三國のそれである。従て兩國の外交關係は今後第三國の首都に於て兩國の代表を通じて持續されるであらう。

斯くてユンゲルト・アルノーテイ公使以下モスクワ駐在洪牙利公使館員一同は、駐ソ帝國大使館に事務代行を依頼して、五日夜モスクワを後に歸國の途についた。

英ソ接近の兆

ミュンヘン協定と前後して全く沈滯状態にあつた英ソ關係は、三九年に入ると共に打開の氣配を示して來た。即ち二月二十日チェンバレン英首相は下院に於けるサートル議員の質問に應じ、英國政府はソ聯並に北歐諸國間の關係改善強化のため、ハドソン海外貿易相をモスクワ其他北歐諸國首都に派遣することに決定した旨を言明、續いてチェンバレン首相は三月二日駐英

ソ大使館に催された晩餐會に出席し、注目を惹いたが、英國首相がソヴェート大使館の招待に應じたのはこれが最初のことである。

斯る情勢下に三月十日第十八回全聯邦共産黨大會が開かれ、スターリン黨書記長はソヴェート内外の情勢に關し約三時間に亘る演説を試みたが、そのうち國際關係については先づ第一に資本主義國家内に於て新經濟恐慌並に新市場新資源獲得、世界再分割案のための矛盾が激化した旨を説き、殊に日獨伊三國の所謂内部的脆弱性なるものを詳説した。次で各國の政治的對立激化を説明し、茲でも日獨伊三國と英米佛との對立、殊に英佛兩國が全體主義國に讓歩することが侵略を益々激しくする原因であると指摘、第三に結論として、ソヴェート聯邦の資本主義國に對する政策を次の如き四點に要約した。

- 一、吾人は平和及び凡ゆる國との實務的連絡の強化を支持すべく、之等諸國がソ聯と同様の關係を持続する限り、又之等諸國が吾が國の利益を侵害せんと試みざる限り、此の立場に立ち又立たんとするものである。
- 一、吾人はソ聯邦と共通の國境を有する凡ゆる隣接國と平和的、近接的且つ善隣的關係を支持すべく、之等諸國が、ソ聯邦と同様の關係を持続する限り、又之等諸國がソ聯國境の安全性及び不可侵性の利益を直接にも間接にも侵略せんと試みざる限り此の立場に立ち又立たんとするものである。
- 一、吾人は侵略の犠牲となりたる諸民族及び自己の祖國の爲に戦ひつゝある諸民族の支持を主張する。
- 一、吾人は侵略者側よりの威嚇を恐れず、且ソ聯邦國境の不可侵性を侵犯

せんと試みる戰爭放火者の進撃に對しては、二倍の反撃を以て酬ゆる用意がある。

獨逸のチェコ進撃とソ聯

ズデーテン問題を繞る中歐の危局はミュンヘン協定の成立によつて回避されたが、しかし獨逸の中歐に對する強襲が依然として豫想されて居た矢先、三月十五日ヒットラー總統はスロヴァキヤの獨立運動に伴ふチェコ政府の要請に基き、獨軍を進駐せしめ、ボヘミア、モラヴィアを併合して、茲に三度無血進出を敢行、チェコ共和國は建國廿年にして崩壊するに至つた。

ソ聯は獨逸のチェコ併合に伴ひ、之が對抗策として對英接近を企圖するのではないかと見られて居たが、果然十九日に至り、ソ聯政府はチェコ合併につき、獨逸に抗議した旨左の如く發表した。

ソヴェート外務人民委員リトヴィノフは十八日正午駐ソ獨大使フオン・デルシュエーレンブルグ伯を通じ、獨逸政府に對し、獨逸今回のチェコ併合は全く非合法なる故これを承認し得ない旨の對獨通牒を發した。

尙これと同時にリトヴィノフ外務人民委員は、ソヴェートのチェコ併合不承認の理由につき左の如く聲明した。

獨逸今回のチェコ併合は專斷的暴力行爲であり侵略である、而してハハ前チエコ大統領の決定にしても、夫れは非合法的且つ無價値のものである。チエコの解消により平和に對する危険は一層増大するに至つた。

ソ聯の反獨會議提唱

ソ聯政府の對獨通牒直後、更にソ聯の反獨國際會議提唱説が、頻りに傳へられて居たソ聯政府は同月二十一日タス通信社を通じ反獨國際會議開催に關

する英國政府との折衝經過を左の如く發表、英國政府が時期尙早を理由に國際會議の召集に反對を表明した事實を明かにした。

「英國政府は去る十八日ソヴェート政府に對しルーマニヤが武力侵略の脅威に曝されるに至つた事情を述べ斯る謀略が現實に行はれた場合、ソヴェート政府はルーマニヤに對し如何なる行動を採る意向かを問合せて來た。これに對しソヴェート政府は英國、フランス、ポーランド、ルーマニヤ、トルコ、ソヴェート聯邦等關係國がこの際國際會議を開催事態の真相を糺明すると共に各國の立場を充分検討することを適當と思惟する旨回答したが、英國政府は斯る提案は時期尙早であるとして之を拒否したのである。尙ソヴェート政府は別にポーランド乃至ルーマニヤから

援助を求められた事實は無く、これ等兩國に對し援助を申出た事實も無い。」

尙右の發表に引續き、二十五日のブラウダ紙は最近の歐洲政局の推移に言及し、獨逸今後の進出により苦汁を嘗めるのはソ聯ではなく、佛國と同盟關係にある小國である旨、左の如く述べて居る。

「英佛兩國はドイツはただ東へのみ膨脹するとの計算の下に、自國の新開によつてソ聯領ウクライナのルテニアへの併合といふ笑ふべき計畫をまき散らしたが、事實ドイツの侵略から直接の脅威を受けるのはソ聯ではなく、フランスの同盟國である。即ちポーランド、ユーゴスラヴィヤそして最後にルーマニヤ等の國々である。ドイツがルーマニヤに對して行つた經機的要求の内容は、今後下

イツがポーランド、ラトヴィヤに對して行ふ要求を示すもので、結局是等の國をドイツの半植民地化せんとする方策を描くものである。ルーマニヤ今回のドイツへの屈服は、更にこれらの諸國が所謂民主主義的大國から何らの援助も得られないといふ注目すべき事態を示唆した、要するにドイツは國內の困難打開のため、熱病的な外交上の冒險をやつて居ると云へよう。」

英ソ通商會談

以上の如く獨逸勢力の進出を繞つて英ソ關係が微妙を極めてゐる折柄、三月二十三日ハドソン貿易長官はモスクワに到着、前後五日間に亘り、ミコヤン貿易人民委員を始めソヴェート政府首腦と會見し、英ソ通商關係調整につき種々懇談を遂げ、二十八日同地發へルシンキに向つたが、ハドソン長官の

出發に先立ち、二十七日タス通信はハドソン長官とソヴェート首腦との會談の経緯に關し、左の如く發表した。

「ハドソン英貿易長官はミコヤン外務人民委員と數次に亘り會談し、モロトフ人民委員會議々長とも會見した今回の會談に於て英ソ兩國代表は、英ソ兩國通商關係の現状並に今後の兩國貿易促進の可能性につき、充分討議した。兩國代表は各自の意見を夫々隔意なく披瀝し、その結果若干の重要意見の相違が明かとなつたがこれらは近くロンドンで開かれる交渉に依り、最少限度に縮減されることを豫想される性質のものである。兩國代表は國際政局についても同様友好的な意見交換を遂げ、兩國政府の態度諒解に大いに寄與する所があつたが、又平和強化に關する相互の

立場についても夫々共通點を見出すことが出來た。更に兩國政府代表ソヴェート首腦との個人的接觸は、疑なく英ソ關係親善並に平和問題解決のための國際協力確立に資するであらう。」

英ソ交渉

ソ聯の歐洲に於ける立場は先のミュンヘン協定成立を契機とし、續いて同年十一月の佛國人民戰線派の没落、更に一九三九年に入つてチエコの崩壊、スペイン赤色政府の倒壊等によつて全く孤立化するに至つた。一方英佛對獨伊の對立抗争は、之を整理せんとする幾多の會談が相互間に繰返され、夫々の努力が傾けられたに拘らず、獨逸のチエコ併合、メーメル地方の返還要求に次いで、四月七日伊太利のアルバニア進軍に伴ひ、愈よ激化するに至つた。

かくて獨逸の勢力の進出抑制に乘出した英國は、四月六日波蘭と相互援助條約を締結すると共に、同日チエンバレン首相から、ソヴェート政府の同意に基き、同國との間に新通商協定締結交渉を開始するに決定した旨聲明した。

チエンバレン首相のこの發表に對し保守黨内一部の反獨派を始め、在野の労働黨、自由黨の各議員から、英ソ提携要望の聲が昂められ、ここに英ソ交渉の機運を生じた。四月十四日マイスキ首相はソ聯大使はハリファックス外相を訪問、英ソ交渉に關する申入れを行ひ、翌十五日モスクワに於てシーヅ駐ソ英國大使はリトヴィノフ外務人民委員と會見し、英ソ交渉は茲に開始されるに至つた。

次いで同月十八日チエンバレン首相は下院に於てソ聯と折衝繼續中なる旨

を言明、又ハリファックス外相は英ソ交渉に關し十九日上院に於て「英國政府は獨伊兩國を目標とする包圍政策を企圖してゐるのではなく、包括的な反侵略體制を結成せんとしてゐる」旨説明、更に「會議の内容は一層廣く擴張されるに至るかも知れぬ」と附言した。

この間マイスキ駐英ソ大使は十八日モスクワに歸還、リトヴィノフ外務人民委員及びシーヅ駐ソ英大使等と協議を重ねてゐたが、二十五日モスクワ出發廿七日空路コペンハーゲンに到着「將來歐洲に紛争が起つた場合、ソヴェート政府は侵略反對のため、進んで被侵略國の援助に起つ用意がある」旨を語つた。

同大使は同日空路巴里に飛び、同地にてスリーツ駐佛ソ聯大使と會談後、倫敦へ歸任した。英ソ交渉に關しては、ソ聯政府はそ

の當初に於て全く沈黙を守り、英國政府も又多くを語らず、從て右の交渉の内容は判然しないが、佛國の外交通べルチナツクスは、四月廿日英ソ交渉に關し、左の如く報道して居る。

「反獨伊戰線結成に關する英佛兩國のトルコ、及びソヴェート聯邦との交渉は順調に進捗してゐる。英國の提案に従へば、ソヴェート聯邦はフィンランドを除いた凡ての隣接國境を保障し、これらの諸國の必要に應じて、その要求あり次第、軍需品の供給を引き受け、いはばこれら諸國の豫備隊の役割を行ふことになつてゐる。一方佛ソ交渉の目標とする所は、一九三五年の佛ソ相互條約の強化にあり、この條約の發動を自働的とし、又「締約國は相手國の領土が現實に侵入を受けた場合にのみ相手國を援助する旨誓約する」との條項

はその内容が擴大されることとならう。行はれた各種の觀察を綜合すれば、大

リトヴィノフ外相の罷免

歐洲の危機が増大し、ソ聯外交が近年にない困難に當面してゐた。折柄五月三日ソヴェト聯邦最高會議は突如リトヴィノフ外務人民委員の辭職を承認し、モロトフ人民委員會議々長をして兼任せしめる旨發表した。

ソ聯政府當局はリトヴィノフの辭職に關しては何等發表を爲さず、又ソ聯各紙は翌四日朝刊の第一頁を割いて大々的にモロトフの外務人民委員就任を報じたが、リトヴィノフの辭職については僅に最後の頁に四行で至極簡單に片付け、然も右交迭に關する論評は全然掲げられなかつた。

而してリトヴィノフの辭職は時恰も英ソ交渉の進行中であり、世界に異常なる衝擊を與へたが、その辭職につき

約次の通りである。

(一) 對外交策對立説

ソ聯要人中には國家の安全確保のため嚴重なる中立政策を主張するものがある。例へば聯邦最高會議外交委員長ジュダノフの如きはこれであり、又軍部は外國との軍事同盟には反對であるに拘らず、リトヴィノフは夙に歐洲諸國との集團保障政策、平和不可分主義を奉じ、今次も自説を固執したため、黨及び軍の双方と對立するに至つた。然しリトヴィノフが、對英軍事同盟の提案に當り、ソ聯の黨及び軍の首脳部に諮らずして行動したとは考へられなから、これには結局彼が、黨、軍の納得しないのに拘らず今回の集團保障協定を固守しすぎたやうな事情があるかもしれない。

(二) 黨の外交への進出説

及び(ロ)五月十二日の週刊スペクテーター誌に莫斯科通信を寄せ、大要左の如き觀察を下してゐる。

(イ) 今次歐洲の危機はソ聯には關係のないものであつて、ソ聯は愈々危機が自國に迫れば自力に頼る

ことが出来るから、茲に集團保障を一擲すると共に、外國に於て集團保障政策の代辯者と見られてゐるリトヴィノフを血祭にあげ、ソ聯の決意を強く印象づけようとしたものであらう。

(ロ) ソ聯の外交政策はリトヴィノフの失脚によつて變化しないであらうといふのは見當違ひであつて彼の失脚は集團保障政策の完全なる打切を意味するものである。ソ聯はミュンヘン會談後英佛に見切

をつけ、リトヴィノフ一流の集團保障政策を放棄する事を決意した

歐洲情勢の緊張した今日、黨首脳部が直接外交の衝に當らんが爲である。即ちリトヴィノフに代つて、聯邦人民委員會議議長たる黨政治局の要員モロトフが外務人民委員を兼任することゝなつたこと、客年一月の第一回聯邦最高會議に於てジュダノフとモロトフとが外交問答をやつたことなどに顧み、かく觀察される。

(三) 性辭説

數年來ソ聯にも居た紐育ヘラルドトリビューン紙記者バーンズは、「リトヴィノフは性質が頑固、唐突、又皮肉で、從來とも有力な黨員と衝突したことがあり、スターリンの信任によつて辛うじて地位を保つて來たのであつて、今回の辭職は恐らく個人的關係に基因するものであらうとなした。

(四) 對英懸引説

當初英國案に對するソ聯案の懸隔が

相當大きかつたため、ソ聯は英國案を到底受諾し難いとす一つの意思表示として、突然リトヴィノフを辭職せしめ、英國を牽制し讓歩せしめんとしたものである。

(五) 對獨工作説

英ソ交渉の結果は獨逸包圍態勢の形成となるであらうから、ソ聯としては、獨逸との關係に於て危険を増大するものである。又四月二十八日ヒトラー總統が、ルーズヴェルト米大統領の不侵略要請の電報に對する議會演説に於て、ソ聯に言及しなかつた事實があるとして、ソ聯は寧ろ集團保障主義者、親英論者たるリトヴィノフを斥け、英國を牽制すると共に、獨逸に恩を賣らうとするものである。

(六) 集團保障政策放棄説

紐育タイムズ紙記者ウォルター・デユランティは(イ)五月五日の同紙上

のであるが、最近のチエツコ問題

以來、英佛は俄かにソ聯に秋波を送り、又ソ聯としても早晚獨逸の攻撃の目標となることを考慮して兎に角英佛との交渉に應じたのである。然しソ聯は他國の爲に火中の栗を拾ふの愚を敢てする筈はない。即ち若し集團保障制度を樹立する場合には、英佛をのつびきならぬやうにソ聯を縛りつけ、これを利用して考へ、ここにリトヴィノフの主張により、今一度集團保障政策を試みることをなつたものである。然るに英國がソ聯を受諾せず交渉打切を決意し、リトヴィノフを罷免した、即ちソ聯は行動の完全な自由を回復したものであるが、リトヴィノフの罷免はこれを最も示威的に表明すると共に英佛の反省を促し、ソ聯の政策

に追隨せしめやうと試みたものである。

(七) 肅清説

リトヴィノフは一八九八年入黨した舊ボリシエヴィクであつて、黨受難の時代に國外に流浪してゐた爲、スターリンの如く國內に踏み留まつた者からは外様扱ひにせられる所謂西歐派に屬する。彼も亦いつか肅清せらるべき運命に在つたものである。この運命は、リトヴィノフが極めて忠實なスターリン外交政策の實行者であつても、如何にその外交方策が成功しても、早晚免れ難いものであり、且從來屢々斯かる運命の迫れることが傳へられてゐた。從てリ氏の失脚は肅清工作の犠牲となつたものである。

モロトフ外相の初人事

モロトフ外務人民委員はその就任と共に、前ギリシヤ駐劄公使ニコライ・

シヤローノフを駐波大使に起用した。即ち駐波ソヴェート大使は、一九三七年秋ダフチアンの失脚以來、空席のままとなつてゐたもので、ポーランド政府は五月八日右シヤローノフにアグレマンを與へた。

又同月十日には駐米大使の更迭を發表した。即ち三八年六月以來賜暇歸國中のトロヤノフスキーの代りに、駐米大使館參事官コンスタンチン・ウマンスキーを昇進せしめた。しかし米國新聞は右の更迭を意外となし次の如く述べた。

「ソ聯政府が何故にウマンスキー氏を參事官から一躍大使に任命したかその理由は米國政府が最近ソヴェート駐劄大使を任命したにも拘らず、駐米ソ聯大使はトロヤノフスキー氏の歸國以來久しく空席となつてゐるので、何人かを任命する必要があるが

たといふ以外に理解し難く、單にソヴェート大使今回の任命のみならずソヴェート政府最近の外交政策はよく諒解出来ない。」云々。

獨ソ接近説

モロトフ新外務人民委員の登場と共に、ソ聯外交の轉換が噂され、早くも數日後には獨ソ接近説が傳へられるに至つた。即ち五月七日のニューヨークタイムス紙伯林特電は、左の如く獨ソ接近工作が行はれるであらうと報じ、英ソ交渉が引續き行はれてゐる折柄多大の注目を惹いた。

「伯林に於けるドイツ人並に外國人消息筋より確聞するに、ヒットラー總統は近く「スターリン融和政策」にその勢力を集中、ソ聯をしてチェンバレン首相の企圖する對獨包圍陣から離脱せしめ、これによつて獨波國境の改訂に新活路を見出すであら

うといはれてゐる。又伯林政界及び外交界一般も、ソ聯を中立化せしめるための獨ソ不可侵協定締結の可能性を論議してゐるが、ドイツ政府筋は、八日獨ソ關係正常化の豫備交渉が既に兩國間に開催されてゐるとの報道に對して、否定も肯定もせず、曖昧な態度を保持して居る。一方ソ聯自身も、獨ソ關係の正常化を期待して居り、數年前外交關係正常化の目的を以て、積極的に乗出したことがあるが、昨年二月にも又その交渉を行はんとしたことが指摘されて居り、伯林に於ける獨ソ接近の空氣は濃化してゐる。』

一方同月九日ニューヨークに達したA・P伯林電報も、獨ソ交渉は現在進行中である旨、左の如く報道した。

『ドイツ政府筋は、九日、獨ソ兩國の友好的關係再開に關する獨ソ交渉

が進行中であるとの報道に對して、これを認めてゐる。この獨ソ交渉の成否は、ソヴェートが今後も共產主義的世界革命の宣傳本部として活動を續けるか、或は一轉して民族國家となるか、にかかつてゐる模様である。』

ソ聯外交の飛躍

チェッコ合併後の歐洲政局は、五月五日のベツク波蘭外相の演説(ダンチツヒ問題に關する獨逸の要求を拒否せるもの)を契機とする獨波關係の急速なる惡化、更に同月二十二日の獨伊軍事同盟の締結によつて、一段と險惡なる様相を呈した。

一方極東に於ては、五月初旬、滿蒙國境ノモンハン附近に紛争發生を見、この紛争は逐日激化の徴を示した。この間ソ聯の外交は、五月三日モロトフ新外務人民委員の就任後、東西兩面の

逼迫せる情勢に對應して、漸次活潑化した。先づソ聯の外交方針を闡明するモロトフ外相の演説の行はれた翌六月一日には英國政府に對し、右演説に於て強硬に主張されたオランダ島武裝問題に對する反對意見を開陳した通牒を手交した。

二日には過般ワルシヤワに着任したシヤローノフ駐波大使が、モシツキ大統領に信任狀を捧呈し、次の如くソ波親善關係強化を強調した。

『ソ波兩國は從來も幾多の政治經濟協定によつてその親善關係を更新し來つたが、今後更に一層兩國の親善關係を強化することこそ余の任務である。』

次で六日には、新駐米ソ聯大使ウマンスキーがルーズヴェルト大統領に信任狀を捧呈し、新任の挨拶に當り、米

ソ兩國の親善關係を強調して次の如く述べた。

『現在國際政局の危機が世界の平和と文化の發達を脅威しつつある時に當つて、米ソ兩國が親善關係を保持してゐることは、その意義極めて重大である。ソ聯は侵略による戦争の勃發を防止する決意であり、自國の獨立のために侵略者に抗して戦つてゐる國民に對しては、常に援助を惜まないであらう。』

一方ソ聯政府は外務人民委員部の陣容強化を企圖し、九日には赤色國際勞働組合（プロフィンテルン）書記長ソロモン・アブラモヴィッチ・ロゾフスキー及び前ブルジョヤ共和國人民委員會議長々長代理デカノゾフを夫々外務人民委員代理に任命した。

ソ聯のオランダ島武装化反對

六月一日ソ聯政府は英國政府に對しオランダ島武装化問題に關する反對意見を開陳した通牒を外交したが、ソ聯がオランダ島武装化に反對してゐる理由は、左の二點にあるとされた。

- 一、オランダ島が武装化された曉には、レーニングラードの外港たるクロンシタット要塞とバルチック海との連絡が遮斷されると同時に、ボスニヤ灣に對する入口を閉鎖されることになる。
- 一、オランダ島はフィンランドの主權の下にあるとはいへ、フィンランドの國防力がドイツに比して遙かに劣つてゐる現在、オランダ島が事實上容易にドイツの支配下に歸する怖れがあり、かくてはソ聯に對する重大な軍事的脅威になる。

獨ソ通商交渉再開説

英ソ交渉の停頓と共に、六月中頃よ

り民主々義國方面では又復獨ソ接近説が喧傳されるに至り、六月二十一日のニューヨーク・タイムズ紙は、同紙伯林特電として、左の如き獨ソ通商交渉再開説を報じた。

『去る二月以來斷續的に行はれ來つた獨ソ通商交渉は、最近新段階に到達し、ドイツ政府は愈々新通商使節團の組織を開始したが、右使節團は近く、十日以内に、モスクワ訪問の途に上ることになつたと云はれる。然し消息筋では右使節團のモスクワ訪問は、一兩日中にモスクワに歸任するシュレーンベルグ大使の報告によつて確認さるべき今後の發展によつて左右されるものであるから、使節團出發の期日は確かでないと思つてゐる。尙右通商交渉は、ドイツ製品の出出に對する三億マルクのクレジット設定を含むものと傳へられるが

ドイツ側ではこれによつてソ聯政府の反獨感情を緩和し、英佛ソ交渉を妨害せんとする意圖を有するものと見られる。』

次で七月に入るや、巴里新聞は目下モスクワに於て獨ソ通商交渉が繼續されてゐると報じ、更にフオン・パーベ駐土獨大使が特命を帯びてモスクワに乗込むであらうと傳へた。

對米獨通商の更新

モスクワに於ける英ソ交渉と對抗して、六月中頃より獨ソ兩國の通商交渉再開説が傳へられてゐたが、ソ聯政府は七月二十一日タス通信を通じ、獨ソ通商交渉再開につき、左の如く發表した。

『通商並にクレヂット問題に關する獨ソ兩國の交渉は過般再開されたがソ聯側を代表して伯林駐在通商副代表ババーリン、ドイツ側を代表して

シヌウレ氏が當つてゐる。』
ソ聯政府は越えて八月四日、タス通信を通じ、米ソ通商協定が一ヶ年間延長されることになつた旨、左の如く發表した。

『ミコヤン外國貿易人民委員及びダラモン米國代理大使は、現行米ソ通商協定を一九四〇年八月六日迄、向ふ一ヶ年延長するに關する書簡を交換し、交換書簡は四日ソ聯人民委員會及び米國大統領の署名を了し、即日實施された。』

獨ソ通商協定成立

ソ聯政府は七月二十一日タス通信を通じて獨ソ通商交渉が再開されてゐる旨を發表したが、以來右交渉は急速に進展し、八月十九日、伯林に於てドイツ外務省參事官シヌウレ博士、駐獨ソ聯通商副代表ババーリンの間に獨ソ新通商協定の正式調印が行はれた旨同

二十日獨ソ兩政府より夫々發表された。

右協定は一九三五年成立、三七年を以て失効した獨ソ通商協定の更改されたもので、發表された内容の骨子は左の通りである。

- 一、ドイツはソ聯に對しドイツ工業商品購入の目的を以て、總額二億ライヒスマルクに上る期限七ヶ年利子年五分のクレヂットを供與する。
- 一、一方ソ聯はドイツに對し、協定調印日以降二ヶ年内に、總額一億八千萬ライヒスマルクのソ聯商品を買却する。

獨ソ通商協定の成立は緊迫せる歐洲政局に多大の衝擊を與へたが、ドイツ政界では右協定の成立を以て「英ソ離間策の一部成功」と看做し、英國では「重大なる政治的意義はない」との觀

測が行はれた。

獨ソ不可侵條約締結

ダンチツヒ問題を俎上に獨波關係が刻々變化し、一方モスクワに於て英佛ソ三國軍事會議が十回目の會談を終つた八月二十二日夜十時、ドイツ政府はラヂオを通じ突如獨ソ兩國間に不可侵條約を締結することに決定し、リッペンントロツプ外相が二十三日モスクワに赴き同條約の調印を行ふことになつた旨發表した。

右ドイツ政府の發表と前後して、ソ聯政府は同二十一日タス通信社を通じて獨ソ不可侵條約締結決定に關し左の如く發表した。

『獨ソ通商條約成立に續いて兩國間の政治的關係改善の問題が起つた。本問題に關しては、獨ソ兩國政府は豫て意見の交換を行つてゐたが其の結果、獨ソ兩國は兩國政治關係の緊

張緩和、戰爭の脅威除去並に獨ソ不可侵條約の締結を希望することが明らかとなつた。リッペンントロツプ獨外相は右條約締結交渉のため二三日中にモスクワに到着する筈である。』

かくてリッペンントロツプ獨外相は隨員三十二名と共に二十三日午後一時モスクワ飛行場に到着、ソ聯政府を代表するボチヨムキン外務、ステバーノフ外國貿易、メルクロフ内務各人民委員部次長、アレクサンドロフ外務人民委員部歐洲局長等の出迎へを受けつゝ、宿舍たる舊オーストリア公使館邸に入つた。

次いでリッペンントロツプ獨外相は同日午後三時クレムリン宮に入り、獨ソ不可侵條約は夜十時スターリン書記長、シューレンベルグ獨大使列席の下にモロトフ外務人民委員とリッペンントロツプ外相に依り正式調印を了した。

發表された獨ソ不可侵條約全文左の通り。

獨ソ兩國政府は獨ソ間の平和を強化せんとの希望に基き一九二六年四月獨ソ間に締結された中立協約の基本的條項より出發して次の協定に到達せり。
第一條 兩締約國は互に相手國に對し單獨たる他國と共同たることを問はず暴力の行使、侵略的行動並に攻撃を爲さざる旨を約す。

第二條 兩締約國の一方が第三國の攻撃の對象となりたる場合他の締約國は如何なる形式に於ても右第三國を支援せず。

第三條 兩締約國政府は將來兩國の共通の利害に關係ある諸問題に相互に情報の交換のため當時協議し接觸を保つべし。

第四條 兩締約國は何れも相手國に直接又は間接に對抗する如何なる國家

群の形成にも参加せず

第五條 兩締約國間に諸般の問題に付紛議乃至紛争の發生せる場合には兩締約國は同紛議乃至紛争を友好的意見交換或は必要の場合には紛争解決を目的とする委員會の設立により専ら平和的に解消せしむ。

第六條 本條約の期限は十年とす。但し兩締約國の一方が期限終了一ヶ年前に廢棄を通告せぬ限り本條約の有効期間は自動的に五ヶ年延長されしものと見做さるべきものとす。

第七條 本條約は可及的短期間に批准交換さるべきものとし批准交換はベルリンに於て行はるべきものとす。本條約は調印と同時に效力を發生するものとす。

本條約原文は一九三九年八月二十三日モスクワに於て獨露兩國語を以て各一通宛作製せられたり。

調印を了したリッペンントロツプ獨外

相一行は翌二十四日午後飛行機でモスクワを出發歸國したが、ドイツ政府は同外相の歸還を待つて同月三十一日右條約の批准を了し一方ソ聯政府に於ても同三十一日最高會議を開き批准を滿場一致で可決した。

尙モロトフ外務人民委員は三十一日の最高會議に於て獨ソ不可侵條約締結に關する報告演説を行つたが、モロトフ委員は右報告に於て先づ英佛の不誠意を非難その主張の矛盾を指摘して

『矛盾の根源は英佛が侵略を恐れて自己の地位を強化するために協定を望む一面ソ聯の地位の強化を恐れたことにある。』

と斷じ、ソ聯が交渉に見切りをつけてドイツと協定を結んだ理由を縷述、更に英佛兩國を攻撃して『英佛兩國の指導者はソ聯が英佛に

組みしてドイツと闘ふべきを説いたがソ聯にはソ聯独自の政策があり如何なる種類の戰爭にも捲込まれる必要なきはいふ迄もない。西歐の紳士諸君がどうしても戰爭がしたければソ聯を抱き込まずに勝手に戰爭をしたらよからう。彼等こそ平和の敵である。彼等はソ聯とドイツの親善關係を割かんと欲したが獨ソ不可侵條約は兩國従來の紛争に終止符を打つた。然してそれはソ聯侵略に對する我等の準備を弱めるものではない。』

英ソ交渉決裂とその理由

四月十五日より開始された英ソ交渉は、兩者意見の根本的な喰ひ違ひから難行を極めつゝも八月に至り、英佛ソ三國の軍事會議にまで發展を見たが、突如として出現した獨ソ不可侵協定によつて一舉に紛碎し去られ、交渉開始

後四ヶ月餘にして不成立のまゝ終末を告げた。

而して英佛ソ三國軍事會議は何故失敗に歸したであらうか？この點に關し英佛代表がモスクワを出發歸國の途についた八月二十六日のイズヴェスチャ紙は、同紙記者が英佛ソ軍事會議のソ聯側首席ウオロシロフ元帥に對し質問したところ同元帥は右會談決裂の理由は傳へられるが如き獨ソ不可侵條約の締結に非ずしてソ聯と英佛との間の軍事的意見の相違に基くものであると答へた旨左の如き質疑應答を掲げた。

問 何故對英佛軍事會談は決裂したか
答 ソ聯と英佛との間に意見の相違が意外に大きかつたためである。英佛各軍事使節團はモスクワを出發夫々本國に歸還した。

問 然らばその意見の相違の本體は如何？

答 由來ソ聯は英佛の所謂侵略國とは直接國境を接してゐないから英佛波に對し援助を與へる場合は只一つ即ちソ聯軍隊をしてポーランド領を通過せしめ得る場合に限つてゐる。其他にはソ聯としては侵略軍と直接砲火を交へる何等の方法なきこと恰も英米兩軍隊が過ぎし世界大戰に於て若し佛國領土内に於て作戦行動し得る可能性がなかつたならば英米兩軍隊と協同作戦をなし得なかつたと同様である。故にソ聯としてはソ聯軍のポーランド領内通過が許容されな

い限り英佛と軍事的協力を爲すことは不可能である。此のソ聯の見解は一見如何にも明瞭なるにも拘らず英佛兩國軍事使節團はその申出に同意せず、又ポーランド政府もポーランドはソ聯の援助を必要とせず、又將來一旦緩急の際と雖もその軍事援助

を欲する意圖なしと宣言したので最早交渉の餘地は全然なくなり會談は從つて決裂したのである。

問 會談途上に於て對波原料資源、軍需資材供與の問題は討議されたか。

答 否、かゝる問題は討議されなかつた。由來原料資源並に軍事資材供與の問題は商業的問題であつて原料資源及び軍需資材を供與するには軍事同盟は勿論のこと、相互援助協定の締結は必要とせぬのである。例へば米國は他の國も同様であるが日本と何等相互援助協定乃至軍同盟を締結してゐないが、既に過去二ヶ年間に涉り日本が支那と戦争してゐるにも拘らず日本に向け原料資源、軍需資材を輸出してゐるではないか。本會談では軍隊による援助が討議の中心であつて軍需材等による援助は自別問題である。

問 デイリー・ヘラルド紙の外交記者

の報ずるところでは、ソ聯はポーランドに對し飛行機彈藥を供給し赤軍を國境に動員待機せしめてゐるか否かとの英佛使節團の間に對し、ソ聯代表は之に答へて戦火勃發の際に此地點よりポーランドに對し軍事的援助を與へる旨提議したと云はれるが此の説の眞疑如何。

答 右は全然根據なき臆測である。右

記事は根底からの捏造記事で之を發表した新聞は誹謗新聞である。

問 ロイテル通信の傳ふところによれば二十六日ウオロシロフ元帥は

英佛兩使節代表に對し獨ソ不可侵條約締結により英佛ソ軍事會談は最早目的を失つたと語つた由であるが、右は眞實であるか。

答 右は事實とは一致してゐない。三

國軍事會談が決裂したのは獨ソ不可侵條約締結のためではない。むしろ逆にソ聯がドイツと不可侵條約を締結したのはソ聯と英佛との意見の間には越ゆべからざる溝があつたことが理由の一つなのである。

第二章 第二次歐洲大戰とソ聯外交

ソ聯の波蘭進撃と獨ソの波蘭分割

赤軍の進駐

一九三九年九月一日獨逸軍が大舉波蘭進撃を開始し急速に戦果を擴大するや豫て對波國境に赤軍の集結を傳へられてゐたソ聯は、同月十七日（ノモンハン停戦協定成立の翌日）朝獨軍に呼應するが如くソ波國境全線より波蘭進撃を開始した。

ソ聯政府は同日グルジボウスキー駐ソ波大使に對してソ聯軍は十七日午前四時を期して波蘭領に進入する旨を通告したと云はれるが、DNB通信社の發表によれば右ソ聯の對波通告全文左

の通りである。

國境に待機せるソ聯軍はモスクワ時間十七日午前六時を期し國境を越えてポーランド領に進駐することゝなつた。ソ聯軍隊は北はボユスク、南はカメネツポドリスクの全國境に互りポーランド領の進撃する筈であるが、其の目的はソ聯自身の權益擁護と、ポーランド在住の白ロシア人及びウクライナ人少数民族の擁護にある。ソ聯は斯かるポーランド領進駐の措置を執つたにも拘らず今次紛争には飽く迄中立の立場を維持するものである。蓋しポーランド國家は既に現存せずと認むべきものなるが故に對波條約は全てその效力を失つた

ものと認めるからである。

對波進駐の目的

ソ聯政府は駐ソ波蘭大使にソ聯軍の波蘭進入を通告すると共に、同日午前在モスクワの各國大使宛にソ政府の對波通牒を同封した書面を傳達し、ソ聯は、今次大戰には依然中立政策を踏襲する旨の申入れをなした。

一方國內的には同日午前九時ラヂオを通じて赤軍の波蘭進駐の事實を全國民に向け發表し、引續きモロトフ人民委員會議々長は同様ラヂオにより波蘭の崩壊を指摘すると共に赤軍の波蘭侵入の目的につき左の如く發表した。

「ポーランドは今や崩壊した。ポーランド在住の白ロシア人及びウクライナ人に對し同胞としての援助の手を差し伸べることはソ聯の義務であらう。ソ聯政府はポーランド國民を彼等の指導者の失敗に依つて投げ込

まれた窮狀から救助せんと希望するものである。最近赤軍は豫備兵を召集して兵力の増強を圖つた結果、今や赤軍はソ聯の名譽と光輝を護るべく充分に強大なる存在となつた。ソ聯の物資は豊富である。故に余は國民大衆が此の際食料品の買溜め賣り惜しみ等の擧に出でざらんことを希望する。尙一部にソ聯は物資の統制を強化したとの説があるが右は全然事實に反するものである。」

尙ソ聯軍の波蘭進入に關し十七日獨逸宣傳省は右ソ聯の進撃は獨逸側との充分なる諒解の下に行はれた旨發表した。

獨ソ兩軍分界線

波蘭の東西より相呼應して進撃を開始した獨ソ兩軍は急速に戦果を擴大しその先鋒は十八日プレスト・リトウスに於て相會したが、同日獨ソ兩國政

府は伯林及びモスクワに於て同時に次の如き共同コミュニケに發表した。

「波蘭に於ける獨ソ兩國軍隊の行動は相互に兩國の利益に反するが如き目的或は獨ソ不可侵條約の精神乃至條文に矛盾するが如き何等の意圖をも有してゐるものではない。獨ソ兩國軍の行動は波蘭國家の崩壊によつて失はれた平和と秩序を回復し波蘭國民をしてその國家的存在を再び樹立せしめんがために之に援助の手を差延べんとするものである。

獨ソ兩軍の戦果擴大に伴ひ獨ソ兩軍事代表はモスクワに於て波蘭に於ける今後兩國の軍事行動に關し交渉を進めつつあつたが、ソ聯政府は二十二日波蘭に於ける獨ソ分界線劃定に關し左の如き獨政府との共同コミュニケを發表した。

「獨ソ兩國政府はビッサ河に沿ふて

ナレウ河との合流點に達し更にナレウ河を遡つてブーグ河との合流點に至り同河に沿つてヴェイスツラ河との合流點に至り、更に同河を遡つてサン河に達し同河に沿ふてその水源地に至る一線を以て獨ソ兩軍の分界線となす。」

獨ソ新協定成立

獨ソ分界線の劃定と共に獨ソ兩軍はこの一線に向つて進撃を續け同月二十七日には獨軍の手により波蘭首都ワルシャワの陥落を見たが、同日リツペントロップ獨外相は飛行機にてモスクワに到着、同夜十時より翌二十八日未明二時半までクレムリン宮に於てスターリン書記長、シュレーンベルグ駐ソ獨大使、シユクヴァルツエフ駐獨ソ聯大使等列席の下にモロトフ外務人民委員と會談を行つた。

而して右會談は二十八日も續行され

たがソ聯政府は二十九日朝タス通信社を通じ獨ソ新協定の成立に關し次の如きコミニユニケを發表した、

九月廿七日、廿八日の兩日に亘りモスクワに於てソ聯人民委員會議々長兼外務人民委員モロトフ氏とドイツ外相リツペントロツプ氏との間に獨ソ友好並に國境線劃定に關する條約締結の交渉が進められた。右交渉にはソ聯側からスターリン氏、駐獨ソ聯大使シヤクワルツエフ氏ドイツ側から駐ソドイツ大使シュレーンブルグ氏が參加した。交渉の結果廿九日獨ソ兩國代表は次の兩外交文書に署名を了した。

一、獨ソ親善並に國境劃定に關する獨ソ條約

一、獨ソ兩國政府共同宣言

更にモロトフ外務人民委員及びリツペントロツプ外相は經濟問題に關する書翰を交換した。

獨ソ親善並に國境劃定に關する條約全文

モロトフ外務人民委員とリツペントロツプ獨外相との間に九月二十九日調印を了した。獨ソ國境劃定に關する條約全文左の通り

舊ポーランド崩壊の後を受けソヴェト聯邦政府及びドイツ政府は同地域一帯の平和及び秩序を回復し且同地域一帯の住民に對し、その國民的特殊性に適應して安居樂業を保障するを以てその最大緊急の任務なりと思惟す。兩國政府は右目的達成のため次の協定に到達せり。

第一條 ソ聯政府及びドイツ政府は本條約に附屬する地圖に引かれたる一線を以て舊ポーランド國領土に於ける兩當事國勢力範圍境界線となす但し詳細なる點は附屬議定書に記録せらるべし

第二條 兩當事國は第一條により規定せられたる國境線を以て最終的のものとして認め如何なる第三國の右決定に對する干渉をも許さず

第三條 第一條により規定せられたる國境線の西方地域に於ける必要なる再組織はドイツ國政府により實行さるべく、又該國境線東方地區に於ける再組織はソ聯政府により實行さるべし

第四條 ソ聯政府及びドイツ國政府は前條に掲げたる再組織を以て獨ソ兩國國民間の將來の友好關係増進の爲の有效なる基礎をなすものと思惟す

第五條 本條約は批准を必要とすべく批准は最短期間内にベルリンに於て交換せらるべし

本條約は調印と共に效力を發するものとしてドイツ語及びロシア語の本文二通を以て正文と爲す

附屬議定書による新國境線

モロトフ外務人民委員とリツペントロツプ外相との間に廿九日調印を了した獨ソ國境劃定に關する條約の附屬議定書は本條約の發表に引續いて公表されたが右に依る獨ソ新國境は左の通り

新國境線はリトアニア最南端國境を起點とし西方に延びアウグストウを経て東プロシヤ國境に至る。次で現在東プロシヤ國境を形成するビシヤ河に沿ひつゝ再び舊ポーランド内に入りオストロレカに至り更にブーグ河に沿つて南下しクリスチノボルに達する。此處から國境線は西方に折れルヴオウ(レンベルグ)西北のラウルスカ北方を通過、ルバチヨウを経てサン河に出でその儘同河に沿つてハンガリー國境に至る。

因みに新國境線に於てソ聯は從來の

軍事協定の線より一步後退しドイツは大體一九二五年、フリードリッヒ・ウイヘルム二世當時の南プロシアの舊國境線を再び確保するに至つたわけである。

獨ソ共同宣言文

廿九日リツペントロツプ獨外相とモロトフソ聯外務人民委員との間に調印を了した獨ソ共同宣言全文次の通り

獨ソ兩國政府は廿九日兩國間に調印を見たる協定によりポーランド國家解體の結果生じたる諸問題を決定的に解決し東歐の恒久平和に不動の基礎を確立するに至つた。こゝに兩國政府は相互の合意に基づき目下ドイツと英佛兩國との間に行はれつゝある戰爭を終熄せしめることはいづれの國民の利益にも添ふものであるとの見解を發表するものである。されば獨ソ兩國政府はこの目的を出來得

る限り早く達成せんが爲に努力を傾注するであらう。又必要とあれば兩國と友好關係にある諸國ともこの目的の爲に協力するであらう。しかしながら若し兩國のこの努力が水泡に歸する場合は英佛こそ戰爭繼續に對する全責任を負ふべきものなりと斷定せざるを得ず。而して戰爭が繼續される場合は獨ソ兩國政府は之に對し必要なる措置を協議するであらう

ソ聯全權代表

ウイアチエスラフ・モロトフ

ドイツ政府代表

ヨアヒム・フォン・リツペント

ロツプ

獨ソ交換公文内容

廿九日獨ソ條約並に獨ソ共同宣言と共にモロトフ外務人民委員とリツペントロツプ獨外相間に取交された交換公文の全文左の通り

△モロトフ外務人民委員よりリツペン
トロツプ外相宛

閣下、今回の屢次に亘る會談を想起し我々は閣下に對し今回獨ソ兩國間に成立した一般政治協定の基礎と精神に立脚しソ聯政府は獨ソ兩國間の經濟關係並に貿易關係を促進せしむべく凡ゆる努力を惜しまざるの熱意を有するものなることを確認通報するの光榮を有すこの見解に基き兩國は將來長期に亘りソ聯はドイツに對し原料資源を供給しドイツはソ聯に對し工業製品を供給するとの合意に於て經濟取極めを締結するであらう兩國は右經濟取極めにより獨ソ間の貿易額が過去に於て到達した最高水準に迄再び達するやう取計ふであらう。兩國政府は直ちに前記諸措置實行の爲に必要な命令を發し更に右に關し兩國間で交渉が開始され可及

的速かにこの交渉が成立するやう努力するであらう。閣下再び余の衷心よりの尊敬の保障を受けられんことを

△リツペントロツプ外相よりモロトフ
外務人民委員宛

ドイツ政府はモロトフ外務人民委員の公文の精神に基き凡ゆる必要なる命令を發出するに同意するものである。

ソ聯のバルチック進出

ソ・エ相互援助條約並通商協定

ソ、エ交渉の經過

ソヴェエト政府はドイツ軍のポーランド進撃の後を追ふて軍隊をポーランドに進駐し、ドイツ政府との間にポーランド分割に關する新協定を締結して、バルチック諸國に對して積極的に進出を企

圖するに至つた。

ソ聯邦の對バルチック進出のために第一の犠牲となつたのはエストニア共和國である。獨、ポ開戦となるや、ポーランドの潜水艦がエストニア國タリオン港に遁入し、後にタリンを脱出した事件があつた。この事件發生と共にソ政府はソ聯艦隊にバルチック海出動の命を下し、ポ潜水艦の行方を搜索せしめる一方、エストニア政府に對し九月二十六日附を以て

エストニア當局はポーランド潜水艦に對して、燃料提供の便を與へ、今尙ほ之に根據地を提供してゐるものと見られる節あり、云々

これより先きエストニア外相セルテルは九月二十三日ソ政府の招請を受けモスクワに赴いたが、ソ聯邦のバルチック諸國に對する動向が大に注意を拂

はれつゝある折柄エストニア外相のモスクワ訪問は政治的重要意義を有するものとして關係諸國の注目を惹いた。

エ國外相セルテルは九月二十四日ソ政府當局と會談したが、モスクワ滞在僅か一日にして翌日急遽歸國することになつた。エ國外相が至急歸國することになつたのはソ政府がエ國に對し或る重大な要求を提出したためであり、ソ政府はエ國內にソ聯海軍根據地の建設等を最後通牒の形式を以て要求したことであつた。

セルテル外相は歸國後直に同國大統領、軍總司令官等と協議を遂げ、緊急閣議を召集してソ政府との問題を凝議した。

ソ政府は九月二十六日對エストニア交渉に關するコンミニケを發表してエストニア官憲のボーランド潜水艦脱出默認事件を痛烈に非難した。

ソ、エ兩國外相の二十四日の會談はポーランド潜水艦のタリン港脱出事に關するエ政府側の説明によつて始められたが、これに對するエストニア側の説明によれば、該ポーランド潜水艦がエストニア領海に入つた時には機關に重大な損傷を受け殆んど航行不能の状態に陥つてゐた。斯かる潜水艦がエストニア官憲の監視を逃れてタリン港外に脱出することは諒解し得ないところである。該潜水艦はタリン港において修理を受け燃料まで補給されて逃走したものと信すべき根據がある。一方レニンググラードからの報告によれば、同地沿海監視隊は二十六日望遠鏡を以て國籍不明の潜水艦がルガ灣に遊弋するのを認めたと言はれる。

以上の理由によつて國籍不明の潜水艦がエストニア沿岸附近の何處かに

秘密根據地を有して活躍してゐるといふ結論も生じて來る。斯かる情況の下にあつては潜水艦の誘致攻撃運動に對してソ聯領海の安全を確保することは現在最も重要な問題である

ソ政府がソ聯領海の安全確保は現下の重要問題であると稱したことはエストニアに對する重大要求説を裏書きするものとして注目された。

△相互援助條約と通商協定 エ外相セルテルは二十七日再び駐ソ大使レイ、下院議長ウルオツ、國際法の權威として知名なタリン大學總長ピイプ等を帶同してモスクワに赴いた。ソ政府はエストニアに對しソ聯邦海軍及び空軍のため基地を要求してゐたが、九月二十九日タス通信社は、ソ、エ兩國間に相互援助條約並に通商協定の成立を報じて

モロトフ外務人民委員とエストニア

外相セルテルは去る九月二十四日より二十八日までモスクワにおいて兩國間の相互援助條約並に通商協定締結に關し交渉を重ねた。交渉は二十八日相互援助條約並に通商協定の正式調印によつて完了した。

今相互援助條約の内容を示せば

第一條 兩締約國はバルチックに海に於ける締約國の海岸國境又はラトヴィヤ共和國領土を經る陸上國境に對し並に第三條記載の根據地に對し任意の歐羅巴諸國よりの直接攻撃又は攻撃の脅威發生の場合には軍事的援助を含む一切の援助を相互に許與することを約す

第二條 蘇聯はエストニア軍に特惠條件を以て武器及其他の軍用資材に依る援助を許與す

第三條 エストニア共和國は蘇聯に對しサーレマー(エーゼル)ヒウマー

(ダゴ)のエストニア諸島バルデイスキ市(バルチック海港)に於て安價なる租借權利にて海軍根據地及數箇の飛行場を保有する權利を保障す。右根據地及飛行場の爲め提供せらるる正確なる地域及其の境界は相互の協定に依り之を定む。蘇聯は海軍根據地及飛行場保護の爲め右地域に自己の費用を極めて制限せられたる數の蘇聯陸上部隊を維持する權利を有す其の最大數は特別の協定にて之を定む

第六條 本條約は批准交換と共に效力を發生し右交換は署名の日より六日以内にタリン市に於はるべし。本條約の有効期間は十年とし但し一方の締約國が失効の一年前に廢棄の必要を認めざる場合は自動的に更に五箇年間效力を延長す

第四條 兩締約國の一方に敵對する如何なる同盟をも締結せず又聯合に參加せず

第五條 本條約の實施は何等締約國の主權特に經濟組織及國家機構を侵害するものにあらず。根據地及飛行場(第三條)となるべき地區はエストニア共和國領土として殘存す

第七條 本條約は露語、エストニア語を以て作成せらる

而して、ソ、エ新通商協定の要點は

一、ソ、エ兩國政府は兩國間の貿易額を從來の四倍半に増加し、その額を一ヶ年三千九百萬グロネに決定する

二、エストニアはその物資をソ聯領内の鐵道並に水路を通じてムルマンスク(北氷洋)、ソロカ(白海)、黒海に輸出し得る便宜を與へらる

三、ソ聯邦はその物資をエストニア

の海港を通じて輸出し得る等にありとされた。

次いでソ政府は十月二日ソ、エ相互援助條約に基きモンテユコフ將軍を首班とするソ聯軍事使節をエストニアに特派してソ聯海、空軍の基地建設等に就きエストニア政府と折衝を續けた結果、ソ聯邦はエゼル島に八千のソ聯兵を駐屯せしめることになつた。

ソ・ラ相互援助條約並通商協定

△ソ、ラ條約成立 ソ聯政府はエストニアと交渉中に更にラトヴィア及びリトアニア兩共和國に對してもエストニアと同様の條約並に通商上の交渉を開始した。

ラトヴィア政府は十月一日同國外相ムンテルスを急にモスクワへ特派することに決した事情に關して左の如く發表した。

ラトヴィア政府は十月一日マシウリス大統領司會の下に臨時國務會議を開き九月二十八日モスクワにおける獨、ソ並にソ、エ兩條約締結の顛末に就きムンテルス外相より詳細なる報告を聴取した後、ラトヴィア政府は兩協約がヨーロッパの政治情勢に根本的變革を齎らすものであることに鑑み、ラトヴィアも隣國エストニアと同様にその政治關係の修正を行はざるべからざる旨を決定した。先づ第一には對ソ關係に關し兩國間の論議の因となるべき諸懸案を一舉解決することを必要と認め、ムンテルス外相に對し即時モスクワに赴きソ聯邦政府當局と親しく折衝すること

を命じた。ムンテルス外相は二日リガ出發モスクワに赴く筈である。

ムンテルス外相は豫定の如く十二月二日同國外務省條約局長カンペン等を帶

同してモスクワに到着し、直にソ聯總理兼外相モロトフと會談に入つた。ソ聯邦對ラトヴィアとの會議は順調に進捗し、既に十月五日には、ソ、ラ相互援助條約の成立を告ぐるに至つた。この日調印されたソ、ラ相互援助條約は全文六箇條よりなり、その内容は大體前記ソ、エ相互援助條約と同様である。

第一條 兩締約國は歐洲列強の或る國がバルチック海に面する兩締約國の海上國境エストニア及びリトアニア兩共和國の領域を經由して兩締約國の陸上國境、及び第三條記載の基地に對し直接の攻撃若しくは攻撃の脅威發生の場合には相互に軍事的援助を含む凡ゆる援助をなす義務を負ふ。

第二條 ソ聯邦はラトヴィア陸軍に特典的條件を以て武装並に其の他の軍需材料の援助をなす義務あり。

第三條 ラトヴィア共和國はソ聯邦の

安全を保障し、かつラトヴィア自身
の獨立を鞏固ならしむる目的を以て
ソ聯邦にリエバヤ(リバワ)及びウ
ントビルス(ウインダワ)兩市に於
て海軍基地及び若干の飛行場を低廉
なる借料に依りて租借の權利を以て
提供す。基地及び飛行場の正確なる
場所の割當て及び其の境界は相互の
合意に依りて決定す。

イルベン海峡防護の目的にてソ聯邦
に對し同一條件にて、リバワ及びウ
インダワ兩市間の海岸に海岸砲兵の
基地を建設すべき權利を附與す。

ソ政府は海軍基地、飛行場、海岸砲
兵基地防護の目的にて基地及び飛行
場として割當てられたる地域におい
て自己の經費を以て嚴格に制限され
たるソ聯聯空軍兵員を保持すべき權
利を有す。その兵員の最大數量は特
別協定によりて決定す。

第四條 兩締約國は締約國の一方を目
標とする如何なる同盟をも締結せず
若くは聯合に参加せざる義務を負ふ

第五條 本條約の實施は何等兩締約國
の主權、特に國家機構、經濟的並に
社會的組織及び軍事施設を侵害する
ものにあらず。第三條に依りて基地
及び飛行場として割當てられたる地
域はラトヴィア共和國の領土たるべ
し。

第六條 本條約は批准書交換と共に效
力を發す。批准交換は本條約調印の
日より六日以内にリガにおいて行は
るべし。

本條約の有効期間は十箇年とす。但
し締約國の一方が期限満了一箇年前
に本條約を廢棄すべき必要を認めざ
る時は、本條約は自動的に更に十箇
年間其の效力を延長すべし。

右條約の調印と同時に兩國政府は共同

コンミニュニケを發表したが、其の中に
おいて特に

兩締約は平和條約及び不侵略條約の
確乎不動の主旨を以て相互援助條約
の基調となし更に兩國の主權並に兩
國の内事に對する不干渉主義の無條
件承認を確認した。兩國は多年の經
驗に基き、兩國の國家組織の相違は
兩國間の效果ある協力の障礙となら
ないといふことを確信してゐるので
兩國は相互援助條約によつて創造さ
れた新事態において常に相互の國家
的、社會的、經濟的機構に對し互に
尊重し合ひ、かくして兩國民間にお
ける平和な善隣協力の基礎を鞏固な
らしめるであらう。

相互援助條約の細目協定は二十三日

リガ市においてソ聯邦軍事使節主席海
軍人民委員次長イサコフ提督とラトヴ

イア政府副總理兼陸相パロデイス將軍
との間に調印を了した。

ソ、ラ兩國政府は引續き更に經濟貿
易關係の再調整を圖るため新通商協定
締結の目的を以て交渉を開くことにな
つた。ラトヴィア政府は十月十二日商
工會議所會頭ベルヂンス一行をモスク
ワに派遣してソ政府と商議せしめたが
双方の意見一致し、十八日に至り正式
調印を了した新通商協定は一九三九—
一九四〇年の兩國貿易の總額を六百
オラットと定め、更にソ聯邦はラトヴ
イアのためにソ聯邦鐵道及び白海のム
ルマンスク、ソロカ兩港向け航路及び
黑海諸港向けの聯絡輸送の便を提供す
ることになつた。これに對しラトヴィ
ア政府はソ聯邦物資のラトヴィアの諸
港經由聯絡輸送を承認することになつ
た。この新協定によつて兩國の貿易額
は従來の約三倍に激増することとなつ

ソ・リ相互援助條約

△ソ、リ條約及通商調印 十月二日リ

トアニア國駐劄ソ聯邦公使クラビツ
エフはソ政府の訓令に基きリトアニ
ア外相ウルブシスにモスクワ往訪を
懇請するところがあつたので、ウル
ブシス外相は三日モスクワに到着し
た。ウルブシス外相の出發に先立ち
リトアニア政府は東歐の新情勢につ
き検討を加へ、ソ政府から提示され
たソ、リ國交調整問題に關し重要協
議を遂げた。

ソ、リ會談はウルブシス外相のモス
クワ到着と共に開始されたが、ウルブ
シス外相は會談の結果を本國政府に報
告し、かつ打ち合せのため同日深夜モ
スクワを出發して歸國の途に就いた。
リトアニア政府はウルブシス外相の
報告を中心として重要閣議を開催したが、

ソ政府はリトアニア政府に對し

一、相互援助條約

二、軍事根據地の提供

を要求したと傳へられた。尙ソ政府は
右要求の代償としてリトアニア國の舊
都にして先年ポーランドに占領された
ウイルナ市をリトアニアに割讓するの
用意があると言はれた。

ウルブシス外相は十月七日リトアニ
ア軍總司令官ラスチキス以下隨員一行
と共に再びモスクワに來着してソ聯邦
當局と相互援助條約問題に關して交渉
を進めた。リ、ソ間交渉は一時行き惱
みを傳へられたが、十日に至りリトア
ニア政府は遂に相互援助條約の締結を
受諾するに決した。

十月十日調印を見たソ、リ相互援助
條約は大體において前記ソ、エ及びソ
ラ條約と大同小異にして、全文九箇條
より成つてゐるが、ソ、エ及びソ、ラ

條約と異なる箇所のみを茲に摘譯することにする。

第一條 ソ聯邦及びリトアニア間の友好を鞏固ならしむる目的にてソ聯邦はウイルナ市及びウイルナ地方をリトアニア共和国に割譲す……ソ、リトアニアの境界は附録地圖に従つて決定し尙ほ詳細なる境界は追加議定書に記載さるべし。

第四條 ……リトアニアはソ聯邦の負擔に依り嚴格に制限される陸軍及び空軍兵員を兩國の協定に依り定められたる諸地點に保持すべき權利を提供す。軍隊の精確なる駐屯地及び配置される境界、各地點における兵數また其他の問題、即ちリトアニア領域にソ聯軍隊駐屯に關聯して發生すべき經濟的、法律的性質の問題、其他は本條約に従ひ特別協定に依りて規定さるべし。

越えて十五日に至りソ、リ兩國は更に新通商協定に調印したが、新通商協定は兩國間の貿易額を一箇年四千萬リツツと定め、有効期間は二箇年である

前記條約の規定に基きソ聯邦軍使節は十月二十二日リトアニア國コウノ市に赴き、ソ政府がリトアニアに割譲したウイルナ地方における兩國の新國境の最終議定書に調印することになつた。ソ政府は條約によつてリトアニア國內の要地に駐兵權を獲得したので直に軍隊を派遣するに決し、十月十四日先發の赤軍二萬人はリトアニア國內に進駐を開始し、夫れ／＼左の三地點に駐屯した。

- 一、リトアニア南部アリツス 砲兵一聯隊
- 二、ガイツナイ(コウノ市近傍) 機械化部隊
- 三、ブリエニイ(コウノ市の南)

騎兵部隊

尙ほウイルナ附近のノウオウレイカには赤軍の本部隊が駐屯することになつた。

ソ・芬戰爭とカレリヤ地域の割譲

ソ・芬交渉

ソ聯はバルチック沿諸國への進出工作を展開する一方芬蘭に對しても積極的態度に出で、一九三九年十月芬蘭政府に對し同國政府代表の派遣方を要請するに至つたが、右に關し芬蘭外務省は同月七日左の如く公表した。

ソ聯政府は芬蘭政府に對し相互に關係ある政治經濟問題を討議する爲代表派遣方を示唆し來つた。

斯くてパーシキヴィイ公使を主班とする芬蘭代表は同月十一日モスクワ着、翌十二日よりクレムリン宮に於てモロ

トフ外務人民委員を代表とするソ側委員との間に交渉を開始した。

而して右ソ芬會談に於けるソ側の提案並に交渉の經過に關しモロトフ・ソ聯外務人民委員は同月三十一日の第五次ソ聯最高會議に於ける演説に於て次の如く述べた。

ソ聯政府はフィンランド政府に對し最初曩にソ聯がバルチック諸國との間に締結した相互援助條約と同様の條約締結を提案したがフィンランド政府は本提案を考慮する事を肯んぜなかつた、ソ聯政府は左記諸項よりなる新提案を目下フィンランド政府に提示中である。

- 一、フィンランド灣に位するフィンランド領島嶼若干の讓渡
- 一、レニングラード北方のソ芬國境を二、三十軒更に北方に移すこと
- 一、フィンランド灣に面するフィン

ランド海岸にソ聯は條約によつて若干の領土の割譲を受け之にソ聯海軍根據地を設けるべきこと

一、右代償としてソ聯はカレリア地方をフィンランドに割譲すること
ソ側の提案を繞り兩者の態度は頗る強硬なものがあり、會談一ヶ月に亘つて交渉は遂に暗礁に乘揚げ、これがため芬蘭代表は十一月十三日交渉行詰りのまゝ歸國するに至つた。

ソ芬開戦

芬蘭側代表の引揚と共にソ芬關係は急速に悪化し、遂に十一月二十六日ソ芬國境地帯に於て突如芬蘭兵に依るソ聯兵殺傷事件が勃發、この事件發生により、ソ芬關係は一觸即發の危機を呈らむに至つたが、右國境事件に關しソ聯國防人民委員部は、芬蘭兵を非難する左の如きコミュニケを即日發表した。

芬蘭兵は廿六日突如不法にも、我が國境警備兵に向つて發砲し來り之がため我方に死者四名負傷者九名を出した。
斯くて同廿八日モロトフ外務人民委員はコスキネン駐ソ芬蘭公使を招致し、ソ芬不可侵條約の廢棄を聲明した通牒を手交、更にソ聯政府は翌廿九日午後ソ聯は芬蘭と斷絶するに決した旨を發表した。

米大統領ソ芬兩國に警告

ソ聯は右通牒手交後宣戰布告をなさずして空陸より芬蘭攻撃を開始したが、芬蘭側も之に應じ、茲にソ芬戰爭の發生を見るに至つた。
ソ聯軍の芬蘭進入に對し米國の輿論は著しく硬化したがルーズヴェルト大統領はソ芬開戦の三十日夜ソ芬兩國にメッセージを送り非戰鬥員爆撃の非人道蠻行を行はざる様警告をした。右メ

ツセージ全文左の通り。

茲數ヶ年地球上の各地に惹起した戰鬪に於て人口稠密せる非武装地帯の非戦闘員に加へられた無慈悲なる爆撃は數千の防備なき婦女子を不具とし或は殺戮したが之は男女を問はずすべての文明人の心を痛め人類の良心を深く衝撃した若し今日世界が直面しつつある大火災に際してかかる非人道的野蠻行爲が執られるならば幾十萬の無辜の民は彼等に何の關係もない戰鬪のために生命を喪ふこととならう、されば余は一般的敵對行爲に参加するに至つた政府に對しその軍隊が如何なる場合にも又如何なる條件の下にも非武装都市の非戦闘員を爆撃せよとの決意を敵國も又同様原則を遵守するとの諒解の下に明かにせられんことを希求して茲にこの提議を貴下に送るものである。

テリヨキ赤色政權樹立

ソ聯軍は開戦後忽ちにして芬蘭領内のテリヨキ市を占領したが、開戦三日目の十二月一日タス通信社は同日テリヨキ市にカヤンデル現芬蘭政府の打倒を目指す新政權代表はソ聯に對し相互援助條約の締結及びカレリヤ地方の一部芬蘭領の割譲を提議して來つた旨並にテリヨキに成立した親ソ政權は「芬蘭民主共和国人民委員會政府」と稱し、左翼政黨代表と叛亂兵士との聯合政權で首腦者の顔觸れは次の如きものである旨を發表した。

- 人民委員會議長(首相) 兼外相 オット・クイミネン
- 藏相 モーリ・ローゼンベルグ
- 國防相 アクセル・アンチラ
- 内相 キュリ・レーヘル
- 農相 アルマス・エイキヤ
- 文相 インケリ・レーチネン

カレリヤ事務相

バラオ・プロツコネン

ソ聯芬蘭新政權承認

タス通信社は一日テリヨキ政權成立發表に引續き同日ソ聯政府が右政權を正式承認し外交關係を開始するに決定した旨を發表、更に二日にはソ聯と右政府との間に修好並に相互援助條約が締結された旨左の如く發表した。

モロトフ外務人民委員及びクイシネン芬蘭政府首相兼外相は十二月二日モスクワに於てソヴェート聯邦とフィンランド民主共和国間の修好並に相互援助條約締結に關し交渉を行つた、右交渉にはスターリン書記長、ワラシエフ國防人民委員、ジユダノフ最高會議外交委員會議長も參加した、折衝の結果兩國代表はソ聯、フィンランド民主共和国間の修好並相互援助條約に調印を了し茲に

右條約は締結を見た而して右ソ芬修好相互援助條約の全文左の通り。

ソ聯最高會議幹部會並にフィンランド民主共和国政府はフィンランドに於ける舊資本主義政權によつて帝國主義諸國を満足せしめる爲めソ聯國境附近に惹起された最も危険なる戰爭の脅威がフィンランド民衆の勇敢なる闘争とソ聯赤軍の努力によつて除去され且つ完全に民衆の支持に依存するフィンランド民主共和国が成立した今日兩國間に永續的友好關係を樹立すると共に共同の努力によつて兩國の安全並に不可侵性を確保する時期が到來したことを確認しカレリア地方民衆とフィンランド民衆を含むフィンランド單一國家結成に關するフィンランド國民の多年の宿望を實現し且レニングラード及びソ

ンランド南岸の安全を確保する國境問題を解決することは兩國の共通の利益となるものと考へ依つて兩國の獨立狀態並に内政不干涉の相互承認に基礎ををく一九二〇年十月二十三日平和條約の精神並に根本的原則を強化するためにはソヴェート聯邦とフィンランド民主共和国の間に左の如き修好並相互援助條約を締結するの必要なるを認めこの目的のためソ聯最高會議幹部會はモロトフ人民會議々長兼外務人民委員を、フィンランド人民政府首席兼外相を夫々全權代表に任命し右兩國全權代表は適切有效なる信任狀を相互に提示し次の如き合意に達せり

第一條 ソヴェート聯邦は其フィンランド民主共和国に對して抱く友好、信頼の念の印として且カレリア地方民とフィンランド國民との再結合に

よる單一獨立、フィンランド國家結成に關するフィンランド國民の學國的宿望に答へる爲ソ聯領カレリア地方總計七萬平方呎の地域を同地方に壓倒的なるカレリア民族と共にフィンランド民主共和国に讓渡する事を承諾す、此の地域はフィンランド民主共和国の領土に包含さるべし、ソ聯、フィンランド民主共和国間の國境線は附屬地圖に基き創定されるものとす

尙フィンランド民主共和国は其ソヴェート聯邦に對して抱く友好信頼の念の印として且ソヴェート聯邦就中レニングラードの安全強化に關するソヴェート聯邦の希望に答へる爲レニングラード地方のカレリア地峽國境線の變更に同意すると共に三千九百七十平方呎に上る領域をソ聯に移讓する事に同意す一方ソ聯はソ聯に

移譲さるべきカレリア地峽領域内に於ける一部フィンランド鐵道の費用を補償する義務あるものと認め一億二千萬芬マルクに上る金額をフィンランド人民政府に支拂ふものとす。

第二條 ソ聯並にフィンランド民主共和國の安全を強固ならしめることが相互に利益なるに鑑み芬蘭民主共和國は次の諸點に同意す

一、ソ芬兩國の安全を確保する爲フィンランド灣に對する侵略を防止するに足る海軍基地を設くる目的を以て附屬地圖の定むる所に依りハンゲ半島及びその東方及び南方八軒、西方及び北方へ四・八軒以内の海域並に東南兩方面に於いて同半島に隣接せる島嶼の租借をソヴェート聯邦共和國に許與するものとす

空軍を同地に維持する權限を與へらる、而して右陸空軍の最高限度は特別協定に依り決定せられるものとす

二、フィンランド灣内のスウルサアリ(ホグランド)セイスカリリバンサーリー、トウーテルサリ(大小二島)ユシヴェイスト(ビエルケ)の諸島及び北氷洋に面する芬領リバチ、スレドニイ兩半島を三億マルカにてソ聯に賣却するものとす

第三條 ソ聯並にフィンランド民主共和國はフィンランド民主共和國に對する攻撃又はその脅威ある場合及び歐洲の一國に依りフィンランド領土を通じてなされる對ソ攻撃及びその脅威ある際相互に武力的援助を含む凡ゆる援助を與ふることを約す

第四條 兩締約國は締約の一方を目的とする同盟を締結し同一目的を有する聯合に参加せざることを約す

第五條 締約國は可及的速かに通商協定を締結し兩締約國間の貿易を最高貿易額たりし一九二七年の八億マルカより遙かに増額せしむることに同意す

第六條 ソヴェート共和國はフィンランド民主共和國人民並に軍に對し有利なる條件にて軍備並に軍需資材に關し援助することを約す

第七條 本條約中兩締約國間の相互援助に關する條項(第二條より第五條)の有効期限は二十五年とす

第八條 本條約は調印の日より效力を發し且つ爾後批准に付せらるべし批准書の交換は可及的速かにフィンランド民主共和國首都ヘルシンキに於いて行はるるものとす

於いて行はるるものとす

本條約の正文は露芬兩語とし一九三九年十二月二日モスクワに於いて作成されモロトフ外務人民委員クレーシネン外相間に調印されたり

芬正統新内閣にソ聯反對

この間芬蘭では十二月一日カヤンデル内閣が總辭職を行ひ、新にリスト・リナを首班とする内閣の成立を見たが、之に對しモロトフ・ソ聯外務人民委員は同日夜タス通信を通じて、カヤンデル内閣に代つて芬蘭にリチ内閣が成立しても、ソ芬關係の意味しないこと、新芬蘭内閣に對し反對の意向を表明した。

而して新に成立を見た芬蘭正統政府は直ちに在ソ瑞典公使館を通じてソ聯政府に對し和平提議を行つたが、ソ聯政府は之を正式に拒否、十二月四日タス通信社を通じて左の如きコミュニニ

ケを發表した。

ウイテル・スエーデン公使はヘルシンキ政府の和平提議をソ聯政府に傳達し來つたがモロトフ外務人民委員は之に對しソ聯政府は既にその承認を取消したヘルシンキ政府と外交交渉を開始するは全く不可能であるとの回答を與へた、即ちヘルシンキ政府は既に首都を放棄し所在不明の地點に逃れ去つてゐるから最早や存在し得ないのである

米國の對ソ道義禁輸

ソ芬開戦と共にソ聯に對し無差別爆撃回避のメッセージを送つたルーズベルト米大統領は、十二月一日聲明を發表しソ聯の對芬攻撃を強硬な言辭を以て非難したが、更に同二日には「對ソ道義的禁輸」に關し左の如き聲明を發表した。

聯盟ソ聯を除名

ソ芬開戦後の十二月十一日國際聯盟では芬蘭の提訴に基き第二十回總會を開催、同日ソ聯政府に對しソ芬紛争を聯盟總會の特別審議に附託せよとの通牒を二十四時間の期限付で送付した。而してソ聯政府は右通牒を接受するや折返し拒否的の回答を發したが、同日タス通信社は聯盟の對ソ勸告並に之に對するソ聯政府の拒否通告を次の如く發表した。

ソ聯外務人民委員部は十二月十一日聯盟總會フィンランド問題委員會々長モツタ氏より左の如き通告に接した

聯盟規約第十五條に基き召集された總會によつて組織された委員會はソ聯及びフィンランド兩國政府に對し敵對行爲を停止し聯盟總會の仲裁により即時平和回復交渉を開始するやう要請する、總會出席中のフィンラ

ンド代表は既に右要請を受諾した、

余は明十二日ソ聯政府が要請を受諾するとともに即時敵對行動を停止する用意があるか否かにつきソ聯政府より回答あるものと期待する

これに對しモロトフ外務人民委員は同十二日ソ聯政府を代表してモツタ委員長に對し左の如き回答を發した。

ソ聯政府はフィンランド問題審議參加招待に關する貴委員長の要請に對し衷心感謝すると共にソ聯政府は貴下に對しかかる招請は去る十二月四日アヴノール事務總長の質疑に對するソ聯政府の回答中に於てソ聯の見解を詳述した理由に基き受諾不可能と思考する旨通知するものである

ソ聯の拒否通告に接した聯盟では同月十四日の總會に於てソ聯除名案を満場一致採擇、茲にソ聯は一九三四年加入後滿五年餘にして聯盟より退去する

こととなつた。

尙右總會には四十ヶ國代表が出席したがソ聯除名決議案の表決に當り、スキャンデナヴィア諸國、バルチック諸國支那、スイス、メキシコ、ブルガリアの九ヶ國は棄權した。

アメリカ政府並に國民は從來挑戰を受ける事なき場合の非戰闘員爆撃並に機關銃掃射を全面的に非難する政策を實行し來つた。政府はかくの如き行動が最近頻發してゐるのに鑑みかかる挑發に依らざる爆撃に物質的援助を與へざることを希望し飛行機、飛行器材並に材料の製造業、輸出業者は明かにかかる挑發されざる爆撃を犯して居る國に對して之等商品を輸出する契約を締結するに先立つて以上の事實を銘記されん事を希望する。

ソ聯和平協定成立と其の經過

一九四〇年に持ち越されたソ芬戦争は、芬蘭側の敗色漸く濃化するに伴ひ、同年三月初頃より和平空氣が表面化し、ソ聯政府は、同月十二日夜ソ芬和平協定が成立し兩國間の軍事行動は十三日正午を以て停止される旨、正式に發表した。

而してソ芬和平交渉は同月六日以来芬蘭首相以下の秘密裡のモスクワ訪問によつて開始され、同十、十一の兩日に亘るスターリン、モロトフ兩首腦との會談の結果十二日夜に至り兩者の意見一致し、茲に和平協定の成立を見たこと云はれる。

この間ソ芬和平協定の成立はスエーデン政府の眞摯なる仲介に基くところ大なるものがあることされてゐる。即ちスエーデン政府はソ芬開戦以來極力嚴正中立の維持に努め對芬援助強硬論者のサンドラー外相を閣外に放逐する等

自國に戦火の及ぶのを回避してゐたが二月十一日以来ソ聯がカレリア地峽總攻撃を開始してフィンランド軍の敗色漸く濃厚化するに及び英佛兩國が對芬援助の決意を固め、英佛義勇軍のスエーデン領通過をも強行するとの氣配が醸成され中立の危機深化したのに鑑み遂にソ芬和平調停に立つべきことに方針を決定した。

一、先づスエーデン政府は二月二十五日ギユンター外相をして北歐三國外相會議に際し和平調停に關しデンマーク、ノルウェー兩國の諒解を確保せしめた

一、次いでソ聯政府に對してコロンタイ駐瑞ソ聯大使及びウインテル駐ソ公使を通じてソ聯側の和平の眞意を打診したが二月下旬ソ聯より正式の承諾返書を受け受した

一、ここに於てタンネル芬外相をスト

ツクホルムに極秘裡に招請しその旨を傳へフィンランドがソ聯との和平交渉に入るべきことを勧告した

一、三月一日タンネル芬外相は一先づヘルシンキに歸還、二日リチ首相私邸に緊急閣議を開催してスエーデンの調停意志を公式に報告して重大協議した。勿論フィンランド政府内には和平反對の關係もあつたが大多數は英佛の對芬援助の實行に疑點を持ちこの際和平も止むなしとの意見に傾いたので遂に三月六日

リチ首相、バーシキヴィ無任所相、ワルデン參謀本部長、ヴォイオン、マール外務次官、ハツカライネン儀典局長を以て代表團を組織してモスクワに派遣したのである

一方フィンランド政府内の和平はこれが側面工作として親英佛で和平反

對強硬派のマンネルハイム元帥の有力な競争者である元大統領スプイン、フツド博士をドイツ、ローマに派して和平を促進し且つ不平派の策動を抑制した

と云はれ、かくてソ聯軍が怒濤の如くフィンランドに侵入した昨年十一月三十日北歐の雪原を血で染めた百三日間に亘るソ芬戦争もフィンランドの屈服に依つて終了した。

ソ芬和平協定内容

第一條 ソ芬兩國は本條約附屬議定書の規定により直ちに戰闘行為を停止す

第二條 ソ芬はフィンランドより左の地域の割讓を受けソ芬新國境を決定す

(イ) カレリア地峽全域(ヴィプリ並にヴィプリ灣及びその島嶼を含む)

(ロ) ラドガ湖西岸並に東岸(ケツクスホルム、ソルタヴァラ、スオヤルヴィ各都市を含む)

(ハ) フィンランド灣内の數島嶼

(ニ) メルキヤルヴィの東方地域

(クオ) リバチ、スレドニー兩半島の

一部

(ヘ) ソ芬新國境の最終的決定は本條約調印後十日以内に組織される

兩國混合委員會これを行ふ

第三條 ソ芬兩國は相互不侵略を約し、第三國との間に如何なる同盟をも結ばず又兩締約國の一方を目標とする如何なる聯合にも參加せざることを誓約す

第四條 フィンランドはソ聯に對しハング半島並に周邊の水域、即ち半島の東南兩面に延びて五渾、西北兩面に延びて三渾の水域及び隣接する若

千の島嶼の期間三十ヶ年の租借に同意す、ソ聯はこれが租借料として年額八百萬フィンランド・マークを支拂ふ、租借の目的は外國の侵略に對しフィンランド灣口を防衛すべく海軍基地を建設するにあり、海軍基地には必要數の陸上並に空軍兵力を維持する權利を取得する。フィンランド政府は協定の效力發生の日より十日間以内に凡ての軍隊をハンゲ半島から撤退する

第五條 ソ聯はベツアマ地方からその軍隊を自發的に撤退する、フィンランドは一九二〇年の和平條約の規定に従ひ北氷洋水域に百噸以下の武装船を除く凡ての軍艦及びその他武装船舶を維持せざることを約す、但しフィンランドは四百噸を越えざる軍艦及びその他武装船舶を十五隻を超過しない範圍で維持する權利を

保留す、フィンランドは北氷洋水域に於いて潜水艦並に軍用飛行機を維持せざることを約し又この沿岸に陸海軍基地並に上記の船舶及びその武装に必要な能力以上の修繕設備を建設せざることを約す

第六條 一九二〇年のソ芬協定に規定せられたるが如くソ聯及ソ聯市民はソ聯領よりベツアマ地方經由ノルウエー往還の自由權利を有し又ソ聯はベツアマ地方に領事館を設置する權利を有する、ソ聯領よりベツアマ地方經由ノルウエー領に至る通過貨物(その反對の道順亦同様)は通過規定によつて必要と認められたるものを除く外検査を免除されると共に當該貨物に關稅、過料其他の費用の支拂を除外される、ソ聯の非軍事的飛行機はベツアマ地方上空を通過ソ聯とノルウエー間の航空路に就航する

權利を有する、但し右航空に關しては現行航空規程を遵守するものとす

第七條 フィンランド政府はソ聯スエーデン間の貨物陸上運輸の權利をソ聯に與へ右運輸をソ芬間最短距離を以て圓滑に實行せしめるためソ聯のカンダラクシヤ及びフィンランドのケミヤルヴィを繋ぐ鐵道を建設するの必要を認め出來れば一九四〇年内に夫々自國領土内を通過する部分を建設すること

第八條 ソ芬兩國の經濟關係は本協定の效力發生と共に復活せらるべく、これがために兩當事國は改めて通商協定締結に關し交渉を開始する

第九條 本協定は調印と同時に效力を發生すべく、批准書交換は十日以内にモスクワに於いて行ふものとす

本協定は一九四〇年三月十二日モスクワに於いてロシア語、フィンランド

語並にスエーデン語を以て本書夫々二通を兩國全權委員署名作成す

獨ソ友好關係の増進

獨ソ新通商協定成立

獨ソの友好關係は一九三九年八月不可侵協定成立後一路増進の途を辿り同四〇年二月十一日には兩國間に懸案の新通商協定が成立、右に關しソ聯政府は翌十二日タス通信社を通じて左の如く發表した。

獨ソ兩國は有效なる經濟交渉の結果昨十一月モスクワに於て新通商協定の調印を行つた、本協定は昨年九月二十八日モロトフ外務人民委員とリツペントロツプ獨外相との間に交換された書簡に示された獨ソ間貿易に關する經濟取極め締結に對する兩國政府の熱意によつて齎されたものである、而して新通商協定はソ聯の原

料物資とドイツの工業製品との交換を規定するもので既に協定第一年の獨ソ貿易額を超過するやうに規定されて居り更に將來この額は一層増加されることとならう、右協定はソ聯側はミコヤン外國貿易人民委員、パーリン駐獨通商代表、ドイツ側はリツター經濟特使、シュヌーレ經濟使節團長の四代表によつて調印された

獨ソ經濟關係の推移

昨年八月十九日成立した獨ソ・クレヂット協定の趣旨に基きドイツはカール・リツター通商局長以下の代表團をモスクワに派遣、一方ソ聯も又テヴオリシヤン造船工業人民委員以下の代表團をベルリンに派遣しモスクワ、ベルリンの兩地に於て通商擴大に關する細目協定を協議せしめてゐたが折衝實に五ヶ月半の後遂に交渉成立し二月十一

日モスクワのクレムリン宮に於いて兩國代表の間に正式調印をみた、今回成立した獨ソ新協定の内容は未だ判明しないが昨年九月二十七日の獨ソ交換公文中に於いて

ソ聯はドイツに對し原料資源を供給しドイツはソ聯に對し工業製品を供給するとの合意に於て經濟取極めを締結するであらう、兩國は右經濟取極めにより獨ソ間の貿易額が過去に於て到達した最高水準に迄再び達するやう

取計ふであらう

と發表した精神に基いたもので獨ソ兩國の經濟的要求を満足せしめる様取り極めたものと解される、獨ソ貿易は最近著しく萎靡してゐたが世界大戰終了後ナチス政權成立迄の獨ソ貿易關係は極めて緊密に行はれてゐた、即ち一九二一年より一三年のドイツはソ聯總輸

入額の三分の一を供給したのみならず更に一九三一年より一九三三年までのドイツの對ソ貿易額は全ソ聯貿易額の約四十パーセントを占めてゐた程で今回の協定は斯かる舊狀に復活させやうと意圖したのである、因みに獨ソ貿易史上の兩國の貿易額が最高水準に達したのは一九三〇年並に三一年の兩年で當時の貿易額左の通り

(單位百萬マーク)

△ソ聯の對獨輸出 一九三〇年〇四三

六、一九三一年〇三〇三

△獨の對ソ輸出 一九三〇年〇四三

〇、一九三一年〇七六二

獨ソ國境紛争處理協定締結

結

獨ソ兩國政府は波蘭分割直後の一九三九年九月二十八日締結した獨ソ國境劃定並に友好協定に基き國境紛争處理協定締結交渉を進めてゐたが翌四〇年

八月妥結を見るに至り、同月三十一日伯林で兩國代表は右協定に正式調印を了した。

獨民族移住の獨ソ協定成立

獨ソ兩國政府は國境紛争處理協定締結交渉と並行し、ベッサラビヤ及び北ブコヴィナ地方の獨民族移住問題に關し、豫てよりモスクワで獨ソ兩代表間に交渉を續けてゐたが、之又前記協定成立直後の九月五日意見の一致を見、ネルデケ獨代表とワシコフ・ソ聯代表との間に調印が行はれた。

而して此の協定成立により右兩地方に居住する獨逸人はその希望によつて獨逸國內への移住を許可されることになつた。

ソ獨新鐵道協定成立

獨ソ兩國政府代表は伯林に於て兩國鐵道連絡圓滑化につき折衝中であつた

が十月四日一九三九年ソ聯政府はタス通信社を通じて「ソ獨鐵道新協定は一日伯林に於てソ聯交通人民委員部代表ニヅクチエフ氏とホルツ獨逸鐵道局長官との間に調印を了した」旨發表した。

モロトフ委員の伯林訪問

モロトフ・ソ聯外務人民委員の獨逸訪問は豫て噂されてゐたが、モロトフ委員は十一月十日モスクワ出發訪獨の途に上り、愈よ之が實現を見ることになつた。

一行はモロトフ委員を始めとする三十二名から成り、他にシュレーンブルク駐ソ獨大使、シュヌーレ訪ソ獨經濟使節團長も同道伯林に向つて出發した。

モロトフ氏が人民委員會議長兼外務人民委員として外國政府を訪問するのは之が始めてであり、且つ獨ソ兩國

が前年の一九三八年夏以來緊密なる協調を持續して居り、この間一方には日獨伊三國同盟の締結、樞軸バルカン工作の進展、英米合作の強化等國際情勢が急轉回を示しつつあるに鑑み異常なる國際的關心を喚び起した。

尙モロトフ委員の伯林訪問に關し獨逸政府は之より先九日DNB通信を通じて獨ソ共同コミュニケの形で次の如く發表した。

ソ聯人民委員會議長兼外務人民委員モロトフ氏は獨政府の招請に應じ昨年のリツベントロップ獨外相のモスクワ訪問に對する答禮として近くベルリンを訪問することに決定した、その目的は獨ソ兩國間に現存する友好關係の埒内に於て個人的接觸を新たにすることに依り意見の交換を繼續、且之を緊密ならしめんとするにある

十二日朝伯林入りをしたモロトフ委員は同日正午から二時間に亘つてリツベントロップ獨外相と會談後、デカゾノフ外務人民委員部次長を帶同、ソ聯人民委員會議長兼外務人民委員の資格で親衛隊儀仗兵の出迎裡にヒトラー總統官邸を訪問、リツベントロップ外相同席の下にヒトラー總統と第一回會談に入り二時間半に亘つて諸問題を討議した。

次いでヒトラー、モロトフ第二回會談は翌十三日行はれ、當日ヒトラー總統はモロトフ委員歓迎の午餐會を總統官邸に開催、又當夜ソ聯大使館ではシユクワルツエフ大使主催のレセプションが催され、主賓モロトフ委員を中心にリツベントロップ獨外相等獨逸黨國首腦多數が出席した。

かくてモロトフ委員と獨逸政府首腦との會談は十三日を以て終り同委員は

十四日朝伯林より特別列車により歸國の途についた。

駐獨ソ聯大使更迭

モロトフ委員のモスクワ歸還後の十一月二十三日ソ聯最高會議は註獨ソ大使シユクワアルツエフ氏を罷免、外務人民委員部次長デカノゾフ氏を後任大使として任命、デカノゾフ大使は同二十六日モスクワ出發赴任の途についたが、ソ聯政府は右に關し二十七日左の如く公表した。

デカノゾフ大使は今後も外務人民委員代理の資格に於て獨逸駐劄特命全權大使を命ぜられた。

獨ソ國境劃定

獨ソ兩國政府は波蘭分割後締結された國境確定條約に基き國境確定に關する細目を審議中であつたが、一ヶ年餘を経て之が最後の決定を見、ソ聯政府は十二月十二日タス通信を通じて左の

如く發表した。

獨ソ兩國政府は昨年九日末兩國間に締結をみた獨ソ親善並に國境確定條約に基き混合中央委員會を形成して兩國國境確定に關する細目を審議中であつたが、今般兩國親善關係に相應しき協力の精神に基き同國境線の確定並に地圖の作製を終り兩國政府の正式承認を見るに至つた

獨ソ間に三協定成立

一九四〇年の獨ソ關係はモロトフ委員の伯林訪問によつて友好と理解の度を深めたが、此間兩國關係を一層緊密化せしむべく折衝中の獨ソ新經濟協定、獨逸バルト三國間の住民交換協定、獨ソ國境協定は一九四一年劈頭の一月十日モスクワで正式調印を見るに至り、此旨同夜タス通信社より發裝され

た。而して右三協定の内容は次の通り、

△經濟協定

昨年十月以來モスクワに於てソ聯側ミコヤン外國貿易人民委員と獨側シユヌーレ經濟使節團長との間に交渉が進められてゐたもので、新協定は一九三九年二月に締結された獨ソ通商協定に基き一九四二年八月一日に至る迄の兩國通商を規定、従来の協定に比し輸入數量の飛躍的増大を規定してゐる、新協定に依つてドイツはソ聯に對し機械類をソ聯から工業原料品、石腦油製品、食糧品、(主に穀物)を供給せんとするものである

△獨ソ國境協定

モロトフ外務人民委員とシユーレンブルク駐ソ獨大使との間に調印された本協定はバルト海からイゴルカ河に至る兩國國境を劃定するものである、獨ソの新國境線は嘗てのリトアニア、ポーランド間の國境及び一九二八年一月二十九日

及び一九三九年三月二十二日の二回

に亘るドイツ、リトアニア間の國境協定に従つて規定するものである

△住民交換協定

過般來リガ及びユヅノに於て獨ソ兩國代表に依つて協議が進められてゐたもので、リトアニア、ラトヴィア、エストニア三國に居住するドイツ人をドイツ側に轉住せしめドイツ側に住むロシア人及バルト三國人を夫々その故國に移轉せしめる目的を持ち、新協定に依つて移住を希望するこれ等國民を調印後二月半以内に交換することになつてゐる

ソ聯のバルト三國併合

赤軍リトアニア進駐

ソ聯はリトアニア政府との間に一九三九年十月相互援助條約を締結したが、それより八ヶ月後の一九四〇年六

月十四日リトアニア政府に對し最後通牒を提出し、ソ聯政府は其の受諾を待つて同十五日赤軍のリトアニア進駐を開始した。

而してソ聯政府は同日タス通信社を通じて、ソ聯が右進駐開始に至るまでの經緯を次の如く發表した。

昨十四日ソ聯政府はリトアニアに對し左記の理由に基き十五日午前十時を期限とする最後通牒を提出した。一、最近數ヶ月間數回に亘つてリトアニア官憲はソ・リ相互援助條約に基き同國領内に駐屯せる赤軍兵士を拘禁、彼等の口を通じてソ聯國家の秘密を探り出さんとして之を拷問した事實あり、その中赤軍兵ブタエフの如きは單に拘禁せられるのみに止らずリトアニア政府は彼に自白を強要した後之を殺害した

一、リトアニア政府はソ聯駐屯軍の兵

舎建築に従事したリトアニア人勞働者、技師等を捕縛した

一、之等の事實は同政府がソ・リ相互援助條約に違反し同條約に基いて駐屯するソ聯軍隊に對する攻撃を準備してゐることを示すものである

一、此の外リトアニア政府はソ聯政府との相互援助條約締結直後に於いてラトヴィア、エストニアの兩國と軍事同盟を締結所謂バルチック協商なるものを結成したがソ聯政府は右軍事同盟を以つて直接ソ聯を目標としたものと思惟するものであつて前記リトアニア政府の行爲は締約國の一方を攻撃目標とする如何なる同盟又は協商にも參加すべからずとするソ・リ相互援助條約に違反するものであると見做さざるを得ない

一、右屢次の條約違反に對しソ聯政府はリトアニア政府に對し絶對且緊急

の要求として左記條件の實行を求めた(イ)責任者の處罰(ロ)内閣の更迭(ハ)リトアニア領要衝に對するソ聯軍の自由進駐權

一、リトアニア政府はソ聯政府の右要衝に對し十五日午前九時ウルブシス外相を通じ回答を寄せソ聯政府の要求を承認した

エストニア・ソ聯編入可

決

赤軍進駐後のエストニアでは七月十四、五の兩日行はれた總選舉の結果共產黨勢力が壓倒的多數を占むるに至つたが、同二十一日開會の新議會では先づ議事日程に基きキラク議員の提出にかかる「エストニア共和国のソ聯領編入」動議案を上程、長時間に亘り審議した結果滿場一致之を可決した。

ラトヴィヤ・ソ聯編入手

續完了

ラトヴィヤ新議會は廿一日ソ聯政府特別代表及び外交團多數參列の下に開會、ラトヴィヤ共和国のソ聯領編入動議案を審議した結果滿場一致可決し、ソ聯政府に右要請を提出することに決定、即日右手續を完了した。

リトアニアもソ聯編入可

決

リトアニア議會は廿一日開會されたが劈頭ギドヴィラ内相が登壇リトアニア共和国のソヴェート憲法採用を提案するや議會は異議なく採擇、次いでバカルクリス法相は長文の宣言文を朗讀しリトアニアのソ聯領編入の有利なる所以を説明した後リトアニア、ソ聯兩國鞏帯の立法化の必要を強調した、續いて議事日程に基き「リトアニア共和国のソ聯領編入」動議案の審議に入り結局七百三十六票對七票の壓倒的多數を以て之を可決した。

モロトフ外相ソ聯外交方針闡明(一)

外交方針の全貌

ソ芬和平成立に續く第六回ソ聯最高會議は三月廿九日開催、この日モロトフ外務人民委員は會議の席上ソ聯最近の外交方針につき詳細なる報告演説を行つたが、其の要點は次の通り。

一、英佛はドイツ打倒の爲には戦線擴大が有利なりとの錯覺に陥つて居りこの爲の口實を見出さんが爲にソ聯に對して敵對的態度を取り來つた

一、ソ聯は合從運衡の道具に使はれることを欲せず独自の外交政策を堅持する

ソ聯ベツサラビア併合

ソ、羅兩國公使を任命

大戦勃發以來ソ聯のバルカンに對する關心は愈よ昂まり、一九三九年三月末モロトフ委員が最高會議の席上に於てベツサラビア問題に言及するに至つて、ソ羅關係は國際的注視的となつた。

ソ聯は一九三八年羅馬尼亞政府の反ソ政策に抗議する意味から當時羅馬尼亞駐割のオストロウスキー公使を召喚、以來ソ聯の在羅公使は缺員のまゝとなつてゐたが、翌三九年六月に至つて新たに公使任命を發表、一方又羅馬尼亞政府もモスクワ駐割公使に適當なる新人を起用する旨夫々發表し注目を惹いた。

ソ聯對羅要求提出とソ羅協定成立

以上の如くソ羅間には公使交換によ

係に言及したが、その内容は次の如く相當強硬なものであつた。

ソ聯は種々の困難にも拘らず各種の日ソ間の懸案を解決し來つたが滿蒙國境劃定交渉は未解決の儘になつてをり又日本は北鐵協定の實行に於てもソ聯の協定履行を妨げしようとしてゐる、ソ聯は如何なる場合にも自國の利益の侵犯を許さぬことを日本

權益侵害をも許すものでないことを充分認識してゐる限り目下のところ極めて圓滿に進行中である

一、對米關係はその對ソ道義的禁輸を論外とすれば悪化もしてゐないかはり改善もされてゐない

言及

モロトフ外相は右演説に於て日ソ關

り國交調整の氣運が一時見えたに拘らず、ベッサラビヤを挾んで兩國は漸次兵力を集結、風雲急迫し、この間六月廿七日ソ聯政府は羅馬尼政府にベッサラビヤ並にブコヴィナの北部地方の割譲を要求せる最後通牒を提出するに至つた。

右通牒に接した羅馬尼政府は即日開催の最高會議に於て、ソ聯の要求を事實上受諾するに決し此旨ソ政府に回答を發した。斯くてソ羅國間にはソ側の要求を基礎としての協定成立を見たが、ソ聯政府は廿八日午後右協定成立によりベッサラビヤを奪回するに至つた経緯並にその理由につきタス通信を通じて次の如く發表した。

(一) 一九一八年當時赤軍の劣勢に乗じてルーマニアが武力を以て奪取したベッサラビヤ地方は、その後ソ羅國不斷の軋轢の原因となつたが、現下

の國際情勢は兩國間の永續的平和の基礎確立のため過去の遺産たる懸案を即時解決する様要請してゐる、依つてソ聯政府はルーマニア政府と協力してベッサラビヤ復歸問題の解決に當るを必要と思惟するに至つた。

(一) 而してベッサラビヤ復歸問題は當然その住民の壓倒的大多數が歴史的運命、言語及び民族性を同じくすることに依つて、ソ聯ウクライナと連結してゐる北部ブコヴィナ地方のソ聯への割譲の問題と有機的關聯を有する、従つて右ブコヴィナ地方をソ聯に割譲する行爲こそ、ベッサラビヤに對する二十二年に亘るルーマニアの支配がソ聯及びベッサラビヤ住民に與へた莫大なる損害を賠償する手段である(一) 依つて、ソ聯政府はルーマニア政府に對し左の二要求を提出した(一) ベッサラビヤ地域のソ聯邦へ即時復歸(二)

北部ブコヴィナ(その範圍は協定附屬地圖に示す)の即時割譲。
斯くて割譲地域に對するソ聯の進駐は廿八日中に完了、茲にソ聯は懸案のベッサラビヤ及びブコヴィナの奪回に無血成功するに至つた。

中歐・バルカン・近東とソ聯

ソ聯外交の飛躍

中歐・バルカン・近東に對するソ聯の外交工作は一九四〇年に入ると共に一段と活潑化し、ベッサラビヤ問題の解決に成功したほかブルガリア、ユーゴスラビヤ、洪牙利、スロヴァキア等との友好關係増進に成功、特に十月開催のドナウ會議に参加して、その地歩を確立化するに至つたが、この間ソ聯と右諸國との間には外交上次の如き新しき關係の發生を見た。

ソ勃通商協定成立

一月五日モスクワに於てソ聯、ブルガリア兩國間に通商協定成立、ブルガリア經濟使節ボジロフ藏相とミヤコン貿易人民委員との間に調印を了した。而して右協定は三年間有効のもので最惠國互惠貿易を規定したものである。尙右協定成立と同時に一九四〇年度物資交換並に清算協定も成立した。

ソ聯イラン通商協定

三月十一日モスクワに於てソ聯側のミヤコン貿易人民委員、イラン駐劄ソ聯經濟代表アレクセイエフ氏及びイラン側の駐ソ・イラン公使サエド氏、イラン經濟使節サイアー氏との間に新通商航海條約の假調印を見た。

ソ・ユ通商條約調印

五月十一日モスクワに於てソ聯貿易人民委員部とユーゴ通商使節が兩國通商航海條約に調印、同日ソ聯政府はタ

ス通信社を通じて次の如く發表した。

ソ聯ユーゴ兩國代表は十一日モスクワに於て兩國通商航海條約に調印した、右條約の有効期間は一九四一年末迄となつて居り同期間内に於ける兩國間貿易總額は一億七千六百萬デナール(邦貨約一千五百萬圓)に上る見込みでソ聯は主としてユーゴより銅、鉛、錫鑛、ラード其他を輸入し之に對しユーゴはソ聯からの農産品、機械類、原油、棉花等を輸入することゝなつてゐる。

ソ聯新駐劄公使任命

六月二十一日ソ聯最高會議はラブリ・シエフ氏をブルガリア駐劄公使に任命する旨を發表した。

ソ・ユ外交關係樹立發表

ソ聯政府はソ・ユ通商條約批准後の六月二十四日タス通信社を通じてソ・ユ兩國間に外交關係の樹立された旨、

左の如き正式コミュニケを發表した。

ソ聯政府並にユーゴ國政府は兩國間に正常外交關係を樹立することとなり外交機關代表を任命することになつた、ソ聯政府はヴィクトル・プロトニコフを駐ユ公使に、ユーゴ國政府はミラン・ガブリロウイッチを駐ソ公使に任命夫々アグレマンを與へた。

ソ・洪通商協定成立

九月三日モスクワに於てソ聯政府と洪牙利政府間に左の如き内容を骨子とした新通商協定が成立した。

(一) 第一年目の兩國貿易額を夫々三百七十萬米弗とす(一) ソ聯の對洪輸出品目、大豆、木材、棉花、マグネシウム及びクロニウム鑛その他(一) ハンガリーの對ソ輸出品目、車輛、小麦、車軸及び石油管(一) 本月十五日

より效力發生す

ソ聯駐土大使更迭

九月十日ソ聯最高會議幹部會はテレ
ンチエフ駐土大使を罷免し新たにウイ
ノグラドフ氏を駐土大使に任命した。

ソ聯ドナウ會議に代表派

遣

十月廿四日ソ聯政府はブカレストに
開催のドナウ會議にソ聯代表としてソ
ボレフ外務人民委員部書記長を派遣に
決定した。

ドナウ會議は從來のドナウ國際管理
委員會及び歐洲委員會を解消し合同委
員會を創設せんとするもので、その第
一回會同は廿九日開かれソボレフ氏が
ソ聯代表として出席した。

ソ聯スロヴァキア通商條

約調印

十二月六日モスクワに於てソ聯とス
ロヴァキア間の通商航海條約並にこれ

に附隨する取引總額及び支拂方法に關
する協定がソ聯側代表ミヤコン貿易人
民委員とスロヴァキア代表オルザク經
濟使節團首席との間に正式調印され
た。右の條約は最惠國主義を適用しス
ロヴァキア國へのソ聯通商代表の駐在
を許し、而して最初の一年間に總額四
百八十萬米ドルの通商が兩國間に行は
れスロヴァキア側から電線、電動機、
鐵管、織糸その他を、又ソ聯からは棉
花、穀物、燐酸、肥料その他を輸出す
ることになつてゐる。

ソ聯と北歐諸國

ソ聯北歐に地歩確立

一九三九年十一月末勃發し一九四〇
年に持ち越されたソ芬戰爭は、同年三
月兩國間の和平成立によつて終末を告
げ、之に引續きソ聯は六月にはバルト
三國を併合して北歐に於ける地歩を確

立化するに至つた。然もこの間にあつ
てデンマーク、瑞典等に對する有利な
る外交工作を展開して通商上の諸協定
を締結したが、右諸協定は次の通りで
ある。

ソ芬通商協定成立

六月廿九日ソ芬兩國間に通商協定が
成立した。

而して右ソ芬通商協定は相互に總額
七百五十萬弗（邦貨約三千二百二萬五
千圓）の物資交換を行はんとするもの
であつて、フィンランドはソ聯に對し
主として電氣器具、皮革類、紙、バター、
牛、銅線等を輸出しソ聯はフィンラン
ドに對し石油、鑛石、マンガン、棉花、
煙草、その他の商品輸出することに
なつてゐる。尙同ソ芬通商協定は最惠
國條款を含むものである。

ソ聯・瑞典新通商協定成 立

の間に不可侵協定を締結、茲に英政府
のソ聯懷柔策は明に失敗に歸した。

しかし英政府は大戰勃發後も依然と
して執拗にソ聯の懷柔を策し一九四〇
年に於ては駐ソ大使の更迭を行ふと共
に協定の締結、英ソ不可侵條約の締
結、その他英ソ兩國間の政治問題につ
き一般的性質を持つ協定の締結を相次
いで提議したが、ソ聯亦英に對する警
戒頗る嚴重を極めこれがため英ソ間に
は何等新しき展開を示してゐない。

英國は斯くソ聯懷柔工作を繼續する
一方ソ聯に對する監視を怠らず、ソ聯
貨物船を抑留し、これがため兩國關係
は一時悪化を示した。

以上の如く英ソ關係は極めて微妙な
状態に於て終始して來たが、之を一
九四〇年に於ける外交上の個々の問
題に就いて敷衍すれば次の通りであ
る。

九月八日モスクワに於てソ聯側のミ
ヤコン貿易人民委員と瑞典側のエリク
ソン經濟相との間に、兩國間の新通商
・支拂並にクレジット協定成立正式調
印が行はれた。

而して新協定の骨子は左の通り。

(一) 第一年目の兩國貿易取引額を
最大額一億五千スウェーデン・クロ
ーネとす (一) ソ聯の對瑞輸出品目
石油製品、穀物、油粕、マグネシウ
ム、鑛、その他 (一) スウェーデン
の對ソ輸出品目 車輛、車輪、ボー
ル・ベアリング、旋盤、鋼鐵、その
他機械類 (一) スウェーデンは總額
一億スウェーデン・クローネのクレ
ディットを供與す (年利四分五厘二
ヶ年賦)

ソ・丁通商協定成立

九月十八日モスクワに於てソ聯代表
ミコヤン貿易人民委員とデンマーク代

表ランゼン公共事業相との間に經濟協
定成立調印を見た。
而して右協定の内容は次の通りであ
る。

英ソ關係

ソ聯英の懷柔策警戒

英政府は一九三八年獨逸の勃興に對
應しソ聯に相互保障を提議して所謂英
ソ會談を開き、更に之を英佛ソ三國軍
事會議にまで發展させたが、遂ひにソ
聯の同意を得ず、この間ソ聯は獨逸と

英官憲のソ貨物船抑留事
件

英國は對獨物資の流入を抑止する目的から太平洋上に於ける封鎖措置を強化し、一月にはソ聯貨物船セレンガ號を、三月には同じくウラジミール・マヤコウスキー號を香港に抑留した。

之に對しマイスキー駐英ソ聯大使は直に英政府に抗議し、右貨物船の搭載貨物はソ聯一國の需要に充てるものなることを強調、抑留船の即時釋放並に賠償を要求した。

而して右抑留船はその後香港より更に佛印に回航され同地に抑留されてゐたが六月に至つて釋放された。

英ソ通商豫備交渉

四月二十三日マイスキー駐英ソ大使はバトラー英外務次官を訪問したが、マイスキー大使は右訪問に於て英ソ交渉の再開に關し

一、ソ聯は英國並に其他の國家から輸入せる物資をドイツ向け再輸出せざることを英佛に保障する用意を有する

一、但し英ソ通商協定の一條件として獨ソ貿易關係の現状存續を留保する旨の申入れを行つたと傳へられた。

ソ聯交渉經過暴露

右英ソ通商に關する豫備交渉は前年秋より開始されて居り、前記マイスキー大使のバトラー次官訪問後も引續き交渉が繰返されてゐたが、五月二十一日に至りソ聯政府はタス通信社を通じて突如右交渉の經過を全面的に暴露した。

而してソ聯政府は右發表に於て英ソ通商豫備交渉は徹頭徹尾英政府のイニシアチヴに依るものなる旨を力説した。

ソ聯英の提案拒否

英ソ交渉の内情暴露と共に同二十一日モロトフ外務人民委員は、英政府が英ソ豫備交渉に於てソ聯の對獨物資供給制限に關し要求し來つてゐることを明かにし、ソ聯は英政府の此の要求を拒否した旨發表した。

ソ聯、英通商特使拒否

英政府はソ聯の英ソ交渉に關する拒否的暴露にも拘らず、執拗にも労働黨領袖スタッフオード・クリツプス氏を特別使節としてモスクワに派遣することとなり、之をソ聯に提案したが、ソ聯政府は五月廿九日タス通信社を通じてソ聯としてはクリツプス特使を通じての通商交渉には應じ得ない旨次の如く發表した。

英國政府はスタッフオード・クリツプス氏を特別使節としてモスクワに派遣する旨の提案をなし來つたが、これに對しモロトフ外務人民委員は

民委員部にモロトフ外務人民委員を訪問英國政府はシーズ駐ソ大使の後任としてスタッフオード・クリツプス氏を任命し度き旨を申入れた、之に對しモロトフ外務人民委員はソ聯政府は新大使の任命に同意する旨回答した。

かくてクリツプス新大使は同月十二日クレムリンに信任状を捧呈した。

ソ、英の抗議に逆襲

ソ聯政府は十月廿四日新ドナウ河管

理委員會の組織に参加したが英國政府は同廿九日クリツプス駐ソ大使を通じて右はソ聯の中立違反であると強硬抗議を提出した。

之に對しソ聯政府は十一月二日英國政府に宛て「ドナウ河は輸送問題に重大利害を有する諸國の一つとしてソ聯が新管理委員會に参加することは當然であり、英國側が之を中立違反と誹謗

することを全く當つてゐない」と回答した旨發表した。

英、對ソ關係調整に躍進
ソ聯懐柔に躍起の英國政府は十月廿二日クリツプス駐ソ英大使をしてヴィシンスキー・ソ聯外務人民委員部長に長文の覺書を手交し、英ソ兩國政府間の諒解を増進すべき國交調整上の新方式並に英政府の承諾事項を示唆した廣汎なる腹案を提示した旨、十一月二十一日ハリファックス英外相は議會に於て正式發表したが、夫れによると右覺書の内容は

一、英國政府はバルト三國併合を事實上承認する用意がある
二、ソ聯の新國境を承認する用意がある
三、世界平和會議開催の曉英國はソ聯代表をも對等の資格に於て招聘し他の國境問題と同様バルト三國の正式

クリツプス氏を駐ソ大使
に任命

英國政府はソ聯がクリツプス氏を特使として認め得ないとの意向を明かにしたので、ク氏を新にソ聯駐ソ英大使に任命したが、ソ聯政府はタス通信社を通じて六月四日クリツプス氏の新大使就任を承諾した経緯を左の如く發表した。

ローゲテル英代理大使は四日外務人

併合をも決定する用意を有する
四、英國政府は英國がソ聯に敵對する
如何なる國家ブロックにも參加しな
い、と云ふのである。

更に此の間英國政府はソ聯に對し不
可侵條約を含む三ヶ條の提議を行つた
旨發表してセンセーションを起した
が、斯る英國躍起の對ソ接近工作もソ
聯の應酬なく、従つて何等新しき展開
を見るに至つてゐない。

モロトフ外相ソ聯外交

方針闡明 (一)

モロトフ・ソ聯外務人民委員はソ芬
和平成立後の三月廿九日第六回ソ聯最
高會議の席上に於てソ聯の外交方針を
明かにしたが、その後四ヶ月、即ちバ
ルト三國及びベツサラビア併合に成功
を収めて間もなき八月一日開催の第七
回ソ聯最高會議の席上に於ても演説を

行ひ、右期間内に於ける政府當局の外
交措置並に今後の方針を闡明した。
而して右演説の内容は次の通りであ
る。

△中立政策堅持 歐洲戰爭が開始され
てはや一年に垂んとしてゐるが戰爭
の終局は今日なほ豫見することが出
來ない、却つて獨伊側と米國の協力
を得た英國側との死闘が行はれんと
する新段階の前夜にあるのである、
しかしかゝる情勢の推移に拘らずソ
聯邦の對外政策は何等の變化を生じ
てゐない、ソ聯邦は恒に平和と中立
の政策に忠實であり戰爭には參加し
てゐないのである。

△獨ソ關係 昨年ソ聯とドイツの關係
が一變して友好關係に入つて以來殆
んど一年に近いが、その間兩國の關
係は獨ソ協定の規定通り寸分の搖ぎ
も見せてゐない、即ちソ聯は獨ソ協

定を嚴格に遵守した結果ソ聯が西部
國境方面に於て行動を起した際獨ソ
兩國間に起り得べかりし摩擦を避け
ることが出来たのであつた、これと
同時に獨ソ協定あればこそドイツは
その東部國境に關し平靜な安全感を
確保しつゝあるのである。

歐洲に於ける事態の進展に依り獨ソ
不侵略條約の効力が減殺される處か
却つてその重要性を増大し將來に於
てもいよゝゝその威力を揮ふことに
なるであらう、最近外國の新聞特に
英國並に親英色彩強い諸國の新聞は
獨ソ關係の冷却に就いて種々揣摩臆
測を逞うしドイツの強大化を傳へて
ソ聯を脅かさうと試みてゐる、しか
し此の種企圖に對してはドイツもソ
聯も一度ならずその實體を曝き一顧
の價値だになきものとして唾棄し去
つてゐるのである、我々は獨ソ兩國

間に打ち樹てられた善隣友好の關係
は一時的な偶然的の考慮によるもので
はなく實は兩國の根本的な利害の一
致の上に立つてゐるものと信じてゐ
ることを再び確言するのみである。

△伊ソ關係 ソ聯とイタリーとの關係
は最近改善を見た、即ちソ聯政府は
イタリー政府と種々意見の交換を行
つた結果、對外政策の分野に於いて
兩國相互の理解を深め得る十二分の
可能性があることが判明した、これ
と同時に通商關係に於いてもその進
展を期待し得る凡ゆる基礎條件が備
はつてゐることを發見するに至つ
た。

△英ソ關係 英ソ兩國關係については
最近特に擧げるに足る様な本質的變
化は生じて居らぬ、英國の對ソ敵對
行爲に就いては一度ならずこの最高
會議席上に於いて報告したが、かゝ

る敵對行爲を繰返した揚句英ソ關係
を好轉せしめ得ると期待するのは無
理である、勿論我々としても英國が
今回クリツプス氏を駐ソ大使に任じ
たことは英國側に於いてソ聯との關
係を改善しようとする希望の現はれ
であることを諒承するに吝かなもの
ではない。

△ベツサラビア併合 ベツサラビア及
び北部ブユウイナの併合に就いては
今更喋々を要しない、ベツサラビア
の併合に依りソ聯は四萬四千五百平
方呎の領土と三百二十萬の人口を加
へ、又北部ブユウイナの併合に依り
四千平方呎の領土と五十萬以上の人
口を増加するに至り、かくてソ聯邦
の國境は西方に移動しドナウ河畔に
達するに至つた、我々は多年宿願の
ベツサラビア問題が解決したことに
歡喜と満足とを感ずると共に、ルー

マニア國との關係が今後正常な交渉
に立入るべきことを希望するのであ
る。

△バルト三國關係 次にリトアニア、
ラトヴィア、及びエストニア三國と
の關係であるがソ聯と之等三國との
間に相互援助條約が締結された後に
於ても我々の要求した如き結果は得
られなかつたのである、然し最近に
至りソ聯と之等三國との關係は新し
い進展を示しエストニア、ラトヴィ
ア及びリトアニア三國政府は夫々ソ
聯との併合を決定したのである。

△ソ聯の人口 バルト三國の併合によ
りソ聯の人口には、リトアニアの二
百八十八萬、ラトヴィアの百九十五
萬、エストニアの百十二萬を加へ更
にベツサラビア及び北ブユウイナの
人口を加算すればソ聯の人口は大凡
一千萬の増加となるであらう、更に

舊ボーランド領たる西ウクライナ地方及び白ロシア地方の人口一千三百万を之に加へれば、過去一年間に於けるソ聯の人口増加は實に二千三百万を突破するに至り、今やソ聯邦の總人口は一九三九年中の人口自然増加を計算に入れずとも總計一億九千三百萬人に達したことを聲を大にして叫ぶことが出来る。

△對フィンランド關係 ソ芬休戰協定 成立以來既に四ヶ月を経過したがソ芬關係は概して満足すべき状態に在る、休戰協定の成立に續いてソ聯は更に對芬通商協定を締結したが、今後のソ芬兩國經濟關係は極めて期待されて居る、尙フィンランド政府は過般ソ聯側から提議したオーランド諸島を非武装地帯としてソ聯領事館を設置することに承諾を與へた。

△對瑞諸關係 スカンヂナヴィア諸國

に就てはノールウェー、スウェーデン兩國との關係は全く之等兩國の状況如何に依るものでノルウェーに就ては此處に特に取上げて述べるべき事柄はない、スウェーデンに關し特に注意すべき點はソ瑞兩國の貿易が躍進しつつある事である、現に進行中のソ瑞經濟交渉が締結を見るに至れば、之がソ瑞兩國に寄與する所は尠からぬものがあるやと確信する。

△對バルカン諸國 バルカン諸國との關係に就いては先づユーゴスラヴィア國との外交關係が確立されたことを擧げねばならぬ、ソ聯はユーゴとの經濟關係が漸次發展して行くことを希望して已まない、ソ聯とブルガリアとの關係は正常に推移してをり將來一段と緊密化して行くことが期待されよう。

△對トルコ關係 對トルコ關係に就い

ては今日までの所重大な變化は起つて居らぬ、しかし最近ドイツ政府が公表した白書に依りトルコ政府が或種の暗躍を試みた不愉快な事實が明るみに出されたことを指摘せねばならぬ、而して去る四月上旬ソ聯政府はトルコ政府に對し許し難い行動として次の事實を指摘した事實を想起する、即ち四月上旬トルコ領より飛び立つた外國機が貯油場の林立するバツーム市上空を飛翔した事實を物語るが、ドイツ政府の白書に依りこの外國機が如何なる性質のものであつたか今や極めて明白となつた、かくて我々がトルコ政府に對して行つた申入れが充分正當であつたことが立證されたのである。

△對イラン關係 對イラン關係に就いても新しい重大變化は起つてゐない、しかしトルコの場合に於けると

同様見逃し難い一事實を指摘せざるを得ない、本年三月下旬バクー上空に外國機が姿を現はした、彼等はイラン國上空から飛翔して來たものであることが判然と認められた、イラン國政府は勿論この事實を否定したがドイツ政府の白書は逆にこの事實を肯定する充分の説明を與へた、かかる謀略電報の交換や外國機の飛翔はソ聯と隣國との關係を複雑化するに役立つのみである、飛行機と稱する「招かれざる客」がバツームやバクーに闖入することは我々にとつては將來に於てソ聯の南部國境の監視を強化せねばならぬと云ふ結論を生むことになるのである。

△日ソ關係 日ソ關係については最近稍正常性を取り戻し始めたこと云ひ得るであらう、殊に去る六月九日昨年係争を惹起したハルハ河一帯の國境

確定に關し協定が成立したことはその事例である、この問題の解決が延引してゐたため、日ソ滿蒙等諸國に好ましからざる影響を生じ、國交調整を阻害してゐた事實に鑑み特筆するべきである、數日の中に國境確定に關する日滿ソ蒙混合委員會が開會されるであらう。

大體から見ると日本側に最近日ソ關係を改善しようとする兆候があると云つても差支へあるまい、日ソ兩國が相互の利益を承認し且つ必要のなくなつた或種の妨害物を除去する必要を理解することになれば兩國々交改善は可能となるであらう、しかし日本の新政府が企ててゐる「新政治體制」の建設に就いてはなほ判然しない部分があると云つて差支へなからう、日本政界の指導者達が日本諸新聞が騒いでゐる様に歐洲戰爭の齎し

た機會を利用し南方に發展することに少なからず魅惑を感じてゐることは明瞭だが、何れにしてもこれら指導者達の眞の政治的意圖に就てはなほ釋然たらざるものがある、これが亦日ソ國交調整問題の將來に對しソ聯を有するものである。

△米ソ關係 米ソ關係に就いては深く論じないつもりである、それは御話しするやうなよいことが何もないと云ふ理由に基くものだ、我々は米國內の一部にソ聯のバルト諸國に對する外交的成功に不愉快を感じてゐる人々があることを知つてゐる、しかし我々はそんなことには大して氣にかけてゐない、我々が不機嫌な紳士方の援助を求めず、着々我々の仕事をやつてのけてゐることが一切を明瞭に物語つてゐる、米國政府當局がソ聯國立銀行が購入したバルト三國

の金を禁輸したのに對しては嚴重抗議をして置いた、この際は同じ様な不法行爲を行つてゐる英、米兩國に對しその行爲の責任につき注意を喚起して置くに止めよう。

△ソ支關係 最後にその生存を賭して戰つてゐる支那との關係に就いてはソ支兩國は不侵略條約に依て結ばれた善隣友好の關係に立つてゐることを指摘しよう。

米ソ關係

米の反ソ措置漸次緩和

米ソ關係は一九三九年十一月ソ芬開戰を契機として悪化した。米政府はソ芬開戰と共にソ聯に對し航空機用材料の道義的禁輸を行ふ一方對芬援助に乗出した。そして米議會には對ソ國交斷絶案さへ上提された。この米國の反ソ的措置はソ芬和平成立後も改善される

に至らずハル米國務長官は三月十四日「米國政府の對ソ道義的禁輸はソ芬和平成立に依つて必ずしも自動的に停止されるものではない」と語つた。又米當局はソ聯がバルト三國を併合するに及んで、之を痛烈に非難した。

に或程度の政治的影響を與へ、一方對日牽制策としても日本に對し對獨伊ソ關係再考の機を與へんとする意圖に出、ソ聯も又米國の同意を得るためにソ聯の對支援助問題につき或る程度の意志表示をなしたのではないかとの説が行はれた。尙此間米ソ間に於て兩國政府が表面的に執つた措置としては次の如きものがある。

ソ聯向機械類輸出許可

米國政府は六月四日國防上の必要を名目として工作機械類の道義的禁輸を實施したが、右決定に拘らず、同月二十日既に買付済のソ聯向け工作機械類を滿載した瑞典汽船エクスアドル號の出帆を許可した。

ソ聯傭船に除外例

米國政府は七月廿五日石油屑鐵の輸出許可制を採用し日獨伊西等防共國家に對する經濟壓迫の態度に出たが、同

ワに歸任した。

工作機械の對ソ輸出許可

米國政府は十月十二日總額七百萬弗に上る工作機械の對ソ輸出を許可した。而して右工作機械は先に工作機械類に對する輸出許可制採用に關する大統領によつて輸出を停止されてゐたものである。

米浦潮に總領事館開設

米國政府は十一月末浦鹽に總領事館を開設する事となり、初代總領事にワード駐ソ大使館領事部首席を任命した

ソ佛關係

ソ佛關係惡化

佛ソ關係は一九三八年獨ソ不可侵協定の成立及び大戰の勃發に伴つて著しく冷却した。そして一九四〇年二月佛國官憲がバリ駐在ソ聯通商代表部事務を搜索、文書多數を押収し、之に對し

ソ聯が嚴重なる抗議を發したこと、次いで三月駐佛ソ聯大使スーリツツ氏がソ芬和平成立に際してスターリン書記長に宛てた電文の内容を佛國政府がフランスの内政問題に對する干涉と見做し佛政府のスーリツツ大使召還要求となつたこと等によりソ聯關係は急角度に惡化した。

ソ聯通商代表を佛官憲押留

この事件では二月七日のタス通信社

廿六日に至り海軍委員會はカリフォルニア産ガソリンを浦鹽へ向け輸出するためソ聯が米國籍油槽船を雇備することを許可した。

米ソ通商協定更改成立

八月六日滿期失効の米ソ通商協定は更に一ヶ年その效力を延長することとなり、米ソ兩國代表は同夜右更改に關する新協定に調印を了した。

バルト三國米公使引揚げ決定

八月初めソ聯政府は米國政府に對しバルト三國の米國公使館閉鎖を正式に要求した。米國はソ聯のバルト三國併合當時之を痛烈に非難してゐたが、右ソ聯の要求を受理するに決定した。

駐ソ米大使モスクワ歸任

スタインハルト駐ソ米大使は四月獨佛經由で歸國、以來五ヶ月に亘つて任地を離れてゐたが、九月十五日モスク

發表によれば次の如くである。

二月五日フランス官憲はパリ駐在ソ聯通商代表部事務所を搜索し文書多數を押收すると共に通商代表を抑留した、依つてスーリツツ駐佛大使は直ちにフランス政府に抗議を提出し通商代表の釋放及び押收文書の返還方を要求した、尙右と同時にインツリース事務所及び前ソヴェエト學校も同様搜索を受けた。

駐佛ソ聯大使召還要求

佛國政府はソ芬和平成立に際し在佛ソ聯人團體がスーリツツ駐佛ソ聯大使の署名入りでスターリン書記長に宛てソ聯の勝利を讃へデモクラシーを罵倒した祝電を送つたに對し痛く感情を害し、三月十九日ソ聯政府に同大使の召還方を要請之に對しソ聯政府は佛政府の要求を容れた。

而してソ聯政府は同月廿六日タス通

信社を通じて右事件の内容と之に關するソ佛交渉の經過を次の如く發表した

三月十九日バイヤール佛代理大使はモロトフ外務人民委員に對しフランス政府はソ芬和平協定の成立に際してスーリツツ駐佛ソ聯大使が署名してモスクワのスターリン黨書記長に宛て、打つた電報はフランスの内政問題に對する干渉と看做す旨通告し來つた、即ちバイヤール代理大使に依ればフランス政府がスーリツツ大使の署名した電報中表現不適當と看做した部分は左記電文抜萃中傍線を以て示した個所である

難攻不落の一大要塞として残つた。右電報は檢閱官により差押へられたがフランス政府はスーリツツ大使は最早其「意に適した外交官」(ペルソーナ・グラータ)と認め得ざるに至るだらうと宣言し且同大使が本國政府より召還されるやう希望を表明したのである

右に關聯しロゾフスキ外務人民委員部次長は廿六日バイヤール佛代理大使に對し左の如きソ聯政府の回答を手に交した。

一、ソ聯政府はスーリツツ大使の電報内容が何等フランス政府に言及してゐないのでフランス政府が同大使をその「意に適したる外交官」と認め得ずとした實質的理由を發見し得ない、然し乍らフランス政府がスーリツツ大使の問題を正式に信任の問題として主張する以上スーリツツ氏の駐佛大使を解任すべき旨を通告する。

第五篇 經

濟

第一章 經濟大觀

第一節 ロシヤに於ける資本主義の發達

ロシヤの國民經濟にとつては、十九世紀の前半は工業資本主義への過渡期をなしてゐる。既に一八二五年において二十一萬の労働者が五千二百六十有餘の工場で働いてゐた。一八五五年においては工場数は一萬に、労働者数は五十萬人に及んでゐた。四十年代に全工場数の五を占めてゐた貴族の所有工場は六十年代に至るまでに商人の所有工場によつて徹底的に驅逐されて仕舞つたのであつた。六十年代の初には又石炭工業も發展し始め、製鐵業も勃興

し始めてゐた。一八六〇年における石炭採掘は一千八百萬ブードに達し、又鉄鐵生産は一八三〇年の四百二十萬ブードから一八五〇年の一千三百二十萬ブードに及んでゐた。都市の人口も急速に増加し、一八二五年には全人口の八%を、一八三五年には一〇・六%を占めてゐた。之に反して、農村の人口増加は極めて緩慢であり、一八三五年におけるその年増加率は僅々〇・九%を出でなかつた。加之、一九三五年以後、一八五八年に至るまで、農村の人口増加は中絶されてゐたのである。工業資本主義への、かうした移行と並んで、他面において、穀物の輸出は著しい發展を遂げてゐた。一八五三年にお

いては農産物の輸出はロシヤの總輸出額の五三%に達し、又穀物の輸出は農産物の總輸出額の四二・六%を占めてゐた。併し、それと同時に、年を逐ふて、ロシヤからの工業製品の輸出は減退し、ロシヤへの工業製品の輸入は増大してゐた。即ち機械器具の輸入は一八二五年には二十三萬六千留、一八四〇年には百一萬留、一八五〇年には二百六十八萬五千留に達してゐたのである。此等總てのことは、ロシヤの經濟機構に、當時、大變革が起りつゝあつたことを、即ち工業資本主義が益々深く農奴制度に浸透しつゝあつたことを、換言すれば、封建的農奴制度が近代資本主義的生産力の桎梏となりつゝあつたことを物語つてゐる。このことを裏書きするものに一八二五年のデカブリストの叛亂があり、一八六一年の農奴解放がある。

勿論、一八六一年の農奴解放は農奴制度の下に呻吟してゐた農民の反抗的氣分によつて支援されたブルジョア革命ではあつたが、地主がそれによつて何等の損害も蒙らなかつたことも又周知の如くである。五〇年代における農民運動は、一揆の形をとつて、歐露の殆んど總ての縣に及んでゐた。特に一八五五年においては農民一揆は約五百件の多きに達し、アレクサンドル二世も『下より農奴制度の自壊し始めるを待つよりは、上よりそれを破壊し始めるに如かず』と言つたほどであつた。従つて政府は地主が、自己の利益を巧妙に擁護するために、農奴解放のイニシアチブをとつたことは少しも不思議ではない。

事實、この農奴解放から農民が得たものは、本質的には、只名目的な身分上の自由のみであつた。農奴解放令は

農奴にある地主から他の地主に移る自由を認め、又土地買取金を支拂つてから地主の分割を受くること、及び土地買取金を支拂ひ得ぬ農奴に對しては國家が代つて地主に支拂ひ、農奴はそれを五十年間に返済することに定めてはるたが、併し農奴制度の下で無慈悲に搾取されてゐた當時の大部分の農民が土地買取金の貯へを有つてゐる筈はなかつたことは明らかである。而も土地買取金の算定の際、地價が屢々市價の二倍に評價されたこと、土地分割の際、地主は従來農奴が耕作してゐた土地の平均二〇%を『切り取つた』ばかりではなく、又有利な土地を農民に分割しなかつたこと、にも拘らず、地主は當時の専門家の評價より二億一千九百萬留も高い八億六千七百萬留の支拂を政府から受けたこと、土地買取金

を五十年間に政府に返済することをもし得ぬ農民は結局土地所有權を依然として舊地主に委ねておき、只認められた一部の占有及び用益の權利に對して二十年間地主に二割までの小作料を拂はなければならなかつたこと、地主から分與された土地は狭く、農民は解放されても、地主の土地を小作するか或は又劣悪の條件で雇傭勞働に出なければ、生活し得なかつたこと、この農奴解放によつて地主は穀物の生産を増大し、當時穀物關稅を撤廢したイギリスへの穀物輸出においてプロシヤの地主及びアメリカの農業企業家と競争し得たこと等々を考へるならば、農奴解放によつてロシヤの地主が何等損害を受けなかつたことは容易に理解されるであらう。

今農奴解放當時の土地分割を觀るならば、次の如くである。

地所	所有地	男子農奴數 (單位千人)	分割地全面積 (單位千デシヤチン)	男子農奴一人當りの分割地 (單位デシヤチン)
國有地	10,100	2,907	37,777	3.7
御料地	4,000	6,773	6,773	4.9
合計	14,100	9,680	44,550	4.6

年次	工場數	勞働者數	生産額 (單位千留)
一七六五	二六二	三七、八六二	五、〇〇〇
一八〇一	二、四二三	九五、〇〇〇	二五、〇〇〇
一八二五	五、二六一	二〇二、〇〇〇	四六、五〇〇
一八五四	九、九四四	四五九、六三七	一五九、九八五
一八八一	三一、一七三	七七〇、八四二	九九七、九三三
一八九三	二二、四八三	一、四〇六、七九二	一、七五九、四三一
一八九六	三八、四〇一	一、七四二、一八一	二、七四五、三四五

即ち六・七四デシヤチンの分割地を得た國有地の農奴が一家を養ひ得たのみであつて、他の農奴の状態は、土地を廣く割當てられ、その代償として一週三日地主の土地で賦役勞働を強ひられてゐた解放以前の狀態と殆んど異らなかつたのである。この農奴制度の殘滓、農民の窮乏、國內市場の狹隘さがロシヤにおける資本主義のそれ以後の發達に對して否定的な要因となつたことは言ふまでもない。

併し、農奴解放が封建制度の殘滓を如何に多く止めてゐたとはいへ、従つてロシヤにおける工業のそれ以後の

具體的に言ふならば、ロシヤの工業は六十年代において早くも恐慌を経験してはるたが、同年代を通じては、緩

慌と關聯して、恐慌を経験したのであり、外資輸入の發展時代であつた。併しそれに踵ぐ九十年代はロシアの工業の發展時代であり、工業の全般的發展の中にあつて、ヤの工業の、特に、重工業の發展時代 特に急速に發展したのは大企業であつた。レーニンによれば、この大企業の發展は次の如くである。

年次	一八六六年		一八七九年		一八九〇年	
	工場數	生産額	工場數	生産額	工場數	生産額
労働者數別工場數	全工場	100人より	全工場	100人より	全工場	100人より
	その中、蒸氣機關を有するもの	99人まで	その中、蒸氣機關を有するもの	99人まで	その中、蒸氣機關を有するもの	99人まで
労働者數	千留	1,000人及びそれ以上	千留	1,000人及びそれ以上	千留	1,000人及びそれ以上
	者數	6,000	者數	12,000	者數	24,000
生産額	千留	1,000	千留	2,000	千留	4,000
	者數	100	者數	200	者數	400
計	6,000	12,000	12,000	24,000	24,000	48,000

更に大工場の發展を裏付けるものに、次の如きものがある。

年次	銑鐵(單位千ブード)	石炭(單位百ブード)
一八六七	17,036	187,000
一八七七	24,799	187,500
一八八七	30,369	188,000
一八九七	44,763	189,000

石油の生産も、次の如く増大してゐた。

年次	生産額(單位千留)
一八七〇年	10,500
一八七五	20,000
一八八〇	40,000
一八八五	80,000
一八九〇	160,000

四・四%を占めてゐた大工場が労働者數の六六・八%、總生産額の五四・八%を占めてゐた。一八九〇年に於ては大工場數の六・七%、全労働者數の七一%、總生産額の五七・二%を占め、一八九四―一八九五年においては全工場數の一〇・一%、全労働者數の七四%、總生産額の七〇・八%を占めてゐた。一九〇三年においては百人以上の労働者を有する大工場はヨーロッパ・ロシアの工場總數の一七%、労働者總數の七六・六%を占めてゐた。

併し乍ら、かうした大工場の發達、大企業への移行にも拘らず、前述の如く、ロシアにおける工業資本主義の發達は他國のそれに比して緩慢であり、又その發達のための基礎は極めて狹隘であつた。農奴解放以後における農村の極端な窮乏化が工業の發達において、ヨーロッパ・ロシアの全農民は一三・一デシヤチンに減じてゐる。農奴解放當時の不充分なる平均分割地面積に比べてさへ實に三六%の減少を示してゐるのである。如何に農民が土地に不足してゐたかは、一九〇五年の第一次革命以前において既に彼等は五千四百六十萬ヘクタールの地主の所有地を小作し、農奴と擇ぶところなき状態に陥らざるを得なかつたことによつても知らることが出来るし、又如何に農民が窮乏してゐたかは、土地を持たぬ農民は九十年代において既に七%に達し、馬を持たぬ農家は一八八二年の二六・九%から一九〇〇年の二八・七%に増大してゐることによつても知らることが出来る。外ならぬこのことの中に、農民が一九〇五年の革命の一大支柱をなしてゐた原因があるのである。

當時のロシア政府の大地主的性質は政府の全經濟政策に露骨に示されてゐた。大地主の經營する醸造業の保護、

差別的地租課税(一デシヤチンに對して大地主は二十カベークの、農民は八十カベークの地租を納めてゐた)大地主の砂糖製造に對する保護等は、その典型的な例をなすものである。大地主の獨裁——專制政治——は明らかに生産の發達を妨げてゐた。併し、それにも拘らず、一九〇五年の革命は成功しなかつた。工業資本家が專制政治と妥協したからである。この革命の主要な所産はロシヤのそれ以後の資本主義化に役立つた部分的な改良、主として、ストルウイピンの農業改革であつた。一九〇六年十一月、ストルウイピン内閣は農業改革令を發布し、農民の個人的自由を伸張する目的をもつて、從來存続してゐた村落共同體所有の土地を私有に移すことを認め、獨立を欲する農民が村落共同體所有の土地を買入れて私有地とすることを許しはしたが、換

言すれば、團體共有權に基いて土地を共有してゐた農民がその利益してゐた分有地を、時期の如何を問はず私有地として買入れることを認めはしたが、それが客觀的に馴致したものは村落共同體の破壊、地方經濟の農村金融機關による支配、富農の發生、一言にして言ふならば、農村の階級分化、農業への資本主義の浸透であつた。事實、一九〇七年から一九一五年に至るまでの間に村落共同體からの離脱を要求した農家は二百五十五萬五千戸の多きに達してゐたが、一九一六年一月に至るまでの間に、その中約百二十萬戸の農家は既に私有地を失つてゐるのである。ロシヤにおいて金融資本が發達し始めたのは二十世紀に入つてからのことである。ロシヤにおける金融資本の發達も又、他國におけるそれと同様に、工業の長足なる發達、生産の集中、獨

占の發達、信用制度及び産業資本と抱合する銀行資本の未曾有の發展によつて特質づけられてゐる。ロシヤの工業は二十世紀初頭において不況を経験し、一九三〇三年に至つて漸く活況を帯びるに至つたが、幾許もなくそれも一九〇五——一九〇七年の敗戦及び革命によつて中斷されて仕舞つたのである。その後、一九〇九年に至つて新たな昂揚が始り、それは、次表の如く、第一次歐洲大戰に至るまでの五ヶ年間に亘つて主要工業部門の生産を毎年大凡一〇%づつ増大せしめてゐた。

年次	鉄鐵	鋼鐵	石炭	棉花加工
一九〇九	三、八七	三、七〇	三、〇六	一、〇六
一九一〇	四、六五	四、〇九	三、三三	一、五七

(單位千トン)

工業の全般的發展と並んで、企業の集中化が行はれてゐた。既に一九一〇年において企業總數の約五%を占める

に過ぎない大企業が過半數の労働者を占めてゐた。一八九八年——一九〇八年の間に工場數は二%の増大を示したのみであつたが、同じ期間に労働者數は二八%の、生産總額は七三%の増大を示してゐるのである。生産の集中が重工業において特に著しいことを喋々するまでもないが、若干の具體例を蛇足として加へることにしよう。一九一二年、南露の冶金工場の一熔鑛爐當りの平均出鉄力は五萬一千六百噸に達してゐた。同じ時期におけるイギリスのそれが三萬二千七百噸であり、ドイツのそれが四萬二千六百噸であること、及び南露を凌駕するものとしては八萬一千九百噸の出鉄力を示してゐたアメリカがあるのみであつたことを想起するならば、當時、ロシヤにおいて如何に生産が集中されてゐたかの一斑を知り得るであらう。一九一三年において

は九ヶの大企業が鉄鐵の五三%を、又七ヶの大企業が軌條の九〇%を生産してゐた。恐慌、不況と關聯して、工業資本は又市場の獨占を目論み始めた。一九〇〇——一九〇八年の間に企業のシンデケート化が著しい發展を遂げてゐた。一九〇二年『金屬販賣』が組織された。それはロシヤの冶金工場の製品の販賣を目的とする最初の株式會社であり、十五の大工場を統合し、全販賣額の四分の三を占有し、價格を二〇%引上げたのであつた。同じ年に『鋼管販賣』が組織され、鋼管の販賣を殆んど獨占した。踵いで『車輛販賣』『石炭販賣』等が組織された。第一次歐洲大戰に至るまでには、各重工業部門は先づ企業をシンデケート化し次いでトラスト化するに至つた、一握の獨占的組織の支配下におかれてゐたのであつた。

急速に發展しつゝあつた大工業企業は株式組織をとつて、國民の資金を動員した。國民の資金の動員は信用組織、特に銀行によつて行はれた。銀行預金は一九〇九——一九一三年の昂揚期には二十億三千九百萬留から四十六億六千八百萬留に増大した。銀行資本の集中は特に著しかった。十三のベトログラードの大銀行が全銀行の自己資本の三分の二及び全預金額の七二・二%を占めてゐた。銀行資本と工業資本の抱合、所謂金融資本は一九四〇年以後長足の發展を遂げてゐた。一九一四年の重工業の固定資本は十四億二千二百萬留であり、ロシヤ工業の固定資本總額の三分の一以上に達してゐた。この重工業の固定資本の中、十一億六千二百萬留は、即ち、八二%は銀行の支配下に置かれてゐたのである。

銀行資本そのものの中で有力な地位

を占めてゐたのは外國資本であつた。外國資本の役割は工業においても又極めて大きなものであつた。一九一七—一九一七年に至るまでに、鑛業においては株式資本總額の九〇%が外國資本に屬してゐた。同じ外國資本の比重は冶金工業及び金屬加工工業においては四二%、纖維工業においては二八%、化學工業においては五〇%に達してゐた。尙この外國資本を投資國別に分けると、三二・六%はフランスに、二二・六%はイギリスに、一四・三%はベルギーに、換言すれば、六九%は所謂聯合國に屬し、獨逸グループは二〇%を占めてゐたのみであつた。このことが第一次歐洲大戰においてロシアを聯合國側に立たしめた一因であつたことは周知の如くである。

第二節 戰時共產主義

一九一七年の十一月革命はロシアの全機構を本質的に變革した。併し乍ら革命直後の經濟政策は傳へられるほど徹底したものではなかつた。正確に言ふたならば、錯雜した國際狀勢、混亂した國內狀勢、及ロシアの歴史的經濟的後進性の爲に、當時生誕したばかりのソヴェート政權は未だ其拘懐する經濟政策を徹底的に施行する力を持つてゐなかつたのである。例へば革命と同時に國立中央銀行は、ソヴェート政權の有するところとなつたが、その組織は、従来の總裁が共產黨員によつて代られたことを除けば、何等の變更も受けなかつたのである。次いで一九一七年十二月十三日、他の諸銀行が國有化されるに至つたが、これも經濟的變革を直接の目的とするものではなく、各銀行が反ソヴェート運動に資金を融通せぬようにといふ政治的顧念から出發したものであつた。既に十一月革命以前から工場委員會は相當深く企業管理に參加してゐた。一九一七年六月、クロンシュタットの工場及び船渠委員會は帳簿の公開を要求し、又無電工場が閉鎖して外國銀行に讓渡されようとした時、その従業員委員會は原料を自ら購入して工場を自ら經營しようとしたほどであつた。他の都市、工場においても労働者は要求を提げて立ち、それは、運輸の無秩序及び原料の缺乏と相俟つて、工場主を窮境に陥れたのであつた。社會革命黨員及びメンシエヴィキ「産業の秩序維持」を考へてこの形勢に反對したが、ポリシエヴィキは工場委員會をもつて産業管理令を資本家から奪ふ手段であると共に、労働者を組織、教育する手段であるといふ見做して、その擴大を圖つてゐた。政權獲得の後にもポリシエヴィキは依

然として工場委員會を資本家から企業を收用して、それを國營化する手段と見做してゐた。一九一七年十一月十四日の労働者管理令によつて、ソヴェート政權は工場委員會に販賣、購買、生産計畫、販賣價格に關する相談に與る權利を認め又それに必要に應じて事務の進行狀態を檢閲することを許したのであつた。但し工場委員會は上級機關の許可を得ずに工場を所有したり指揮したりしてはならぬことにはなつてゐた。併し、工場委員會の權限の擴大と共に、一部においてそれによつて凡ゆる問題を解決しようとする自治的分權的サンデイカリズムの傾向が擡頭し始めた。さらでだに混亂してゐた産業はそれによつて更に混亂しようとする徴候が見え始めた。一九一七年十二月、一切の方向を決定する經濟參謀本部として最高經濟會議が設立されたの

はこのためである。その結果、一切の經濟問題が同會議の承認を経ずには決定出来ぬこととなつた。加之、工場委員會も労働組合に加へられ、適當な統制を受け始め、又労働組合の幹部は多くポリシエヴィキから成つており、その代表者は最高經濟會議にも參加してゐたために、労働組合と政府及び最高經濟會議との連絡は充分に保れたのであつた。實に、當時にあつては労働組合こそ經濟的混亂から脱け出すための槓桿をなしてゐたのであつた。即ちソヴェート政權は、労働組合を利用して産業と労働とを漸次國家の手に統一し集中的に經濟を營んで生産力を回復しようとしたのであつた。

併しかうした方針は労働自治を稱えた無政府主義者、社會革命黨員からばかりではなく、左翼共產主義者からも又攻撃されたのであつた。後者は企業

の私營を直ちに撤廢し、企業主を一掃せよと主張したのであつた。これに對してレーニン一派はソヴェート政權下における國家資本主義を資本主義制度下における國家資本主義と同一視してはならぬと論駁し、如何に物が生産され、如何に市場が構成されてゐるかを知らぬ労働者に直ちに産業管理權を與へることは、却つて彼等を不幸に陥れるものであると主張したのであつた。このレーニン一派の主張は勝利を占め一九一八年四月の第三回労働者大會においては労働組合が産業管理において國家に從屬すべき決議が採用されたのであつた。

斯くの如く革命直後の工業企業に對する政策は比較的穩健であり、最高經濟會議は専ら企業を統制し、その生産高、生産原價を指令し、その帳簿を檢査し、只そつした指揮命令に違反した

企業だけを没收して國有化したのであつた。事實、一九一七年十一月から一九一八年六月に至るまでの間に國有化された企業は五二一を出でなかつたのである。

工業の國有化政策に比べて農業のそれは遙に果斷的であつた。一九一七年十一月八日、ソヴェート政權の最初の法令として發布された『土地法』は土地私有が賠償なしに消滅せられ、土地が村落共同體又は地方協議會を通じて農民に分配される可きことを規定したのであつた。踵いで一九一八年二月十九日、『土地社會化に關する根本法令』が發布され、それによつて土地國有の原則は確認され、唯自己の勞力によつて耕作するもののみ、成年男子——一成年女子—— $\frac{1}{2}$ 、男子青年—— $\frac{1}{3}$ 、女子青年—— $\frac{1}{3}$ 、少年の割合をもつて土地の使用收益權が認められたのであ

つた。この一事によつても、農民をソヴェート政權の支柱たらしめるために、新政權が如何に正しく農民の希求を理解し、如何に農民の利益を尊重してゐたかが解るであらう。

併し乍ら、革命に踵ぐ市民戰爭、國內の反革命軍及び外國の干渉からソヴェート政權を擁護するの必要は、資本金百萬留以上の全企業を直ちに國有化することを布告した一九一八年六月二十八日の法令を轉換點として、所謂戰時共產主義時代に入ることを餘儀なくしたのであつた。この戰時共產主義時代は、所謂工場——發動機を有する場合は五人以上、然らざる場合は十人以上の勞働者を使用する工場——の國有化を布告した、一九二〇年十一月二十九日の最高經濟會議の命令を頂點として、大凡一九二一年の春まで續き、その後新經濟政策時代に席を譲つたので

ある。

この時代の特色をなしてゐるものは、經濟の領域においては、私營工業企業の殆んど完全なる國有化、商業の殆んど完全なる廢止、經濟統制における中央集權主義及び勞働の軍事化である。國有化された此等の企業における勞働は全國民の義務と定められ、所謂『働かざるものは食ふべからず』の原則に基いて『勞働の軍事化』が實施され、全國民が國家の勞働者となり、國家の従業員となつたのである。従つてソヴェート政府は此等の勞働者、従業員に原料を配給し、生産計畫を與へ、生産に従事せしめると共に、彼等に對して生活資料を提供しなければならなかつたのである。農業に對しても又同様の政策が採られたのである。即ち農民は土地の所有者ではなく、國有地に働く勞働者であり、従つて彼等の生産

物は國家に歸屬すると考へられた。そのために、農民の生産した穀物は、彼等の家族の扶養と翌年の播種に必要なものを、除いて盡く徵發されたのであつた。この穀物徵發の代償として農民は、工業勞働者と同様に、必要に應じ且つ無料で工業生産物を供給されねばならなかつたのであるが、活動を殆んど停止した工業は（例へば、一九二〇年の鉄鐵生産は戰前の僅か三%であつた）殆んどこのことをなし得なかつたのである。

國有化された企業の管理は最高經濟會議に委ねられ、生産は軍事的目的に従屬させられたのである。生産物が國家の手によつて組織的に分配されるに従つて、商業は廢止されて行つた。最初、穀物の獨占及び穀物徵發を妨害する惧のある個人商業が禁止され、次いで協同組合商業が國營化され、協同組

合は無料配給機關に轉化したのであつた。

明らかに戰時共產主義はソヴェート經濟を戰爭の必要に適應せしめる形態であり、生産より寧ろ分配に重點を置いた形態であつた。國の内外よりする反ソヴェート運動は生誕したばかりのソヴェート政權を驅つて、その權力を擁護、維持せしめるために、一切を戰爭の目的に従屬せしめる戰時共產主義を二ヶ年有餘に亘つて實施せしめ、又、事實、それによつてソヴェート政府は、内外の反ソヴェート運動を克服し得たのであつたが、かうした政策が、特に市民戰爭の終了と共に、先ず農民の不滿を買ひ始めたことも極めて自然である。農民から、その家族の扶養と、翌年の播種に必要なものを除いて、穀物全部を徵集し而もそれに對して工業生産物を殆んど配分し得なかつ

た穀物徵發令は、先ず農民をして播種地を擴大し、農業技術を高め、穀物を増産する興味を失はしめた。その結果穀物總播種面積は一九一三年の二億五千三百萬エーカーから一九二一年の一億八千九百萬エーカーに、穀物總收穫は同じ期間に七千七百萬噸から三千四百萬噸に減退したのであつた。

このことと關聯して、工業も又原料、勞働者のための食料及び勞働力そのものの不足に悩まされその生産は年を追ふて減退するに至つた。例へば製造工業は一九一三年の六十三億九千萬留から一九一九年の九億五千萬留、一九二〇年の八億二千萬留に減少したのであつた。更にかうした農工業の危機を一層激化したものに、市民戰爭の終了及び赤衛軍の動員解除と關聯する運輸の破壊、一九二一年の春における燃料不足、一九二〇年における傳染病

の流行等がある。

斯くの如く、農業は工業に原料を大量的に而も正規的に供給し得なくなつた。工業生産は農業生産より一層甚しく減退し、工業は農業に對して殆んど全くと言ひ得るほど資材、器具を供給し得なくなつた。このことは、一方において、農民を自給自足的經濟に走らせ他方において工業が必要とする農産物の生産を一層縮小したのであつた。

加之、かうした經濟的危機は、又政治的騷擾を惹起し始めたのである。一九二〇——一九二一年の間に、シベリヤ、ウクライナ、タンボフ縣、北コーカサス等において農民が暴動を起し、一九二一年二月にはレトニングラード及びモスクワの労働者がストライキを始め、殊に同年三月には嘗て十一月革命の口火を切つたクロンシュタットの赤色水兵自身が『共產主義なきソヴェ

ト政權』なるスローガンの下にソヴェエト政府に反抗し始めたのである。此等總ての反ソヴェエト運動は強力をもつて鎮壓せられたのであつたが、併し、それは強壓のみによつて解決されるものでなく、又強壓をもつて臨むことにのみ終始するならば、早晚労働者と農民の協働を破壊し、ソヴェエト政權そのものの存在を脅やかさるるに至るものであつた。レーニンを首班とするボリシエヴィキはこのことを良く理解し、戦時共產主義を、一面において生産力の昂揚を促進し、他面において農民と労働者の連繫を保證する政策によつて代へることに決した。斯るものとして採られたものが一九二一年三月の第十回ロシア共產黨大會によつて可決された新經濟政策である。

戦時共產主義時代、多くのロシア共產黨員が、この政策を徹底的に施行しなれば、ロシアは多くの過渡的な發展段階を飛び越えて直ちに共產主義時代に移り得ると考へたことは周知の如くである。かうした思想が誤つてゐることは、上述の如く、ロシアの歴史的經濟的後進性が戦時共產主義から退却して、新經濟政策を採ることを餘儀ならしめたことによつても明らかである。併し乍ら、かうした否定的な結果にも拘らず、戦時共產主義が十一月革命の勝利を保證し、その發展の可能性を準備することにおいて、具體的に云ふならば、(一)ソヴェエト政權を内外の反ソヴェエト運動から擁護する可能性を與へ、(二)生産手段を獲得し、(三)舊體制への復歸を不可能にし、新制度への發展の道を拓き、(四)大企業の管理機關を準備することにおいて、大きな役割を演じたことを見逃してはならない。

第三節 新經濟政策

一九二二年の後半から第一次五ヶ年計畫の實施に至るまでの七——八年は通常新經濟政策時代と呼ばれてゐる。この期間の特色は暴動にまで發展した農民及び労働者の不満を宥和し、戦争と内亂によつて荒廢したロシアの國民經濟を復興、改造するために、レーニンの言葉を藉りるならば、二歩前進するため一步退却したことである。スターリンは新經濟政策を特質づけて、それはプロレタリア國家の特殊な政策であり、指揮的高所がプロレタリア國家の手中にあるといふ條件の下に於る資本主義の許容、資本主義的要素と社會主義的要素の闘争、前者の損失における後者の役割の増大、後者の前者に對する勝利、階級の消滅、及び社會主義經濟の基礎の建設を見越すものであ

ると言つてゐる。この一步退却によつてソヴェエト政權は經濟力を貯え、踵いで攻撃に移ることを企圖し、又實際において、この新經濟政策時代にソヴェエト政權はその經濟力を戦前の水準にまで復興し、踵いで第一次五ヶ年計畫をもつて新經濟政策時代に發生した農村における富農、都市におけるネツプマンに對して攻撃を開始したのであつた。

新經濟政策の特質としては、第一に一九二二年三月、ソヴェエト政府が穀物徵發令を廢止して、農民に對して新たに現物税を課し、かかるものとして、收穫見積高の一〇%を納付せしめて、その他の部分を農民の自由處分に委ねるに至つたことを擧げなければならぬ。併し剩餘農産物の自由處分を認めることとなり、當然の結果として戦時共產主義時代に禁止されてゐた商業

も復活して來たのである。幾許もなく工業生産物に關しても、生産者は生産物を五——十%まで直接に食糧品と直接に食糧品と交換し得ることとなり、次いで一九二一年五月に發布された人民委員會令は、現物税を完全に納付したる後の剩餘農産物の交換、購入、及び販賣を農民に許可すると同時に、交換、購入、及び販賣の權利は家内工業及び小工業の生産したる商品並びに物にも又適用されることを確認したのであつた。更に同年十月には、人民委員會の名において、國家の給與を離脱した企業を生産物の自由處分令が發布され、國家の給與を離脱した企業においては、賃銀及び給料の支拂、原料の仕入、及びその他の支出に備へるために、市價によつてその生産物を賣却し得ることが確定されたのであつた。

之等一聯の新法令によつて農民は忽ち

満悦し、隨所に起つた農民の騷擾は相次いで静まつたのである。

更に一九二一年十二月には、二十人以下の労働者を使用する小企業の國有が廢止され、一九二三年三月に至つては、利權讓渡契約の手續をとるならば如何なる大企業と雖も一時國有を停止し得ることとなつたのである。

斯くの如く、ある程度まで個人企業を認め、個人的利益を尊重した結果、工業、及び農業の復興も著しく促進され、大體一九二六——一九二七年には戦前の水準に復歸し得たのである。今若干の具體的數字を利用するならば次の如くである。

主要工場の生産額

(單位百萬留、一九二六——一九二七年の不變價格に據る)

一九一三年	一〇、二五一
一九二一年	一、九二四

一九二二〇	二、五一二
一九二三〇	三、八二九
一九二四〇	四、四六九
一九二五〇	七、四三六
一九二六〇	一〇、二七六
一九二七〇	一二、〇五一
一九二八〇	一四、七五四

年次	國營	協同組合
一九二二—二四	六三・五	三・六
一九二四—二五	六七・八	四・九
一九二五—二六	七一・五	四・六
一九二六—二七	七七・一	八・八
一九二七—二八	七八・二	九・五

これによつて工業生産額が大體一九二六年において戦前の水準に回復したことを知られるであらう。尙この工業生産額を経営組織別に分類し、その百分率を見るならば、次の如くである。

年次	穀物播種面積 (單位百萬エーカー)		穀物收穫 (單位百萬噸)	
	國營	私營	國營	私營
一九一三	二五三・八	三・五	七七・九	一〇〇
一九一七	二二九・五	三・一	六四・三	一〇〇
一九一八	二二四・一	三・一	五五・八	一〇〇
一九一九	二一八・七	三・一	五六・九	一〇〇

に回復したことを、次表に見る如くである。

一九二〇	二一三・三	四五〇
一九二一	一八九・〇	三四・九
一九二二	一五八・四	五八・一
一九二三	二〇五・〇	五三・三
一九二四	二二六・七	五一・九
一九二五	二二三・四	六九・九
一九二六	二三〇・二	七四・七
一九二七	二三六・二	七七・〇
一九二八	二二一・六	七六・一

尙個々の工業部門の發展について一言するならば、新經濟政策時代には輕工業の發展に比して重工業のそれが著しく立遅れてゐたことを先づ指摘しなければならぬ。例へば一九二六——一九二七年において、戦前の水準に比較して煙草は五二%、マツチは九%、オーヴァー・シューズは九・六%、毛織物は一七・四%、綿織物は五%の増産を示してゐたのに反して、鉄鐵の生産は戦前の七〇%に達してゐたのみであつた。これは、穀物徵發令によつて

激化した農民の反抗を緩和し、農村から工業用原料、及び食糧を得るためには、先づ農民が必要とする工業生産物、日用品を與へなければならなかつたことによつて説明されるものである。斯くの如く、新經濟政策は農業に對しては現物税(後には金納税に移つて行つた)を納めた後における穀物の自由處分を認め、工業に對しては使用勞者二十人以下の小企業の國營を廢止した如く、一應私益を尊重し、資本主義へ一步退却したのであつたが、それは只私益を刺戟することによつて荒廢した經濟力の恢復を促進し、資本主義へ一步退却することによつて社會主義へ二步前進せんが爲めであつた。このことは當時ソヴェト政府が依然として外國貿易を國家の手から離さず、又鐵道、鑛山、土地の如き基礎的生產手段をあくまで國有化して譲らなかつたと

第四節 第一次五ヶ年計畫

計畫

第一次五ヶ年計畫の開始された一九二八年は、ソ聯經濟の恢復期が大體完了した時期である。即ち一九二七——

二八年の經濟年度に於ける總生産額は完了したのである。然し、當時ソ聯邦は依然として農業國としての特殊性を有してをり、時代遅れの、時には中世紀的技術を持つた農業國であつた。工業の發展水準は、未だ極めて低度であり、革命前のロシアに於ける水準と大差がなかつたのである。革命前のロシアに關してレーニンは「近代的生産要具を以つて裝備せる國としては、英國のロシアに優ること四倍、獨逸の優ること五倍、米國の優ること十倍である」と語つたが、以つて第一次五ヶ年計畫開始當時に於けるソ聯工業の發展水準を想像することが出来る。

工業 二七・六%
農業 四四・一%
更に、農業國の特徴は都市と農村との人口比例の中にも反映してゐた。即ち、都市人口は全人口の一七・九%、農村人口は八二・一%で、労働年齢に達せる人口千人に對し労働者及び勤務員は百四十二人であつた。

然るに、第一次五ヶ年計畫の重要目標の一は、この農業國たるソ聯を工業國たらしめることであつた。即ち、スターリンの所謂「農・工業國より、工業國」へ發展、轉化せしめることが最も大なる課題であつた。

だが、ソ聯工業化の一つの重要な特色をなしてゐるものは、單にそれが工業生産力の著しい増加によつて資本主義諸國に對する依存關係を離れようとしてゐるばかりでなく、工業生産組織の完全な社會化を目ざして進んで

九%に達し、ソ聯邦が重點を置いてゐた重工業の生産は豫定計畫の八%だけ超過遂行した。

二、工業投資五ヶ年計畫期間内に二百三十億ルーブルの巨額に達し、當初の豫定を二四%超過した。

工場等を始め、幾百の各種大工場の新設、トルクシブを始め幾多大鐵道の敷設等ソヴェート新建設の發達は注目し

三、一九二八年度の工業の農業に對する比率は、四八%對五二%であつたが、一九三二年には七〇%對三〇%となりソ聯邦は従来の農業中心國から完全に工業中心國となつた。

四、工業の労働生産力は第一次五ヶ年計畫において三八%増加したが、之は豫定計畫に對して可成りの未遂行を示してゐた。

五、レーニンの立案にかゝる電化の發達は刮目に値し、一九二八年まで、十萬キロワット以上の發電力を有する發電所を全く缺いてゐたにも拘らず、一九三三年一月現在では、有名

工業	農業
一九一三年	四二・一
一九二九年	五七・九
一九三二年	四六・九
	七〇・七
	二九・三

ベルリン景氣研究所報に依ると第一次五ヶ年計畫の結果、ソ聯工業生産額と資本主義諸國に於けるそれとの比較は次の如くである。

工業生産指數

(一九二八年を一〇〇)	
國別	一九三二年
ソ聯邦	二一八・五
米國	六七・〇
英國	八九・〇
獨逸	五七・〇
佛國	七四・〇

第一次五ヶ年計畫に於いては重工業建設に重點が置かれたことは既述の如くであるが、このことは第一次五ヶ年計畫期間に建設された新企業の生産額中に於いて占めるパーセンテージを

見れば最も明瞭に窺ふことが出来る。即ち、一九三二年度に於いて生産額中新企業に依つて占められるパーセンテージは次の如くである。

工業全體	三六・〇%
生産材料工業	四二・二
消費材料工業	二八・四
電力	六八・六
黑色金屬	二三・四
有色金屬	三四・二
機械製造工業	四一・〇
化學工業	六〇・八
食品工業	二五・七

前表は、第一次五ヶ年計畫最終年度たる一九三三年度に於いて重工業生産の約半分は第一次五ヶ年計畫中に建設された新企業に依るものであることを示してゐる。即ち、ソ聯工業建設のため使用される生産財生産工業は四二・二%、電気事業は六八・六%、化學工業は六〇・八%、機械製作工業は四

一・〇%が新建設企業に依つて占められてゐる譯である。更に具體的に、ソ聯重工業の進展を示してゐるものは、次表の生産額である。

(單位一九二六—二七年) (度價格に依る百萬留)	
總生産額	生産材
一九三三年	一〇、三五
一九三二年	四、九〇
一九三一年	五、九一
一九三〇年	一五、八八
一九二九年	七、〇四
一九二八年	八、七四
一九二七年	五、八三
一九二六年	三〇、四六
一九二五年	一六、三七
一九二四年	一七、四〇
一九二三年	一七、四〇
一九二二年	一七、四〇
一九二一年	一七、四〇
一九二〇年	一七、四〇
一九一九年	一七、四〇
一九一八年	一七、四〇
一九一七年	一七、四〇
一九一六年	一七、四〇
一九一五年	一七、四〇
一九一四年	一七、四〇
一九一三年	一七、四〇
一九一二年	一七、四〇
一九一一年	一七、四〇
一九一〇年	一七、四〇
一九〇九年	一七、四〇
一九〇八年	一七、四〇
一九〇七年	一七、四〇
一九〇六年	一七、四〇
一九〇五年	一七、四〇
一九〇四年	一七、四〇
一九〇三年	一七、四〇
一九〇二年	一七、四〇
一九〇一年	一七、四〇
一九〇〇年	一七、四〇

即ち、第一次五ヶ年計畫の結果、重工業部門は一九一三年度の約五倍、輕工業部門は約三倍の生産額を擧げることとなり、然も重工業は、豫定計畫を遙かに突破してをり、之に反して輕工業は豫定計畫にも到達してゐない有様である。これに依つてソ聯が第一次五ヶ年計畫に於いて如何に重工業を重視したか、敢て輕工業を犠牲にしてまで

も重工業の飛躍的發展に努力したかを充分知ることが出来る。

ソ聯がかくも重工業に重點を置いた原因は次の諸點にある。

- 一、先づ重工業の建設に代つて國民經濟の復興發展を計つたこと。
- 二、農業集團化政策を実施するために多くの農業機械を生産する必要があること。
- 三、急激なる國防充實を期したため、軍需工業が飛躍的に發展したること。

農業の集團化

第一次五ヶ年計畫に於ける農業の最大特色は「農業の集團化」である。一九二七年は集團化運動に一大轉換をなした劃期的な年度であり、この時に第一次五ヶ年計畫は開始されたのであつた。第一次五ヶ年計畫の原案では「農業の機械化を基礎として……コルホーゾを擴大し、……五年後には約千九百

萬の農民を抱擁し、その耕作面積は二千萬ヘクタールに達せしめる豫定」だつた。しかるに、この豫定は計畫の第二年度の前半期には早くも超過遂行されてしまつた。それは、當時の國家の穀物調達に政府に強行的な集團化政策を採らせたからで、一九二五年度以來政府は公定價格による穀物買付を行つてゐたが、その成績は甚だ芳しからず、年々豫定量の半分ぐらゐしか買ひ付けられなかつた。殊に五ヶ年計畫を始めからは富農の反抗によつて買付が困難となり、一九二八年には豫定の四〇%にも達しないと云ふ有様だつた。一九二九年末から黨中央委員會の集團化方針が實施されるや、集團化は國を擧げて、猛烈に行はれ始め、一九三〇年から三一年にかけて、僅か一ヶ年間に二萬五千二百以上の新コルホーゾが組織された。集團化進行の統計は次の如

年次	コルホーゾ加入農戶數	全農戶數に對する割合
一九二七年	一、八四三	一九・七
一九二八年	三、三二	三三・七
一九二九年	五、〇四	五〇・七
一九三〇年	八、八三	八八・一
一九三一年	三、二〇	三二・〇
一九三二年	一、四一七	一四・一
一九三三年	三、二〇	三二・〇
一九三四年	一、五〇〇	一五・〇

第一次五ヶ年計畫の期間に於ける集團化政策は専らコルホーゾの量的擴大の方向に向ひ、それは、數字の示すやうに、異常な成功をおさめたが、農業の社會化は單にコルホーゾと云ふ形態をつくることを以て了るものではない。つくられたコルホーゾは實質的にも社會化農業としての實を擧げねばならない。しかし、異常に急速なテンポでつくり上げられた大多數のコルホーゾがこの點に全く不充分なものでしか

なかつたのは當然である。管理方法、労働組織、技術の運用等あらゆる方面の缺點が農業生産の成績に反映して現はれた。即ち、如何に黨幹部が聲を大にして集團化の成功を叫んでも、農業生産額の上にも餘り芳しい結果が現はれなかつた。

この有様では集團化の所期の目的を達することができないのを悟つた黨幹部は、一九三〇年三月十五日附の指令を以て「集團化の強制手段を一掃する」ことを各地の黨機關に命令し、強制的につくられた。コルホーズに於いては加入農戸が各自の全提供財産を持つて脱退することを許しその後は餘り無理をしないで、種々の農業助成政策と併行して着々と集團化を進めるやうになつたので、間もなくコルホーズは再び急速に増加し始めた。一九三〇年の第十六回黨大會はこの新たな集團化の實

行方針を決議として聲明し、それは今日に至るまで集團化の指導原理となつてゐるものである。

農業經營	一九二八年		一九三二年	
	播種面積の割合(%)	一戸當平均播種面積(ヘクタール)	播種面積の割合(%)	一戸當平均播種面積(ヘクタール)
私營農業	九七・三	四・五	二二・〇	三、一五
コルホーズ	一・二	四二、〇	六八・〇	四三四、〇
ソフホーズ	一・五	五四四、〇	一〇・〇	二、三〇三、〇

社會主義競争

第一次五ヶ年計畫に於いて、労働組織の方法として、生産能率を擧げるために唱導せられたのは、社會主義競争突撃隊運動であつた。社會主義競争なる觀念は既に一九二〇年頃より提唱されてゐたのであるが一九二九年四月に開催された全聯邦共產黨總會の檄文に於いて「國民の創造的精力及自發心を覺醒し、勤勞者を社會主義的建設に引入れる永續的方法」

として社會主義競争が提唱せられるや、急に旺盛となり、各工場間、労働者間に種々の範圍に於いて實行せられ一九三三年一月一日現在に於いて、工業労働者の七一パーセントはこれに参加したと云はれてゐる。社會主義競争の本質は、技術を獲得した優秀なる工場又は労働者が遅れたるものを指導、鞭撻して、自己と同水準に引上げることにあるのである。これと共に、一九二九年以來、建築

第五節 第二次五ヶ年計畫

第二次計畫の生産力擴充

事業を始めとして、突撃隊運動者(ウダルニツク)と稱する労働者が現はれ、その後各方面に擴まつたが、一九三〇年六月第十六回黨大會に於てスターリンは報告中で「資本主義國に於いては社會に認められるのは不勞所得により、生活する身分となることなるに反し、ソ聯に於いては、労働の英雄、突撃隊運動の英雄となるに在る」と激勵し、突撃隊運動は、ソ聯全國に擴大し、第一次五ヶ年計畫の終期に於いては、突撃隊員は五百萬人に達したと云はれてゐる。

然し、第二次五ヶ年計畫の進行するに従ひ、この種の運動は漸次當初の生彩を失ひ、一九三五年末より之に代るものとして、新にスタハーフ運動がソ聯の能率増進運動として登場して來た。

第一次五ヶ年計畫は、國民消費の極度の抑制の下に、就中々樞的な産業部門の労働者以外の労働者及び、農民の消費を犠牲として、遂行されたものであつた。第二次五ヶ年計畫はこれを緩和し、輕工業及び、食料品工業の發展に意を用ひ、國民の消費を二倍半乃至三倍に増加することを約束したものであつた。然るに消費財の生産は、生産財の生産に壓迫されて、前記の如く當初の豫定に及ばず、國民消費を犠牲とする『生産力の擴充』は、依然として、第二次五ヶ年計畫を通じて、續行されたのである。その端的な表現は、一九二八年頃から實施された切符配給制度が、一九三五年末まで維持された

ことである。切符制度は、歐洲大戰中各交戰國に於いて、軍隊の配給を維持するため、限りある物資の消費を統制するために用ひられた制度であつて、これがソ聯に於いては、經濟建設上重要な産業労働者の給與を維持するために用ひられたのである。産業労働者は優先的に、食料品や、日用品の配給を受けたが、他の人口部分は、その餘を高價な値段で入手せざるを得ず、その消費は、極度に制限されたのであつた。

しかし、消費財中、食料品工業は、順調に進んだ。第二次五ヶ年計畫當初のプランでは、一九三七年の食料品工業人民委員部管下の生産費は、九十七億千六百五十萬留であつたが、實際には百十四億三千萬留を計上し得たのであつた。計畫通り行かなかつたのは、バター、石鹼、罐詰、煙草の部門であつ

て、これは原料の生産が思ふやうに行かなかつた結果である。

輕工業人民委員部管下の生産高は、一九三七年に於いて百九十五億留に達する豫定であつたのが、實際は、百五十億留しか計上し得なかつた。就中、第二次五ヶ年計畫の初年に於いて不振を極め、漸次發展のテンポを増進して來のたであるが、遂に最初の目標に達しなかつた。一九三三年に於ける輕工業の生産高の増加率は、前年に比し、僅かに三%であり、一九三四年は八%（計畫は一〇・七%）、一九三五年は一〇%（計畫は、二〇・二%）、一九三六年はスタハーフ運動によりソ聯經濟全體が未曾有の發展を遂げた年であつたので、輕工業の生産高も前年に比し、三四%の増加を示した（計畫は、三二・三%）。一九三七年には二二・四%の増加率を豫定してゐたがこれとて

も五ヶ年計畫當初のプランたる三七%には遠く及ばない。

かくの如く、消費財部門が著しく最初の豫定に後れたことは、第二次五ヶ年計畫の決定的特徴である。その理由は、種々あるであらうが、この數年間に、ソ聯邦をめぐる國際情勢が頗る緊張し、軍備の急角度の擴張、從つて、軍需工業を含む重工業の擴張に多大の努力を割かざるを得なかつたことが、有力な原因と見られる。一九三二年の軍事費は、行政費を合して、大體二十五億留で、豫算中の割合は、五・六%に過ぎなかつた。而して、一九三七年には、これが四十三億留になり、豫算中の割合は五・五%に止まるといふのが、第二次五ヶ年計畫當初の豫定であつた。ところが實際は、三七年度の軍事費だけでも、二百億留を超え、その割合は、約二割に進んだ。最初の豫定の

五倍になつたわけである。

かくて一九三三年當時、工業生産中、生産財の割合は、五七%を占め、消費財は、四三%にすぎず、すでに著しく生産財の偏重が現はれてゐたのであるが、爾來、この傾向は緩和される計畫のところ、却つて強められ、一九三六年には生産財は六〇%を超え、消費財は四〇%以下に低下したのである。三七年は漸くこの傾向を訂正し、生産財を五八・二%、消費財を四一・八%と定めた。しかし、第二次五ヶ年計畫當初の豫定では、生産財が四九%、消費財は五一%と僅かながら消費財の割合が多くなる筈であつたのだから、第二次五ヶ年計畫中、如何に軍備の擴張、生産力の擴充に意が用ひられたか、思ひ半ばに過ぎるものがある。

重工業生産の實績

第二次五ヶ年計畫は、依然として、

生産財中心、重工業中心であつたことは、右に述べた通りである。これに依つて、工業生産高では、アメリカに次ぎ、ドイツと伯仲する工業國

となつた。試みに一九三六年に於けるソ聯重工業生産と、先進諸國とを比較すれば、左の如くである。

	石炭 (百萬噸)	電力 (百萬キロ時)	銑鐵 (千噸)	鋼塊 (千噸)	機械製作生 産指數(一九 二八年=100)
ソ 聯 邦	二、三、四〇〇	三、八〇〇	一四、四〇〇	一六、四〇〇	一一、六八
アメリカ合衆國	四、九、三二	一一、五、七	三、五、六	四、五、三	一〇、二
イギリス	三、三、二	六、三、七〇	七、四、五	二、九、三	一、九七
ドイツ	一、五、四	四、五、〇〇	一五、〇三	一、九、一	九、五
フランス	四、二	一、五、九〇	六、三、〇	六、七、八	七、五
日本	四、〇	三、五、〇〇	二、三、〇	五、一、六	一

然らば、これらの重工業生産は、第一一九三七年度の實際計畫とを比較して二次五ヶ年計畫の豫定を遂行したかと云へば、必ずしもさうではない。重工業の中でも、豫定以上に進んだものあれば、豫定に達しなかつたものがあり、第三次五ヶ年計畫は、これを基礎として立案されるわけである。左に、第二次五ヶ年計畫立案當初の豫定と、

品 目	單位	立案當初 の豫定	一九三七年 計畫
機械製作及 び金屬工業	十億留	一四・三	三・〇
化學工業	十億留	四・〇	四・七
電力	十億キロ時	三・〇	四・五
銑鐵	百萬噸	一六・〇	一六・〇

一九三七年度のこの計畫が首尾よく遂行されたとすれば、機械製作以下鋼材までは、第二次五ヶ年計畫當初の豫定を、超過遂行したことになる。然るに三八年一月初旬、時の人民委員會議副議長チユーバリの演説によれば、三七年度の工業生産高は、前年に比し一三%餘の増大に相當するとのことである。計畫ではこの増加率は二〇%であつた。而して、三七年度の工業生産は計畫の約七〇%しか遂行されなかつたのである。これを前掲の表にあてはめると、石炭、石油はもとより、機械製作工業を除き、すべての重工業部門が第二次五ヶ年計畫の豫定に及ばなかつ

たといふことになる。

第二次五ヶ年計畫中、工業生産の増加率は、一九三三年の八・三%を除けば、一九三四年には二〇%、一九三五年には二三%、一九三六年には三〇%といふ高率に達してゐたのであるが、三七年は、俄然一三%に低下し、前年の半分以下に陥没したことは、注目すべき現象である。

基礎的工業部門の状況

重工業中、機械工業が抜群の成績を示してゐることは、右の表から窺はれる。一九三六年の機械製作高は、第一次五ヶ年計畫當初の約十二倍に達し、機械の需要に對する輸入の割合は、當時の二一%から、殆んど零に近づいてゐる。經濟的技術的獨立が、第二次五ヶ年計畫の一目標であつたことからして、一應これに成功したと云はねばならぬ。しかし、製紙業、印刷業に必要

な機械、機關車、紡績機械、動力設備工作機械等は、五ヶ年計畫が遂行されてゐない。三七年一月から九月までの輸入に於いて、ドイツから輸入されたもの、大半は、機械、就中工作機械であつた。ソ聯は、第二次五ヶ年計畫中に、金屬旋盤を二百種から三百五十種に増加し、第三次五ヶ年計畫に於いては、八百乃至八百五十種に増加する計畫である。プレッサーの如きも、アメリカには、三千種ほど製作されてゐるが、ソ聯には、まだ僅かに、百八十種製作されてゐるにすぎない。機械製作は、漸く自給の域に達したとは云へず、増大する國民經濟の需要を、完全に充たすには、まだ前途遼遠の感ありと云はねばならぬ。

機械工業の發達は、その原料部門たる鐵鋼の發達に負ふところが多い。鐵は石炭、電力等の燃料部門と共に、工

第六節 第三次五ヶ年計畫

第三次五ヶ年計畫は一九三八年より開始された。この時代に於いては、ソ聯は「階級なき社會主義的社會の建設完成並に社會主義から共產主義への

業發展の基礎を成すものとして、特に留意せられ、内亂鎮靜後經濟復興に着手して以來、五ヶ年計畫に入るまでの六年間（一九二三—一九二八）に製鐵業に投下された資金は、三億八千九百八十萬留であつたが、第一次五ヶ年計畫中の投資額は、その十倍近くの三十六億九千五百一十一萬留に達し、重工業全體に對する投資の一八・四%を占めてゐた。第二次五ヶ年計畫に於いては製鐵業の投資は、更に倍加され、一九三七年度の豫定を合すれば、八十億五千四百萬留の巨額に達してゐる。

漸進的移行」の新段階に入つたと、第十八回黨大會で宣言してゐる。即ち第一次及第二次の兩次五ヶ年計畫が目的としたところの、社會主義的工業化、國民經濟の技術的再建、總じて社會主義の物質的、經濟的基礎の建設は「根本的」には既に達成された——而して茲に第三次五ヶ年計畫以後は社會主義

の最後の完成仕上の過程に入るのであり、且つ此の過程を推進すること自體の中に次の一層高次の段階たる共產主義に向つての漸進的移行を果すべきであるとなされるのである。然し、これはソ聯當局が屢々聲明してゐることであつて何等眼新しいことではない。かくの如き基本的な性格を有する第

三次五ヶ年計畫と之に先行した第一次及第二次五ヶ年計畫の實績を、其の主要點に於て對比すれば、次の如くである。投資額及生産額其他第三次五ヶ年計畫と第一次及び第二次計畫實績との對比

部門別	單位	實數			增加率(%)		
		第一次計畫	第二次計畫	第三次計畫	第一次計畫	第二次計畫	第三次計畫
一、建設計畫							
A 投資額 (當該年度價格)							
工業	十億留	二四・八	五八・六	一一一・九	(對第一次)	(對第二次)	九一
生産	財同	二一・三	四九・八	九三・九	一五六	八九	
消費	財同	三・五	八・八	一八・〇	二二〇	一〇五	
農業	同	九・七	一一・三	一一・〇	七三	〇	
運輸	同	八・九	二〇・七	三七・三	一八五	八〇	
其他	同	七・一	二四・一	三二・〇	二三九	三三	
社會化部門計	同	五〇・五	一一四・七	一九二・〇	一七二	六八	
操作開始の新固	同	三八・六	一〇三・三	一九三・〇	三二五	八七	
B 定資本額							

品名	單位	一九三二年	一九三七年	一九四二年	增	加	率(%)
幹線用機關車	「E」及「L」型臺數	四七九	八二七	一、五八一	七五	一九三	四八
貨車	二軸車換算臺	一〇・六	二〇・二	※五九・一	九一	一九三	一〇三
自働車	十億KW H	五・〇	二二・九	二〇〇・〇	三五六(倍)	七三八	一〇〇
電力	百萬瓩	五・〇	一三・五	三六・四	一七〇	一六九	一〇六
石油(瓦斯を含む)	百萬瓩	三・五	六四・四	一一八・〇	八一	九九	九〇
泥炭	同	一一・七	二二・三	三〇・五	九〇	七七	七七
銑鐵	同	六・九	一三・五	二二・八	九六	七七	一〇六
鋼塊	同	三・三	六・二	一四・五	八八	一三五	五二
鋼材	同	四・三	五・九	一七・七	八八	一九九	五八
(內)特殊鋼	同	三・四	四・三	一七・七	三五	一九九	五八
化學工業	十億瓩	〇・六	一三・〇	二一・〇	二七	二〇三	六二
七メソ工業	十億瓩	〇・六	一三・〇	二一・〇	二七	二〇三	六二
木材(用材)搬出量	百萬立方尺	一・九	二・〇	五・九	八四	二〇二	一三七
製材	同	六〇・〇	九九・四	※一一・一	六六	五七	八〇
紙	千噸	一三・六	二四・四	二八・八	七九	一八	五八
綿布	同	二八・一	四七・二	八三一・六	六八	七七	八〇
織物	同	二、六九四・〇	三、四四七・七	四、九〇〇	二	二八	四二
毛織	同	八六・九	八八・七	一〇八・三	二	三二	六七
革靴	百萬足	八六・九	八八・七	一〇八・三	二	三二	六七
砂糖	百萬噸	八二八・二	二四三・一	三、五〇〇	一一一	一九二	四〇
雙目砂	同	九〇六・一	一、三七一・九	一、八〇〇	一一一	一九二	四〇
罐詰	百萬罐	九〇六・一	一、三七一・九	一、八〇〇	一一一	一九二	四〇

生産別	單位	實數				增加率(%)		
		一九三二年	一九三七年	一九四二年	第一次計畫	第二次計畫	第三次計畫	
二、生産計畫		(一九三二年)	(一九三七年)	(一九四二年)				
A 總生産額	十億留	四三・三	九五・五	一八四・〇	一一八	一一一	九二	
工業	同	二三・一	五五・二	二四・五	一六〇	一三九	一〇七	
消費財	同	二〇・二	四〇・三	六九・五	八七	一〇〇	七二	
農業	同	一三・一	二〇・一	三〇・五	八一	五四	五二	
B 運輸(鐵道貨物)	十億瓩	一六九・三	三五四・八	五一〇・一	八一	一一〇	四四	
C 商業(小賣取引)	當該年度價格	四〇・四	一二五・九	二〇六・一	一六〇	二二二	六四	
三、其他の諸計畫								
A 國民所得	一九三七年價格十億留	四五・五	九六・三	一七三・三	八二	一一二	八〇	
B 勞務者數	百萬人	二二・九	二七・〇	三二・七	九七	一八	二一	
C 勞務基金	十億留	三二・七	八二・二	一三七・三	三〇〇	一五一	六七	
D 勞働生産性	增加%				四一	八二	六六	
建設業	同				八三	八二	七五	
B 主要生産物の數量(※逆算數字)								
機械製作及金屬加工	十億留	一九三二年	一九三七年	一九四二年	第一次計畫	第二次計畫	第三次計畫	
		二・二	九・四	二七・五	三二五	一九二	二二九	

鐵 骨千 噸

※五五九・〇 九〇〇

六一

ソ聯は第三次計畫に於いて先進資本主義諸國に追付くことを課題とし、スターリンが第十八回黨大會に於いて經濟的技術的にソ聯はこれら諸國に追付

量を、所謂先進諸國に對比すると、次の如くである。

生産物	單位	ソ聯		英國	獨逸	佛國
		一九三七年	一九三三年(計畫)			
電力	十億KW T	三六・七	七五・〇	一五〇・〇	二九・八	五〇・四
石炭	百萬噸	一二八・〇	二四三・〇	四四七・六	二四五・〇	一八四・〇
原油	同	三〇・五	五四・〇	一七一・〇	—	四四・〇
鉄塊	同	一四・五	二二・〇	三七・七	八・六	一五・九
鋼塊	同	一七・七	二七・五	五一・四	一三・二	一九・八
鋼材	同	一三・〇	二一・〇	三五・九	九・七	一四・一
自動車	百萬臺	〇・二	〇・四	四・八	〇・五	〇・三
セメント	百萬噸	五・五	一一・〇	二〇・二	七・三	一一・七
製紙	百萬立方米	二八・八	四五・〇	三四・四	—	五・五
紙	百萬噸	〇・八	一・五	五・三	—	二・九
革靴	百萬足	一八二・九	二五八・〇	三二九・〇	—	七六・〇
砂糖	百萬噸	二・四	三・五	一・六	—	〇・九

右によればソ聯邦の工業生産力は、米國に比較しては未だ其の三分の一程

度に止るが、英獨佛の歐洲諸國は略々此の對比は、生産額乃至生産量のみを抽出し一國の規模と消費者の數とを考慮しない餘りにも絶對的な比較である。ソ聯の當局者たるスターリン及モロトフ自身、第十八回黨大會に於いて人口一人當りの工業生産力對比

人口一人當りの工業生産力對比

A 大工業部門生産額(單位換算留)

國別	一九一三年	一九二八年	一九三七年	一九一三年%	一九二八年%	一九三七年%
ソ聯邦	七九	一一〇	五三〇	六八二	四八二	九二
米國	一、六七〇	二、一〇〇	一、九三五	一一六	一二六	一二六
英國	一、一〇五	一、〇三〇	一、三〇五	一一八	一一八	一一八
獨逸	一、〇五五	一、〇〇〇	一、一四〇	一〇八	一〇八	一〇八
佛國	六〇五	八六〇	六五五	一〇八	七六	七六

B 人口一人當り主要生産物量(一九三七年)

生産物名	單位	ソ聯邦	米國	獨逸	英國	佛國
電力	KW T	二一五	一、一六〇	七三五	六〇八	四九〇
鉄塊	噸	八六	二九二	二三四	一八三	一八九
鋼塊	同	一〇五	三九七	二九一	二七九	一八八
石炭	同	七五七	三、四二九	三、三一三	五、三六五	一、〇五六
セメント	同	三二	一五六	一七三	一五三	八六
織物	平方米	一六	五八	(不明)	六〇	三一
毛織物	平方米	〇・六	二・八	(不明)	七・四	(不明)

革	靴	足	一	二・六	一・一	二・二	(不明)
紙	糖	同	五	四八	四二	四二	二二
砂	同	同	一四	一一	二九	八	一一
石	鹼	同	三	一二	七	一一	一〇

備考 A表は前掲「計畫經濟」誌、B表は第十八回黨大會モロトフ報告による。

第三次五ヶ年計畫の特徴を列挙すれば左の如くである。

一、一般的特徴

(イ) 發展速度の減少——第一次第二次計畫に比し全般的に發展速度即ち増加率の減少が見られる。

(ロ) 國家的餘力の形成——右と關聯して第三次計畫下に於ては、國家的餘力——即ち生産、消費及軍需諸材の貯藏並に生産能力及資源力上の餘力を養ひ、ソヴェート經濟に弾力性を賦與する。

二、生産政策上の特徴

(イ) 重工業即ち生産財生産の優先——工業化乃至國民經濟の技術的

再建の過程を推進し又所謂國防國家の確立を企圖するソ聯邦にとつて、他部門に對する重工業の優先的發展は生産政策上の鐵則である。第三次計畫が第一次及第二次計畫を繼承し工業化の完成を使命とする限り、依然此の政策を踏襲する。而して其の中心は左記の諸部門に置かれる。

- A 機械製作及國防工業
- B 化學工業
- C 冶金、就中、特殊鋼生産

(ロ) 地方工業、中小企業、代用品工業の發展——生産力發展の新段階に適應し、又建設部面に於ける

生産力配置合理化の政策並に餘力形成の一般政策に基き、地方工業中小企業、代用品工業(石炭液化及瓦斯化をも含む)の發達が企圖される。

三、技術上の特徴

(イ) 機械化の完成——ソ聯邦の掲げて標語とする技術政策は「電化」「機械化」、「化學化」の三原則である。第三次計畫は所謂技術的再建の完成過程として、之らの技術的裝備の内部的不均衡を調整排除し又一層高度の機械化即ち高速度化及自動化の體系確立が企圖される。

(ロ) 専門化及協業化の合理的、綜合的調整——高度の工業集積乃至大企業への生産集中に伴ひ、從來ソ聯邦の企業組織上の政策は、諸企業諸工場の専門化と協業化、即ち極度の分業組織であり、技術的には所謂「定型の連續大量生産」である。然し第三次計畫に於ては經濟地區別アウタルキー及遠距離輸送排除等の政策とも關聯し、此の分業組織の合理的な綜合的な調整が加へられる。即ち極端な専門化——例へば特殊な部分品の連續生産等——の排除、又は經濟地區内に於ける綜合的協業の再組織等が計られる。

(ハ) 勞働力の質的涵養及生産の合理化——生産設備の技術水準に於ては既に先進諸國をも凌駕したりとするソ聯邦の重要な弱點の一は

四、勞働政策上の特徴

勞働力の質的低位即ち人間の技能の低水準にある。又生産力發展の新段階に達したソ聯邦の、今後に於ける生産力の發展は主として勞働生産性の向上——特に生産組織の合理化及技能水準の昂揚による勞働生産性の向上——に俟たねばならぬ。この意味に於て、勞働力の質的涵養即ち「技能」の習熟向上が第三次計畫の最重要課題の一つとせられる。之がためには技術教育の組織充實、技術員及熟練工の大量養成が計られると共に、左記勞働規律の強化及スタハーフ運動の展開等勞働政策の重點も亦此處に集中される。尙之れと關聯し又スタハーフ運動等を媒介として、所謂生産の合理化が進められる。

五、建設部面の特徴

(イ) 共產主義的勞働精神の涵養——共產主義への漸進的移行の新段階に於ては、「共產主義の建設者たる人間の意識の中に於ける資本主義的殘滓の克服」が最重要な課題とせられる。又個人的利慾の自由な發現を許さないソヴェート體制に於ては、特に社會主義乃至共產主義の建設に参加協力すると云ふ意識を基礎とした自主的な勞働精神の涵養が絶對的な必要事とされる。このことは又勞働原理及び勞働法の所謂社會主義的な再建を要請する。

(ロ) 勞働生産性の向上——ソ聯邦の勞働政策は、右の勞働精神涵養と共に、前述の如く具體的には勞働生産性の向上特に勞働能率の増進に向つて集中される。

(イ) 生産力の地理的配置の合理化
——由來ソ聯邦は、生産力配置、特に工業配置の資本主義的性格を排して、その合理的配置即ち「均等なる工業分布」又は「原料地接近」等の原則を掲げた。然し第一次及第二次計畫中に行はれた巨大企業の建設及之への生産集中は、「巨大癖」の偏向を生ずると共に、又各經濟地區及各企業の極端且つ不合理なる専門化並に之に伴ふ遠距離又は不合理輸送の必要を招來した。第三次計畫は、其の生産力發展の新段階からして又現下の國際狀勢下に於ける軍事的考慮からして、之らの缺點の除去並に生産力配置の合理的な再編成を以て其の最主要なる課題とするに至つた。第三次計畫下の生産力配置の新たな原則は、「原産地及消費地へ

の工業接近」であり、「生産力の地方分散」であり、「又經濟地區別アウタルキー」である。然し一面之らの原則の中には戦時に於ける生産基地の破壊乃至運輸供給の杜絶等に對する所謂「危険率分散」の軍事的意義が多分に含まれてゐる。

A 生産力の地方分散——一般

的には「原産地及消費地への工業接近」を原則とするが、其の第三次計畫に於ける主要な重點は「工業の本漸」及「極東建設」の強化におかれる。

B 經濟地區の綜合的發展——

即ち經濟地區別アウタルキーの政策であり、地區別専門化の修正である。各主要經濟地區に於ける産業諸部門の綜合的な發達、就中燃料、食料、日用品、肥料、建設材等の自

給能力の確立が企圖される。

C 大都市への工業集積の回避

——上記「生産力地方分散」の消極面であり、既に高度の工業集積を見た大都市（モスクワ、レニングラード其他七都市）に於ける新建設は禁止される。

(ロ) 中小企業への轉換——第三次

計畫は「巨大癖」の偏向を排して建設の重點を中小企業に置かんとする。然し之は巨大企業一般の排撃を意味しない。巨大企業の成立を可能とする立地的な諸條件の有無にかかはらず只管に巨大企業の建設に偏向するが如き「病癖」を排斥するのみであるとなされる。然し、他面第二次計畫に於ける巨大企業の建設は概ね其の所定期日に竣功せず、建設計畫の著しい未

遂行を招來したことが、此處に考慮されてゐることも疑問の餘地がない。

(ハ) 建設期短縮——第二次計畫下の建設部面の未遂行に鑑み、所謂「早期建設方法」なるものが提唱され、建設期の短縮に努力が集中される。

(ニ) 専門化工場の建設禁止——上記の技術政策上の特徴及生産力配置上の政策と關聯し極端に専門化された工場の新設が禁止される。

六、運輸部面の特徵

(イ) 遠距離輸送及不合理輸送の排除——上記の如く主として極端な地區別乃至企業別の専門化及大企業への生産集中への弊害としてあらはれたものであるが、之が排除は第三次計畫下運輸部門の最大の課題とされる。

(ロ) 水運の發達——鐵道運輸に對する過重負擔を減するため、水運の立運れの克服と運輸部門に於ける比重の増進が計られる。第三次計畫中に商業航路としての北氷洋航路の完成が企圖される。

如上が第三次計畫の主要な特徴であり、又聯邦當面の經濟政策でもある。

第七節 ソ聯經濟の現勢と展望

第七節

本一九四一年二月十五日、第十八回ソ聯共產黨代表者會議に於て、マールニコフは、「黨組織活動の重點は從來農

業を跛行的に發展せしめてゐる。それ

業部内に置かれてゐたが、穀物の年收穫高が七、八十億ブードに達し、穀物問題が解決した今日、黨組織活動は工業及び運輸部内に移行すべきである」と云つた。これは云ふまでもなく、一九三九—四〇年に於ける對波、對芬等の軍事行動、その當然の結果としての軍備擴張が、必然的に工業生産の増大を必要とするに至つたからであると考えられる。ソ聯近年の軍備擴張はその歳出豫算にも明らかに反映してゐる。即ち次の如くである。

(單位十億留)

ソ聯共產黨代表者會議に於て、マールニコフは、「黨組織活動の重點は從來農	歳出總額	國民經濟費	社會文化費	國防費
業を跛行的に發展せしめてゐる。それ	一九三八年	一三一	五一	三五
	一九三九年	一五五	五九	三八
	一九四〇年	一七三	五七	四二
即ち、この國防費の大膨脹は國防工業を跛行的に發展せしめてゐる。それ				五九
				四〇
				五六

は一九三九年の工業生産(國營のみ)狀況を見れば明かである。(單位十億留)

工業總生産額	一九三八年	一九三九年	對前年比(%)
内 國防工業	八四・一	九六・四	一四・七
一 般 工業	一一・五	一六・九	四六・五
重 工業	六九・九	七六・七	九・七
輕 工業	三二・二	三四・二	九・六
	三六・〇	三九・五	九・五

かくの如く、國防工業の跛行的發展は、當然他工業部門に影響し、計畫未遂を結果したものと考へられる。マレーンコフは、ソ聯の全工業生産高は、一九三八年の一〇六〇億留から、一九三九年の一三三九億留へ、更に一九四〇年の一三七五億留へと、堅實に發展しつつあると、云つてゐるが、これによつて對前年増加率を作成すれば、一九三九年は一六%、一九四〇年は一一・%となる。しかも國防工業の急激な發展は一九四〇年に於ても引續き存在したと考へ得られる限り、一九四〇年に於ける一般工業の増加率は一九三九

年よりも更に低かつたと考へられる。それどころか、輕工業の如き、その計畫遂行率は、第一・四半期九〇・三%、第二・四半期一〇二・四%、第三・四半期九八・八%となつてゐるのである。八時間労働、一週七日制への復歸、理由なき轉職退職の禁止、熟練工の強制的配置、労働豫備軍の創設、國家統制人民委員部の設置、不良品及不合格品製造に對する責任制の採用、廣汎な社會主義競争の展開等々は、正に右の如き情勢に對應するものであつた。一方農業方面を見れば、カリニン

は、一九四〇年度は、約九十萬ヘクタール(一九三七年度粒穀の播種面積は一〇四、四四五千ヘクタール)を増加し、粒穀の總收穫七十億ブードに垂んとし、てゐると云つてゐる。

近年農作物の増收を目ざしてソ聯當局が實施したものに、一九三九年七月の「ホルホーズ共同牧畜發展令」、一九四〇年四月の「農産物調達及び買付政策變更令」、一九四一年一月の「ウクライナの主要農産物に關する法令」等があるが、第一の法令は、從來の家畜頭數基準の肉その他畜産品の納入制を、ホルホーズの所有面積に變更したものであり、第二の法令は從來の播種面積による納入制を變更して、所有面積によることにしたものである。然るに第三の法令は、ホルホーズ收入の分配を從來の労働日による制度を廢して、労働生産性を尊重し、優秀な收穫を擧げ

たものに對して、割増配當を約束したものである。これらは共に農産物の増收を目指したものであることに變りはないが、個人的利益を刺戟するかの如き第三の法令は、動員による人的資源の不足、並に、物的資材の減少に際し尙且つ農産物の増收を圖らんとする必要から生れたものと見られる。而して一九四一年に於けるソ聯經濟の展望は、第十八回黨會議に於て採擇された決議によれば次の如くである。

一、工業生産額は一六二〇億留に達せしめる、即ち前年より一七一一・一八%を増加させる。
二、生産財の生産は一〇三六億留に達せしめる。即ち前年より一三・五%増大させる。
三、消費財の生産は五八四億留に達せしめる。即ち前年より九%増加させる。

個々の部門については、
鉄 一八、〇〇〇千噸
鋼 二二、四〇〇〃
壓延鐵 一五、八〇〇〃
石 炭 一九一萬噸
石油及瓦斯 三八〃
泥 炭 三九〃
機械生産 二六%増
發電力 一七五萬キロワット増
紡績工業 八五萬噸増
穀類收穫高 八%増
鐵道運輸 一日運轉車輛一〇三千輛
國營商業及び協同組合機關取引高 一九七〇億留
工業及び建設工事 一二%増
労働力 一二%増
且つ工業生産費を三・七%引下げこれによつて工業に於ける總額七三億留の追加蓄積を保障するといふことになつてゐる。
尙ウオズネセンスキーの報告演説によれば、各部門の増産計畫は次の如く

年計畫も正にこの要求に照應するものと云へやう。

第八節 ソ聯經濟の特徵

ソ聯經濟の特徴は即ち計畫經濟の一語に盡さるが、それは、その獨裁政治組織と共に、ソ聯がプロレタリア國家として共產黨政治を樹立せる時からの根本目標であつた。この計畫經濟こそ、資本主義經濟に優り、資本主義國を克服するものであるとの遠大なる野望を以つて行はれたもので、既に十數年の實驗を経たソ聯計畫經濟は幾多の困難と缺陷と矛盾とを内包しながら、世界經濟の上に特異の立場を占めてゐるのである。第一次五ヶ年計畫の成案を承認した、一九二九年五月の黨會議は、この計畫の目標として先づ「國の工業化の基礎としての生産財生産の最

大限の發達」を擧げ、次いで「國民經濟に於ける資本主義的要素の排除と社會主義的部分の決定的擴大、工業に對する農業の甚しき立遅れの克服、穀物開墾の根本的解決、労働者の物質的文化的水準の向上、各民族共和國及び後れた地方の經濟的並に文化的向上、國防の強化」等々を擧げてゐるが、その組織運用の實際について見れば次の如くである。

ソ聯國民經濟計畫機構

ソ聯國民經濟に於ける計畫化事業を専門的に管掌する計畫機關が初めて設置されたのは、一九二一年二月二十二日附を以て國家一般計畫委員會が設置されたのに始まる。この計畫委員會は規模も極めて小さく、又その活動範圍も自ら限られたものであつたが、其

後國民經濟の發展と共に次第に成長を遂げ、一九二五年に最初の綜合的國民經濟計畫たる一九二五——二六年度國民經濟統制數字を發表し、更に一九二九年第一次五ヶ年計畫の實施と共に、その國民經濟に於ける機能は愈々指導的なものとなるに至つた。

此頃より國民經濟の計畫化事業が頓にその重要性を加へ、又同時にその作業が複雑化して來るに伴ひ計畫の作成に當る機關も前記國家一般計畫委員會の後身たる聯邦ゴスプラン（國家計畫委員會）を中心として漸次整備せられ、爾來數年間幾多變遷を経て、現在の如き計畫機關體系が形成せらるるに至つたのである。

現在、國民經濟計畫化に従事する計畫機關は聯邦ゴスプランを中樞として地域別及部門別の二方面に互り、廣汎な體系をなしてゐる。先づその前者即

ち地域別の計畫機關網は大體行政區劃の線に沿つて設けられてをり、加盟共和國ゴスプラン、自治共和國ゴスプラン、州又は地方計畫委員會（オブルプラン、クライプラン）、都市計畫委員會（ゴルプラン）及區計畫委員會（ライプラン）等がそれである。

一方部門別の計畫機關網は工業、農業、交通など國民經濟各部門に於ける生産經營管理機關毎に設けられてゐる一聯の計畫機關より成るものであつて、例を工業に取れば、聯邦工業人民委員部、加盟及自治共和國工業人民委員部、州、地方、都市及區の各工業管理機關、並に、總管理局トラスト、工場、職場、及生産班等の各々に附置されてゐる計畫機關がそれである。

此等の諸計畫機關即ち上は聯邦ゴスプランより下は區計畫委員會或は工場又はホルホーズの生産班其他の經濟活

動單位の計畫機關等に至る無數の計畫機關は互に一定の序列を保ち總體として、單一的計畫機關體系を形成してゐる。

右の如き計畫機關網の外これと略々併行して國民經濟統計計算事務を掌る計算機關網が設けられてゐる。即ち聯邦ゴスプラン國民經濟中央計算局を中心とし、その地方機關たる加盟及自治共和國、州、地方、都市、區及村落に存在する計算機關並に聯邦官廳及中央組織統計計算課（局、部）等の諸機關より成るもので、計畫立案作成に必要な統計資料は國內のあらゆる部面から此等の機關を通じて集成され計畫機關に提出される。

この龐大なる體系に包含される無數の計畫機關は所謂單一的システムの原則に従ひその活動が聯邦ゴスプランに統合せられてゐること、並にこの機構

を通じて經濟活動の全部面に従事するあらゆる組織及労働者が、後に述べるやうな計畫作業の特殊のプロセスに於て計畫化事業に動員されてゐることを注目すべきである。殊に後者は斯くすることに依り、計畫として經濟活動の實際より遊離せる机上計畫たらしむる危険を防止するといふ技術的效果と、又他面國家の計畫化事業に對する國民大衆の關心を刺激せんとする政治的效果を指してゐる點に於て注目に値する。

計畫經濟と黨及び政府との關係

一般的概念に於ける計畫機關と稱せられるものに就いては以上に述べた通りであるが、次に計畫の立案作成プロセスに於ける全聯邦共產黨及ソ聯邦政府の役割に關して述べなければならぬ。蓋し、前項に於ても一寸觸れた様

に、ソ聯邦の國民經濟計畫はスターリンの所謂「豫測計畫に非ずして指令計畫」であつて即ちそれ自體が經濟の動向を規定する國家の重要政策であり、又國內に於ける一切の經濟機關の活動をそれに依て規律する所の法律であるが故に、計畫の基本的課題及その指導的重要指標等を決定し、又計畫に法律としての形式と效力を賦與するものは聯邦ゴスプラン以下の所謂計畫機關ではなく、國家最高の政治的權力機關である。

共產黨獨裁のソ聯邦に於ては國家の他の一切の重要政策と同様に、計畫の基本方針を決定するのは黨中央委員會政治局であり、ソ聯邦に於ける國民經濟計畫作成の基礎的第一步は先づ黨の政治局によつて踏み出される。而してこの黨の基本方針は黨中央委員會乃至は黨大會決議の形式に於てソ聯邦政

府を當然に規制する。政府（聯邦最高會議、聯邦人民委員會、經濟會議）は黨の決定せる基本方針を具現化する爲め、聯邦ゴスプラン以下計畫機關に指令して計畫案を作成せしめ、その得たる成案を確認し、之に法律たるの形式と效力を賦與する。斯くて茲に國民經濟計畫が成立する。

ソ聯邦國家計畫委員會

聯邦ゴスプランの機構は計畫經濟の進展に伴つて、兩三度大改正を加へられたが、現行のものは一九三八年二月の法令で公布された「聯邦人民委員會附屬國家計畫委員會規程」である。

聯邦ゴスプランには議長の下に指導的計畫事業關係者、學術及び技術の専門家の中から専任された十一名の委員があり、これは何れも聯邦人民委員會（内閣）によつて任命される。その下に各部局が存在するのであるが、こ

れは國民經濟全體に通ずる問題を取扱ふところの謂はば総合的な部局と、産業別の部局と、一般事務を取扱ふ部局の三つに大別されてゐる。

新規定に依れば聯邦ゴスプランの管掌事項は左の如くである。（第三條）
（イ）國民經濟見透計畫、年度計畫及四半期計畫の作成並に之が審査を求むる爲め人民委員會への提出。

（ロ）聯邦人民委員會部聯邦官廳及加盟共和國に依り作成されたる見透、年度及四半期計畫に關する結論の人民委員會への提出。

（ハ）決定されたるソ聯邦國民經濟計畫の遂行狀態の監査。

（ニ）人民委員會の課題に依り又は自己の發議に依る社會主義經濟の個々の問題の研究。

（ホ）個々の經濟問題に關する専門

委員會の任命。

（ヘ）社會主義的計畫化方法論の問題の研究並に之が承認を求むる爲め人民委員會への提出。

（ト）ソ聯邦に於ける社會主義的統制事務の指導。

又同規程第四條は、聯邦ゴスプランの最も重要な任務は「ソ聯邦國民經濟計畫に於ける各個部門發展の正しき相互關係及國民經濟に於ける不均衡防止に必要な方策の保障にあり、國家計畫委員會にソ聯邦國民經濟計畫に於ける隣接せる社會主義生産部門、採取工業と加工工業、農業と工業運輸と國民經濟活動の調整、生産の増加と消費の増加及び生産の融資とその材料的保障の調整、遠距離運輸及空車運轉の清算、企業を原料生産地及その製品の消費地へ接近せしめんとする見地よりする企業の正しき地域的配置の實現の任

務を課すと規定してゐる。ソ聯邦の國民經濟的發展が兎角跛行的であると稱せられてゐるのに鑑み、この規定は注目に與する。

又計畫作成と相並んで今一つの重要任務たる計畫遂行狀態の監査に就いて特に規程第五條は、聯邦ゴスプランは

「（イ）人民委員部官廳及企業に依る國家國民經濟計畫の遂行を監査し（ロ）國民經濟計畫遂行監査の結果として生じたる問題及提案を人民委員會に提出す」と規定し更に地方に於ける遂行監査を徹底せしむる爲め、後述の如く地方にゴスプラン代表を置くこととなつた。

（三）聯邦ゴスプランの組織

聯邦ゴスプランは最初勞動國防會議の行政的管下に設けられ同機關を通じて聯邦人民委員會に隸屬してゐたが一九三一年二月三日附聯邦中央執行委

員會及人民委員會令を以て聯邦人民委員會直屬機關たることに改正されたものである。

聯邦ゴスプランの内部組織は一九三五年四月五日附聯邦中央執行委員會及人民委員會令を以て根本的に改正されたが、この改組は第十七回黨大會の「組織問題に關する決議」及一九三四年三月十五日附聯邦中央執行委員會及人民委員會令「ソヴェート經濟機構の組織方法に關する法律」に基いて行はれた諸ソヴェート經濟機關の改組に對應して行はれたもので極めて重要な意義を有するものであつた。即ち右改組により（一）従前から存した聯邦ゴスプラン幹部會は廢止され（二）聯邦ゴスプラン議長附屬國家計畫委員會が改組され同委員會は「聯邦人民委員會が聯邦ゴスプラン議長の推薦に基き聯邦ゴスプラン及地方的計畫委員會の

指導的勤務員、並學術及文化關係者中より本人が個々の官廳又は機關の仕事に參與し居ると否とに關せず任命すべき委員七十名」を以て構成することになり(3)聯邦ゴスプラン内の部局は(イ)單一國民經濟計畫の擔當部分を立案し右計畫の遂行を監査し、且國民經濟に於ける各部門間及各地方間の重要問題及計畫の方法論の問題を研究する綜合的計畫立案諸部(及び獨立の諸課)、(ロ)國民經濟の個々の部門に就き計畫し右部門に於ける計畫遂行の過程を監視する國民經濟諸部門計畫諸部(及び獨立の諸課)を以て編成されることとなつた。而して其後一九三六年四月二十七日附、一九三七年九月十七日附、及同年十一月二十二日附の各聯邦中央執行委員會及人民委員會議令に依り、右の部局編成が更に部分的に改正されたが、就中その九月の改正に依

り、軍需工業計畫課、國民經濟動員準備課、國防人民委員部及内務人民委員部計畫課の三課より成る國防部が新設されたのは大いに注目を惹くものがあった。かくて今次の新規程公布まではその内部組織は左の如くなつてゐたのである。三八年二月の新規程は聯邦ゴスプランの新組織を規定したが、その要點を摘記すれば次の如くである。

(イ) 先づ第一條は聯邦ゴスプランが聯邦人民委員會の常任委員會たることは明かにしてゐる。

(ロ) 聯邦ゴスプランは指導的計畫事業勤務員學術的勤務員及専門家中より聯邦人民委員會が個々のに任命せる十一名の専任委員を以て構成する。

(ハ) 右に關聯し一方此等聯邦ゴスプラン委員の外聯邦ゴスプラン地

方代表及他の計畫事業勤務員等を成員とするソヴェート(協議會)が、聯邦ゴスプランに附置される(定員九十名)

(ニ) 各共和國、州及地方に聯邦ゴスプラン代表を駐在せしめ、各地方に於ける國民經濟計畫の遂行状態を監査せしめる。

(ホ) 中央機關としては從來の綜合的及部門別計畫諸部並獨立諸課を一率に改編して綜合的意義を有する四部の外、部門別計畫事業を分擔する二十一課を設け、重要な部及課に各經濟的要素の需給調整を目的とする若干のバランス班が附置される。

(ヘ) 尚ほこの外若干の事務的局課が設けられてゐる。新規程による聯邦ゴスプランの組織は左表の如くである。

國家計畫委員會機構

(一九三九年四月十三日付發令)

一、綜合國民經濟計畫部

- 生産計畫課
- 勞働及賃銀課
- 國民經濟調整係
- 原價及價格係
- 勞働人員調整係
- 國民經濟計畫遂行檢査係
- 國民經濟計畫綜合係

二、大規模建設部

- 建築工業課
- 大規模作業綜合計畫課
- 大規模修理綜合計畫係
- 大規模作業計畫遂行檢査係

三、財務部

- 財務計畫課
- 豫算係
- 信用係
- 貨幣流通係

四、企業配置及地方計畫部

- 地方間連絡係
- 北部地方係
- 北東地方係
- 中部地方係
- ヴォルガ地方係
- 南部地方係
- ウラル及西部シベリヤ係
- 中央アジア係
- ザカフカース係
- 東部及極東地方係
- 移住係

五、燃料部

- 燃料課
- 燃料及燃料使用調整課
- 石炭及頁岩工業係
- 石油工業係
- 泥炭工業係
- 瓦斯及人工燃料係
- 物資調整部
- 黑色金屬調整係

有色金屬係

- 木材係
- 建設配給係
- 綜合計畫係

七、設備調整部

- 設備調整部
- 電氣設備調整係
- 機臺及器具調整係
- 工業設備係
- 建築機械及公營施設調整係
- 運輸機械調整係
- 綜合計畫係

八、電化部

- 電化部
- 電力調整係
- 發電所建設係
- 發電所經營係
- 地方電化係
- 發電及動力工業課
- 機械製作部
- 重機械製作課
- 中機械製作課

九、

- 一般機械製作課
- 組合化課
- 機械製作綜合計畫係
- 一〇、食料品工業部
 - 漁業課
 - 食料品工業課
 - 肉、牛乳工業課
 - 綜合計畫係
- 一一、輕工業部
 - 纖維工業課
 - 輕工業課
 - 原料及半製品調整課
- 一二、農業部
 - 國營農業課
 - 機械トラクター配給所係
 - 農業係
 - 畜產係
 - 工業的農產物係
 - 灌漑及土地改良係
- 一三、商品流通部
 - 商品基金調整課
 - 商品流通係
 - 日用品係
 - 社會給養係
 - 網係
 - 一四、文化部
 - 教育課
 - 出版課
 - 藝術課
 - 高等教育機關及研究機關課
 - 一五、動員部
 - 諸係（秘密附錄參照）
 - 一六、天然資源課
 - 測量及製圖係
 - 地質及水力地質作業係
 - 可燃性有用埋藏物係
 - 有用金屬埋藏物係
 - 有用非金屬埋藏物係
 - 風力及光線係
 - 一七、黑色冶金課
 - 鋼鐵、銑鐵及鑽石係
 - 鋼材係
 - 炭化學係
 - 金屬製品係
 - 一八、有色冶金課
 - 有色金屬採鑛係
 - 有色金屬加工係
 - 稀金屬係
 - 代用品係
 - 一九、水力經濟課
 - 水力設備係
 - 水力資源係
 - 工業用給水係
 - 二〇、化學工業係
 - 基礎化學係
 - 有機化學係
 - ゴム工業係
 - 特殊化學係
 - 化學肥料及肥料調整係
 - 二一、空運及自動車道路經濟課

- 空運係
- 自動車運輸係
- 道路建設係
- 二二、林業課
 - 製材及木材浮送係
 - 木材加工々業係
 - 木材化學及燐寸工業係
 - セルロイド製紙工業係
 - 林業係
- 二三、鐵道運輸課
 - 輸送係
 - 車輛係
 - 鐵道建設課
 - 經營係
- 二四、水運部
 - 河川運輸課
 - 海運課
 - 北洋航路係
 - 造船及船舶修理係
- 二五、調達課
 - 穀物其他栽培物調達係
 - 畜產品及原料品係
 - 工業的農產物係
 - 製粉及碾割工業係
 - 二六、物價局
 - 日用品物價係
 - 工業用物資價格係
 - 二七、地方工業及工業協同組合課
 - 地方工業係
 - 工業協同組合係
 - 地區工業係
 - 二八、建築材料工業課
 - 建築材料邦係
 - 膠材係
 - 硝子及衛生技術設備係
 - 建築部分品及組立係
 - 二九、住宅、公共經濟課
 - 公共經濟係
 - 住宅經濟係
 - 都市計畫係
 - 三〇、外國貿易課
 - 輸出係
 - 輸入係
 - 商況係
 - 三一、保健課
 - 病院建設係
 - 託兒所及產院係
 - 療養所及休息の家係
 - 勞働保護係
 - 衛生醫療係
 - 體育係
 - 醫藥工業係
 - 三二、通信課
 - 電話及電信通信係
 - ラヂオ及テレビジョン係
 - 郵便通信係
 - 測流係
 - 三三、發明登錄局
 - 三四、計畫幹部部
 - ソ聯邦ゴスプラン幹部係

各共和國ゴスプラン幹部係

三五、計畫及計算高等教育機關管理局

三六、ゴスプラン議長秘書課、統制係

及祕密係

三七、總務局

經營係

會計係

圖書館

機械局

記録課

發着係

勤務員係

三八、計畫經濟誌發行所

三九、ゴスプラン出版局

四〇、技術・經濟情報研究所

四一、國民經濟監査中央管理局

四二、ソ聯邦ゴスプラン代表

四三、學術・技術鑑定會議

四四、ソ聯邦ゴスプラン附屬會議

其他諸計畫機關

聯邦ゴスプランを除く其他の諸計畫機關が地域別及部門別の二系統に分れることは前述の如くである。

地域別計畫機關網は大體に於て一九三〇年に設立された現行行政区劃に従つて設けられてゐる。先づ各加盟共和國には各々の國名を冠した國家計畫委員會(ゴスプラン)が存在する、加盟共和國ゴスプランは一九二五年二月十三日に創設されたロシア共和國ゴスプランを初めとし大體一九二五年か一九二七年にかけて各加盟共和國に設置された。

單一主義に基き「一切の「國家機關、國營企業、協同組合及社會機關」の計畫部も指導し、聯邦ゴスプランの指令に従ひ加盟共和國の綜合的國民經濟計畫を作成し之を聯邦ゴスプランに提出するのである。(一九三〇年六月三十日全露中央執行委員會及ロシア共和國人民委員會議令「ロシア共和國計畫機關體系に關する件」)。

加盟共和國ゴスプランに續いて自治共和國ゴスプラン、州計畫委員會(オブルプラン)地方計畫委員會(クライプラン)區計畫委員會(ライプラン)があり聯邦ゴスプラン及各上級計畫機關の指導の下に各地域内に於ける計畫事業を掌る。都市には都市計畫委員會(ゴルプラン)があるがその中モスクワ、レニングラード及ハリコフ等の大都市の計畫委員會は州及地方のそれと同格であり、其他所謂「獨立の行政

・經濟單位をなせる」都市の計畫委員會は區のそれと同格である。地域別計畫機關體系は區計畫委員會を以てその最下級の環とする。尙區の下級行政單位たる村落に村落計畫委員會(セリプラン)が設置されることもあるが、之は全聯邦的地域別計畫機關體系の一環として區劃一的に存在するものではなく地方によつて區々である。村落に於ける計畫事業は區計畫委員會の指導下に村落ソヴェートが之を掌つてゐる。次に部門別計畫機關は國民經濟各部門に於ける生産經營管理機關毎に設けられ各々の部門に於て上は聯邦人民委員部計畫機關より下は最下級の生産經營單位の計畫員に至るまで縦の系統を作つてゐる。夫等の相互關係及從屬關係は生産經營管理に於ける關係に準ずる。

先づ聯邦人民委員部計畫機關に關し

ては一九二八年六月十四日附聯邦人民委員會議令があるが、右に依れば同機關は當該人民委員會の直接監督下にあり、同人民委員及聯邦ゴスプランの指令に従つて夫々の部門に於ける最高の計畫事業に従事するものであつて其任務は左の如くである。

- 1、聯邦ゴスプランの指令に基き該國民經濟部門の一般並に見透計畫及年度統制數字を作成し所定期間内に之を聯邦ゴスプランに提出すること。
- 2、確認されたる年度統制數字に基き國民經濟の當該部門の綜合年度計畫を作成し、之を聯邦ゴスプランに提出し又専門的作業計畫を檢討し、同計畫が計畫的課題に適せりや否やの見地よりその遂行狀態を監査すること。
- 3、國民經濟當該部門の狀勢を組織

的に觀察し、定期的報告を作成し、それを聯邦ゴスプランに提出すること。

4、當該聯邦人民委員部の各管理局の計畫作業を指導し、加盟共和國の當該人民委員部計畫機關に指令及課題を與へること。

5、見透計畫及國民經濟の統制數字に關する結論を與へ、又當該人民委員部又聯邦ゴスプランの課題に應じ個々の計畫問題を研究すること。

6、計畫作成に關聯せる問題に關し學術的研究活動を行ふこと。(本號の活動のプログラムは聯邦ゴスプランの同意を要す)

この聯邦人民委員部計畫機關に續く計畫機關網の構成は各部門に於ける生産經營管理機構の態様に従つて必しも一律ではないが、例へば工業に於いて

は生産活動の最先端に立つ工場の各生産班に置かれる計畫員並職場及工場計畫作業班を初めとしてトラスト、總管理局並聯邦工業人民委員部の地方機關たる區、都市、州、地方、自治共和國、加盟共和國の當該工業管理機關内の計畫機關がその部門に於ける一聯の機關網を構成してゐるのである。

計畫作業のプロセスは右に述べた地域別及部門部、即ち横と縦との二方向に沿つて進行するのであるが、その過程に於いて兩者が互に關聯を有することとは勿論である。例へば某地域にある某工場の計畫はその従事する事業の生産部門の關係に於て從の系統に参加する一單位をなしてゐると同時に又その存在する地域の地域別計畫にも含まれるのである。この場合地域的計畫機關とその企業の從屬する上級部門別計畫機關との計畫作業上に於ける關係に

就いて問題が存するが、蓋し如何なる企業と雖も、その所在地の他の國民經濟諸部門（農業、地方工業、交通等）と必然的に關聯を有せざるを得ないものである以上、之が計畫を作成するに當り當該上級計畫機關は企業所在地の地域的計畫を無視し得ず之に依つて制約を受けることは勿論である。又之に關聯して一九三〇年二月二十八日附聯邦人民委員會議令が「聯邦的諸機關及聯邦的意義を有する企業は、聯邦ゴスプランにより確認せられたる規約に基づき（加盟共和國及州地方の）各計畫委員會が必要とする資料を該計畫委員會に提出すべき、義務を負ふ」と規定してゐるのは、注目すべきである。

最後にこの下級計畫機構に於て行はれる計畫作業の中呼應計畫と稱せられる特殊なるプロセスに就て一言しやう。前記の如く下級計畫機關網は次第

統計計算機關網

計畫化事業の進展に伴ひ所謂統計計算事務が益々その重要性の度を増して來るや、この事務を掌る所謂計算機關を體系化して統計事務の組織的強化を計る必要ありとし、一九三一年五月之に關する最初の法律（一九三一年五月

九日附聯邦人民委員會議令「計算及統計業務の組織に關する件」が公布された。

次いで同年十二月十七日には右聯邦ゴスプラン國民經濟計算部を聯邦ゴスプラン附屬國民經濟中央計算局に改編し、右中央計算局を中心として各地方的計算機關は單一體系を形成すべき旨が規定された。

ソ聯邦ゴスプラン附屬ソ聯邦中央國民經濟計算局の組織に關する件

（一九三一年十二月十七日）

「社會主義建設の要求に應じてソ聯邦に於ける凡ての計算業務の中央集權的指導を保障し且つ計算機關の全鎖環（聯邦、共和國、州、區）に於ける規律を強化する目的を以つて、ソ聯邦中央執行委員會及人民委員會議は、計算統計業務の組織に關する一九三一年五

月九日ソ聯邦人民委員會議中の補足として次の通り決定する。

- 一、ソ聯邦ゴスプラン國民經濟計算課を改組してソ聯邦ゴスプラン附屬ソ聯邦中央國民經濟計算局となす。
- 二、ソ聯邦ゴスプラン附屬ソ聯邦中央國民經濟計算局は共和國、州及區機關と共に單一の體系をなす……」

次いでこの改組に應ずる中央國民經濟局規程が一九三二年三月十日に公布された。これで統計計算業務の獨立性と統一的中央集權的體制が確立されたのである。

然しその結果、統計計算業務の計畫からの獨立性が行き過ぎとなり、一九三三年二月に至つて中央計算局規程は少しく改正を加へられ、中央計算局は獨立性を維持しつつ完全に、ソ聯邦ゴスプランに從屬せしめられることとなり、名稱も「ソ聯邦ゴスプラン中央國

民經濟計算局」と改められた。即ち一九三三年二月七日のソ聯邦中央執行委員會及人民委員會議令は左の通り決定してゐる。

「ソ聯邦ゴスプラン附屬ソ聯邦中央國民經濟計算局をソ聯邦ゴスプラン中央國民經濟計算局と改名し、完全にソ聯邦ゴスプランに從屬せしむ。但し行政財政的關係及上より下への嚴格な中央集權化に於いては中央國民經濟局の獨立性を存續せしむ。」

次いで一九三四年八月に中央國民經濟計算局直系の最下級機關として「地區國民經濟計算監査員」の職務が新設せられた。

一九三八年二月にソ聯邦ゴスプランの規程が改正されたが、その規程によれば、ゴスプランは「ソ聯邦に於ける社會主義的計算業務を指導す」ゴスプランのもとに、聯邦人民委員會議によ

り確認されたる特別の規程に従つて活動する中央國民經濟計算局を置く」と規定せられてゐる。ゴスプラン規程の改正に伴つて中央計算局の規定も改正されるのではないかと思はれるが、いまだその發表を見ない。従つて中央計算局の現行規程は一九三二年公布の規程である。

中央國民經濟計算局現行規程

一九三二年三月十日のソ聯邦人民委員會議令「ソ聯邦ゴスプラン附屬ソ聯邦中央國民經濟計算局規程及ソ聯邦中央國民經濟計算局の共和國、州(地方)及區機關規程確認に關する件」は中央計算局規程及其の地方機關規程を確認すると共に「加盟共和國ゴスプラン、自治共和國ゴスプラン、地方及州計畫委員會の國民經濟計算課及區計畫委員會の計算統計機關を、こゝに確認する

規程に應じて、共和國ゴスプラン及州(地方)計畫委員會内のソ聯邦中央國民經濟計算局機關として改組すべきことを加盟共和國人民委員會に依囑した。同時に公布された中央計算局規程の要綱は左の通りである。

一、一般規程

- 「一、ソ聯邦ゴスプラン附屬ソ聯邦中央國民經濟計算局はソ聯邦に於ける計算及統計の全業務を中央集權的に指導する獨立の全聯邦的機關である。
- 二、ソ聯邦ゴスプラン附屬ソ聯邦中央國民經濟計算局の加盟共和國內に於ける機關は左の通りである。
 - (a) 加盟共和國ゴスプランに屬する當該共和國國民經濟計算局
 - (b) 自治共和國ゴスプランに屬する當該共和國國民經濟計算局
 - (c) 州(地方)計畫委員會に屬する州(地方)國民經濟計算局

- (d) モスクワ市及レーニングラード市(州と同權)の市計畫委員會に屬する市國民經濟計算局
- (e) 區に於いては區執行委員會に屬し、獨立の行政經濟的單位をなせる市に於いては市ソヴェートに屬する國民經濟計算監査部

ソ聯邦中央國民經濟計算局と加盟共和國內に於けるその機關は單一の體系をなす加盟共和國國民經濟計算局はソ聯邦中央國民經濟計算局に直屬し、その直接の指導のもとに活動し、州(地方)及自治共和國內にある下級國民經濟計算局及區に於ける國民經濟計算監査部の仕事を指導する。

三、……ソ聯邦の諸官廳及中央機關の計算・統計課(局、部)は當該官廳又は機關の運營的指導に従屬しつつ、ソ聯邦中央國民經濟計算局より出でた

る命令及課題を遂行する義務を負ふ。

五、ソ聯邦ゴスプラン附屬ソ聯邦中央國民經濟計算局は、ソ聯邦ゴスプランに對してその要求に應じ、自己の計算統計業務計畫中に考慮しおきたる凡ての必要な計算統計報告を提出する。

六、ソ聯邦中央國民經濟計算局は、計算及統計に關する問題の草案、提議、報告をもつてソ聯邦最高政府へ獨自に參入する權利を與へられる。

七、ソ聯邦中央國民經濟計算局の長官はソ聯邦ゴスプラン議長代理の兼任とし、ソ聯邦中央執行委員會によつて確認せられる。

ソ聯邦中央國民經濟計算局長官のもとにソ聯邦中央執行委員會によつて確認されたる長官代理(複數)及びソ聯邦人民委員會によつて任命されたる協議會を置く。

八、加盟共和國國民經濟計算局長の代理及そのもとに設置されたる協議會員は、加盟共和國政府の同意により、ソ聯邦中央國民經濟計算局によつて任命せられ、加盟共和國政府によつて確認せられる。

十、ソ聯邦國民經濟計算機關單一體系の經費は聯邦豫算によつて賄はれる。

ソ聯邦中央國民經濟計算局は、その全機關體系の經費及特別な事業の施行に要する經費を見積りたる獨立の豫算を有する。ソ聯邦中央國民經濟計算局とその機關はクレヂットを獨自に處理する權利を有する……」

二、基本任務及機能

「ソ聯邦中央國民經濟計算局の基本任務は左の通りである。

- (a) 經濟的指導の計畫編成、國民經濟計畫遂行の檢査及採算經營の

實現等の最重要武器たる國民經濟全部門に於ける社會主義的計算制度の強化

(b) ソ聯邦に於ける計算統計業務の方法及組織に關する中央集權的指導

(c) 經營的指導の諸任務に呼應せる第一次的計算報告の組織に關する業務の指導と施行

(d) 諸官廳及企業の計算統計業務の強化に關する諸方策の考究と實現

(e) 國民經濟計畫遂行の組織的計算

(f) 社會主義的建設を明瞭ならしむる統計的經濟的業務(社會的及技術的改造の問題、質的指標、その他)の實行、國民經濟の動態に關する資料の編整及體系化

(g) 個々の統計的勞作の發表及



所定の手續による定期的機關誌（雜誌、便覽、その他）の刊行

(h) 計算及統計に關する知識並に社會主義建設の進行狀態に關する資料の周到なる普及

ソ聯邦に於ける單一化された計算統計機關網について繰返して述べれば、内閣直屬のソ聯邦ゴスプランに附屬する中央計算局を最高中央機關として、その下に加盟共和國の計算局があり、加盟共和國内の自治共和國州地方、及州と同權の大都市（現在では、モスクワ、レニングラードの外にキエフ及ハリコフの兩市も特別市制を布かれてゐる）の計算局がそれぞれ同格をもつて加盟共和國計算局に從屬してゐる。次にその下位にある區と、獨立の行政經濟的單位をなせる都市、即ち區の管轄に屬しない市には國民經濟計算局監査部が設けられてゐて、共に所管の州、地

方又は自治共和國の計算局に從屬する最後に最下位の機關たる地區國民經濟

計算監査員は、州（地方）計算局計算監査部及區計算監査部の指揮監督を受け、區の下位にある行政單位たる村を幾つか宛擔當してゐる。これが横の地域的體系であるが縦の部門體系は中央官廳及中央機關の計算統計課乃至部局とその下級機關を中央計算局が指導統制してをり、兩者即ち縦と横とが相互に關聯してゐることも計畫機關に於ける場合と同様である。

中央國民經濟計算局の職務を要約すれば、

(イ) 經濟的指導の計畫編成及國民經濟計畫遂行の監査並採算經營の實現等の重要武器たる國民經濟全領域に於ける社會主義的計算體系の強化
(ロ) ソ聯邦に於ける計算及統計事

務の方法及組織に關する中央集權的指導

(ハ) 經濟的諸課題に準據せる初步的計算及精算組織作業の實施及指導

(ニ) 官廳及營業の計算及統計作業強化策の講究及實現

(ホ) 國民經濟計畫遂行の系統的計算

(ヘ) 社會主義建設を明瞭ならしむる統計的及經濟的作業（社會的及技術的改造問題、質的指標等）の遂行、國民經濟の動態に關する資料の調製及體系化。

(ト) 個々の統計的勞作の發表、所定の手續に依る定期的機關誌（雜誌及案内書等）の刊行。

(チ) 計算及統計に關する知識並に社會主義建設の進行狀態に關する資料の普及等である。

一九三二年以來中央計算局は國民經濟的意義をもつ普遍的な第一義統計調査も種々施行してゐる。その主なるものは全聯邦工業設備調査、公共企業、商業企業、人口、家畜の全聯邦調査等である。

中央國民經濟計算局の分課

中央計算局分課規程といふものがあるが、中央計算局の内部機構は從來屢々改正を加へられ日毎に新部課の設置を見る状態であつたといふ。一九三六年の資料によれば綜合的事務の一部三課と部門的事務の十二課の他に四つの臨時調査局（人口、工業設備、家畜、商業の各國勢調査局）を有したのみであるが、一九三八年八月に全般的改組が行はれ、左記の如き尨大なものとなつた。これによつて中央計算局の分課は從來に比して著し

く整備されたものと認められる。但し發表されたのは新部課の名稱のみで分擔事務に關する成文規程は添附されてゐない。國勢調査に關するものは左表にはないが臨時に特設されるやうである。例へば、一九三九年國勢調査の爲めに設けられた「全聯邦人口國勢調査局」は人口部とは別に存続してゐる。なほ各共和國、州、都市等に於ける計算局の分課も大體中央のそれに準據して改編されたやうである。

- 一、中央國民經濟計算局指導部
- 二、長官書記部
- 秘書課
- 三、綜合計算部
- 當座計算課
- 地方課
- 四、國民經濟バランス部
- 國民所得課

物質バランス課

資金バランス課

固定資本課

不變價格課

五、工業計算部

重工業課

輕工業課

木材工業課

食料品工業課

建設材料課

綜合計算課

六、農業計算部

協同組合工業及小工業課

牧畜課

國營農場課

集團農場及機械トラクター配給所課

集團農場員生計課

七、收穫量決定部

綜合課

收穫量決定部

- 穀作物課
 - 工業原料作物課
 - 土地及播種面積課
 - 八、資本建設計算部
 - 工業資本建設計算課
 - 住宅公共經濟社會施設設計算課
 - 運輸通信建設計算課
 - 綜合課
 - 九、運輸通信計算部
 - 鐵道課
 - 水運課
 - 航空及自動車課
 - 綜合課
 - 一〇、勞働計算部
 - 臨時調査課
 - 人員及賃銀課
 - 勞働者及職員生計課
 - 一一、財政及信用計算部
 - 國民經濟部門財政計算課
 - 財政及信用機關計算課
 - 一一、商品流通計算課
 - 卸小賣商業課
 - 農産物調達課
 - ホルホーズ商業課
 - 一二、住宅公共經濟部
 - 公共經濟課
 - 住宅經濟課
 - 一四、特別部
 - 一五、人口部
 - 一六、保健及社會保險部
 - 一七、幹部養成及文化計算部
 - 學校及學齡前教育課
 - 政治教育機關職員養成課
 - 一八、財務部
 - 一九、世界經濟統計部
 - 二〇、精算報告確認部
 - 二一、學校部
 - 二二、幹部銓衡配置部
 - 二三、計算機械化部
 - 二四、計算監査部
 - 二五、製表部
 - 二六、建設及物資供給部
 - 二七、庶務部
 - 二八、中央學術圖書館
 - 二九、中央文書館
- 中央國民經濟計算局體系の職員數
- 一九三五年の資料によれば、中央計算局體系機關のうち自治共和國、地方及州の國民經濟計算局は約一〇〇〇であつて、その職員定員は合計三、三〇〇人である。市國民經濟計算局監査部の職員（監査員その他）定員は一、三三九人、區計算監査部の定員は七、六八〇人となつてゐる、而して地區國民經濟計算監査員の數は約一〇、〇〇〇人であるから、地方機關の職員總數は二萬二千數百人となるわけである。
- 前記の定員は中央計算局が加盟共和國別に定員總數を指定したもので、各

共和國の計算局長は、自國の各地方、州、及自治共和國の計算局長は自國の各地方州及自治共和國の定員と給料を定めて中央へ報告することになつてゐる。

經濟會議及勞働國防會議
計畫立案作成のプロセスに於ける黨及政府の役割については先に之を述べたが、茲に人民委員會の附屬機關として計畫作成に關係を持つ左記の二機關に就いて一言しやう。

(イ) 經濟會議
經濟會議は一九三七年十一月二十三日附聯邦人民委員會令を以て聯邦人民委員會附屬の一委員會として設置されたものである。同會議は聯邦人民委員會議長、同代理及全聯邦勞働組合中央協議會議長を以て構成し聯邦人民委員會議長が本會議長を兼ねる。その

所管事項は

- (イ) 年度及四半期國民經濟計畫の審議並その聯邦人民委員會への提出
- (ロ) 建築材料其他材料—技術的物資の供給計畫並一般消費物貨供給計畫の確認
- (ハ) 鐵道及水運輸送計畫、季節農業勞働計畫、農産物調達計畫の確認
- (ニ) 經濟計畫實施報告の審査、經濟問題に關する政府決議執行の監査及その執行保障方法の採擇
- (ホ) 國民經濟各部門狀態の審査及其の狀態改善方法の採擇
- (ヘ) 物價問題
- (ト) 勞働及賃金問題
- (チ) 經濟機關の設立廢止並一官廳より他官廳への國有財産利用

の移讓に關する問題の認可

(リ) 其他作業上の性質を有する經濟問題の認可

等であつて即ち聯邦に於ける重要な經濟問題の審議及處理にある。而して同會議はその所管事項に關して聯邦人民委員部、加盟共和國人民委員會議及地方ソヴェト機關を拘束する決議及指令を發し、經濟問題に關する聯邦人民委員部訓令を確認する權限を有する。計畫作成に關する同會議の機能は年度及四半期國民經濟計畫を審議し、之を聯邦人民委員會に提出するにある。従つて爾後聯邦ゴスプランより提出される此等の計畫は一應同會議の審議を経た上で聯邦人民委員會により確認されることとなる譯である。

(2) 勞働國防會議

勞働國防會議(ストオ)の前身は一九一八年十一月に設置された勞

農國防會議である。これはソヴェ
ト政府が當時の内亂状態に處し
新政權を保護せんが爲めに設けた
純然たる軍事的使命を有する特別
機關であつたが、内亂後一九二〇
年十二月この機關を改組して國防
問題——戦争に必要な經濟動員
問題を中心とする經濟建設機關た
らしめ、之をストオと改稱した。
其後ソ聯邦の結成に伴ひ一九二三
八月二十一日附聯邦人民委員會議
令に依り、聯邦勞働國防會議に改
組された。右一九二三年の規程及
其後の改正規定に依ればストオの
基本使命はソ聯邦經濟財政計畫の
實現及其の經濟的政治的事情に應
じての修正、並に經濟政策及國防
政策の分野に於ける聯邦人民委員
部に對する直接の指導にあり、そ
の所管事項は左の如くである。

- (イ) 聯邦經濟財政計畫の審査並
當該機關を經由してその實施
 - (ロ) 國家防衛問題の審査及軍事
の改善に關する方策の採擇
 - (ハ) 全聯邦的意義を有する各國
民經濟部門(財政工業、商業及
交通)の狀態の審査及其等の發
展に必須なる方策の採擇
 - (ニ) 國家經濟及共和國國防の分
野に於けるソ聯邦人民委員部の
指導
 - (ホ) 加盟共和國の經濟會議(集
會)勞働國防會議附屬常任委員
會の直接的指導並に其の報告の
審査(一九三二年二月二十三日
改正)
 - (ヘ) 「トラスト」法に依る全聯
邦的意義を有する「トラスト」
の設立及其の活動停止の問題其
他同法に依り勞働國防會議の權
 - (イ) 限に委されたる問題の認可(一
九二七年六月十四日改正)
 - (ト) 株式會社法に依る株式會社
の設立問題及同法に依り、勞働
國防會議の權限に委されたる其
他諸問題の認可(一九二八年四
月二十六日改正)
 - (チ) ソヴェイト大會、聯邦中央
執行委員會及人民委員會の各
決議に依り勞働國防會議の權限
に委され或は人民委員會が勞
働國防會議に委讓することを必
要と認むる一切の問題の審査
 - (リ) 各國家機關と加盟共和國と
の間の財產制當問題の認可
- 右に依つて見ても明らかなる如く、
ストオは最初ソ聯邦最高の經濟審議及
決議機關として謂はば人民委員會の
經濟問題に關する分身とも云ふべき重
要な役割を持つたもので、その構成員

も人員委員會議長が其議長を兼ねる
外委員には關係各人民委員、國立銀行
總裁等ソ聯邦經濟財政の最高首腦部を網
羅してゐるのである、かの聯邦ゴスプ
ランも最初はこのストオの一附屬機關
として設けられたもので、即ちストオ
は計畫事業に於いても極めて重要な機
能を有してゐたのである。然し其後ゴ
スプランの活動が愈々重要性を帯び、
その組織が著しく擴大強化されるに及

び、一九三一年に遂にストオの管下を
離れるに至つたのを初めとし其他若干
の重要なストオの所管事項が他の機
關に移管されたのでストオの重要性は
次第に失はれ最近殆んど注目に値す
る重要な活動は行つてゐない。殊に
前述の如く一九三七年十一月聯邦人民
委員會の下に經濟會議が設置される
に及んでストオは益々その存在意義を
失つた。

尙は一九四〇年四月十七日附を以て
經濟會議(エコンミーチエスキー・ソ
ヴェイト)の下に左の六經營會議(ハ
ジャイストヴエンマイ・ソヴェイト)
が設けられ、各部門の實際上の運營を
指導することになつた。

冶 金	燃料及電氣
機械製造	一般消費物資
國防工業	農業及農產物貯藏

第二章 金融財政

ソ聯財政の特質

ソ聯邦に於ては、周知の如く、殆んど總ての生産要具及び生産手段が國有化乃至公有化せられ、經濟管理は直接國家機關によつて、または其の下に行はれてゐる。

ソ聯憲法第一條には「ソ聯邦の經濟生活は公共の富の増大、勤勞者の物質的及び文化的水準の不斷の向上及びソ聯邦の獨立の強化並に國防力の強化を目的とする國家經濟計畫により決定且つ指導せらる」と示されてゐる。而して、茲に示されてゐる如く、國家の意志が經濟に對して絶對的な優位を占め、全經濟を支配し、導いて行くこと

るでは、全經濟が中央集權的な指導、統制をうける如く一つの全體的な機構に組織化されてゐる必要がある。而して、ソ聯邦の經濟は、機構としては中央からの指導があらゆる部門にまで浸透するやう、一つの合體としての經濟管理統制の機構の中に編入されてゐるのである。

かくの如く、ソ聯邦に於ては、其の國民經濟の全行程即ち生産、分配、消費の各領域に亘つて人為的な作用即ち計畫作用が加へられ、全國の經濟は巨大なる單一企業となる。而して、經濟生活の無政府状態は解消せられ、生産の全行程の意識的決定即ち計畫がそれに代るのである。

尙、ソ聯邦の最高經濟管理機關はソ

聯邦人民委員會であるが、同會議は國民經濟計畫を決定し、その實現をはかると同時に個々の問題に關しても、法律的效力を有する「決定」「命令」を發し、其の遂行を檢査する。また、人民委員會機關として、經濟會議、II經營會議、ソ聯邦國家計畫委員會（ゴスプラン）、等があるが、ソ聯邦に於ける中心的な國家計畫機關は云ふまでもなくゴスプランである。構成共和國、自治共和國、各州及び地方、大都市にはそれ／＼ゴスプランの地方機關たる計畫委員會があり、其の地方の全計畫を統制するのであるが、右統制は全聯邦ゴスプランの方法論及び組織的決斷に従ふことになつてゐる。而して、聯邦ゴスプランは下級計畫機關から提出される資料に基づいて各地域別及び生産部門別計畫を包含した國民經濟の綜

合計畫を作成し、人民委員會に提出して後者の確認を求るのである。確認をうけた計畫案は法律的效力を有する指令——計畫となり、各經濟機關はこれを遂行する義務を負ふのであるが、ゴスプランはこの遂行狀況を檢査する權限を有し、これがため、各共和國、地方、州にはゴスプランに直屬する全權代表が設けられ、下級計畫機關から獨立して活動してゐる。

國民經濟のかかる綜合的計畫化を可能ならしむる前提條件は、云ふまでもなく第一にソヴェート國家權力であり、第二に生産及び消費の全手段の社會化である。即ち、土地、鑛山、天然資源、工業諸企業、銀行、運輸機關、商業企業等々の社會化がそれであり、凡ての經濟的最高指令は一切國家の手中に收められてゐる。而して、ソ聯邦憲法に依れば、聯邦國民經濟計畫の決

定、聯邦單一國家豫算の確認、聯邦豫算、構成共和國豫算及び地方豫算に編入せらるべき租税並に收入の確認は、最高權力機關及び國家統治機關を以て代表せらるるソ聯邦の管掌に屬するものとされてゐる。従つて、前述の物的計畫の單一性は、當然單一的綜合財政計畫となつて表現されなければならぬ

いわけである。計畫經濟に由來するソ聯邦財政の特殊性は先づ第一にこの點に存するのである。

ソ聯邦に於ける財政計畫中、最も大規模なものは所謂單一財政計畫であるが、これは「物動計畫」たる國民經濟計畫に對應する所謂「資金計畫」であり、

- (イ) 國家豫算
- (ロ) 地方豫算
- (ハ) 工業、農業、運輸、商業、社會文化施設、協同組合の財政計畫

(ニ) 國立銀行の短期信用計畫
(ホ) 投資金融を行ふ特殊銀行の信用計畫

等を打つて一丸としたものである。單一の國家財政計畫はこれらの諸要素が有機的に連絡し合つて構成される。併して、單一財政計畫は「國民經濟の社會化された部分、社會文化施設、國防、行政其他大部分の國家經費に要する資金計畫を擁護し、これら一切に要する資金を計上すると同時に、この資金を社會化經濟部門よりの徵稅乃至蓄積、國民資金の動員等の方法によつて調達するところの綜合計畫である」。

尙、右綜合的財政計畫の收入並に支出計畫方法は左の如くして行はれる。

- △收入計畫
- (イ) 社會化企業が工業製品及び農産物の生産及び販賣、商事、運輸業、公營事業、通信業等より得る

收益

- (ロ) コルホーズ所得税を含む取引
- 税其他の社會企業税
- (ハ) 固定資本の減價償却積立金
- (ニ) 國民資金動員
 - A 個人所得税、コルホーズ員及び個人農に對する農業税、住宅文化税
 - B 國債、貯蓄銀行預金
 - (ホ) 關稅、企業内財源の動員其他
 - △支出計畫
 - (イ) 固定資本投資
 - (ロ) 流動資金の補充
 - (ハ) 新生産部門開拓費
 - (ニ) 社會文化施設費
 - (ホ) 國防費
 - (ヘ) 行政及び豫算費
 - (ト) 國債費
 - (チ) 雜支出

規模に於ても亦その意義に於ても第一義を占めてゐるのは云ふまでもなく國家豫算であつて、ソ聯邦國家豫算が『全國國民經濟の財政計畫』と稱せられる所にも實に此の點に存するのである。而して、國家豫算の主要財源は、後述する如く、取引税、收益税（工業、農業及び商業の收益、運輸、通信收入）等の所謂社會主義的蓄積並に國民資金動員（個人税及び大衆公債）であり、主要支出費目は、國民經濟に對する融資、就中固定資本投資及び流動資金補充、社會文化施設費、行政費、國防費、國債費等である。

更に、ソ聯邦財政の特異性として茲に看過し難いことは、企業財政が一般國家財政乃至豫算と不可分の一體をなし、企業に對する投資金融が國家の手中に集中せられ、國民經濟金融のため國庫支出が國家豫算の最大部分を占めてゐることである。

一般資本主義國に於ては具體的な國民經濟は市場經濟と國家經濟から構成されるのであるが、ソ聯邦に於ては、投資要求を充足すべき自由なる資本市場を存せず、市場經濟を缺く一元的經濟秩序によつてゐるのである。更に之を具體的に述べれば、一般諸國に於ては國家が豫算を通じて國民所得の中から吸収し得る購買力には一定の限界があり、國民所得の主要部分は、私經濟の商品購入、私的金融機關への預金、株式、社債の應募等の形式を以て市場經濟に流入するのであるが、ソ聯邦に於ては生産、分配並に金融機關を國家が獨占し、國家活動によつて國民に分配した所得を、財貨の販賣並に金融機關による國民資金の動員によつて國庫に吸収することが可能である。

尙、この單一綜合財政計畫中、その

體系は一般諸國に於けるそれと全く異り、其の本質を究明することは頗る困難であるが、以下ソ聯邦局發表の資料に基づき、ソ聯邦財政の赴きつつある動向を述べてみよう。

ソ聯邦財政の動向

十月革命後、國民經濟の疲弊困憊は其の極に達したが、國內戦並に干渉戰爭の終結と共に、破壊された國民經濟の復興を目的とする新經濟政策が實施された。而して、新經濟政策は企業活動の形式のみから之を考慮すれば、一見資本主義的生産關係の復活であつたが、之が實施の結果、革命動亂のさ中に完膚なきまでに破壊された全國民經濟は都市・農村を通じて漸く蘇生するに至り、この資本主義的形態下に於ける復興は次の時代に於ける國民經濟の再建設を招致し延いては第一次五ヶ年

計畫實施の基礎を確立したものであると云へる。

新經濟政策に先行する時代は、所謂「戰時共產主義時代」であるが、當時は國家秩序が全面的混亂に陥り、國內經濟の運行は殆んど停止され正常なる貨幣經濟の行はれなかつた時代であつて、かかる時代に於て正常なる財政制度のあり得べき筈なく、確定的なる豫算は勿論のこと國富の收集或は消費の安定せる體系も存在しなかつた。結局、一方から収入として國家の手に收められた所のはそのまま他方から國費支拂のために支出されて行くにすぎなかつた。而して、その不足分を新紙幣が補足して行つたのである。之を要するに、此の戰時共產主義時代に於ける國家財政は、殆んど全く革命のさ中に國家の手に收められた蓄財と強制徴發による生産物（特に農産物）の收

用並に紙幣の發行によつて賄はれてゐたのである。従つて税制の如きも不完全を極め、國家豫算に於て租稅收入の占むる役割は頗る微弱で一九二〇年頃は殆んど皆無である云つてもよかつた。然るに新經濟政策時代に於ては貨幣經濟の復活を見るに至り、税制に於ても一九二三年以降にはやや完備せる形を整へ、當時の壓倒的形態であつた現物税を押除けて金納税が大部分を占むるに至つたのである。「註一」而して、右新經濟政策實施の結果、一九二三年以降に於ては國有財政や官業收入の割合が減少し、國家豫算に於ける租稅收入の重要性が復活し、新經濟政策の末年頃には稅收入が歳入總額の約二割を占むるに至つた。「註二」従つて、租稅外收入を主要財源とする共產主義財政色彩が著しく稀薄化したことに注目しなければならぬ。

〔註一〕新經濟政策實施の第一年度（一九二一—二二年）には金納稅四五%、現物稅五五%の割合であつたが、一九二三—二四年度には現物稅三%、金納稅九七%となり、一九二四—二五年度に至つて現物稅は全く消滅した。

〔註二〕國家歳入豫算に於ける租稅收入と租稅外收入の比率動向を示せば左の如くである。

豫算年度	租稅收入	租稅外收入
一九一三年	三五・五%	六五・五%
一九二〇年	〇・五三	九九・四七
一九二三年	二六・〇	七四・〇
一九二四年	四七・九	五二・一
一九二五年	四六・九	五三・一
一九二六年	四九・六	五〇・五

ソ聯邦に於て國家財政の收支均衡を來したのは、大體一九二五—二六年の會計年度であつた。この時期は、大體に於て通貨安定の時期に相應する。即ち、黨中央委員會並に人民委員會議

は、一九二四年二月五日附を以て新國庫券（政府紙幣）の發行を決定し、これに法貨としての性質を附與したのである。而して、從來法貨として流通してゐたソフズブナーク貨は、新國庫券によつて漸次回収された。尙、政府は國庫券の發行に當つて、過度の發行による通貨膨脹を防止する目的を以て毎月一日現在の國庫券の發行高は、同日のチエルヴオネツ貨の總流通高の半ばを超えてはならぬことを規定した。またチエルヴオネツ貨と國庫券の流通高は二對一、即ち貨幣の總流通高の中、三分

は、一九二四年に行はれたこの幣制改革の結果として、通貨は安定すると共に一九二四—二五年の會計年度から、歳入不足を紙幣の發行によつて填補する不健全な財政は大いに緩和せられ、一九二五—二六年の會計年度から國家豫算は大體均衡を維持し得るに至つたのである。

△幣制改革前に於ける國家歳入

歳入費目	一九三三年	一九三四年	一九三五年
租稅收入	四五〇	四五〇	四六一
國有財産及び企業收入	一九九	五一	八三五
公債收入	一	八五	二一九
紙幣發行	三五〇	三八七	一九六
計	一、〇〇〇	一、三八八	一、九一六

（單位、百萬チエルヴオネツ貨）

△自一九二五年至一九三二年ソ聯邦國家豫算

會計年度	歳入總計
一九二五—二六年	四、〇六六・二
一九二六—二七年	五、三九〇・六
一九二七—二八年	六、六七〇・四
一九二八—二九年	八、四二七・七
一九二九—三〇年	一二、九八六・五
一九三〇年十月—十二月	五、三二二・二
一九三一年	二二、八六一・一
一九三二年	三一、六二九・五

（單位百萬留）

年度	歳入	歳出
一九三四年	五五・〇	五二・五
一九三五年	七一・七	七〇・六
一九三六年	八八・五	八六・七
一九三七年	一〇四・一	一〇三・一
一九三八年	一二七・五	一二四・〇
一九三九年	一五五・九	一五三・一
一九四〇年	一八三・九	一七九・九
註一 一九三七年及び一九四〇年以外は實行豫算		

右は、地方豫算を含む統合的國家豫算であるが、前掲の一九二五—三二年國家豫算と對比のため、地方豫算を除く國家豫算の動向を示せば左の通りである。

△最近諸年間に於けるソ聯邦國家豫算

右に見る如く、ソ聯邦の財政は一九二四—二五年度から、歳入不足を紙幣の發行によつて補足する不健全財政から脱却したのであるが、爾來ソ聯邦國家豫算聯邦（豫算及び加盟共和國豫算）は一九三二年までの間に左の如き動向を辿つて膨脹して行つた。

年度	歳入	歳出	歳入超過
一九三三年	四四・三	三九・九	四・四

（聯邦豫算、共和國豫算及び地方豫算）

（單位、十億留）

年度	歳入	歳出
一九三三年	四、一五〇	三、七四〇・四
一九三四年	五、八五	五、六六
一九三五年	七、四八	七、七三
一九三六年	八、七〇	八、八七
一九三七年	九、五三	九、九二

（單位百萬留）

一九三八年 二四、三三
一九三九年 一四、四六
一九四〇年 一六、三三

尙、次にソ聯邦財政の發展動向を示す指標として、ソ聯邦局が公表してゐる數字を若干あげてみよう。

△ソ聯邦國家豫算關係の社會文化施設費

(單位百萬留)

一九二八—二九年 二、五八三・二
一九三三年 九、三〇一・六
一九三八年 三五、二五六・三
一九三九年(暫定) 三五、三三六・〇
一九四〇年(暫定實績) 四一、七一三・〇

△國立銀行の決濟勘定

(銀行内勘定を除く)

(單位十億留)

一九二八—二九年 一七六・七
一九三三年 八八七・八
一九三六年 二、一五・八

△國立銀行の對國民經濟短期投資額

(各年度一月一日現在)

(單位百萬留)

一九三三年 一〇、四五一・七
一九三八年 四〇、六九八・三
一九三九年 四四、九四九・二
一九四〇年(十月一日現在) 四九、七一〇・四

△國立銀行支店數

(各年度一月現在)

一九二八年 五七一
一九三三年 二、一九九
一九三九年 三、三〇〇
一九四〇年(十月一日現在) 三、七九八
註：一九四〇年十月中に右の他バルト三國に六二の支店開設さる。

△ソ聯邦國營貯金取扱局數

(各年度一月現在)

一九三七年 一八、六〇二
一九三八年 一九、七六〇
一九三九年 二六、三六二

△國營貯金局預金高

(各年度一月一日)

(單位百萬留)

一九四〇年 三七、二〇〇
一九四一年(計畫) 三八、七四〇

一九三三年 九七四
一九三四年 一、一八二
一九三五年 一、六三八
一九三六年 二、四六一
一九三七年 三、五三八
一九三八年 四、五一五
一九三九年 六、〇六一
一九四〇年 七、〇五七
同 年(六月一日) 七、六五六

租稅制度

(イ) 新經濟政策時代

新經濟政策は、前述の如く、之を企業活動の形式のみから見れば、一見明白に資本主義的生產關係の復活である。而して、私經濟的取引關係を基調

とし、國營企業すら國庫より獨立せる經營を行ひ、私企業と公企業とが夫々相並んで營利事業を營んでゐた時代である。

従つて、租稅の種類、課稅方法等も一般資本主義國に類似し、各種の直接稅並に間接稅が設けられてゐた。尙、新經濟政策の發展に伴ひ、租稅收入が國家豫算歲入に於て次第に重要位置を獲得して、歲入總計の約五割を占め、殘餘五割の租稅外收入が主として官業收入即ち國營トラストの利潤によつて賄はれてゐたのである。また右租稅收入中の五割弱は直接稅で其の主なるものは、營業稅、所得稅、農業稅等であり、殘餘の五割強は各種の間接稅、關稅、各種公課金等で其の數實に數十種に上つた。右直接稅、及び間接稅の個々の稅目について茲に詳説の暇はないが、直接稅としては右にあげた以外に

超過收益稅、相續稅等があり、間接稅中の各種消費稅としては、酒精飲料稅、砂糖稅、茶稅、煙草稅、石油稅、マツ

△新經濟政策期に於ける稅收入内譯

(單位百萬留)

稅目別	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
直接稅	二五二・七	三五七・九	三三六・七	四〇〇・〇
單一農業稅	四五八・四	六九七・八	六四九・二	一、〇〇五・〇
營業稅	一五一・四	一九二・二	二二九・八	二七二・〇
所得稅	八・九	一五・九	二二・六	二二・三
其他	八七〇・四	一、二六三・八	一、二三八・三	一、七〇〇・三
間接稅	八四一・六	一、二〇九・八	一、四八二・六	一、七二〇・〇
消費稅	一五〇・五	一八九・五	二五七・二	二四五・〇
關稅	一五一・三	一六八・八	二二一・一	一三八・〇
其他	一、一四三・四	一、五六八・一	一、九六〇・九	二、一〇三・〇
總計	二、〇一三・八	二、八三一・九	三、一九九・二	三、八〇三・三

尙、租稅はソ聯邦に於ても一般諸國に於けると同様に第一に國家の統治上

必要なる収入を調達するために徴收せられるのは理の當然であるが、これと同時に、租税の賦課に當つては多分に社會政策的考慮が拂はれつつあつたこと、即ち租税が有産者收奪のための強力な武器として、露骨に一階級を保護し他を抑制せんとする階級的色彩を多分に帯びつつあつたことを失念してはならない。社會主義國家がその租税政策の上に強い階級的色彩を發揮するであらうことは今更駄言を要しないところであらうが、ソ聯に於て就中新經濟政策時代に於て我々はその最も著しい例を見出すのである。

各税目の内容を具さに茲に検討する暇を持たないが、一例を消費税にとつてみても一般に高級品は下級品よりも著しく高率に定められ、また相續税、營業税、農業税、所得税、超過收益税等凡て階級の如何乃至所得の如何によ

つて租税賦課の有無乃至税率の高低が決定されてゐたのである。尙、農業税は其の最もよき適例であり、富農階級に對しては極端なる累進税を課す一方貧農並に中農に對しては事毎に減税乃至免税の特典を與へてゐた。

(ロ) 一九三〇年の税制大改革

次いで計畫經濟期に入るに及び、ソ聯當局は、一九三〇年九月三日附決定を以て税制の大改革を布告するに至つたが、右決定の前文理由書は税制改革の理由について次の如く述べてゐる。『國民經濟に於て、私經濟部門が退潮し、社會化部門が發展すると共に全國國民經濟並に各企業内に於ては、計畫主義が強化せる結果、現行租税制度は國民經濟の現狀に適應せざるものとなつた。且、租税項目は著しく多數に上り徵收事務徒らに複雑化し生産及び取引の調整並に部分的に

は物價政策の實現を困難ならしむる一方、社會化企業と國家豫算との相互關係は複雑を極め全國國民經濟並に各部門の計畫化を困難ならしめるに至つた。仍て國營企業管理の再組織並に金融改革の實施に伴ひ税制の根本的改革は茲に當面焦眉の急務となつた』

一九三〇年の税制大改革は、右の如き理由に基づいて行はれたのであるが之を要するに計畫經濟に適合して改革されたものであつて、右税制改革により租税の容體は私經濟部門より社會化部門に置換へられ且つ複雑多岐を極めた六十餘種の社會化企業税は後述の取引税及び收益税の二大税に單純化されるに至つた。即ち、新税制は社會化企業の課税に關して其の一切の納入金を企業の取引税と收益税に統一し、租税種目の複雑性に基づく簿記制度の膨脹

を清算するに至つた。

尙、前掲の税制改革決定の理由書中にも示されてゐる如く物價政策と租税政策とはソ聯計畫經濟遂行上極めて密接な關係を有するものである。即ち、ソ聯計畫經濟下に於ける生産並に分配關係は國家の手中に握られ政府が自ら之を計畫し實行するものであり、従つて、又國民の消費そのものすら一定の國家計畫によつて統制される。而して物價はすべて國家の直接的統制下にあり、一般資本主義諸國に於ける如く需要供給による所謂盲目的法則に左右されず、商品の取引は一切政府の決定せる價格に基づいて人為的に調節する必要がある。即ち、物價政策はソ聯計畫經濟を調節する樞軸であり、之を要するに租税政策が物價政策と密接なる關係を有する所以である。

現行ソ聯邦税制は、大體この一九三

〇年度改革税制を基礎として現在に至つたものであるが、現行ソ聯税制にお

いて租税収入は之を社會化經濟收入と私經濟收入（國民資金動員部門に屬する税收入）の兩者に大別することが出来る。而して、社會化經濟税は國營企業若くは公營企業に對する徵收であり私經濟税は所謂國民資金動員部門に屬する税收入であることは論を俟たぬが今その兩者を主要税目別に示せば左の如くである。

(一) 社會化經濟税收入

イ、取引税

ロ、國營企業收益税

ハ、社會化企業所得税

(ソフホーズ税、コルホーズ

所得税、勞務税)

(二) 私經濟税收入（國民資金動員）

イ、都市及農村の住宅文化税

ロ、個人所得税

ハ、コルホーズ員及個人農の農業

税

(ハ) 取引税

取引税は周知の如く、社會化生産機關乃至は調達機關が、其の製造乃至調達にかかる商品を商業機關に對し販賣する場合に、其の賣上額に應じ、一定率を以て賦課されるものである。而して、生産財たる消費財たるに拘らず、殆んど一切の商品に賦課されるのであるが、其の課税率は生産財に極めて軽く、消費財に對しては著しく苛重である。

△取引税の課税率

石炭、セメント	〇・五%
工作機、國防工業製品	一%
金、プラチナ	一%
農業用機械（トラクターを除く）	一%
ビール	五九%
葡萄酒	四二%

牛肉	六九・五%
砂糖	七九%
バター	二三%
マツチ	四一%

次に取引税の徴収は聯邦的意義を有する企業に對しては聯邦財務人民委員部が、共和國的意義を有する企業に對しては當該共和國財務人民委員部が、地方的意義を有する企業に對しては當該地方財務機關が又都市的意義を有する企業に對しては當該都市財務機關が之を行ふことになつてゐる。

然し、特殊な場合には聯邦財務人民委員部若しくは共和國財務人民委員部が其の管轄に屬する徵稅を他の財務機關に委任することがある。例へば聯邦的意義を有する或る企業がモスクワ外に其の管理部を有する場合に於て、聯邦財務人民委員部は右管理部所在の財務稅關に其の徵稅を委任するが如き場合で

ある。

また、取引税の收納は國立銀行諸機關が、同行に有する租稅主體納稅者の當座勘定から其の稅額を控除し、之を國家豫算に繰入れるのであるが、若し租稅主體（納稅者）が國立銀行管下機關に當座勘定をもたずして他の金融機關に置く際には、當該金融機關が右國立銀行の職能を代行することになつてゐる。

(二) 收益稅

新經濟政策時代に於ける國營企業は周知の如く、トラストが一の法人として獨立の會計を營み所謂「コンメルチエスキイ・ラスチョート」(商業會計)の下に事業を經營してゐたのであるが其際企業利潤の約二割をトラストに與へ残りの約八割が官業收入として國家の收入となつた。然るに社會主義的計畫經濟の五ヶ年計畫時代に入るや、トラ

スト内の各企業に自治會計制(ボズラステチョート)を實施し、企業が生産品が商業機關に始めて販賣せられる場合に前述の取引税を課して國家の租稅收入となし、計畫性の乏しい從來の官業收入は之を廢止するに至つた。而して右官業收入を廢止した結果各企業の利潤に對しては新なる課稅方法を設けることになり茲に云ふ收益稅なるものが生れたわけである。

尙、收益稅の課稅率であるが、國庫から融資をうけてゐる國營企業は純利益の一〇%、金融機關は五〇%、更に國庫の融資をうける企業は豫定の産業財政計畫に従ふ投資額以上の利益をあげた場合に二〇%以上の範圍で控除される。以上は現在實施の控除率であるが、一九三〇年以來幾度か變更され今日に至つたものである。例へば一九三〇年の本稅實施當時は一般國營企業

一一%、水運業三〇%、國立銀行五〇%、商業機關並に國立銀行外諸銀行八四%と定められてゐたのであるが、企業が原價引下並に勞働生産性の向上を計り折角利益をあげても其大部分たる約八割強を國庫收入として控除される様な状態では企業自體の収益性乃至採算性に對する關心を著しく阻害し、従つて企業内に於ける自治會計制の確立を期し難いので遂に右の如き稅率の低減を見るに至つた。但、最近に於ては

以上の控除率あまりに低率であるとの主張が行はれ、其の改訂が屢々強論されてゐるから、近き將來に於て控除率の變更を見るものと豫想される。

次に、歳入總額中に於て占むる收益稅收入の比率は、一九三三年には僅かに二・八%を占むるに過ぎなかつたのであるが、一九四〇年度に於ては一二・三%となり、取引稅收入に次ぐ主要

國家財源となつてゐる。これは一面に於て、ソ聯邦企業の収益性が次第に向上げてゐることの證左とも見做されるであらう。

(ホ) コルホーズ所得稅

コルホーズ所得稅は、もとコルホーズ農業稅と云はれてゐたのであるが、一九三六年七月二十日附聯邦人民委員會議並に中央執行委員會決定を以てコルホーズ所得稅と改稱されたのである。

それまでのコルホーズ農業稅は、其の年の收穫高如何に拘らず、豫定された播種面積を標準にして一定の稅額が賦課されてゐた。また、工業用作物や畜産關係收入に對しては種々の特典を與へてゐたのである。即ち、工業用作物や畜産收入は殆んど免稅に近い特典を與へられてゐたのである。

これは當時の農業政策が穀物増産に

重點を置いてゐたこと、證左であるが、其の後畜産業、養禽業、工業用作物(棉花、甜菜等)の栽培が大規模に行はれ、これらからの收入がコルホーズ經濟上相當重要な役割を演ずるやうになつた。そこで、從來の穀物中心の課稅方針を廢止し、前記決定を以て穀物、工業用作物、畜産收入等一切を含むコルホーズの實收高總額に對して所得稅を賦課することになつたのである。

尙、コルホーズ所得稅の課稅率は、アルテリ及びコンミユンに對しては總收入の三パーセント、トーズ(土地共同耕作組合)に對しては四パーセントとなつてゐる。

右總收入とは、年度決算報告による前年度の總所得額を指し、貨幣收入並に現物收入の兩者を含むものである。尙現物收入は國家調達價格によつて評

價することになつてゐる。

以上はいづれも社會化經濟部門に對する徵稅であるが、次に個人に對して賦課される私經濟稅中の主なるものをあげてみよう。

(へ) コルホーズ員及び個人農に對する農業稅

既に述べたコルホーズ所得稅は、コルホーズ自體即ち社會化企業としてのコルホーズに對して賦課されるものであるが、茲に述べる農業稅は個人即ちコルホーズ員及び個人農に對して賦課されるものである。

本項目に關する農業稅は一九三九年九月に根本的改訂を蒙るに至つたので新稅法について説明する。

先づ第一に、コルホーズ員世帯及び個人農世帯の被課稅所得は次の如き收益見積によつて決定される。

△農家世帯の收益見積表

所得類別	所得額	
	共ロシヤ	ウクライナ
A 一ヘクタール當り所得額の農作物播種地	五四〇	五四〇
馬鈴薯播種地	一、二〇〇	一、三〇〇
亞麻播種地	五〇〇	五〇〇
棉花播種地	七五〇	九〇〇
大麻播種地	七五〇	九〇〇
煙草播種地	一、七〇〇	一、一〇〇
マホルカ播種地	九五〇	一、〇〇〇
菜園及び瓜畑	二、五〇〇	二、五〇〇
果樹園及び茄畑	三、五〇〇	三、五〇〇
葡萄園	七、〇〇〇	五、五〇〇
草刈地	三〇〇	四〇〇
B 生産別家畜一頭當り所得額		
牝牛	六〇〇	六〇〇
山羊及び羊	四〇	四〇
豚	三〇〇	三〇〇
C 國家經濟に於ける役畜一頭當り所得額		
馬、駱駝、騾馬	五〇〇	五〇〇
去勢牛、牝牛、水牛	三〇〇	三〇〇

(單位、留)

(注意) ロシヤ共和國、ウクライナ共和國及び白ロシヤ共和國以外は省略した。尙、右收益見積表に基づいて算定さるべき率を以て農業稅を賦課することになつた農家世帯に對しては、左の如き稅率を以て決定される。

所得額	稅率
七〇〇留以内	五〇留
七〇〇留以上 一、〇〇〇留以内	五〇留
一、〇〇〇留以上 二、〇〇〇留以内	七四留
二、〇〇〇留以上 三、〇〇〇留以内	一六四留
三、〇〇〇留以上 四、〇〇〇留以内	二七四留
四、〇〇〇留以上	四〇四留

△コルホーズ員の場合

所得額	稅率
七〇〇留以内	五〇留
七〇〇留以上 一、〇〇〇留以内	五〇留
一、〇〇〇留以上 二、〇〇〇留以内	七四留
二、〇〇〇留以上 三、〇〇〇留以内	一六四留
三、〇〇〇留以上 四、〇〇〇留以内	二七四留
四、〇〇〇留以上	四〇四留

四、個人農の場合

所得額	稅率
一、〇〇〇留以内	一〇〇留
一、〇〇〇留以上 二、〇〇〇留以内	一〇〇留
二、〇〇〇留以上 三、〇〇〇留以内	二七〇留
三、〇〇〇留以上 四、〇〇〇留以内	四七〇留
四、〇〇〇留以上 五、〇〇〇留以内	七二〇留
五、〇〇〇留以上 六、〇〇〇留以内	一、〇三〇留
六、〇〇〇留以上	一、四一〇留

右二表に徴して明白なる通り、同じ個人に對して賦課される農業稅でありながら、コルホーズ員に對しては課稅率が軽く、個人農に對しては重いの特徵とする。尙、コルホーズ員に對する特典として、第一にあぐべきことは、コルホーズ員が貨幣及び現物形態を以てコルホーズから所得する收入に對しては農業稅を免除してゐることである。また、コルホーズ員が餘剩農作物を市場で販賣する場合に、其の賣却代金に對しては農業稅が課せられないのであるが、個人農の場合には被課稅收入として取扱はれてゐる。

次に、非コルホーズ員たる勞働者、勤務員並に中工業協同組合員に對する農業稅は、其の農業經營が一定規模を超過しない場合はコルホーズ員世帯と同一規準の稅率が適用されるが、これを超過する場合には個人農なみの稅率

が適用されることになつてゐる。また廢兵、勞働不能者、高齢者、軍人、農村居住の教師、醫師、獸醫師、農業技術者、金及び白金採取業者（スタラーチエリ）等に對しては農業税を免除することになつてゐる。

△農村住宅文化税

農 家 種 別

非社會化經濟收入を有せざるコルホーズ農家
非社會化經濟收入を有するコルホーズ農家
個人農（役畜、市場賣却收入を有せざる場合）
個人農（役畜を有せざるも市場賣却收入ある場合）
個人農（役畜を有する場合）
富農

(ト) 住宅文化税
本税は都市に於ける住宅文化税と農村に於ける住宅文化税に分れてゐる。國民の文化生活施設に向ける財源を求め、必要から一九三一年以來設けられたものである。

○年四月改正され、免税點を引上げる。同時に、六〇〇留以上の所得に對し、累進課税を實施することになつた。

(チ) 個人所得税

これは、都市居住民に對する所得税で、勞働者勤務員に對しては、從來一四〇留未滿は免税、一四〇留は〇・六%、六〇〇留及び六〇〇留以上は一率に三・三%となつてゐたが、一九四〇年四月の改正により、免税點が引上げられ、又六〇〇留以上のものに對しては累進課程を適用されるに至つた。即ち次の如くである。

勞働者及び勤務員に對する都市住宅文化税

これは從來、一四〇留未滿は、免税で、最低〇・八%、最高（六〇〇留以上）二・八%となつてゐたが、一九四

一五一—二〇〇留	一留二〇哥に一五〇留を超過せる金額の三%を加へたもの
二〇一—三〇〇留	二留七〇哥に二〇〇留を超過せる金額の三・三%を加へたもの
三〇一—五〇〇留	六留に三〇〇留を超過せる金額の四%を加へたもの
五〇一—七〇〇留	一四留に五〇〇留を超過せる金額の五%を加へたもの
七〇一—一、〇〇〇留	二四留に七〇〇留を超過せる金額の六%を加へたもの
一、〇〇一留以上	四二留に一、〇〇〇留を超過せる金額の七%を加へたもの

尙、勞働者及び勤務員以外の都市居住民については次の如き部類に應じて稍々高率の課税率が設けられてゐる。

(イ) 著作契約を取極めたる文筆家學者等

(ロ) 協同組合の職入、雇人を有せざる手工業者、醫師、發明家等

(ハ) 雇人を有する手工業者、小商業家、宗教家、私法上の組合等

而してこれらも一九四〇年四月に改正を受け、次の定く定められるに至つた。

(イ) 家内工業者及職人に對する所得税

組合に加入して居る家内工業者及職人に對する所得税は、一九三四年實施の現行税法に據れば、(一) 實際に社會化企業内に於て勞働し

つつある者(二) 名目上のみ組合に加入し、實際は個人經營に従事しつつある者との間に差別を設けず、兩者は全く同一の課税率を適用せられてゐるが、新税法により斯る場合には組合に加入し居る者と雖も、組合非加入者と看做し、後者に對する課税率を適用することとなつた。

次に組合に加入して居ない家内工業者及職人に對する所得税は、舊税法に據れば、其經營する企業の能力、職業等の外見のみに基いて被課税所得を査定し、實際の所得を考慮しなかつたが、新税法により、實收入に應じて累進課税を適用することとなつた。

(ロ) 文筆業者及藝術家に對する所得税

文筆業者及藝術家に對しては、從

來特別の課税率設けられ、年收一、〇〇〇留の者に對して一%、二〇、〇〇〇留以上の者に對しては三八%課税されてゐたが、新税法に、より課税率が著しく引下げられ、年收二〇、〇〇〇留以下の者に對しては勞働者及勤務員の所得税と同一の課税率を適用し、又二〇、〇〇〇留を超過する所得に對しては、累進税を適用するが、從來の課税よりは著しく引下げられた。

聯邦國家豫算

ソ聯邦國家豫算は、現行豫算立法によれば(イ) 聯邦豫算(ロ) 共和國豫算(ハ) 地方豫算の三者から構成されてゐる。聯邦豫算は主として全聯邦に共通的な意義を有する事項に關する豫算であり、共和國豫算は主として共和國的意義を有する事項に關する豫算で

あるが、之を更に具體的に述べると、聯邦豫算は全聯邦共通の人民委員部關係(例へば、國防、外務)共和國豫算は共和國のみに存在する人民委員部關係(例へば、教育、地方工業等)の豫算である。尙、食糧品、輕工業人民委員部の如く、聯邦及び共和國に並存する人民委員部は、あるものは聯邦豫算に、あるものは共和國豫算に組入れられてゐる。

地方豫算は、州豫算、地方豫算、區豫算、市豫算、町豫算、村豫算より成るが、これは國家豫算から一應獨立した自治的豫算ではあるが、其の財源の大部分は國家豫算に依存してゐる。

ソ聯邦國家豫算(聯邦豫算、共和國豫算、地方豫算)は逐年膨脹の一路を辿り、一九四〇年度に於ては實に

歳入 一八三、九五四、六三三、千留
歳出 一七九、九一三、三七五、千留

の多額に上つてゐるのであるが、次に一九四〇年度の豫算内容をみやう。(イ)歳入豫算

(イ) 取引税 (ロ) 収益税 (ハ) 企業所得税 (ニ) 國債 (ホ) 國民稅 (ヘ) 關稅等々であるが、政府提出の豫算案に依れば一九四〇年度歳入豫算の内譯は次の如くである。

一九四〇年度國家豫算歳入内譯 (註II原案)

聯邦豫算	一四一、〇九四、九〇五、千留
共和國及地方豫算	四二、八五九、七二八、千留
財源	(單位百萬留)
取引稅	一〇八、三四九、〇
國營企業收益稅	二二、三六七、九
國營社會保險基金控除	九、一三六、〇
エム・テ・エヌ收益稅	二、六二三、四
國債收入	一一、一七一、〇
國民稅收入	一九、七〇三、八
其他	九、二三四、八
次に歳出豫算を見れば次の如くである。(單位百萬留)	
國民經濟費	五七、一一七、五
文化施設費	四二、八七五、四
國防及海軍人民委員部費	五七、〇六六、二

内務人民委員部費
行政及司法機關費
國債費(利子及割増金)
聯邦及構成共和國人民委員會議議備金
其他

七、〇四五、四
七、一六〇、二
二、四八〇、〇
五、〇一一、〇
九五五、二

國民經濟費は、國家豫算を通じて投

下されるものと、企業自體の蓄積の中から投下されるものとに二大別され、その對象は基本建設と活動資金の補充とであるが、最も重大意義を有する基本建設への投資内容を見れば次の如くである。(單位十億留)

△國民經濟費
國民經濟費は、工業、農業、運輸、通信、商業等に對する國庫補助金乃至助成金であり、ソ聯邦歳出豫算の大宗をなしてゐる。

△歳出總額中に於ける國民經濟費の比率

一九三三年	五九・九%
一九三四年	六三・六
一九三五年	四九・九
一九三六年	四八・七
一九三七年	四一・七
一九三八年	三九・五
一九三九年	三八・〇
一九四〇年	三三・〇

ソ聯邦國民經濟全體内譯
工業
農業
運輸及通信
國營商業及商業調達機關
住宅、公共事業及社會文化的建設

國家豫算	三六・一三	二四・三九	一一・七四
自家資本	一九・一九	一三・三五	五・八四
	一・二三	〇・九四	〇・二九
	五・四四	一・七四	三・七〇
	〇・三七	〇・一四	〇・二三
	一九・九二	一・二四	〇・六八

次に流動資金の補充は、一九四〇年内に一〇三億留を要し、内五三億留が國家豫算により支出されることになつてゐた。

社會文化費

一九四〇年度の社會文化施設費は總

額四二、八七五百萬留と豫算され、前年度概算實績に比して約四十五億留の超過である。右社會文化費は聯邦豫算、共和國豫算、地方豫算並に國家社會保險豫算に次の如く分割される。(單位百萬留)

收 益 税	三、四六	國民經濟	五、二〇	七、八五	グル ジ ヤ	一、二二〇
國家社會保險	九、一五	内 務	七、七三	五、一八	トルクメン	五三一
エム・デー・エス収入	二、〇〇七	工 業	三、二六	一、三三	ウズベツク	一、六〇四
國 債	二、三〇	農 業	四、六四	六、五八	タジク	五八一
國 民 税	九、四三	運輸通信	四、七三	四、八三	カザフ	一、七一七
		社會文化施設	三、六二	三、六二	キルギス	四七六
		内 務	九、三九	一〇、九一	カレロフイ	四九三
		教 育	一、三五	一、三五	モルダヴィヤ	四四七
		保 健	七、三六	七、三六	リトワニヤ	八〇一
		多産婦國家扶助	一、〇元	一、〇元	ラトヴィヤ	八九四
		社會保障(社會保險基金を除く)	七、三六	七、三六	エストニヤ	五一一
		國家社會保險	六、七五	六、七五	アルメニヤ	五一八
		國防及海軍人民委員部	七、八五	七、八五	總 計	四六、〇〇四
		司法及行政機關	七、四三	七、四三		
		國債關係支出	三、七五	三、七五		
		又各加盟共和國豫算を左の如く計上した。(單位百萬留)				
		ロシア聯邦共和國	二四、八三三	二四、八三三		
		ウクライナ	八、二二〇	八、二二〇		
		白 露	二、一一〇	二、一一〇		
		アゼルバイヂヤン	一、〇四八	一、〇四八		
		一九四〇年(暫定實績)				
		一九四一年(計 畫)				
		總 額	一七三、二五	二二五、七三		

一九四一年に於ける工業の生産は前年度に比し一七・八%増大の豫定で即ち一六二〇億留となり、小賣高及協同組合組織は一、九七〇億留の收入を得べく、前年度の一七四五億留に比し著しい増加を示す處である。又、國債及び貯金局預金よりの收入について見れば、一九四〇年度に於て、總額九、四三三萬留に達する國債を賣却して居り、貯金局預金も七〇〇〇萬留に達してゐる。

次に歳出内譯を見れば、左の如くである。(單位百萬留)

られる信用計畫によつて決定されるのである。而して、この信用計畫は、豫算と並んでソ聯邦に於ける統一的金融計畫を構成し、更に右金融計畫と生産計畫並に商品流通計畫とが打つて一丸となり統一的な經濟計畫を形成するのである。

節的支出に對する貸付
(三) 輸送中の商品を増保とする貸付
(四) 非計畫的短期信用
以上四種の主要短期信用の外、農作物調達關係の現金決済のために利用される「前貸信用」及び自家運轉資金を一定基準まで一時的に補充せんがための特種短期信用がある。

(イ) ソ聯邦信用制度の特質

ソ聯邦信用制度の特質は、長期信用乃至短期信用の如何を問はず、嚴格なる計畫の下に行はれることである。これは計畫經濟に由來する必然的結果であることは言を俟たぬが、ソ聯邦の信用機能の特徴づける最も著しい特徴は實に信用の計畫性にあると云へる。即ち一般諸國に於ては金融は營利安全を原則として自由主義的に運營せられてゐるのに反し、ソ聯邦に於ては國民經濟の具體的事情に基づいて作成された一定の信用計畫によつて運營されるのである。

尙、信用は短期信用及び長期信用の二者に區別されるが、前者の短期信用(流動資金金融)は専ら國立銀行(ゴスバンク)によつて行はれ、後者の長期信用(固定資本融資)は農業銀行、其他の所謂特殊諸銀行によつて行はれる。

次に、特殊銀行の行ふ長期信用は、所謂基本建設資金の融資である。社會化經濟部門の基本建設計畫は毎年一般經濟計畫と共に確認されるのであるが、特殊銀行は右基本建設計畫に基づいて蒐集せる基本建設資金の融資を行ひ、其の過程に於て所謂「ルーブルの統制」を行ふのである。

更に之を具體的に述べれば、ソ聯邦に於ける資本の移動は計畫によつて規制され、各經濟機關にかほどの信用を授與すべきかは國立銀行及び各人民委員部(各省)によりて作成され聯邦人民委員會議(内閣)によつて確認せ

先づ第一に國立銀行の提供する短期信用中主なるものをあげれば次の通りである。

- (一) 商品の季節的蓄積に對する貸付
- (二) 季節的生產過程に關聯する季

ソ聯邦銀行制度の中樞機關は國立銀行である。同行は一九三八年までは財

務人民委員部の管轄下にあり、一見其の附屬機關の如き觀を呈してゐたのであるが、同年に人民委員會直屬機關に昇格し、總裁は人民委員會に於て決議權を與へられることになつた。

國立銀行は銀行券發行の特權を與へられてゐる中央銀行で、短期信用業務を獨占的に取扱ひ、政府の金融政策の遂行機關として、政府の國庫金出納機關として、又ソ聯邦に於ける決済中樞機關として實に重要な機能をもつてゐる。尙、國立銀行の本店（理事會）は計畫統制指導のみを取扱ひ、對外信用局を除いては實際の銀行業務を行はず、銀行支店網の管掌を主要業務としてゐる。國立銀行支店網は、共和國支店、地方及び州支店、各大商工業中心地の支店、出張所、代理店及び金銭出納決済所よりなるのであるが、次に其の構成を稍詳細に述べてみよう。

△國立銀行支店（理事會）

理事會は、理事長及び其の代理並に理事より成るが、前述の如く、執行機關たる機能を有せず、主として國立銀行支店網の指導統制を行ふのである。

△共和國地方及び州支店（カントーラ）

右各支店は國立銀行本店に直屬する而して、其の顧客に對して奉仕し、特に國立銀行本店の確認する指令及び計畫に従つて、其の管轄區域にある下級支店網を指導する。

△地方支店に直屬の支店

これは主として自治共和國に設けられてゐる。即ち、共和國支店又は地方支店の管轄する經濟區域が複雑なる民族的並に行政的構成を有し、其の結果、一支店を以てしては、全業務の統制指導が困難なる場合に設けられるのである。

△區出張所（オツヂエレニーエ）

區出張所は、區中心地に設けられ、國立銀行支店網の基本的形態である。尙、數區を管轄する出張所が若干設置されてゐるが、これは隣接區の經濟的價値が極めて貧弱なるために各區に獨立の出張所を設置することが不適當な場合に設けられるものである。

△都市出張所

都市出張所は、普通國立銀行支店の存在する都市に設置される。即ち、銀行業務の著しい輻輳から支店を解放し顧客の便宜を計らんがために設けられる機關である。

△閉鎖出張所

閉鎖出張所は、莫大なる決済取引を有する一人又は數人の顧客に奉仕する目的を以て設置される。而して、普通顧客の在住地に設けられ、原則として一定の顧客に對してのみ奉仕する。

この範疇に屬する支店數は比較的少數である。

△金銭出納・決済所

金銭出納・決済所は、巨大企業又は莫大な金額に上る調達業務が行はれる地點に設置される銀行細胞である。また、金銭出納・決済所の業務は制限的であり、主として顧客に對する金銭出納業務を司るのである。而して、この機關は、支店によつてもまた出張所によつても設立し得られるものである。尙、一九四〇年十月末現在に於ける國立銀行の支店網は、三、八六〇店に達してゐるが、支店種類別の内譯數字は不明である。

但、一九三二年一月一日現在に於ては次の如くである。

△國立銀行支店網（註）

國立銀行本店
本店直屬の支店

一
二六

第五篇 經濟 第二章 金融財政

副支店
各種出張所
代理店

二五
二、三九六
一七

長期投資關係の特殊銀行は次の四行である。

計 (註) 金銭出納・決済所數を含まず

- (一) 工業銀行（プロムバンク）
- (二) 農業銀行（セリホズバンク）
- (三) 全聯邦協同組合銀行（フセコバンク）
- (四) 公共事業並に住宅建設中央銀行（ツエコムバンク）

尙國立銀行は公稱資本及び豫備金を保有してゐるが、前者は四、〇〇〇萬チエルヴオネツ即ち四億留と定められてゐる。豫備金は利益金より積立の方法によつて形成され、營業年度バランスによる銀行の營業損失のカバーに充當される。また、銀行利益金は、年度決算報告後次の如く處分される。

- (一) 五〇%は國庫收入
- (二) 五%は行員の生活改善基金積立
- (三) 〇・二五%以下は賞與基金積立
- (四) 殘額は銀行豫備繰入
- (ハ) 長期融資特殊銀行

- (一) 基本建設計畫により見込まれるる基本建設資金の蒐集
- (二) 基本建設に對する決済業務
- (三) 基本建設資金の利用を建設計畫の遂行に適應せしめ合理的投資たらしむる様所謂ルーブ